

令和7年第4回嵐山町議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月28日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
広報広聴常任委員会所管事務調査報告	9
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告	11
請願の委員会付託について	15
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
休会の議決	34
延会の宣告	35

第 2 号 (12月3日)

議事日程	37
出席議員	38
欠席議員	38
本会議に出席した事務局職員	38
説明のための出席者	38
開議の宣告	39
諸般の報告	39

一般質問	39
2番 竹内隆哲議員	39
10番 畠山美幸議員	43
8番 森一人議員	55
4番 宮本大裕議員	61
発言の訂正	67
9番 青柳賢治議員	71
散会の宣告	82

第 3 号 (12月4日)

議事日程	83
出席議員	84
欠席議員	84
本会議に出席した事務局職員	84
説明のための出席者	84
開議の宣告	85
諸般の報告	85
一般質問	85
7番 吉本秀二議員	85
5番 小林智議員	107
6番 藤野和美議員	125
散会の宣告	142

第 4 号 (12月5日)

議事日程	143
出席議員	144
欠席議員	144
本会議に出席した事務局職員	144
説明のための出席者	144
開議の宣告	145
諸般の報告	145
発言の訂正	145
一般質問	145

11番	川口浩史議員	145
12番	渋谷登美子議員	170
1番	佐藤弘美議員	196
散会の宣告		209

第 5 号 (12月8日)

議事日程	211
出席議員	212
欠席議員	212
本会議に出席した事務局職員	212
説明のための出席者	212
開議の宣告	215
発言の訂正	215
諸般の報告	215
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	228
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	235
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	237
請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	243
議員派遣について	246
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	246
日程の追加	246
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	247
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	248
発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	250
発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	255
発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	258
町長挨拶	262
議長挨拶	263
閉会の宣告	263

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第465号

令和7年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月19日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和7年11月28日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	佐 藤 弘 美 議 員	2 番	竹 内 隆 哲 議 員
3 番	橋 本 将 議 員	4 番	宮 本 大 裕 議 員
5 番	小 林 智 議 員	6 番	藤 野 和 美 議 員
7 番	吉 本 秀 二 議 員	8 番	森 一 人 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員	1 0 番	畠 山 美 幸 議 員
1 1 番	川 口 浩 史 議 員	1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	狛 守 勝 義 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和7年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

11月28日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（狛守議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
（行政報告 下村教育長）
- 日程第 5 広報広聴常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について
- 日程第 8 議案第53号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 9 議案第49号 嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第10 議案第50号 児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第51号 嵐山町議会議員及び嵐山町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第52号 嵐山町小・中学校体育施設条例の一部を改正することについて

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	森一人	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	狩守勝義	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
柳澤純子	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
馬橋透	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
伊藤恵一郎	会計管理者兼会計課長
高橋喜代美	教育総務課長
久保哲也	学校統合推進課長

青 木 正 志
中 村 寧

生涯学習課長
農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開会の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○狛守勝義議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第1番 佐藤弘美議員

第2番 竹内隆哲議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○狛守勝義議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

森議会運営委員長。

○森 一人議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月21日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として、狛守議長に出席要求に基づく出席者として、佐久間町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

町提出議案については、条例4件、予算4件の合計8件ということでございます。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日11月28日から12月8日までの11日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、12月3日に1番目の竹内隆哲議員から5番目の青柳賢治議員、12月4日に6番目の吉本秀二議員から8番目の藤野和美議員、12月5日に9番目の川口浩史議員から11番目の佐藤弘美議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○狛守勝義議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日11月28日から12月8日までの11日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町提出議案、条例4件、予算4件の合計8件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案及び議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書、陳情第5号 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い、陳情第6号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。さきの定例会におきまして可決された、令和7年10月8日、フレサよしみにおいて埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員13名が出席いたしました。

た。

最後に、下村教育長は体調不良により本日の会議を欠席しております。

以上で、議長より諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○狹守勝義議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、登壇お願いいたします。

[佐久間孝光町長登壇]

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和7年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会賜り、当面する諸案件につきましてご審議賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

今議会に提出いたします議案は、条例4件、予算4件の計8件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和7年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法の第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、過日の嵐山まつり、時代まつりは天候にも恵まれ、例年にも増して多くの来場者でにぎわい、盛大な開催となりました。議員各位をはじめご来賓の皆様、関係団体の皆様のご臨席を賜りまして、心から御礼申し上げます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告は、下村教育長が欠席のため、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎広報広聴常任委員会所管事務調査報告

○狹守勝義議長 日程第5、広報広聴常任委員会所管事務調査報告を行います。

藤野広報広聴常任委員長、登壇お願いいたします。

[藤野和美広報広聴常任委員長登壇]

○藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、委員会報告をいたします。

令和7年11月28日

嵐山町議会議長 狛 守 勝 義 様

広報広聴常任委員長 藤 野 和 美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月1日、2日、9日及び16日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

・議会だより200号発行について

令和7年第3回定例会を主な内容として、10月1日入稿、9日初校、16日再校、11月1日発行の予定で準備を進めた。

創刊200号記念号とし、「開かれた議会をめざして～議会だよりのあゆみ～」の特集や決算審査特別委員会の審査内容、主な議案、一般質問、常任委員会・特別委員会報告の内容等で構成した。

表紙は、創刊200号を記念し、議員全員を撮影したものとした。

今号もページの適正化に取り組み、全16ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

・地域に向いての町民との意見交換会

10月11日土曜日、11月8日土曜日及び15日土曜日の3日間にわたり、11地区にて意見交換会を実施した。地域住民計114名が参加し、町政全般やそれぞれの地域の課題について様々な要望や意見が出され、活発な意見交換会となった。

7月に先行して実施した志賀2区を含め、町内全ての地区で実施された意見交換会は初の試みであったが、参加者からも評価され、継続的な取組が期待されており、開かれた議会づくりにとって画期的なものとなった。今後議会として町民から出された要望や意見に対して真摯に取り組むことが求められている。

以上、中間報告といたします。

○狛守勝義議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことがございませんか。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で、広報広聴常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告

○狛守勝義議長 日程第6、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

森嵐山町立小中学校再編調査特別委員長、登壇お願いいたします。

〔森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長登壇〕

○森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

令和7年11月28日

嵐山町議会議長 狛 守 勝 義 様

嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 森 一 人

所管事務の調査報告

本特別委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「小中学校再編に伴う教育保障・地域振興・財政計画等について」

2 調査結果

本特別委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月2日及び22日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 10月2日の委員会について

事前に学校統合推進課よりヒアリングさせていただいた内容について委員長より報告し、今後の特別委員会の進め方について協議を行った。

○協議結果

設計プランについて

月の輪小学校視察を経て、改めてよりよい学校建設について調査研究を行う。

財政計画等について

昨今の物価上昇・人件費高騰を踏まえた財政計画について調査研究を行う。

○委員からの主な意見

- ・月の輪小学校視察後、委員会内での協議を進めていない。その点を含め、学校統合推進課より改めて設計プランに込めた思いや考えについて説明を求めたい。

- ・議員としても町民への説明責任がある。昨今の国の情勢を踏まえた財政計画について説明を求めたい。

(2) 10月22日の委員会について

学校統合推進課及び総務課より、今後の予定と財政（補助金・交付金）について説明を受けた。

○主な説明内容

【ハード事業について】

- ・昨年度より実施していた基本設計が8月末で工期を終え、実施設計がスタートし、基本設計で納められた成果品の与条件の再確認を行っている。
- ・設計業務と併せて地質調査や測量業務を実施しており、基本設計時点ではなかった新たな情報が徐々に分かってきたため、実施設計で情報を練り直している。
- ・学童改修の設計業務委託を今年度中に仕上げるよう注力している。現菅谷中学校教室棟1階部分を改修して学童保育に用途変更し、令和8年度中に工事、9年度からは中学校の敷地に移り、運営を開始する予定。
- ・令和9年度、10年度で新校舎の新築工事が順調に完了した場合、11年4月に開校。11年度で旧校舎の解体工事、新小学校のグラウンド並びに外構整備を行う予定。

【ソフト事業について】

- ・通学路について統合準備委員会で実地調査を行い、危険箇所を取りまとめた段階。今後調査結果を部会で検討していく。自転車圏内の通学路については、自転車に乗りながら危険箇所や暗くなって見えにくい場所等の調査を行う予定。
- ・スクールバスについて、バス運営会社に見積りを取ったり、他の行政庁の動向を探っている状況。当初検討していた時期から単価が1.5から2倍に上がっている。今後調査の幅を広げながら、複数の業者にヒアリングをかけて情報収集していく。

【財政について】

- ・国土交通省の都市構造再編集集中支援事業という国庫補助メニューを活用しながら進めている。今年度分の実施設計に対して補助金4,650万円を昨年度要望したところ、1,690万円という内示があった。内示率約36.3%、差額2,960万円となる。ただ、これは予算ベースで要望した金額であり、実際の契約額ベースでは、今年度補助対象となるのは2,285万円、実内示率73.96%となる。今後この補助金を令和11年度まで活用し、設計委託業務、各種工事に補助金を充てながら進める計画である。

○主な質疑応答

(問) これまで総額60億円で2分の1（30億円）を補助金で賄うとのことだった。国の動向や人件費が高騰して、担当課ではどのように目測しているのか。

(答) 事業費は基本設計が終わった段階での概算で、校舎と外構工事合わせ約50億円となる見込

み。当初の60億円は設計等の経費を含んだ額なので、内訳を見ると、大体当初見込んだとおりの額で設計は進んでいる。しかし、資材単価が上がってきているのは間違いない状況である。当初1万平方メートルを超える規模の校舎で60億円と見込んだが、現在は余剰をつくらぬような設計を心がけ、校舎面積約9,300平方メートルで少し小さくなっている。そういった兼ね合いをうまく取って、トータル額が変わらないような形で現在に至っている。

(問) 学校建設は立地適正化計画の中の重要な要件になっていて、学校建設にも補助メニューが使えるという理解でいいのか。

(答) 都市構造再編集中支援事業の補助金メニューを活用するには、立地適正化計画を定めていることが要件であるが、学校建設という単体では補助金はいただけない。国は都市をコンパクトシティ化するということを推し進めており、その理念に基づいたまちづくりの事業について補助金を出すというもの。計画の中には周辺道路や学童、防災倉庫整備等、町の拠点となるような施設であれば補助金が充てられるというもので、学校イコール補助金が充てられるわけではない。

(問) 調達する資金、起債についてはどのように考えているのか。

(答) 全体にかかったお金から国庫補助金と積立金を引いた残りの部分については全て起債でき、毎年返済していくうちの22%は交付税措置となる。利息を含めた残りの額の78%を30年間で返済していく。今年9月の補正では建設基金に1億円積立てをし、令和6年は1億5,000万円、令和5年は2億円積み立てている。返済が始まってからは積立分を返済に回していけば今と同じように回せると考えている。令和6年度の単年度収支は7,000万円プラスだったので、同じような財政運営をしていけば可能だと思うが、財政は大変厳しい状況であると考えている。

○主な意見

- ・委員会として補助金内容を整理し、どのような資金計画なのかを調査研究するのがいい。
- ・財政計画は希望を入れず、一番厳しい状態で作っておかないといけない。委員会では今の財政状況と突き合わせをしてみる必要があるのではないか。

以上の意見等を踏まえ、次回の委員会は月の輪小学校視察後の委員会協議と補助金の詳細について調査研究を進めることとした。

以上、中間報告といたします。

○狛守勝義議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 私も委員ですので、質問するつもりなかったのですが、私の認識と違っていたので、私が間違っているのか確認なのですけれども、これちょっとページがないのであれなの

ですけれども、主な質疑応答ということで、その答えが、1つ目の答えです。校舎と外構工事合わせて約50億円というふうに書いてありますよね。私の認識では校舎が50億円で、グラウンドや外構整備が10億円だというふうに認識していたのですが、この書き方で間違いはないのかどうかちょっと確認なのですけれども。

○狛守勝義議長 森委員長。

○森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 私から先に、この問いは私が冒頭質疑応答を始める前に質問した問いでございまして、60億円かかるうち2分の1は、30億円は補助金で賄えるという説明があった上のお答えでありまして、久保学校統合推進課長より校舎と外構工事合わせて約50億円と設計業者から納品されているというご答弁をいただいております。間違いのない状況であると思えます。

〔「ちょっと課長に確認してもらいたいんですが」と言う人あり〕

○森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 課長に確認を求め……

○狛守勝義議長 それは、委員長報告ですから、これは。

〔何事か言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） 私が委員長をやっていたときにちょっと私の認識間違ったこともあって、そのとき課長に確認したことがあるのです。ですから、ここの場が正しいか、これが正しいかどうかをちょっと聞いていますので、聞いてもらえると……聞いて、間違いのない答弁をしてもらったほうがいいと思うのですけれども、報告をしてもらったほうがいいと思うのですけれども。

○狛守勝義議長 この場合は委員長報告という形でやっておりますので、委員長に答えていただくのが一応筋だと私は考えておるのですが。

○11番（川口浩史議員） そうなのですけれども。

○狛守勝義議長 ですから……

○11番（川口浩史議員） 間違いではないですかということで私は聞いていますので。

○狛守勝義議長 森特別委員長。

○森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 委員会報告、所管事務調査報告をつくるに当たっては、私が作成した折、その後議会事務局に出していただきながら、そのときの議事録と併せて見ていただきながら制作しているものでございますので、今この場、現状では間違いはないと思っております。

○狛守勝義議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 ないようですので、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでございました。

◎請願の委員会付託について

○狛守勝義議長 日程第7、請願の件を議題といたします。

本職宛てに提出されました、請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書については、総務経済常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書の審査につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第8、議案第53号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億5,198万1,000円とするものであります。

このほか債務負担行為の追加が7件、地方債の変更が3件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、細部について説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページ、5ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出の今回の補正額を款項別にそれぞれ記載させていただいてございます。

次に、6ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正でございます。追加7件で、1件目は地域子育て支援拠点指定管理委託料、2件目は千年の苑手芸施設指定管理委託料、3件目は地域活力創出拠点施設指定管理委託料、4件目は嵐山町庁舎LED照明器具賃貸借、5件目は第8

期嵐山町障害福祉計画・第4期嵐山町障害児福祉計画作成業務、6件目は嵐山町B&G海洋センター空調設備設置工事設計業務委託、7件目は嵐山町立武蔵嵐山小学校、武蔵嵐山中学校実施設計発注者支援業務委託です。各事項の期間及び限度額についてはご高覧ください。

次に、7ページをお願いします。第3表、地方債の補正でございますが、変更3件でございます。1件目は学童保育室整備事業、2件目は都市下水道整備事業、3件目は嵐山町立小中学校整備事業でございます。各事業額の確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、14、15ページをお願いします。2の歳入でございます。主なものについて説明申し上げます。

1款1項町民税、1目個人、現年課税分3,537万3,000円の増で、個人町民税の調定額の増加に伴い補正するものでございます。

2項1目固定資産税、現年課税分3,800万7,000円で、こちらにつきましても固定資産税の調定額の増加に伴い補正するものでございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金823万2,000円で、介護、訓練等給付事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。補助率は2分の1でございます。子どものための教育・保育給付費負担金3,187万円で、公定価格の改正による委託料の増加に伴い補正するものでございます。補助率は3歳以上2分の1、3歳未満100分の60となっております。障害児通所支援事業費負担金363万1,000円で、障害児通所サービス事業利用者の増加に伴い補正するものでございます。補助率は2分の1でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金675万3,000円でございます。物価高騰対応重点支援臨時交付金（推奨メニュー分）の増加に伴い補正するものでございます。こちらにつきましては、学校給食費補助事業に充てさせていただきます。

2目民生費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業補助金383万円の減額でございます。こちらは、新学童保育室改修設計委託によるもので、補助対象経費の減額に伴い補正するものでございます。

5目教育費国庫補助金、都市構造再生集中支援事業補助金1,890万2,000円の減額でございます。こちらにつきましても、補助対象費の減額に伴い補正するもので、嵐山町立小中学校建設事業実施計画業務委託によるものでございます。

16、17ページをお願いします。16款県支出金、1項2目民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金411万7,000円で、こちらからは先ほど国庫補助金の分の県負担分となります。介護給付費、介護訓練等給付事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。子どものための教育・保育給付費負担金1,671万1,000円で、公定価格の改正に伴い、委託料の増加に伴い補正するものでございます。障害児通所支援事業費負担金181万5,000円で、障害児通所サービス事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。

続きまして、18款寄附金、1項1目一般寄附金、一般寄附金3,970万円の増額でございます。こち

らにつきましては、ふるさと納税分として2,200万円、一般寄附、ふるさと納税以外ですが、1,770万円となっております。1,770万円の主なものとしましては、平沢土地区画整理組合から1,600万円、匿名の個人の方から100万円の寄附をいただいております。

2目民生費寄附金、社会福祉事業に対する指定寄附金1,200万円でございます。こちらは、ふるさと納税分でございます。高齢者移動支援事業に対する指定寄附金250万円で、こちらもふるさと納税分でございます。

3目衛生費寄附金、自然環境保全に対する指定寄附金150万円でございます。こちらもふるさと納税分でございます。

4目産業振興費寄附金、産業振興に対する指定寄附金100万円で、こちらもふるさと納税分でございます。

18、19ページをお願いします。5目教育費寄附金、教育に対する指定寄附金250万円でございます。こちらもふるさと納税分でございます。文化財保護事業に対する指定寄附金100万円、ふるさと納税分でございます。スポーツ振興に対する指定寄附金750万円でございます。こちらもふるさと納税分です。ふるさと納税分として合計で5,000万円の補正となります。補正後のふるさと納税分は、合計で1億3,000万円となります。

続きまして、19款繰入金、2項4目ふるさとづくり基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金2,550万円でございます。ふるさとづくり基金繰入金を補正するもので、使い道の主なものとしてはふるさと納税に対する返礼品、あと花見台の案内板の修繕、バーベキュー場の浄化槽の修繕等に活用させていただきます。

続きまして、22款町債、1項2目民生債、学童保育室整備事業債120万円の減額でございます。こちらは、第3表の地方債の補正分となります。事業の確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、4目土木債、都市下水道整備事業債マイナスの280万円でございます。こちらも事業の変更に伴い補正するものでございます。こちらも地方債補正分となります。

6目教育債、嵐山町立小中学校整備事業債マイナスの390万円でございます。事業費の変更に伴い補正するもので、嵐山町立小中学校建設事業実施設計委託分となっております。地方債の補正分となります。

続きまして、20、21ページをお願いします。歳出でございます。こちらにつきましても、主だったものについて説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費、(22)ふるさと納税推進事業、ふるさと納税の返礼品等に要する経費を補正するもので、寄附者謝礼1,411万2,000円、手数料787万4,000円となっております。こちらは、ふるさとづくり基金を活用するものでございます。

続きまして、4目財産管理費、(6)ふるさとづくり基金管理事業でございます。ふるさとづくり基金積立金5,850万円でございます。内訳としまして、ふるさと納税分4,250万円、平沢土地区画

整理組合からの寄附金1,600万円でございます。

続きまして、22、23ページをお願いします。2款2項2目賦課徴収費、(2)資産税賦課事業、標準宅地・路線価鑑定評価業務委託料531万8,000円の減額でございます。契約額の確定に伴い補正するものでございます。続きまして、(3)徴収事業、備品購入費408万1,000円で、機器の更新に伴い備品購入費を補正するものでございます。収納消し込み用のOCRの購入となります。

3款1項1目社会福祉総務費、(2)社会福祉総務事業、返礼品961万3,000円で、障害者自立支援給付費等負担金交付額確定に伴い返礼品を補正するものでございます。24、25ページをお願いします。(11)介護給付・訓練等給付事業、介護給付・訓練等給付事業1,521万1,000円の増額の補正でございます。介護・訓練等給付事業に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、3款民生費、2項1目児童福祉総務費、(2)児童福祉総務事業、返還品2,343万7,000円で、実績に基づく補助金等の確定による返還金を補正するものでございます。(4)学童保育室事業、学童保育室指定管理委託料312万6,000円の増額で、支援員の処遇改善によるものの増額分でございます。設計業務委託料510万円の減額でございます。学童保育室改修に要する経費の契約額が確定したものに伴いマイナス、減額するものでございます。(8)障害児通所支援事業、扶助費726万2,000円の増額でございます。障害児通所支援事業に要する経費を補正するものでございます。

26、27ページをお願いします。2目児童措置費、(1)子どものための教育・保育給付事業、子どものための教育・保育実施委託料5,713万1,000円及びその下の子どものための教育・保育施設型給付費負担金789万4,000円の増額です。公定価格の改正に伴い委託料等を補正するものでございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、(5)健康づくり事業、やすらぎのトレーニングルーム運営指導員の委託料95万5,000円の減額でございます。契約額の確定に伴い減額の補正を行うものでございます。一般会計のほかに国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計でも同様な減額補正をしております。

28、29ページをお願いします。7款商工費、1項1目商工総務費、(3)工業総務事業、修繕料でございます。37万4,000円で、花見台工業団地の案内図の修繕に要する経費でございます。こちらは、ふるさとづくり基金繰入金を活用しております。

4目観光費、(2)観光施設等管理事業、修繕料372万9,000円で、観光案内板及び嵐山溪谷パーベキュー場の浄化槽の修繕に要する経費を補正するものでございます。浄化槽の修繕に要する経費につきましては、ふるさとづくり基金繰入金を活用しております。

30、31ページをお願いします。8款土木費、3項4目都市下水路費、(1)都市下水路管理事業、工事請負費11万3,000円でございます。町道菅谷36号線雨水管整備工事の変更に伴う増額でございます。財源内訳でございますが、仮設工事につきましては工事完了後現状復旧となるため、起債の対象とならないため、財源を地方債から一般財源のほうに更正をさせていただいております。

続きまして、10款1項2目事務局費、(18) 嵐山町立小中学校再編事業、嵐山町立小中学校建設事業実施設計業務委託2,319万5,000円の減額でございます。契約額の確定に伴い補正するものでございます。工事請負費838万2,000円で、菅谷中学校の教室改修工事でございます。菅谷中学校の1階を開ける工事で、空調設備の移設等も含まれてございます。

10款2項1目学校管理費、(1) 菅谷小学校管理事業、修繕料340万6,000円でございます。主なものについては、菅谷小学校教室棟雨漏り修繕293万8,000円となっております。(3) 志賀小学校管理事業、工事請負費127万1,000円で、主なものにつきましては体育館照明灯のLED化工事でございます。

続きまして、32、33ページをお願いします。10款4項1目幼稚園管理費、(2) 嵐山幼稚園管理事業、工事請負費93万円でございます。こちらにつきましても、園舎の照明灯LED化の工事に充てるものでございます。

10款6項1目保健体育総務費、(5) スポーツ振興基金管理事業、スポーツ振興基金積立金750万円でございます。こちらは、ふるさと納税分750万円を積立てするものでございます。

3目学校給食費、(3) 学校給食費補助事業、こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額に伴い財源更正をするものでございます。続きまして、34、35ページをお願いします。(4) 学校給食費負担軽減事業、学校給食費負担軽減事業補助金120万円でございます。米価高騰に伴う学校給食費の増加分に対して補助を行う経費でございます。

最後に、予備費でございます。補正前の額に192万1,000円を減額し、補正後の額を7,148万2,000円とするものでございます。

36ページ以降の給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと思います。

以上、議案第53号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。どうぞ。

6番、藤野和美議員。

○6番(藤野和美議員) 私のほうは、27ページ、子どものための教育・保育実施委託料、ここに公定価格の改定というのがございます。公定価格の改定のちょっと詳しいところを教えてくださいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、27ページの子どものための教育・保育実施委託料の関係でございます。公定価格の改定、確定はまだされてございません。昨年度で申しますと、12月の27日付で改定されています。昨年でいきますと、人件費のベースが約8.3%ほど平均で伸びているということでございます。これを踏まえまして、今年度の12月の末に恐らく出されるであろう公定価格を約5%ほど人件費が上昇すると見込みまして、4月以降の部分につきまして再度計算をし直して、残りの部

分の不足額を計算した中で補正額を上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

続きまして、どなたかありますか。

12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、固定資産税の増なのですけれども、固定資産税、どこがどういうふうな形で増になったのか、見込みと違うというのをちょっと伺いたいと思います。

それから、25ページの障害者の介護給付・訓練等給付事業ですけれども、これについてもどのような形で増額になったのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、障害者通所支援事業も扶助費が726万2,000円増額になっていますが、その理由を伺いたいと思います。

それと、29ページなのですが、地球温暖化対策事業の策定事業委託料が146万2,000円の減になっていますが、これは契約額の確定に伴いというふうな形ですけれども、どのような契約をしたからこれだけの金額になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 では、順次答弁お願いいたします。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 私のほうからは、14ページ、15ページの固定資産税の増額についてお答えいたします。

ご承知のとおり、固定資産税については土地の分と家屋の分と償却資産があるわけですが、償却資産の増加の分と新規の分については当初予算で積算が難しいことから、その分については当初の予算では計上してございません。今回現時点で分かりましたので、増加分と新規の分、あと家屋のほうで、店舗なのですけれども、ちょっと大きいものがあつたので、その分も併せて増額をさせていただいたものです。

以上でございます。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから介護給付・訓練等給付の増額部分のご説明をさせていただきます。

介護給付・訓練給付の中では、項目としまして、サービスの一つで重度訪問介護というヘルパーの利用なのですけれども、特に障害が重い方を対象に派遣する事業でございますが、こちらが1名新規で上がってきておりまして、大体1か月18万5,000円ぐらいの金額になりますので、その分を見込んだ部分でございます。また、この時期におおむねここ数年補正をさせていただいているのですけれども、就労継続支援B型の利用者の部分が実質は2名ほどなのですけれども、就労継続系は例

えば週5日で通うという予定の方が週3回になってしまったりとか、あるいは逆に週2回で通うという方が週5回になったりとか、その辺が個人の状況によって変わってくるので、実績ベースで考えますと少し不足してくるところがございました。また、グループホームにつきましても40名の当初予算で見込んでいたのですけれども、42名というところで実績的に上がっていますので、こちらにつきましても基本的には入居をしてサービスを受ける方なののですけれども、やはり障害の状況によってはちょっとその事業所でマッチングしなくて、退室してしまうとか、そういったこともありますので、そういった部分も含めまして見込みまして、不足額が生じる見込みで補正を上げさせていただいております。

また、障害児通所支援の関係でございますが、こちらにつきましても、障害児通所支援事業につきましては大きく3つ、放課後等デイサービス、児童発達支援、それから保育所等訪問支援、この3つが障害児等通所支援事業になるのですけれども、そのうち児童発達支援につきまして1名の増加と、先ほどの就労継続Bと同様なののですけれども、利用の仕方が週2回ないし3回ということのものが例えば今回のケースでいきますと週5日利用したいということで、ウイークデーを全て使うという形になりますので、実績換算に見込みますと不足が生じる見込みですので、その部分につきまして補正を上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

これ地球温暖化対策実行計画の策定に係るコンサル的な部分の委託でございます。通常の業者への人件費、それから指導、助言、それからうちのほうで数字的なものは出すのですが、それに係る最後の年に3回程度の打合せ、それから冊子にまとめたりと、そういったもののコンサル的な業務の委託の部分になります。入札により大幅に契約額が下がったということでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、固定資産税のほうなのですが、これ新築が増えたというのと、それから新築というのは住宅になるのか、それから企業になる、事業所になるのか、住宅もかなり増えているなどというのはあるのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、償却資産もそうです。どんな形で出てきているのか伺いたいと思います。

児童通所支援に関わる扶助費なののですけれども、これは大体皆さん通所支援で、放課後学童という形でなくて、本当に幼児というふうに、乳幼児というふうに考えた方がいいのか伺いたいと思います。そうすると、普通の幼稚園とか保育園に行かずに通所のほうにだけ行くという形になっているのかということ伺いたいと思います。

それから、温暖化計画なのですけれども、これで温暖化計画はどのような形で進んでいくのか。コンサルの経費が少なくなるというのは、人員が少なくなるといことは今までと同じような踏襲するという形なのか、新たなものが付け加えられるという形か、これかなり大きいと思うのです。その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 答弁求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えいたします。

先ほど申しあげました家屋の分の店舗については1つだけございまして、一般的な住宅とか、そういったものの分の増額については今回は考慮はしてございません。

それと、償却資産の細かい内容ですけれども、ほとんどこれ事業所になるかと思うのですが、その辺については、申し訳ございません、把握してございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 障害児通所支援事業の関係でございます。児童発達支援につきましては、就学前のお子さんになります。渋谷議員ご質問のとおり、保育所等に通われて、通所支援事業を使う場合もございます。あるいは、保育所等を使わずに通所支援だけを使う場合もあります。そのお子さんの状況によって様々でございますが、一般的に保育所に関しましては障害児保育を実施してございますので、保育士のほうで対応できる障害の範囲であれば対応してはいますが、行動が同じ年代のお子さんに比べると多動が多いとか、そういう状況になってきますとなかなか保育所等で見れないということもありますので、その判断は様々ありますが、いずれにしましてもこの通所だけではなく、ほかの通いの場所を使いながら使うケースもあるということでございます。

以上でございます。

[何事か言う人あり]

○狛守勝義議長 まだ。

[何事か言う人あり]

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 すみません。もう一度お願いいたします。

○12番（渋谷登美子議員） 温暖化計画、人件費が減ったとかいう形になってはいますが、今の状況で温暖化計画をその金額でつくっていくわけですね。それで不足ないのか、それとも職員の方がもっと力を入れてやっていくのか、そこら辺の計画のつくり方自体が問題かなと思っているので、その点について伺います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今回の実行計画につきましては、環境課も職員の人数が少ないもので、なるべく職員の負担の少ないような形でコンサル的な業務を委託したという経緯がございまして、そのような形で今回委託をさせていただいております。

○狛守勝義議長 12番、渋谷議員。

○12番（渋谷登美子議員） 固定資産税なのですけれども、償却資産というのは、これは太陽光発電が増えたということによろしいのでしょうか。1か所増えていますよね。そのところがあるかなと思っているのですけれども、もう少しはあるのかなというふうな感じもあるのですけれども、新規は今年度は確かに増えているなというふうに思っているのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、障害者通所事業に関わるものですが、保育園でいくかどうか、それからずっと専門的な通所になるかというのは、最初の未就学の段階でそれをやってしまうとお子さんも全くノーマライゼーションというか、インクルーシブな教育を受けられないわけです。そこについての判断はどこが行っているのか。

それについてお子さんの適正規模というのが分かる、適正さというのか、そこについての指導みたいなのはなさっているのかどうか。今保育園に行くことが非常に難しい状況、それを何とか変えていこうとしている一方のグループがあって、そして一方そうではない形で指導するというグループもあるので、その点について嵐山町はどのような対応をしているのか伺いたいと思います。

それと、温暖化計画なのですけれども、すごく分かるのです。職員が非常に人数が少ない中でいろいろやっているのだけれども、その中で温暖化計画自体をつくるのに人材が1人、不足、金額が少なくなっていくという形になってきますと、嵐山町全体の地球温暖化計画に関しては、コンサルがやるというのはしょうがないかもしれないのだけれども、コンサルではなくて、もう少し嵐山町に合った温暖化計画というのを立てるためにはどのような動きをしていたのか。

そして、ここで、私かなり大きな金額だなと思っているのですけれども、1人分の人件費、1人分ではないよね。半人分になるか分からないのだけれども、そういうふうなことに関しては年に3回の打合せが少なくなっていて、これでできていくのかなというのが非常に疑問なのですが、伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 私のほうから固定資産税の太陽光発電の施設についてお答えいたします。

今回の補正の増額の中に、太陽光のみでございませませんが、そちらも含まれているというふうに認識しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

まず、障害児通所支援事業、この利用に関しては障害者の手帳の取得をされている方もいらっしゃいますが、療育医療機関のドクターが児童発達支援の利用が望ましいという専門的な見解を診断書で出させていただきます。それを基にサービスの利用につなげていくということでございますので、現場サイドでの話でいいますと、先ほどインクルーシブルという話がありましたが、極力インクルーシブル、保育でするので、教育というよりも保育という、実施をしていく中で、先ほど申し上げた医師の診断書の内容にもよって変わってくる部分もありますし、あとは実際にサービスを使っていく中で成長の度合いに応じてお子さんの行動が変わっていく部分がありますので、落ち着いていく子もいらっしゃれば、少しその辺が難しくなっていくお子さんもいらっしゃいますので、そういった部分は保護者含めて話し合いをした中で、児童発達のほうをメインで使っていくというケースもあります。それは行政のほうで勝手に決めることではないので、その都度保護者、行政のほう、あと事業所含めて会議を開いて、どういう支援が一番この子にとって望ましいかというところは検討した中で進めていっているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今回の地球温暖化対策実行計画に関しましては、事務事業編でございます。この事務事業編というのは、町の各施設におけるCO₂の削減、地球温暖化対策というものでございますので、町の特徴を云々というよりは全体的な部分の温暖化対策という施設の部分になっておりますので、特に町の特徴云々ではないとは思っております。ただ、しかしながら先月にまだ打合せ始まったばかりでございますので、業者に任せきりということではもちろんございませんので、町の環境課の職員も積極的に関わってまいりたいと思っております。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 今の環境課長の答えにちょっと補足させていただきます。

先ほど委託料が下がったという中で、その下がった内容が人件費等が下がったというような、ちょっと最初答弁の中に入れさせていただいたので、渋谷議員さん、何か委託内容ですとか、そういったことについて人件費を減らしたとか、そういった形で委託料が減ったというふうにお思いになったかと思うのですが、決してこの策定委託について何も内容を変えているわけではございませんで、当初の計画どおり策定の設計をし、業者委託をするということで入札を行ったと。その入札を行った結果でいわゆる入札金額が落ちたということで、内容を特に減らしたとか変えたというものではございませんので、その辺はちょっと説明の中で誤解を生んだところがあるかと思いますが、そういったことではないということでご理解いただければと思います。

○狛守勝義議長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時20分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の続きからいきたいと思います。どうぞ。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） まず、4ページの債務負担行為についてなのですが、庁舎のLED照明、これ賃貸借というふうになっているわけです。これ当初からそういう計画だったのか伺いたいと思います。

それから、債務負担行為、当初予算で予算を取ってあるわけですが、さらに債務負担行為にするようにしたのはどういう理由からなのか伺いたいと思います。

それから、第4期障害児福祉計画業務委託、委託って書いてないな。あと、BGの場合は空調設計業務を令和8年度ということですか。まだ4か月ぐらいあるわけですが、この4か月ではできないということで、令和8年度にしてしまうということなわけなのですか。令和8年度に設計をして、工事自体は令和9年度になってしまうのか、ちょっとその辺も伺いたいと思います。

それから、小中の支援業務、実施設計業務委託ですが、これ債務負担行為にした理由を伺いたいと思います。

それから、地方債の補正で、ちょっとここで聞こうと思うのですが、学童保育の整備事業なのですが、これ説明会で町民の方から、子どもが1階に来たら、2階から上で勉強しているわけです、中学生は。音が漏れるのではないかという心配の質問があったわけです。その辺の対策は取られているのか。取られているのであれば、ちょっとその内容を伺いたいと思います。

15ページの学校給食費補助事業、ここに推奨メニューってあるのですが、この推奨メニューというのはどういうものなのかを伺いたいと思います。

そして、34、35ページに米価高騰に伴うということなのですが、国、県支出金、これは先ほどの補助金ですから、交付金ですから、分かるのですが、その他、これはどこの補助金ですか。持ってきてあるのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

そして、これだけの補助が必要だということで今年度乗り切る予定ですね。そうすると、来年度はやはり給食費の値上げになってしまうのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、15ページの一番下の小中学校建設実施設計業務委託、この減額になった理由を伺いたいと思います。これは、先ほど特別委員会の委員長が報告した内容と同じ内容なのか併せて伺いたいと思います。

それから、19ページの一番下のやはり小中学校整備事業債で、これも減額になっているのですが、これどのようなことで減額になったのかを伺いたいと思います。

21ページに庁舎管理事業、中央監視装置UPS交換であるのですが、ちょっと内容を伺いたいと思います。

それから、一番下の、一番下って、平沢土地区画整理組合、補助対象で、嵐山町の補助が当初の計画から、4、5年前に聞いたときには事業費は当初計画の2倍以上になっていたというふうにお答えがあったわけですが、つまり嵐山町から出した補助金が結果的には売却されて、余ったということで返還されることになったということなのではないでしょうか。これ返還内容をちょっと伺いたいというふうに思います。

23ページの中ほどの徴収事業に機器の更新に伴い備品購入費を補正すると。これ説明何かあったみたいなのですが、収納何とかが総務課長おっしゃっていたのですが、ちょっとよく聞こえなかったので、伺いたいと思います。

25ページの学童保育の委託料、これは支援員の処遇改善ということで、全額支援員にこのお金は回るという理解でよろしいのか伺いたいと思います。

27ページ、保育の、先ほど藤野議員からご質問ありましたけれども、人件費5%分を見たというふうにお答えでした。これも全額実施委託料と負担金ですよね。両方合わせて指導員あるいは支援員のお金に回るのか伺いたいと思います。

それから、29ページ、すみません、多くて。ごみ収集の動物死体運搬件数が増加ということで、ちょっとどのような動物が増えてきて、こういう増額補正になったのか伺いたいと思います。

それから、花見台工業団地の案内図、これどこの部分になるのでしょうか。幾つになるのか。バーベキュー場も同じ質問です。

それと、浄化槽はこれ6年前の大雨でたしか改修したわけですよね。その後もう悪くなってきたということなのではないでしょうか。ちょっとその辺も伺いたいと思います。

小学校の雨漏り、ちょっと内容、どの教室が雨漏りしていて、どのような改修をするのか伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

まず、1点目ですが、6ページ、債務負担行為補正の庁舎LED照明器具賃貸借ということで、初めから賃貸借という名目を出したかということなのですが、当初予算から賃貸借という名目でございました。

当初予算があったのに今回債務負担行為を取ったという理由についての質問かと思いますが。こちらは、当初予算、川口議員さん言うように取っておりました。賃貸借で取っておきまして、工事が終わった後毎月毎月賃借料を払って、10年後に町に無償譲渡という形で考えておりました。当初の

契約については、長期継続契約という形で契約を考えていたところですが、業者選定まで終わって、ここから入札しようという段階で職員の中からこの案件、長期継続契約でいいのかどうかというちょっと疑問が出まして、県のほうに確認をさせていただきました。県の考え方としては、10年後LEDに関してつけるのは長期継続契約でなく、債務負担行為を取って、それで契約するのが一般的だろうということで、今回契約は、入札はストップした状況で、今回債務負担行為を取って、これが承認された後に契約事務のほうに進みたいというふうに考えております。

続きまして、2点目でございます。15ページの物価高騰対応重点支援交付金の推奨メニュー分についてということで、今回、今、国会で審議しているものでなく、これは前回国の補正で追加で来たものでございます。こちら当初予算で予定しておりまして、学校給食費の補助ということで当初予算、こちらを充てておりました。全て充てているのではなく、国から来る金額を一部充てておまして、今回追加ということで675万円ということで追加がされましたので、まだ足りませんでしたので、そこに充当させてもらったものでございます。子育て世帯への補助ということの推奨メニューだったと思います。

続きまして、19ページの町債の関係でございます。町債の減額理由ということで質問されたかと思えます。まず、学童保育室及び嵐山町立小中学校の整備事業債につきましては、もう既に入札も終わっておりまして、国からの補助金も額も確定しております。まず、考え方が、入札していますので、実施設計委託の入札分を学童保育分と小中学校の整備分のかかるお金を分けまして、そのうち国庫補助金を引きますと、残りが町での持ち出し分となります。起債については90%の起債が借りられますので、そこに90%を掛けまして、当初予定している起債の額と90%を掛けた起債の額を比べまして、マイナスの補正をするものでございます。

続きまして、21ページ、中央監視装置UPSの交換ということで、このUPS、どういうものかという質問だったかと思えます。無停電電源装置というものでございまして、停電などによって電力が断たれた場合に電力を供給し続ける電源装置でございます。

続きまして、同じく21ページで、ふるさとづくり積立金のうちの平沢土地区画整理組合からの寄附金1,600万円の質問だったかと思えます。区画整理事業、全て終わったわけではございませんが、おむね終わっておりまして、区画整理事務組合のほうに余剰金があるものを、全部ではありませんが、今回1,600万円町のほうに寄附ということでいただいております。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから6ページの債務負担の関係でございます。まず、現行の計画でございますが、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の3本立てになっておりまして、障害者計画につきましては6年計画なのですが、障害福祉計画と障害児福祉計画は3年ごとの計画になっております。この3年ごとの障害福祉計画と障害児福祉計画が8年度末で計画期間が終

わかりますので、実は前回の令和6年の、今、現行のプランをつくる際に介護保険事業計画と3年ごとにかぶってくるところがありまして、コンサル関係も人材が不足しているというところがありまして、入札が難しかったところあります。加えて、アンケート調査等を、これまでの策定でいきますと、どうしても契約の、策定の期間が短くなってしまいますので、できるだけ時間に猶予をつくるために債務負担をして、まずアンケート調査の内容等々を十分絞って、策定委員の皆様にご諮って、年度初め早々にアンケートの調査をすとか、そういったタイミングを見いだしたいので、あえて債務負担で計上させていただいたという形であります。

それから、7ページの学童保育の地方債の関係で、学童保育の実際の状況ということでございますが、一応今設計のほうの内容でいきますと、ペアガラス等にして防音対策をすとか、あるいは階段のところにも可動式の壁を造るとか、そういった形で、8年度の途中から菅谷の小学校の2学童分がまず移行するのですけれども、11年までの間が約2年、3年ですか、2年弱ですか、ありますので、その間どうしても中学生と共存というか、一緒にいますので、そこは学童のほうと、それから中学校のほうとよく連携をして、協力していくということでやりつつ、先ほど申し上げたハード的に対策ができるものは検討するというところでおります。

あと、学童保育の委託料の関係でございますが、こちらにつきましては指定管理事業者のほうから人件費相当分の金額につきまして組み上げをしまして、計上させていただいているものでございます。

子ども・子育て交付金と、それから県のほうの学童保育の放課後児童対策の補助金の中で、ここに示してあるとおり、処遇改善9,000円相当というところで示してありますので、その範疇の、県の補助額の上限というのは1万1,000円なのですけれども、その範囲で処遇改善がされるというところで、各学童保育の支援員の勤務状況等々で違いますけれども、それぞれの部屋の支援員の個別の金額をそれぞれ指定管理業者のほうから吸い上げまして、計上させていただいているものでございます。

それから、子どものための教育・保育事業でございます。先ほど藤野議員の質問の中で公定価格の5%というところでお話ししたのですけれども、すいません、追加で訂正というか、まず昨年度の、今年度当初予算を組んだときには12月27日の公定価格の8%というところはまだ組み込んでいなかったもので、今回の4月以降のこの委託料は公定価格8%が変更になった金額で動いてきているのですけれども、その差額分も含めてもう一回補正をさせていただいているのです。5%というのは、昨年の8%から今年見込まれる金額としておおむね8%程度を見込んで、合わせての今回の補正の額とさせていただいております。ご質問の内容は、人件費全ていくのかということでございましたが、人件費だけではございません。施設の運営費も含まれておりますので、ではどのぐらいの割合かというところとちょっと金額でお示しすることができないのですけれども、例えばこれ施設の地域区分としては100分の3という地域区分になるのですけれども、これ保育所の定員の数によっても違

うのですけれども、一番最大で71人までの定員で、ゼロ歳児でいきますと1人当たり20万1,700円が委託料として、これ標準の時間数の部分なのですけれども、これに掛ける人数分の委託料となるのですけれども、そのほか配置している職員の加算だとかありますので、そういったものを含めて町では園のほうに支給しています。したがって、全てではございませんが、人件費は当然直接職員の、保育士のほうの給与のほうには反映しているものと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、6ページ、債務負担行為の説明についてお答えいたします。

B & G財団に2026年、設備の設置助成の申請をして、空調設備の導入をしたいと考えております。その中の募集の条件といたしまして、設置の助成が決定した場合に令和8年度中に工事が完成しなければなりません。それに間に合うように設計業務をしないと令和8年の完成が、エアコンの設置ができませんので、それに向けて今回債務負担行為をするものでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 それでは、お答えいたします。

まず、6ページの債務負担行為につきまして、まずこの業務の内容ですが、最後、発注者支援業務委託とございます。この業務の内容は、技術職員のいない、もしくは不足する地方自治体に対して学校であるとか大規模な施設、または高度な施設を設計ですとか工事しなければならなくなった際に自治体職員を技術面でサポートするというような業務の内容でございます。今回発注いたします小中学校に対しての技術支援業務委託としましては、設備設計部分についての精査、確認をしていただくために発注をいたします。今回実施設計はもう既にスタートしてございますが、この業務、同様の業務を基本設計の際にも発注しておりました。その際には最後の成果品のみのチェックとして発注をしておったのですが、その結果、設計の途中経過の中で助言しておけば、よりよい解決策があったのではないかというようなことが見られたため、実施設計においては業務期間中からこの支援についていただくというような趣旨に基づきまして債務負担を組ませていただいて、今年度、来年度、実施設計が終わるまで支援をしていただくというものでございますので、債務負担行為として補正を上げさせていただいてございます。

続いて、すみません、ちょっと間違っていたらあれですが、31ページの業務委託の減額理由もご質問いただいたかなと思います。この業務委託の減額理由といたしましては、契約が成立いたしまして、入札差額等発生いたしましたので、額が確定しましたので、それに伴い減額した次第でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 私のほうからは、22ページ、23ページの賦課徴収費、徴収事業の備品購入費についてお答えをさせていただきます。

この機器なのですがけれども、私たちOCRというふうと呼んでいるものでして、納付書でお支払いした場合、お支払いした方に領収書をお渡しすると思うのですがけれども、その半券というか、そちらQRですとか、コンビニ払いについては電子でデータが来るのですがけれども、税務課の窓口で納めた場合ですとか金融機関で住民税の特別徴収とかで納めた場合、その半券が役場のほうに来るのですがけれども、その中に数字が羅列している部分があるのですがけれども、それをこの機器で読み取って、収納のシステムのほうに反映させるための機器でございます。今も使っているのですがけれども、こちら使い始めてから12年ぐらいたってしまっていて、今回保守のほうがもうできないというお話をいただいてしまったので、改めて購入するという事で今回補正をさせていただきました。

以上でございます。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

ごみ収集運搬委託料の部分でございます。こちらに関しては、主にアライグマ等の外来生物の部分になります。箱わなで捕獲している捕獲数も増えておりまして、それに伴って路上等でひかれたりとか死んでいる数も増えております。それに伴った増額でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 29ページの花見台工業団地案内図の場所ですがけれども、こちらにつきましてはセブンイレブンのところ、セブンイレブンの交差点を花見台のほうに上がっていきますと、坂の右側に配置図といいますか、大きいものがあるのですがけれども、それを修繕するものです。花見台の中に以前4か所そういう大きい看板がありまして、そのうち1か所が今回拡張工事で1つ撤去しております。残り3つなのですがけれども、残りの2つはほぼ今見えてない状況といいますか、北が、北部のほうから上がってくる道沿いに両側にあるのですがけれども、いずれもあまり利用されていないような状況ですので、今回はセブンイレブンのほうからメインでインターから上がっていくところだけを修繕するものでございます。

続きまして、次の観光案内板及びバーベキュー場って書いてあるのですがけれども、こちらの案内板につきましてはバーベキュー場ではなくて、予算書の19ページになるのですがけれども、19ページ、諸収入、弁償金となっておりますが、こちらに観光地誘導案内看板に係る損害賠償金というふうになっているのですがけれども、令和6年の8月に国道254のワークマンの交差点のところで交通事故がありまして、交通事故によって破損した看板、こちらを修繕するものです。こちらにつきましては、事故を起こした方が無保険、まず任意保険に入っていなかったということ、それからもう一台関係する車がありまして、ぶつけられた車がこちらの看板にぶつかって壊れてしまったという状況なの

です。事故を起こした方が意識不明の重体でずっといまして、なおかつご家族の方がいないという
か、4親等以内の方がいない状況で病院のほうに入られていました。要するに何もできない状況が
続いていたのですけれども、令和7年の3月31日にその方がお亡くなりになりまして、ちょっと遺
族の方をこちらのほうで探しまして、請求をした次第です。修繕ということで請求させていただい
て、お支払いいただきましたので、今回その看板を新たに直すというところです。作るに当たって
は、看板が制作してから大分たちますので、全く同じものができない状況です。損害賠償ですので、
実際に壊れた看板もありまして、それを元どおりにするといえますか、直すような修理代というこ
とで請求させてもらったわけなのですけれども、実際は1年半以上ずっと置き去りになっていまし
て、欠けた部分とかもございまして、今回新たに立て直すわけなのですけれども、少し、今現状
駅と大蔵館、それから菅谷館という感じの3か所が示されていました。近くに学校橋河原ができた
ので、学校橋河原も追加して立て直すというものでございます。

続きまして、バーベキュー場の浄化槽なのですけれども、こちらにつきましては災害復旧で元
に戻ただけで、前回壊れたものを直すというよりは災害復旧で元どおりにしたということで、その
ときには判明していなかったのですけれども、今回保守の中で、3層に分かれている浄化槽でして、
最後の接触曝気槽といって、ほとんどきれいになっている水がたまる部分があるのですけれども、
その水がどうも減っていると。減っているということは、どこかに穴が空いている可能性がある
ということで、全部それを一回抜きまして、穴の空いているところを確定して、そこ補修するとい
う修繕を行う予定です。

以上です。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、お答えいたします。

まず、31ページ、菅谷小学校の雨漏り修繕でございますが、どの教室かということでございま
した。こちらにつきましては、3階の音楽室が雨漏りするために、その上部であります屋上を330平米
ほどウレタン塗膜防水を施すための経費でございます。

続きまして、議員さんのほうでページ数をおっしゃられなかったと思うのですけれども、給食費
の値上げになるのかというようなご質問につきましては、34ページ、35ページの学校給食費負担軽
減事業に関連することかと思えます。こちらにつきましては、米飯の価格が予想以上に急激に上が
ったために米飯給食に係る経費が不足する状況になりまして、その計算をいたしますとおよそ140万
程度不足が見込まれるところでございますが、メニューの工夫などをするなどしまして、今回は
120万円の補正をお願いしたく、計上させていただいているものでございます。

これに関連いたしまして、来年度、給食費の値上げになるのかというようなことでござい
ますが、今年度、令和7年度におきまして小学校も中学校も給食費のほうを値上げをさせていただ
いております。そうした中で、今回米飯の価格急上昇ということでこのような事態になってお
りますが、来

年度につきまして値上げの検討は今いたしておりませんので、来年は今年と同じ価格でいきまして、メニューの工夫などをしながらやっていこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ちょっと答弁漏れなのですが、今の学校給食の関係で財源内訳のその他の750万円の、これはどこから来ているお金なのでしょうか。

○狛守勝義議長 これは答弁漏れということで、1回目ということでもいいですか。

○11番（川口浩史議員） 2回目でもいいです、もう。

○狛守勝義議長 では、2回目でもいいのですか。

○11番（川口浩史議員） うん。時間もうないから、しませんので。

○狛守勝義議長 では、この1点だけでいいのですね。

○11番（川口浩史議員） はい。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

32、33ページをお開きください。750万円につきましては、寄附金の75万円がそのまま……

〔何事か言う人あり〕

○萩原政則総務課長 750万円が下に計で下りている形になっております。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この寄附金なのですけれども、スポーツ振興に対する指定寄附金ってなっていますよね。多分これかなって。スポーツ振興と給食費が、これ整合性あるのかなって思って、これいいのですか、使ってしまった。それも含めてちょっとお答えいただきたいと思います。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、款が教育費でございます。6項の保健体育費でございます。そちらの中に1目と3目がございまして、その合計が下に下りている形になりますので、6項の保健体育費の合計というふうになっております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○萩原政則総務課長 充ててはいないです。項の合計金額となっておりますので、750万円についてはスポーツ振興基金管理事業に充てております。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義議長 ほかにありますか。

3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 30、31ページの学校の管理事業についてお聞きします。

小学校でエレベーターのバッテリー交換が3校あるのですけれども、バッテリー交換って通常定期的に行うのではないかなというふうに考えています。なので、これがいつどこでどのようなときに発覚したのかということと緊急性があったのかということ、バッテリーが切れるとどうなるかということ、それで40万の内訳、ちょっとエレベーターのバッテリーというのが想像つかないので、バッテリーの交換なので、バッテリー自体が幾らぐらいしたのかということ、あとバッテリー交換すると何年もつのかということが1点。

もう一点が、あと2つあるのですけれども、志賀小学校の光熱水費だけがほかの学校に比べて高いなというので、その理由が分かれば教えてください。

最後に、菅谷中学校だけ燃料費ってあるのですけれども、ちょっとこの燃料費が何なのか教えてください。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

まず、小学校費のエレベーターのバッテリー交換でございますが、こちらにつきましては3校とも3年に1回非常用のバッテリーを交換しておるところでございます。本来でしたら3年という期間がございますので、当初予算に計上して予算を講じるべきだと反省しておりますが、今回毎年行っております点検の際に交換の時期だという指摘をされまして、当初予算に計上していなかったことが分かりまして、今回3校とも補正をさせていただきたく、お願いいたします。この非常用バッテリーにつきましては、停電など非常時にエレベーターを安全に制御するための予備電源となります。単価につきましては、この交換の費用、それぞれ40万程度でございますが、バッテリー本体と交換を含めましてこの金額ということでお願いいたします。

続きまして、志賀小学校の光熱水費がほかの学校に比べて補正額が大きい理由についてでございますが、志賀小学校の校内で漏水箇所が不明な漏水が起こっております。こちらにつきましては漏水箇所を特定するための調査を行ったのですが、ちょっと今そこがよく分からない状態で、対応しましては夜に水が出ないように栓を止めて、昼間だけ水を出すような形で対応しておるところでございます。それと、プールにつきましてもやはり漏水箇所が不明な漏水が起こっておりまして、夏に水泳授業をやるときにだけ水が多くかかっているということで、他の学校につきましてはおおむね電気料金の高騰による補正が大きいところでしたが、志賀小学校につきましてはそのような漏水についての対策が若干講じられていないところで、水道料金の額が多くなってしまっていることによる補正でございます。

続きまして、菅谷中学校の燃料費の補正でございますが、こちらにつきましては菅谷中学校体育館に空調設備が設置されました。こちらにつきましてはガスヒートポンプマルチエアコンという、そういった機種が採用されておりまして、ガスを使って起動するタイプの空調設備となっております。1月から3月の間にこちらの空調設備を使った場合に必要となるLPガスの燃料費を計上

させていただきます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 再質問は、中学校のエアコンの件だけします。

ということは、1月から3か月間の燃料費が42万8,000円ということで、来年度はその4倍の予算がかかるというふうなイメージでよろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今回LPGの設備、タンクが980キログラムの規格のものを1基設置しておるところでございますが、こちらを2回満タンにするガス料金を試算いたしました。こちらにつきましてまだ運用がされておられませんので、来年度、今令和8年度の予算計上は入力中でございますが、この価格を参考に令和8年度も予算は計上していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○狛守勝義議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月1日、2日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、12月1日、2日は休会することに決しました。

◎延会の宣告

○狛守勝義議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 零時05分)

令和7年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

12月3日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第2番議員 竹内隆哲議員

第10番議員 畠山美幸議員

第8番議員 森一人議員

第4番議員 宮本大裕議員

第9番議員 青柳賢治議員

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	森一人	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	狩守勝義	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
馬橋透	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
青木正志	生涯学習課長
中村寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第4回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○狛守勝義議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事日程に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇ 竹 内 隆 哲 議 員

○狛守勝義議長 それでは、本日最初の一般質問は、議席番号2番、竹内隆哲議員。

質問事項1の駅西ロータリー停車スペースについてです。それでは、どうぞ。

○2番(竹内隆哲議員) 議長のご指名をいただきましたので、議席番号2番、竹内隆哲の一般質問を始めます。

まず、大項目1番の駅西ロータリー停車スペースについて。武蔵嵐山駅の利用については、ATMの利用や送迎、駐輪場の問題など、地域の意見交換会でも町民の方よりご意見をいただいています。そこで、以下について伺います。

小項目1、タクシー寄せのスペースを使うことはできないか。

(2)、ATM裏のイベントスペースに駐輪場は造れないか、お伺いいたします。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。武蔵嵐山駅西口整備については、第２回定例会で吉本議員さんからの質問、また過去の一般質問においてもいろいろな質問をいただいているところでございます。タクシープールへの一般車両の待機場所としての使用についても、道路形態や横断歩道の設置と同様に埼玉県警と協議を行って指導を受けております。タクシープールへの一般車両の乗り入れはロータリーのショートカットにつながり、交通規制上危険であるとの判断により、一般車両の乗り入れは認めないとのことで、タクシー専用プールとさせていただいております。

続きまして、質問事項１の（２）につきましてお答えいたします。駐輪場につきましては、整備に当たり、整備計画の中で進めてまいりました。駅西口にはもともと民間の駐輪場もあり、有料化も含めた整備を予定しておりました。しかしながら、昨年９月の全員協議会で説明させていただいておりますが、東武の敷地の土地利用の影響により駐輪場の整備をすることができなくなり、現在計画が延期となり、実質白紙状態でございます。りそなのＡＴＭの脇の部分については、駅西口広場の整備方針を踏まえ、にぎわいの創出のためのイベント広場、また防火、防災機能の充実としての整備をさせていただいております。防火水槽も整備されており、イベント広場、防災用広場としてまずは整備方針に基づいた広場の利活用を最優先に考えていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第２番、竹内隆哲議員。

○２番（竹内隆哲議員） 再質問に入らせていただきます。

以前吉本議員と中嶋副町長の質疑の中にもありましたが、小川警察署の回答はいかがでしたでしょうか、お伺いいたします。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

先日の第２回の吉本議員さんの要望を出せないのかということで、再度小川警察署のほうに、２回の定例会終了後６月１９日に小川警察署のほうに要望書のほうを提出させていただきました。その後、小川警察署のほうから令和７年７月１４日に朝方など車の交通量とか歩行者が多い時間と思われる時間帯に調査等を行っていただきまして、調査した結果におきましては交通量、あと歩行者が横断歩道を設置する必要となる規定量に達しないということがまずありまして、また先日の定例会のときにもご説明させていただいたのですけれども、交通がメインとなっているところに横断歩道は設置しないという警察の指導もございますので、そういった形で同じような内容で今回のほうも回

答をいただいております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私の方からも補足で説明させていただきます。今まちづくり整備課長から答えさせていただいたとおりなのですが、実際には6月の議会終了後、6月の12日に私とまちづくり整備課長で小川警察署のほうに参りまして、小川警察署長さん、それから交通課、そちらに改めて6月の吉本議員のご質問のご提案の中身についてご説明し、また改めてお願いをいたしました。その中で、要望のございました内容について、横断歩道の設置に関して、それから今ご質問いただいておりますロータリー内、いわゆるタクシープールの中への駐車について、それから一方通行の在り方について、こういった点を逐一町民からの要望も多く、非常に町としてもでき得ればそういった設置をお願いをしたいということでお話を申し上げました。回答につきましては、今課長から答弁があったとおりでございます。ロータリー内のいわゆるタクシープールに関しては、これは横断をするという、要するに車を止めるということは、そこから降りて駅側あるいはそのATMに車道を横断するというところでございますので、これはとても危険性があって無理だよということです。

一方通行に関しましては、一方通行のいわゆる迂回路というのは住宅街の中に迂回路を設けるとい形になりますので、より一層危険性が増すと、こういった一方通行というのは基本的には認められないということでございます。唯一横断歩道に関しては、もう一度もし要望を出していただければ改めて調査をいたしますということでございましたので、今申し上げたような形で19日付で要望書を出していただいて、改めて調査をしていただいた。その結果として、いわゆる歩行者の交通量、それから車両の交通量、そういったものを調査をした結果、横断歩道を設置をするという条件には当てはまらないということで、改めて設置についてはできませんという回答があったということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○狛守勝義議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番（竹内隆哲議員） 小川警察署に対する働きかけ、ありがとうございます。駅西の再質問でいいですか。

○狛守勝義議長 再質問。

○2番（竹内隆哲議員） 駅西の問題は今まで何度となく議題になりまして、そのたびに警察の窓口で道交法の適用どおりだとの対応があったと思うのです。しかし、町民の利便性を高めるためにできる手段を尽くすことが議会議員の責任と考えます。タクシー用のモータープールを一時駐車場所として使えないとか、駅西には常に多くても2、3台のタクシーしかないために、よくパトカーが止まっていることも多いのです。それもあって、これ関連してもう一つ、一時駐車場所以外にも駐輪場の問題だとか、以前計画していて、それが変更になりましたよというお話もよく聞いてはい

るのですけれども、イベントスペースでいつも使わないところなので、それを仮設で駐輪場にしたりだとかというのは難しいと思っはいるのですけれども、やはり駐輪場のスペース、今私設のものがあるので、取り急ぎで必要ないということだと思っはいるのですけれども、実際は用途の問題で、あと横断歩道もそうですね、警察だとかにもどうしても横断歩道の規定の交通量に足りないということなのですけれども、実際横断されている方も結構いて、あれが実際問題なのではないかなというふう思うところもありまして、町には引き続き線路からの雨水管の工事であったりだとか、交通島、ロータリーの植え込み等の工事を進めていく中でさらによいまちづくりをお願いしたいと思っはいます。

ロータリーの件については以上で、続けて大項目2番に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 はい、どうぞ。

○2番（竹内隆哲議員） 終活登録制度について。高齢者の方でなくてもいずれは課題となります。民間のサービスより公の制度の安心感もあると思っはいます。町の考え方を伺いいたします。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

登録を伴う終活支援は行っていませんが、アドバンス・ケア・プランニング、アルファベットでACP、日本語で言いますと人生会議、それに関する普及啓発を行っています。ACPとは、自分らしい幕引きを迎えるために、回復の見込みがなく、間もなく死が訪れる病態で明確な意思表示ができなくなったときに心臓マッサージ、気管内挿管、人工呼吸器などの治療を希望するか、あらかじめ自分の意思をノートに記載しておくものです。長寿生きがい課、地域包括支援センターでは、埼玉県医師会が作成した私の意思表示ノート、こちらになります。こちらをご希望の方にお配りしております。

以上です。

○狛守勝義議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番（竹内隆哲議員） では、再質問に入らせていただきます。

公にお願いできると安心感がありますけれども、町として請け負う側の負担も大きいことが実情だと思っはいます。町は、ご本人の意思確認やご家族とのよい橋渡しができないか。老後の不安として、空き家問題ですとか家族の不和などの不安があるかと思っはいます。その後の当事者意識の欠如で問題を抱えないためにも備えが必要ではないのかなと思っはおりまして、相続税法の生前贈与以外にも、税率が高いので、死因贈与だとか、いろいろな仕組みがあるかと思っはいます。相互の合意がなければ締結も解除もできませんけれども、より税率は低くなり、契約書は公正証書で来ますので、確実なものになると思っはいます。町の考えを今僕も伺ったので、延命だとかについては確かに医療的な

問題です。僕が今気になっているのは、亡くなったときの財産の処分だとか相続をやっぱり考えていまして、その点についてお伺いいたします。

○狛守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

今お答え申し上げたように、登録を伴う終活支援は今のところ町民からのご要望もございませんし、町として行う考えはございません。亡くなった後の相続とか、そういったご指摘がございましたが、町ではいろいろな無料相談を行っております。弁護士による法律相談、行政書士による相談、あるいは相続税とか贈与税に関して税理士による相談等も行っております。そういった制度がございますので、もしご自分が亡くなった後にご不安を抱えるようであれば、まず長寿生きがい課のほうにご相談をいただきまして、おいでいただいた方にはこういった相談窓口がありますよという形のご案内をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番（竹内隆哲議員） 再質問です。

ほかにも終活ノートや様々な情報提供を含めて町の説明会等で告知を今していただいていると思っているので、思うのは自分だけは大丈夫だとか、正常化の偏見って言うようなのですけれども、まさか自分たちがと。後で、いざこざというか、もめごととなったりすることも多いと思いますので、町は町民が憂いなく老後を過ごしていただくために意思確認やご家族と話し合う機会をつくって、不安を取り除けるような取組をお願いできればと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 ご苦勞さまでした。

◇ 畠山美幸議員

○狛守勝義議長 続いて、本日2番目の一般質問は、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の発達障害の早期発見に向けた5歳児健診の導入についてです。それでは、どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、10番議員、畠山美幸、今回は、大項目3点についてお伺いしたいと思います。

まず、第1点目です。発達障害の早期発見に向けた5歳児健診の導入について。近年、子どもの発達支援を充実させる目的で全国的に5歳児健診が広がっています。3歳児健診から就学時健診までの約2年間は、発達に大きな個人差が生じる時期です。この間に言葉の遅れや行動の特徴に気づくことができれば早期の支援につながられます。しかし、現状では3歳児健診以降に公的な健診がなく、保育園や幼稚園、そして家庭での観察に委ねられているのが実情です。比企地域では吉見町

と東松山市で導入が進んでおり、嵐山町としても検討が必要ではないかと考えます。そこで、5歳児健診についてお伺いします。

(1)、導入する予定は。

(2)、実施する上での課題は。

(3)、発達障害が早く見つければ家庭はもちろん学校でも当事者に配慮したサポートが可能になり、スムーズに学校生活をスタートさせることができると思います。お考えをお伺いします。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。令和8年度よりの実施に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。対象となる年中児は、そのほとんどの児が幼稚園、保育園等就園しており、困り事や相談は園で行って解決しているという認識もあると考えられます。その上で、5歳児健診の必要性を対象児の親に理解していただけるように案内すること、健診の結果において発達障害等を踏まえた支援が必要とされる場合には相談会等を通じて関係機関に円滑につなげていく体制の整備が課題と考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。子どもの健全な成長と発達において、子どもの生活習慣や家庭での困り感、集団生活などから3歳児健診では気づくことができなかった心身の発達状況を発見することができる年齢となっています。早期に対応することで日々の生活リズムを整えることや家族が心配なく過ごせるようになることも目的の一つです。また、小学校に安心して通学することができるように教育委員会をはじめとする関係機関につなげていくことができます。小学校入学までには1年以上あるため、家庭においても焦らずに準備を進めることができると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番(畠山美幸議員) (1)のほうですけれども、令和8年に向けて準備を進めているということですので、よかったなと思っております。近隣では、東松山が令和7年度、吉見町も始めております。あと、近隣といいますか、寄居町も始まっていたり、様々この比企管内以外のところでも始まっているような状況があって、今回この質問を入れたのは平成30年、さっきいろいろ調べたのですけれども、平成30年、2018年の議会質問で5歳児健診をやったらどうだという質問をさせていただいておりました。その頃、議長は佐久間町長、そして岩澤さんが町長でしたけれども、そのとき前田子育て支援課長からは、今保育園とか幼稚園では体制ができていますということで、検討するという答弁で終わっていました。

だんだん時代も進み、子どもたちの登校拒否だとか、発達障害もちょっと多くなってきている状

況があるかなと思ひまして、再度この質問をさせていただいたところです。国としても令和23年度から国のほうも補助金を出してやっていただくということになっていたのですが、この内訳というのはどのようになるのか、課長、お分かりでしょうか、補助金とかの関係は分かりますか。

○狛守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

補助金につきましては、国のほうで1人当たり5,000円を上限として2分の1補助することになっております。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 分かりました。（2）のほうに移りたいと思います。（2）のほうは、実施する上での課題、その当時前田課長だったのですが、今現状はどのような体制で、平成30年のときと変わらないのかなと思うのですが、今の実情をお伺いしたいと思います。太田課長になるのかな、保育園とかそういう関わりのところは。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、保育園に関して言いますと、入園の申し込みをしていただく際にお子様の発達にちょっと不安な要素があるというような場合ですね、正式には児童福祉審議会の中で入所の決定をしていくのですけれども、その前に希望する保育園と少しこういう状況ですという話をした中で、受入れが可能な状態なのかどうかということはあると思います。ご質問の発達障害の部分でいいますと、例えば日常生活における行動がどのぐらい多動というか、保育士1人で見れるものなのか、加配をして見る必要があるのか、そういった部分を検討しなければいけないと思っておりますが、基本的に町内の4園については障害児保育を実施するというので、全ての保育所がそういう体制を取っておりますので、実際入園した後にさらにもうちょっと見なければいけないというようなこともあるかと思いますが、まずは受入れをしていくというところでしております。また、受入れ後は、保育士と保護者とお話し合いをしていく中で、家庭においてもこういう生活指導とか、そういうことをやってみたらどうかとかという助言をしていたりとか、そういったことも行っておりますので、平成30年当時の前田課長が答弁している内容という部分では、そこは変わらずということではあると考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 私が質問したのは先ほど平成30年と申しましたけれども、6年間たっておりますが、この6年間の間で学校入学をしてくるお子様、1年生に上がってくる状態はこの6年間の間はどのような状況だったかお伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

教育委員会では、毎年10月末から11月上旬にかけて、次年度小学校に上がるお子さんの就学時健診を行っております。以前は各学校で行っていましたが、現在は嵐山幼稚園を健診会場にしまして2日間の日程で行っております。そうした中で、内科や眼科等のお医者さんの健診のほかに学校の先生による知能検査のほうをしております、そういったところで発達段階を身体面だけでなく確認をしておるところです。そうした中で、心配されるお子さんにつきましてはそちらの知見のある先生に診ていただきまして、保護者の方へお知らせなどを行っている状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） その流れはずっとそうだったと思うのですが、この近年6年間の間で子どもさんが発達障害的な方が増えているとか、そういう人数的な増減というのはどういう状況でしょうか、お分かりでしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 具体的な人数をここで申し上げるのは、今手元にデータもないので、申し上げられないのですが、そういったお子様が増えているような感覚はここ何年か私が健診会場で見ている状況で感じております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） ここに国立成育医療研究センターというところのご意見があったのですが、落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子どもたちは小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり問題行動を起こしてしまったりすることが少なくないというように書いてあって、ですのでやはり5歳児健診、1年間猶予がある5歳児健診というのは重要性があるなというのを思ったので、近隣がどんどん始めて、来年度嵐山町もいよいよ始めていただけるので、よかったなと思っておりますので、早い段階で親御さんにも理解をしていただきながら進めていっていただきたいと思いますので、これはいい答弁をいただいておりますので、終わりにしたいと思います。どうぞ、またお子さんたちの育成をよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に行きます。2番、学校健診と特定健診の視力検査についてでございます。日本における失明原因の第1位は緑内障であり、発症しても自覚症状がほとんどなく、気づかぬうちに進行する病気です。特に近年は、強度近視の増加により若年層でも緑内障のリスクが高まっていると言われております。現在学校保健安全法に基づく学校健康診断では主に視力や結膜、角膜の異常を調べる項目が中心であり、眼圧測定や眼底検査など緑内障の早期発見につながる検査は実施されておられません。一方で、成人を対象とした特定健診では眼底検査の導入が進み、早期発見、早期治療の成果が上がっております。しかし、視神経の形成期にある児童生徒期に異常を発見できれば、その後の

進行予防にもつながります。そこで、お伺いします。

(1)、学校健康診断の中に眼圧測定や眼底検査などの緑内障リスクを把握できる検査を導入するお考えは。

(2)、希望者を対象としたモデル実施として、中学校で簡易的なスクリーニング検査を施行する考えは。

(3)、学校医、眼科医会、地域の医療機関などと連携し、子どもの目の健康を守る体制を強化していく必要があると考えるが、どのように取り組んでいくか。

(4)、町の特定健診の視力検査はどのように実施していますか、お伺いします。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項2の(1)、(2)につきまして関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

学校での眼科検診は、視力検査や眼位検査、外眼部の観察などを通じて、児童生徒の学習や生活に支障を及ぼす可能性のある視力低下や斜視、結膜炎等の早期発見を目的として実施しております。緑内障の診断には専門的な検査が必要であり、学校の健診の範囲を超えるため、疑いがある場合には眼科専門医の受診を進めております。教育委員会としては、学校健診の結果を踏まえ、必要に応じて保護者に受診を促すことで児童生徒の目の健康を守ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目(3)、(4)について。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。現在、町では3歳児健診において視覚検査を実施しており、これは、弱視や斜視などの目の病気を早期に発見するために行っているものです。健診会場では、スポットビジョンスクリーナーを用いた屈折検査により弱視の原因となる遠視、近視、乱視を調べ、結果により医療機関の受診を勧奨しています。この時期は子ども自身が見えにくさや変化を感じていないことも多いため、検査で早期発見し、適切な治療を開始することで視機能が発達することが期待できるとされています。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。特定健診の基本項目には含まれておりませんが、血圧や血糖値が受診勧奨判定値以上の高い場合など、医師が必要と判断された場合に眼底検査が実施されています。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番(畠山美幸議員) それでは、(1)、(2)は関連しておりますので、併せて再質問させて

いただきます。

今回この質問をしたのはなぜかといいますと、町内にお住まいの40歳の方が40歳の健診のときに緑内障になっていますよということを初めて自分も知って、病院の先生には、これが若い時代、だから小学校、中学校の検査のときに早い段階で分かっていたらここまで進まないで済んだのですよという、そのようなお話をいただいたのだと、だから今後嵐山町のお子さんたちが私のようにならないように早い段階で何か体制をつくっていただきたいのだということで私のほうにお話がありました。今回私もどういふふうに質問したらいいのかなというので悩んだのですが、確認しながら質問したいと思います。

今学校では眼科検診があつて、結膜炎とか、視力の低下とか、斜視とか、そういうものがあつたときには再検査してくださいということで誘導しているということでした。学校側はそういうふうに誘導はするのですが、結果はどうだったかというところを割と聞かないで終わらせている部分があるのかなと思うのですが、現状はどうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

学校での眼科検診の受診状況でございますが、各学校で、異常というか、再検査が必要と診断された児童生徒の方には再検査を促しておりますが、そういった中でも全ての児童生徒が再検査の結果を学校に持ってきている状況ではない状況です。ですので、再検査をいまだしていない児童生徒につきましては、また再度保健の先生から受診のほうを促していただくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 健康いきいき課では、特定健診が受けられていませんよといって、コールリコールといいますか、再度はがきを出すというやり方をさせていただいて、健診率がどんどん上がっているかなって思うのですが、やはり学校は投げかけて終わりにしている部分があるのかなと。うちも娘が中学のときに背中側弯か何かで引っかかって、病院に行ってみましたけれども、そのときの姿勢が悪かったのだと思うのですが、何もなかったのですが、そういうことがあつて、それを再度学校に戻すということもないで、ただ家庭内で何でもなくてよかったねで終わっているところがあつたので、やはり目って一番見えなくなってくるとストレスがたまるってよく伺いますけれども、耳だつて目だつて、何でも見えなくなったり機能が衰えてくるということは本当に大変なことなので、できれば学校も、コールリコールとは言いません、そこまではあれですが、検査行つたとか、やっぱり保健師の先生を通して確認体制は取っていただきたいな。あと、虫歯なんかも、やはり治療したというのも完了したというのを一々出さないと思うのですが、そういうところまで追っかけていく時代になっているのかなと思つているのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

そういった健康診断をした後の再検査の結果を把握するというは大変大事なことでありますので、今後も養護教諭に確認をしていくように教育委員会としても投げかけてまいります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと仕事を増やしてしまうかもしれないのですが、大事なことかなと思いますので、お願いします。

そして、次は（3）に移りたいと思いますが、本当にありがたいことに3歳児健診に屈折検査導入を早々に佐久間町長にはしていただきまして、決算のときに確認しましたら、相当数これに引っかけられているお子さんがいたというのにびっくりしたわけなのですが、今日課長はそのときの経過をお持ちだったら、もう2年ぐらい、4年ぐらいから始めたのかな、令和4年から導入したのか、5年から導入したのか、ちょっとあれですが、もし人数的なものが分かれば教えていただきたいと思いますが、お持ちでしたら。

○狛守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 答えいたします。

現在私が手持ちの資料では、令和6年度は84人のお子さんを検査しまして、そのうち要精密検査のお子さんが10人おりました。その10人のうち、異常なしが2人、経過観察が8人となっております。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 本当に今近年では、うちなんかも孫がいて、ユーチューブなんかスマホとかタブレットで見せてしまうのですが、そういうのが、乳幼児期っていうのですか、から始まっている今の現代社会において、本当に目というのが大変になってきている状況でございます。また、前回暑さ対策で学校側にもお願いしましたサングラスの使用、今サングラスっていても真っ黒なサングラスではなくて、本当に薄い色でも光を遮るサンカットというものが出回っておりまして、練馬だったかな、私立の中学校、高校の学校ではもうその導入が、あるメガネメーカーとタイアップしてサングラス導入なんていう報道がちょうど質問した後の2か月後ぐらいにテレビでばんばんやっていたけれども、いかがなのでしょう、何かそういう検討はされましたか、その後。目に対してのサングラスの使用とか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 目の健康のことについては、非常に重要だと思っております。それから、サングラスのこともご指摘を受けまして、私も海外のほうで小学校等でサングラスを着用している学校

があるというのは把握をしたところでございますが、学校においては例えば部活動や運動時にまだまだサングラスをしてやっているというのは現実的には少ないかと思っているところもございまして、具体的に学校のほうにサングラスを導入するところまでは検討が至っているところではございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） ちょっと学校側にそれてしまいましたけれども。今嵐山町では本当に3歳児健診でこのようにやっていただいているので、ありがたいなと思っております。

あと、（4）に移ります。特定健診のほうでは、視力検査というものは私も調べたらないのです。人間ドック、私も先日5年ぶりぐらいに人間ドック受けてまいりまして、今回自分の左目の視力がうんと下がっているので、要検査ではないですけども、行ってこなくてはいけないなと思っておりますが、やっぱり夜遅くまでパソコンを見ていたりとか打ったりとかしているのがちょっと災いしたのかなと思っておりますが、今後特定健診とかに視力検査とか入れていく予定とかはございますか。

○狛守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

特定健診に視力検査を入れていく予定はございません。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 特定健診の健診項目というのが大体決まっていまして、だから大人になったときにはどういう段階で、これ人間ドックを受けないと分からないのでは困ってしまうなと思ったので、何かいい方法を考えなくてはいけないなと思ったのですが、健康いきいき課では例えば町民の方が気楽に、増進センター、今は子育て包括支援センターに名前は変わってしまったのだけれども、健康いきいき課のところに来たときに、Cのマークの視力検査のものを例えば設置しておいて、勝手に自分で見てできるようにしておくとか、あとやすらぎにトレーニングルームがあるわけなのですが、ああいうところに置いておいて、勝手に視力検査をして、自分が視力が下がっているとか、そういうことを自己判別できるような仕組みというのですか、そういうものを考えていただきたいと思いますが、いかがなのでしょう。

○狛守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

視力検査の表みたいなものなのですけれども、検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひ町民の目を守る対策を、私も何というのが今思い出せないのですが、そういうところからきっかけづくりをつくって、やっぱり緑内障とかになってしまいますとまた医療費にも跳ね上がってきますので、そういう対策を打っていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

次の大項目3に移ります。地方創生臨時交付金（物価高騰対応分）を活用した生活支援についてでございます。臨時国会において、エネルギーや生活必需品等の価格上昇により影響を受けている住民や事業者への支援を目的とした地方創生臨時交付金（物価高騰対応分）の追加措置が講じられる見込みです。物価高騰の影響は長期化し、町民生活を直撃しています。特に高齢者や子育て世帯、小規模事業者にとっては生活防衛のための具体的支援が求められています。そこで、伺います。

（１）、町内では、防犯意識の高まりとともに自治会や地域団体では防犯カメラ設置の要望が増えております。犯罪抑止のみならず、高齢者の見守りや災害時の記録などにも有効です。国の交付金を活用し、町民が住宅に設置する防犯カメラに対する補助制度を新設するお考えは。

（２）、来年4月から水道料金が値上げされる予定となっております。水道は生活に欠かせないインフラであり、物価高騰の中での値上げは特に低所得世帯に大きな負担となります。国の臨時交付金を活用し、1から2期分の基本料金無料化など、町民生活を直接支援する措置を講じるお考えはありますか。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問項目3の（１）につきましてお答えいたします。

令和8年度の国の予算が未定であるため、現状ではお答えできる段階ではないとご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（２）について。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 質問事項3の（２）についてお答え申し上げます。

（１）のご質問同様、国の予算通過後の事業でありますため、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） ただいま臨時国会中ですので、この金額は幾らになるかというのは確かに分からないのですが、今後入ってくるに違いないわけなのですが、私の手元には国の重点支援地方交付金推奨事業メニューということで、メニューだけは一応追加額2兆円ということで国会は今決めているようです。その中に生活者支援、事業者支援ということで立て分けてありまして、その中

の0.4兆円はおこめ券とか、いわゆる食料品の現物給付などの支援ということで決まっているようですけれども、それ以外に掲げられているのが、まず生活支援のほうですが、②のほうは物価高騰に伴う低所得世帯、高齢世帯支援ということで、こちらは水道料金の物価高騰による、ガスとかエネルギー、これは国のほうでやっていただけたらと思うのですが、自治体でやるものというのは水道料金の物価高騰による負担を軽減するための支援というところが該当するのかなと思うわけです。以前コロナ禍のときには嵐山町において、何か月分だったでしょうか、2か月に1遍の支払いになるわけですけれども、コロナ禍において基本料金分を無償化というのですか、していただいたという現実的な事実がございますので、今回はましてや来年の8年度から水道料金30%の値上げということも町民に重くのしかかってくるところでございますので、ぜひこれは検討していただくテーブルに上げていただきたいと思いますので、お願いしたいと思っております。そして、これ町長、もし2兆円、これが幾らか振り分けて来るわけなのですが、まず水道料金のことについて入った場合にはご検討いただけるかどうか、入ったときのお話を伺いたしたいと思います。

○狛守勝義議長 これ小項目（2）ということですよ。

○10番（畠山美幸議員） 一くくりでお願いします。

○狛守勝義議長 では、一括で。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

課長のほうからお話がありましたけれども、国の大きな枠組みは示されていますけれども、可決されたわけでも何でもないので、今の段階でそれを仮定のことを前提としてこうします、ああしますと言うことは控えさせていただきたいと思えます。ただ、今議員さんのほうからご提案をいただきました、そういった事業に関してはしっかりと参考にさせていただいて、それが確定したときには少しでも皆さんのご意向に沿うように、また総合的な観点からこれが必要だろうということで判断をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 今回は意見交換というのを議会のほうでさせていただいた中で、多くの方から、やはりカメラ、防犯カメラもあちらこちらの会場で言われたところがございます。ましてや10月、11月にかけて連続窃盗容疑11人逮捕というのが11月の20日の新聞に、読売新聞ですけれども、捕まったからよかったですのですが、埼玉県内だけに窃盗団が押し入って、この近隣だと熊谷市、鴻巣市、久喜市、北本、川島町、坂戸、毛呂山、鳩山、東松山市とだんだん迫ってきている状況の中で、私廣野に住んでおりますが、廣野に住んでいる方からも、ちょっと時間空けて出かけるときは雨戸を閉めて雨戸のフックまでちゃんとかけて出かけないと心配でしょうがないというような、そういうお話がございました。本当もつともですということで。私今回の3月議会でも多分防犯カメラの

質問をしたと思うのですが、やはり防犯カメラ必要だと。今町長がまだ予算が通っていないからということなのですが、やっぱり言わせておいてもらって、防犯カメラは絶対町民にとって抑止力ということで必要になっておりますのでお願いしたいのですが、現状嵐山町で志賀の2区のところ意見交換したときに、空き家に空き巣が入ったり、本当に怖くていられないというお話も伺いました。実際問題、埼玉県だけでなく、この嵐山町において、空き巣とか、そういうのがどのくらいになっているのか、この近辺の何年か前の状況をもしお分かりでしたら、教えていただきたいと思いますが。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

それでは、住宅侵入窃盗ということで近年の数値を嵐山町の申し上げたいと思います。まず、令和5年は6件でございました。続きまして、令和6年、こちらに関しましては5件で、空き巣が4件、忍び込みが1件でございました。続きまして、今年1月から10月まで10か月ということですが、計17件、空き巣9件、忍び込み9件でございます。小川警察署管内に関しましてもかなり増えておりまして、昨年住宅侵入窃盗が17件だったところ、今年の10か月で37件というような数字になっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） そんなような状況で、ここ近辺、やっぱり不景気というか物価も上がって、お仕事がなかなか厳しい方は泥棒するしかないと思って入ってくるのか、ちょっと私には分からない。この間の連続窃盗はベトナムの方だったのですが、本当に何が起こるか分からないような、今そういう時代になっている中で、やはり町民の方は防犯カメラということをおっしゃっておりますので、それも2兆円が決まった折にはぜひテーブルに上げていただきたいと思いますので、これはお願いしておきたいと思います。

それで、ビデオカメラ例えばやっていただいたとき、自治体のほうの補助金で設置した場合、例えば録画されているICチップをパソコンに入れて動画を流してしまったとか、そういうようなことがあっては困るので、防犯カメラ、補助金を使って導入をしてもらう場合には、運用の設置要綱というのですか、そういうものもほかの自治体では防犯カメラ管理規定とか、何かそういうものをつくっているようなのです。ですので、そういうものも考えつつ、防犯カメラの管理規定とかを考えつつ、町でせっかくつけたものがまた別の犯罪になってしまっただけでは困るので、そういうことはしっかりと目を光らせていただきたいなと思っているのです。そういうことで、ぜひテーブルに上げていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

あと1個何か言うことがあったのだけれども、何だったかな。

〔何事か言う人あり〕

○10番（畠山美幸議員） では、どうですか、要綱とか規定、お考えがありますか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

防犯カメラの補助につきましては、大きく2つパターンが分かれています。まず1つは、今までの議会でもご質問等をいただいたのですが、町の補助金として毎年、何年もかけて、要綱をつくっていて、ずっと何年もやっているようなものに関しましては要綱をつくってございます。そういったものに関しましては、自分のうちの玄関部分と公共施設、ですから外というのですか、外も必ず映るようにしてください。犯人の逃走経路、その自宅ではなく、何かしらの犯行をした人が通ったときに映るように必ず外も映るように設置をしてほしいと。そして、警察の見せてほしいという要望があったら協力すること。その上で24時間、1週間、2週間は必ず保存されていることと。これが大体要綱でつくってございます。これは、防犯カメラの設置要綱をつくってやっているところですよ。

議員さんが今回おっしゃいました地方創生臨時交付金に関しましては、こちらの場合はある程度数をたくさん申請をいただくという形ですので、こちらは補助金の金額も少額になるのですが、ここは逆に自分のうちを撮りましょうという形で、あまり外は必要以上に映らないようにしましょうという形で大体切り分けてありますので、要綱は最低限のはつくるかもしれないのですが、こちらの場合逆に機能もそんなにすごく高いものではなく、ある程度購入できる安価なものでやりましょうというふうになりますと、その辺の使い分けは必要かなと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 前回の電話機は300万ぐらいだったと思ったのですが、大体そのくらい、もしやるとしたらですよ、やるとしたら、聞いていいのか分からない、大体300万ぐらいで考えているのかどうなのか。聞いても無駄かな。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

予算額というのは全く別問題で、近隣で現在行っているものです。町ベースで比較的近い自治体ということでは鳩山町が行っておりまして、上限2万円の補助率2分の1、予算は300万円ということでございます。あと、越生町、こちらも臨時交付金を活用して現在行っておりまして、こちら補助金額の上限が2万円、補助率2分の1、予算額は500万円というような形で、近隣ではこのような形で行っていることだけ情報提供だけさせていただきたいと思っております。鳩山町に関しましては、昨日確認したところ145件、越生町に関しましては74件の申請があるという形でお話を聞いております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸委員。

○10番（畠山美幸議員） 以上で終わります。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでございました。

会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分です。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 一 人 議 員

○狛守勝義議長 続いて、本日3番目の一般質問は、議席番号8番、森一人議員。

質問事項1の町におけるウェルビーイングの推進についてです。どうぞ。

○8番（森一人議員） ただいま議長にご指名いただきました8番議員、森一人です。一般質問を行います。私の質問は大項目で1点になります。

町におけるウェルビーイングの推進について。ウェルビーイングは、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態にあることとされ、一般的には幸福な状態を指すものと認識しております。ウェルビーイングは、政府の骨太の方針に2021年度から登場し、さらに社会の在り方の指標にしていこうと盛り込まれるようになりました。当町においても嵐山町こども計画にウェルビーイングという概念や指標も入り、また総合振興計画において暮らしの中に幸せを感じられる瞬間をとらわれております。ウェルビーイング推進は一概にはいえず多岐にわたるため、今回は各種計画や未病対策等に絞らせていただき、以下について質問いたします。

(1)、現状進めている計画や施策、これから進める事業においてもウェルビーイングという視点を取り入れての見直しや事業展開が必要と考えますが、町の考え方を伺います。

(2)、ウェルビーイングにつながる町民が健康な心と体を維持、増進するための未病対策や健康事業等について町で行っている取組を伺います。

(3)、暮らしの中に幸せを感じられる瞬間をとらえて総合振興計画に掲げる当町においてウェルビーイング推進についてのご所見を町長に伺います。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

私たち町職員は、ウェルビーイングの概念、町民一人一人が肉体的、精神的、社会的に満たされ、

幸福な状態に向かって日頃仕事をしています。現在改定作業を進めている第6次嵐山町総合振興計画後期計画において、総論である町の将来像にウェルビーイングを感じられる暮らしを目指してと新たに書き込む予定であります。本町の最上位計画である総合振興計画にウェルビーイングを書き込むことで各種計画や事業全般にわたり、その視点、指標を取り入れ、ウェルビーイングが推進されるものと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（2）について。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問項目1の（2）につきましてお答えいたします。

「何でも習慣、いいあんばい（塩梅）、延ばそう健康寿命」を基本理念とした健康いきいきプランでは、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点的に取り組むこと、また未来を担う子どもたちから高齢者の方々までが健全な食生活、心の健康保持、歯と口の健康づくりを実践していただくことを目指しています。今年度の事業としては、ウォーキングイベント、食と防災をテーマとした健康セミナー、乳幼児の育児中の親を対象とした健康教室のほか、健康診断結果に基づく健康事業や保健指導などを実施しております。参加しやすいテーマと事業を展開することで、町民の皆様がご自身の健康に関心を持って無理をせず可能なことから始めて、続けていくことが大切と考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（3）について。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 質問項目（3）につきましてお答えさせていただきます。

ウェルビーイングは、単に病気ではない状態ではなく、心身の調和や良好な人間関係、やりがいなどを包括した広い意味での幸福感を指し、この概念は、世界保健機関（WHO）の憲章で提唱され、2015年の国連総会で採択されたSDGsの宣言文に目指す方向性としてウェルビーイングな社会と示されたことで世の中に浸透した概念であり、近年では個人だけではなく企業が従業員のウェルビーイングを推進し、育児や介護など多様な働き方に対応できる環境づくりや離職率の低下や人材確保にもつなげていく経営戦略にも注目をされております。

今物価高に苦しんでいるとはいえ、日本は先進国の一員であることは間違いありません。このような成熟した経済や社会の中では、物質的な豊かさではなく、一人一人が実感できる豊かさ、いわゆる主観的なウェルビーイングが重要であると考えます。フィンランドやニュージーランドではウェルビーイングのコンセプトを落とし込んだ公共政策や予算編成も行っているようであり、日本においても富山県は独自の指標を設け、ウェルビーイングの実感を可視化、政策立案等にも活用している。また、大学においてもウェルビーイング推進本部の設置や学部を開設するなどの取組

も始まっていることは承知をいたしております。今後このウェルビーイングの考え方をさらにしっかりと念頭に置きながら、様々な政策立案、実施に心がけてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第8番、森一人議員。

○8番（森 一人議員） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど安藤地域支援課長より前向きなご答弁をいただきました。各計画や各施策、事業等の整合性を高めるためにも最上位計画である総合振興計画、また総合戦略においてしっかりと明記してしるべきと考えますので、ぜひ今後このように検討していただきたいと思います。

(1)については結構でございます。

(2)に移ります。今健康いきいき課長からご答弁をいただきました。多種多様な健康事業を行っていただいていると思っておりました。本日、福祉課長、健康いきいき課長、長寿生きがい課長、生涯学習課長に来ていただいておりますので、今後、各課で取り組んでいるこれから町民に広く呼びかけたい、広く知っていただきたい健康づくりにつながる事業において、専門的な知識や技術を持つ民間企業、または専門家を活用しての事業展開というものを考えられる余地はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今後のお話ということでございますが、福祉課におきましては、先ほど幾つかの答弁の中でウェルビーイングの概念、定義というのは健康で肉体的、精神的、社会的に全てがよい状態であるということが大前提というところであります。一方で、福祉課におきましては、全町民の中でも例えば障害を持っていらっしゃる方だとか、生活が困難な方だとかいうことで、ある特定の部分の方に関わっていく部分が多うございます。したがって、引き続き今後ともそういった部分では、全ての町民の方が幸福感を得られるという部分でいきますと個別支援を充実させていくという考えかなと思っております。そんな中で、福祉課におきましては社会福祉士であったりとか、精神保健福祉士であったりとか、専門的な資格を持つ職員も配置をさせていただいておりますので、そういった有資格者による個別支援を引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 高齢者にとってのウェルビーイングとは、健康状態だけでなく、社会的なつながりや生きがいを持つことが非常に大事だと考えております。先ほど議員さんより民間、専門家の力というお話がございましたが、嵐丸庵の活動に関しましては、まさに民間の方、会社を退職した方、あるいは今現在も会社勤めしながらボランティアでお入りいただいている方もございます。さらに、今年3月から開始をいたしました移動販売につきましては民間の活力をお借りしての事業になりますので、こちらによって一人でお家にいる社会的なつながりがあまりない方、そう

いった方が買物に出ることによって地域の方とも交流を深めておりますので、今後もそういった事業についてぜひウェルビーイング実現できますように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

生涯学習課では現在様々な事業を様々な講師の方、また研修を受けた職員等で行っております。今後さらに専門的な知識を持った方、専門家の方をお招きした講座等は開催できると思っておりますので、そちらを展開していきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

健康いきいき課では、また引き続き事業のほうを展開させていただきたいと思っております。企業のほうに関しましては、毎年明治安田生命と連携しておりますので、そこから皆さんが若い方を対象にいろんな健康事業に参加していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第8番、森一人議員。

○8番（森 一人議員） それぞれご答弁をいただきました。ここで町長にお聞きしたいと思っておりますが、私は広く町民に呼びかけたい事業であれば世代間や男女間を問わず、また対象となる人たちに刺さる事業というのですか。そういったものをするためには専門家であったり民間企業の力を借りるということも十分重要ではないかなと思っております。特に日頃から子育てや仕事、家事に追われている子育て世代の女性に対して、これだったら自分の空いている時間、休みの時間に参加したいと思える取組をすることは、これからの町のこの未来にとっても欠かせないポイントになるのではないかなと私は考えております。身近な幸せを感じてというところの中で、ウェルビーイング、総振にもございます住んでよかった、これからも住み続けたい、そのまちづくりにつながっていくと思います。また、世代間、男女間を問わない取組においても、コロナ禍を経て人と人とのつながりが希薄化して、地域コミュニティの弱体化を少しでも解消することにつながっていくのではないかなと思います。町の行う事業や取組はそこで完結しなくてもいいと思っております。いきつけづくりにあってもいいのだと思うのです。そこで刺さる事業展開においては、専門的な知識や技術、こういったものを持っている民間、また専門家の活用ということも大変必要だと思うのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今森議員がご指摘いただいたそのとおりかなというふうに思います。現に先月ですか、嵐山カン

トリーさんを開放していただいて、それであの中を自由に歩かさせていただいた。そのときに準備体操も兼ねて、専門の方に来ていただいて準備体操なんかをご指導いただいたのですが、この方は通常はトレーニングルームのほうにいて、町民の方々の健康管理、またトレーニングの仕方の指導を行っていただいていますけれども、とっても人気があって、皆さん一人一人がいい先生ですね。そのトレーニング終わると本当に心身ともにいい状態になっているなということが感じられます。そういった視点からいまして、民間あるいはまた専門的な方々のご意見をいただく、またその実践をしていただく、そういった方向性でこれを考えていくというのは非常に大切なことかなというふうに思っております。

また、冒頭安藤課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、総振の中に幸せとを感じる瞬間、やっぱりこの瞬間なんていう言葉を使ったこと自体が、我々の認識が甘かったな、だめだったなというのは本当に反省をさせられました。このウェルビーイングというのは単純に言うといい状態ですから、いい状態をずっと続ける。瞬間というのはそのときだけですから、そういうことではなくて本当にいい状態が続いていく、そういったことを目指していくことが必要だろうなというふうに思っております。

幸せとを感じるようなことの中で私がちょっと参考にしたいと思っているのは、これは慶応大学の前野先生という方なのですけれども、幸せになる4つの因子がありますよと、1つ目はどういうことかという、何しろやってみようではないかという自己実現と、それから成長する。要するにそれによってやりがいだとか、それから目標を持って、そうするとそういう人たちというのは主体的な人生、一日一日を送ることができるのだと。それから、2番目は、ありがとうという因子、これは当然のことながら様々なことに対して感謝の気持ちを持っていくということ。そしてまた、何とかなるさという因子、これは非常に物事を前向きに捉えていく、そういったポジティブな精神を養っていく。最後の4つ目にありのまま因子ということで、人と比べることないですよ、自分自身は自分なりに一生懸命やって、そして自分らしさを大切にしていけば十分ではないですか。そういったものを日常生活の中で自分の中で心がけていくということになれば、本当の意味でウェルビーイングの状態に近づく人が多くなるということが指摘されておりますけれども、まさにそのとおりだなということを私自身も感じております。

今森議員がご指摘のとおり、専門家の方々の意見というのは非常に大切な観点だと思いますので、そういったことを念頭に置きながら様々な事業展開を試みていきたいと思っております。

以上です。

○ 狩守勝義議長 第8番、森一人議員。

○ 8番（森 一人議員） それでは、（3）に移らせていただきます。（3）におきまして町長のほうからご答弁をいただきました。ウェルビーイングの考え方をさらにしっかりと念頭に置きながら、様々な政策立案、実施に心がけてまいりますという前向きなご答弁をいただきました。私が嵐

山町議会で一般質問をするのは6年ぶりなのですが、一般質問を作成しながら、ウェルビーイングという言葉は概念は言葉で書けば分かるわけなのですがけれども、嵐山町行政で行っている、町民のことを思って、町民のことを考えて行っていること自体全部がウェルビーイングなのだよなって、ウェルビーイングにつながっているのだよなというふうに一般質問を作成しながら途中で気づいてしまいまして、そうすると行政的に多分事業展開するに当たっても、全体的なことというあれにになってしまうとちょっとぼやけてしまうというか、事業展開するに当たって全部がウェルビーイングってなってしまうと、やっていること全部ウェルビーイングってなればウェルビーイングって何ぞやという、政府が出した骨太の方針でありますけれども、また町民にもその概念が伝わりにくいのではないかなと思ったのです。ということは、政策立案、事業展開においても、ポイントを絞ってウェルビーイング、今回このウェルビーイングを念頭にというか、第一に考えてというような形で進めていくと町民にも伝わりやすく、事業展開する行政側にとってもそれぞれ職員が分かりやすく仕事できるのではないかなと思ったのですが、これについては町長、ポイントを絞った事業展開、今年度はこういう事業に、こういう施策に入れ込んでいくのだよ、この計画に入れ込んでというような考え方、絞ったウェルビーイングの推進ということについてはいかがでしょうか。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

森議員がご指摘のとおり、ウェルビーイングの事業としてこういうことをやりますよということのでくることができればそのほうが分かりやすいかなと。ただ、もう既にご承知のとおり、町として進めている事業は基本的には全てウェルビーイングにつながるよなということやってはいるのですが、そういう観点からいったときには果たしてこのやり方でいいのかなということも当然一つ一つ検討しなくてはならないことも出てくると思いますので、そういったことで少しでも分かりやすいような形で事業の展開をウェルビーイングとしてしていくということは大切かなと思います。

あと、もう一つは、このウェルビーイングという状態をつくるのは、先ほど最初の答弁の中で私言わせてもらいましたけれども、主体的ウェルビーイングが大切になるだろうと。客観的ウェルビーイングというのは様々な指標です。ここの町ではこういうことをやっていますよ、こっこの市ではこういうことをやっていますよ。嵐山は、これもここのところでやっていないし、ここのところこうで、だから不幸ではないですか。この考え方は、そもそももう違うのではないのでしょうかということが主体的ウェルビーイング。それぞれみんな違いますので、その地域に合った、その町に合った、そのときの状況に合った形での展開を、事業展開をしていくということも非常に大切なことであります。一つの客観的な指標としてそういうものを捉えるのは決して否定するものではありませんけれども、そういうことにとらわれ過ぎるといつまでたってもウェルビーイングの状態にはならない。

だから、先ほどの先生が推奨した4つの幸せ因子ではないですけども、非常に漠然としているし、でも確かにそうだろうなというのは非常に共感を覚えるところもありますので、ぜひそういったことを、私も様々な立場の中で、あるいは機会を捉えてメッセージを発するときにはそういったことも踏まえてメッセージを発していきたいと思えますし、またさらに明確にするというようなことに関しては、森議員ご指摘のようにウェルビーイング事業としてはこういう形でやっていきますよということをもうちょっと明確化するということも一つのアイデアかなと思えますので、念頭に置いていきたいと思えます。

以上です。

○狛守勝義議長 第8番、森一人議員。

○8番（森 一人議員） （1）から（3）まで前向きなご答弁をいただきました。ぜひ住んでよかった、これからも進み続けたい嵐山町というものを目指してこれからも邁進して行っていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

◇ 宮 本 大 裕 議 員

○狛守勝義議長 続いて、本日4番目の一般質問は、議席番号4番、宮本大裕議員。

初めに、質問事項1の嵐山溪谷を中心とした嵐山町の歴史と自然をつなぐ体制の推進と強化についてです。どうぞ。

○4番（宮本大裕議員） 議席番号4番、宮本大裕でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

私からは大項目1つ、嵐山溪谷を中心とした嵐山町の歴史と自然をつなぐ体制の推進と強化についてお伺いをさせていただきたいと存じます。嵐山町は、本多静六先生が感じられたように悠久の歴史と豊かな自然が融合する武蔵国の小京都と言うにふさわしい環境に恵まれております。この嵐山町の魅力を内外にさらに強く印象づけるべく、全国京都会議の会員としてこれを大いに活用すべきであります。そのためには、嵐山溪谷をはじめ、ラベンダー園やバーベキュー場、蝶の里公園、菅谷館跡等、嵐山の歴史と自然を一体的に結ぶことがより効果的であり、関連団体との協力と体制の強化による環境の整備がどうしても必要であろうと考えます。

これにつきまして町内で活動する各団体の活動内容と連携、また町と全国京都会議との関わりと実績についてお伺いをさせていただきます。

（1）、町内の自然環境保護関連団体の活動と連携の状況について。

ア、現在町内で活動している団体についてです。

イ、各団体の活動内容。

ウ、各団体と町の関わりについて。

エ、各団体間の連携状況についてお尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○狛守勝義議長 (2)は。

○4番(宮本大裕議員) すみません。

(2)、全国京都会議について。

ア、全国京都会議会員としての実績。

イ、町制施行60周年事業の一環として全国京都会議の総会を嵐山町で開催する実現性についてです。

お願ひいたします。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、アからエについて。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項1の(1)、アにつきましてお答ひいたします。現在嵐山溪谷及びオオムラサキの森周辺では、NPO法人自然の会オオムラサキ、嵐山モウモウ緑の少年団、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会の3団体が活動しております。

続きまして、質問事項1の(1)のイにつきましてお答ひいたします。主な活動内容は、自然の会オオムラサキでは、12月にオオムラサキの森の落ち葉掃き、樹木伐採更新など環境整備の実施、町内の小学校3校の幼虫の越冬調査、大妻嵐山中学校での幼虫越冬調査の指導、大妻の森の保全管理、自然観察会を実施しております。嵐山モウモウ緑の少年団は、小千代山を中心に間伐、遊歩道の整備、オオムラサキなどの自然観察会の実施、街頭での緑の募金活動、嵐山まつりへの参加を実施しております。さいたま緑のトラスト協会は、トラスト地での間伐作業、下草刈り、遊歩道の巡視などを実施しております。

続きまして、(1)のウにつきましてお答ひいたします。各団体の会員が主体となり、会の運営をしておりますが、自然の会オオムラサキには町から9万円の補助、嵐山モウモウ緑の少年団には4万5,000円及び埼玉県緑化推進委員会から町を通して10万円の計14万5,000円の補助金を交付しております。さいたま緑のトラスト協会については、県みどり自然課及びトラスト協会事務局、ボランティア代表者が集まり、意見交換会を年1回開催しております。

続きまして、(1)のエにつきましてお答ひいたします。各団体とも保護する地域が決まっておりますが、そのエリアでの保全活動をしておりますが、各団体間での連携、交流等を行われていない状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目(2)ア、イについて。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、質問事項1の(2)、アにつきましてお答えいたします。例年会員自治体の魅力を発信するための冊子やポスターを作成し、全国京都会議や他のイベント等で活用されておりますが、実績や効果につきましては実証できておりません。今年度につきましては、40周年記念事業として、3月から8月にかけて、全国の小京都を巡ろう！デジタルスタンプラリーを開催いたしました。参加者が会員自治体を訪れ、決められたポイントでデジタルスタンプを取得することで、集めたスタンプの数により抽選で会員自治体の特産品を受け取ることができるものでした。嵐山町は、ステーションプラザ嵐なびをポイントとしましたが、参加者410名のうち23名がスタンプを取得しました。

続きまして、イにつきましてお答えいたします。総会の開催地につきましては、令和8年度まで決まっております、令和9年度以降は会員へのアンケートに基づき総会で方針をまとめることになっておりますが、現時点で手を挙げておりません。通常の日程では、1日目に総会、懇親会、2日目に開催地の視察を行います。開催を希望する場合、近隣自治体の宿泊施設等を利用することになるなど、60周年事業の一環として開催する実現性は低いと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番(宮本大裕議員) ご答弁ありがとうございます。質問としましては嵐山溪谷を中心とした質問でございますので、まず初めに先日行われました紅葉まつりについてちょっとだけお伺いをさせていただきたいと思っております。日曜日には私もうちの寺が大平山の一番下と中腹にそれぞれ神様を祭っている都合で、そこをお参りしながら頂上まで上がりました。行ってみますと頂上に20人から30人ぐらいの人がいて、お昼を食べたり、そういったことをしていました。今まで私も数え切れないほどあの山に登っていますけれども、ものすごい活況というか、ちょっとしたスペースに人がたくさんいたということ、本当に驚きました。そこから溪谷のほうに下っていく道でも大分たくさんの人とすれ違って、一番下まで行くととても多い方々が秋の行楽を楽しんでいたという状況でありました。それを見て本当にうれしくて誇らしく、そのように思った次第でございます。大盛況だったかなど、そのように感じております。これにつきまして、来場者なんかに関しましてはどのぐらいの方がいらっしゃっているのかということは調べられているのですか。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 それでは、お答えいたします。

紅葉まつりにつきましては、カウントしておりませんので正確な数字となっておりますが、観光協会のほうで発表している数字につきましては、1日目が約6,000人、2日目が約9,000人、約1万5,000人訪れたという推計になっております。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） すごい数字だと思います。それだけやはり嵐山溪谷というのは、この嵐山町だけではなくて、町外の方々にもそれなりの利用価値といますか、その価値が認められているのかなと、そのように感じます。

質問項目のアからイ、ウ、エ、一緒に行いたいと思いますけれども、この関連団体、私も緑のトラストの会員として活動させていただいておりますけれども、なかなかほかの団体さんとの関わり方というのをすごく感じられない。それぞれがばらばらに、それぞれのテリトリーがありますから、そういったことでさほどつながりが必要がないのかなというか、そういう理由なのかなというのを感じますけれども、こういった団体がお互いに意見交換をするような場所ということに関しては、町はそういった考え、そういったものを実現するという考えはないということなのですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

各団体さんについては、考え方というのですか、考え方ももちろんそれぞれ違います。もちろん守っている、保護されているエリアも別々でございます。そういった中で少し、これ語弊があるかもしれませんが、過去の確執みたいなものも少しは伺っております。そういった中で、町の主導でそういった場を設けるというのはなかなか難しいのではないかなというふうには感じております。しかしながら、団体の中でこういった連携、協力、そういったイベント、例えばイベント等の中でそういったものをやってみたいという声が上がったときには、やはり町としては、資金面の今までの援助だけではなくて、そういった調整役として関わっていくのも町の役割だというふうには考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 私もいろいろと今までの団体間のいきさつとかということをちょっと小耳に挟んだりもしておりますけれども、私はトラストの会員として活動させていただいているということで、今日は嵐山溪谷について、それを中心に話を進めさせていただきたいと思います。嵐山溪谷も、繁栄期の華やかだった頃の話とか、反対に事故や火事、通行料を取られていた時期もあったとか、そういったいろんなことを聞きますけれども、やっぱり私は嵐山溪谷がすごく魅力的に感じるので。とても好きです。あそこには本当に数え切れないほど、犬を連れて散歩に行ったり、いろいろさせていただいておりますけれども、本多静六先生が武蔵国の嵐山と呼んだにふさわしい、そういうまさに場所だなということを感じます。先ほど1万5,000人、2日間でいらっしやっていたということですのでけれども、多分もっと多いと思うのですよ。向こうの遠山のほうの駐車場、これ平日でも車が止められないほど人が来ています。私も行くと車が止められないので、別なところを探していくような状況。これだけ本当に知名度が上がっているというか、そういう状況を見ま

すと、もっとこの嵐山溪谷を活用するということが町にとってはとてもプラスになるのではないかなど、そのように思います。嵐山の自然の価値をいま一度確認、そして共有したく、この一般質問をさせていただくことに今回はいたしました。実際に私の活動として感じたこと、そういったことをお話をさせていただければなと思いますけれども、この間11月の19日夕方、嵐山溪谷へ犬と散歩に行きました。そしたら、フランス人2人と県の観光課の職員2人、それから観光会社の方、合計で7、8人のグループが嵐山溪谷の中を歩いていました。どこからいらっしゃったのですかって話を聞いて、いろんな話になったのですけれども、その目的がヨーロッパの方々を、埼玉県内でいわゆる観光地って呼べるようなところではない、またメジャーではあまりない、そういうところに招こうとする、そういうツアーをこれからつくりたいというような話でした。それで、私も少し案内をさせていただいたりしたのですけれども、ここはとてもいいですねと。それで、私もこういう立場なので、名刺を渡して、ぜひ嵐山町をよろしく願いますって少し宣伝をさせていただきました。実際にこういった話というのは、町には問合せとかというのはありますか、観光に関して。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

今の話と同じことかどうかというのは分からないのですけれども、町のほうにもそういった外国人を呼び込むための観光スポットとしてツアーを組むというような話は来ております。小川町回ったり、嵐山町回ったり、嵐山町だけではなくて少し周回するような形になっていたのですけれども、それは時期的なものが明記されていけませんので、嵐山町が例えばラベンダー園と嵐山溪谷の紅葉って入れますと6月と11月ですよ、一緒に来て見るのかとか、そういった少し不具合が出そうな感じではあったのですけれども、そういった情報は来ております。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 今お話があったとおり、紅葉とラベンダーということですが、私は嵐山溪谷というのは四季を通してそこに人を呼べるだけの材料というのはあると思うのです。春はやっぱり芽吹きとか、あとは桜とか、そういったもので本当に心が和やかになりますし、夏は夏でとても涼しいです。あれだけの木が生い茂っていて、木陰で過ごすということはやはりある意味、熊谷のこの辺というのは暑いことで有名ですが、大分涼しい、そういったことを感じられる場所だと思います。秋はもちろん言うに及ばず紅葉ですし、冬はあそこはほとんどが落葉樹なので、葉が全部散ると溪谷なんかが見えやすくなるのですよ。普段は上の方を歩いていくので、溪谷なかなか見れませんよね、一部のところだけ下りていって見ることができますけれども、葉がなくなると本当によく川が見えるようになります。そういったことも、やはり嵐山溪谷と呼ぶにふさわしい景観というものが感じ取れるのではないかなと思います。そういったことをどれぐらいアピールできるのかということがとても大事なかなと思います。

この間、紅葉まつりの件ですけれども、あれだけの人が来ますと、やはりあずまやのところのトイレなんかは大分行列ができたりして、あとは、あそこちょっとお聞きしたいのですけれども、管理は、トイレの管理とかというのはどこがやっているのですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

管理につきましては、町のほうで管理をしております。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 今回、昨日私実をいうと定例会休会だったので、トラストの作業に行ってきました。9時から3時まで、毎週火曜日作業しているのですけれども、トイレとかも大分汚れている状態で、あとはごみ拾いです。あの周りにすごくごみが、やっぱりたくさん落ちている状況です。タイミング的に終わってすぐの作業だったので、大分ごみもありました。そういったことを考えると、やっぱりある程度の連携というか、そういうのがないとお互いにそういったところの考えのすれ違いみたいなものできてしまうのかなと思うのです。私がかここにいるので、そういったつないでいるということもできますけれども、ぜひそういったことに関しては町も連携ということを積極的に考えていただければなど、そのように考えております。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 今の連携というところまで行くか分からないのですけれども、先日私も紅葉まつりのほうに出ていまして、上のトイレ付近である女性の方に女性のトイレのごみがいっぱいになっていますよと言われてまして、自分でも実際確認しました。今現在、ティッシュをたくさん流すと多分詰まってしまう状況らしく、ティッシュを流さないでゴミ袋に入れるような仕組みになっております。紅葉の時期につきましては来場者も多くなりますので、ふだんのトイレの掃除回数だと少し足りないのかなというのを感じました。そこは観光協会とも相談しまして、お客さんが多く来る時期については少しトイレの掃除の回数を増やしてもらったりとか、そういったところを観光協会のほうで負担してもいいかなというような話は、理事長のほうとも話をさせていただきました。

以上です。

○狛守勝義議長 会議の途中でございますが、ここで休憩といたします。再開は13時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○狛守勝義議長 まず初めに、宮本議員の質問に対しまして、根岸環境課長より答弁の修正を求められております。それを許します。

○根岸隆行環境課長 それでは、私のほうから2点訂正を入れさせていただきます。

まず1点、先ほどのトラスト地の中のトイレの管理につきまして、このトイレの管理につきましてはあずまやの部分のトイレに関しましてはトラスト協会のほうで管理をしておりますので、修正をさせていただきます。

それから、もう一点、団体間の連携、交流の部分で確執という言葉を使わせていただきましたが、その部分について改めさせていただきたいと思います。というのは、先ほどのトイレの管理の部分とも関連してくるものですが、例えば嵐山溪谷の中であずまやの部分につきましてはトラスト協会のほうで管理をしておりますが、遠山側の観光トイレ、あの部分につきましては町企業支援課のほうで管理をしております。それから、ご存じのとおり、バーベキュー場のトイレにつきましては観光協会が管理をしております。そういった意味ではおのおのの団体がエリアを決めて役割分担という形では管理をしておりますので、そういった意味ではそういった部分の連携、役割分担はおのおののエリアの中できちんとできているという形で修正させていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 それでは、宮本大裕議員の質問事項1の再質問から再開させていただきます。どうぞ。

○4番（宮本大裕議員） 別にこのトイレの問題を問題にしようと思っているわけでは全くございません。トラストのほうでも別にそれを何ら深く捉えているわけではありません。ただ、私が率直に感じたのは、今回紅葉まつりであれだけにぎわっているにもかかわらずトラストが全く関わっていないという事実、私会員ですけれども、何の声もかかっていないという、そういう事実がありましたので、やはりそういうところで例えばトラストが紅葉まつりに対して何かしらの関わりを持ってできることをやるということも可能だと思うのです。だから、そういったことはある意味ふだんから何かしらの流通を持って、情報の公開とか、そういったことを進めていく必要というのはあるのかなというふうに感じています。

できることはトラストでやりますけれども、とはいえ残念ながら現実的には非常に人材不足です。すぐ今会員になっている人も少ないし、高齢化が進んでいます。これはほかの団体もどうなのか分かりませんが、しかもトラストの場合はちょっと組織が特異なので、嵐山町民の会員は私の知る限り3人しかいません。私も含めてです。それで、ほかの方々というのは大体町外から、川越とか本庄、狭山とか、結構遠いところから来ています。9時から3時までの作業ですから、それでもあの人たちは嵐山の溪谷を整備しに来るのです。そのぐらい町外の人でもここの自然に対して

物すごく共感をしている人たちというのはいるのだなというのが私の率直な感想です。

ただ、好きだからやらせておけばいいという問題ではもうほとんどなくて、この間、前の一般質問でもお話をさせていただきましたけれども、生物多様性枠組みの中で埼玉県では令和6年3月にネイチャーポジティブの実現を目指す埼玉県生物多様性保全戦略というものを策定しています。それで、この実現に向けて生物多様性保全活動へのさらなる民間参画が求められる環境下で、今後のトラスト運動にどのように関わっていくのがよいか検討していく必要があると考え、令和6年4月にトラスト運動・基金のあり方検討委員会を設置しましたということになっています。この委員会が何を諮問したかといいますと、県内に14か所トラスト地があるのです。うち第3号地、その中でも活発に活動しているところもあれば、ほぼほぼ活動がない地域もあるのです。そういうところに今までは県から一律に補助金とかが下りていたのですけれども、それはちょっとおかしくないかという、委員会が判断をしました。ですから、どういう活動をしているかということが、これからのトラスト地にとってはそれを問われる、そういう状況になっています。

その状況下で、今この3号地は高齢化が進んでいて、あそこ急斜面も結構あります。昨日私もは上がりながら木切ったりしましたけれども、とても70歳とか80歳の方にそれを任せるといのはなかなか難しいのですよね。だから、それはトラストの中で人を育てたり募集をしたり、そういう努力をしなければなりませんけれども、やっぱりそういった嵐山町内にあるこれだけの宝を保存する、そういった仕事をするわけですから、ある程度そういったいろんな流通を持ってそこに臨んでいただけたらというのが私の思いです。ですから、今日はほかの団体は別にして、トラストとの年間何回か流通をいただけたらと、そのように考えていますけれども、それは可能ですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、トラスト協会に関しましては今年1回の打合せを意見交換会という形で県も入って行わせていただいております。こういったものが今後県にも調整を図りながら、そういった形でこれ以上のもの、さらなる意見交換会等が必要であればその辺は関わっていききたいというふうには思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ぜひお願いをしたいと思います。トラスト側としてはそれを望んでいる状況ですから、よろしく願いをいたします。

1つ、例なのですけれども、14号地、三芳町の藤久保の平地林というところでは割と行政とトラストが一緒になって活動をしているようなところもあります。そういったところはすごく参考になるのかなと、そのように考えております。それから、バーベキュー場とか、ラベンダー園とか、蝶の里公園とか、そういったところを一括で観光地化するという、そういった考えもありますけれど

も、今日はそこまでお話しはしないつもりで、これで（１）を終わります。

（２）に移ります。お手元に資料を１枚、両面印刷でお配りをさせていただきました。これ全国京都会議のホームページに載っているものです。これはその一部なのですが、そのホームページ上でどんなことが紹介されているかということを示してありますので、御覧いただけたらと思います。現在38市町がこの全国京都会議というところに参加をしております。それで、裏面ですが、嵐山町、このように都心より60キロ圏内にあつて自然豊かな素晴らしい場所だという宣伝が書いてあります。その右隣に小川って書いてあります。小川町も実を言うとこの全国京都会議の会員になっています。私は、やっぱり隣町ですから、この全国京都会議ということに関しては協力し合いながら何かできないかなということちょっと考えて、町制60周年に併せてそういった企画はできるかできないのか、そういったことをちょっとお聞きしたいということでこの質問をさせていただきました。

これは、9月の定例会の特別委員会でも全国京都会議について少し説明をいただきましたけれども、嵐山町がこの全国京都会議の会員であること、小京都を名のることのできる特典を与られていること、町民をはじめ一人でも多くの人に知ってほしいなというのがこの一般質問の趣旨です。ですから、行政側に何か京都会議の総会をここでやってくれというような強い意志というものはありません。ただ、これをやっぱり活用しない手はないかなと、あれだけの人が武蔵国の嵐山に来てくれているわけですから、それを積極的に宣伝するというのもこれから必要ではないのかなということが1つ、目的としてあります。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、嵐山溪谷は四季を通して人を呼べる素材がそこにはあると思うのです。そういった仕掛けを何かしらの形でしていただけないのかなということをお願いできないか、それをまずちょっとお聞きをしたいと思います。積極的にそういったことに関わっていただけないか。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 答えいたします。

四季を通してということになりますけれども、基本的に今はご存じのとおり春は菜の花と桜、それからその後ラベンダー、そして紅葉、真冬はバーベキュー場が休みになるということもあるので、真冬に関しては町としては事業ができていない状況ですが、近年民間の方がキャンドルナイト等をやっていただいて、今現在も一応四季を通してのイベントと申しますか、そういったものはやっているかと認識しておりますけれども、皆さん、町外の方をお呼びするような大きいイベントということになりますとまた少し検討が必要かなというふうに考えています。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） そういふところに対して、またトラストの話になってあれですけども、トラストは何かしらの関わりができるかなというふうに思うのです。あそこは竹やぶもあつて、夕

ケノコも取れたり、シイタケなんかも作っていたり、いろんなことをしています。そのほかには、嵐山溪谷には絶滅危惧種と呼ばれるレッドリストに載っている植物が7種類自生しています。それをトラストなんかは、ここにこれがある、あれがあるというような感じで草刈りとかするときもすごく神経を使いながら作業をしているのです。そういうものもある意味一つの宣伝にもなるでしょうし、いろんな素材が見つけれられるのではないかなと思うのです。それも小京都という名目であそこに人が来てくれることがやはり重要なかなと、そのように考えています。

京都会議をここで実現するということが、非常にハードルが高いなというの私もよく分かります。例えば宿泊施設がないと総会ができないということもあります。小川町と一緒にやることによっていろんなことが補い合えることができるのかなと、そういったことで広域で、もちろん小川町だけではなくて、周りの町村も含めてそういった関わり合いというものができるとすればそれですごくありがたいのかなというふうに感じています。ぜひこの京都会議、どこかで活用をしていただければと思います。

先ほど先輩から、京都会議に行ったことがあるという話を聞きました。ずっと行っていたそうです。ただ、行くと総会をやれと言われるので、なかなか行きづらくなったという話をしていました。それぐらい全国京都会議の総会を開くというのは難しいことなのだなということもさっき実感しましたけれども、ぜひどこかで、京都会議の総会までいかななくても、この宣伝というものを大いにしていただきたいと思います。それから、私も実を言うと嵐山町と同じ昭和42年4月生まれです。60年を間近に迎えています。これも何かのご縁なのだろうなと思いますけれども、この60周年がぜひ盛大に行われることを心より願っております。

最後に、町長にお伺いしたいと思います。この嵐山溪谷、本当に町の宝だと思いますけれども、これをぜひこれからますます1年間を通して活用して嵐山の魅力というものを発信していただけますようお願いしたいと思いますけれども、ご意見をいただきたいと思います。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この嵐山溪谷というのは、本当に議員さんもよくご案内のとおり、嵐山町名の発祥の地でもあります。また、あそこ行くと本当大きな石碑が建っているかなと思うのですけれども、またその中でも、今の秋の時期ですかね、私も何十回、何百回行っていますけれども、行くたびに、ああ、本当にきれいだなと、やっぱりこの景色があれば本当にたくさんの方たちが来ていただいた。以前はあそこのところに宿泊施設もありましたから、これは黙っていてもたくさんの方が来る。当時は、埼玉県中から平日、子どもたちが遠足で小中学校が来るわけです。それで、土日になると一般の人たちが釣りをしながら、そしてまた夜になるとあそこのところに泊まって宴会をして、また帰っていくと。本当に嵐山というところは埼玉県中からかなり多くの方たちが来ていた。それぐらいのところでもありますので、その魅力は現在も決して失われてはいません。

ただ、トラストということの中で指定されたことによって、自然は守られるけれども、逆に様々なことをやろうとするときにはそれがちょっと制約になって非常に事業展開が難しいというようなこともございます。しかし、議員さんが力説しているように、このすばらしさは皆さん共通のものだと思いますので、今までもそれを生かして、そして嵐山町は嵐山町らしくあそこのところを生かしていこうということで取り組んでまいりましたけれども、またなお一層そういった方向性で多くの方たちに来ていただく、また楽しんでいただく、そういった場所にしていきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） いずれ全国京都会議が嵐山町、小川町、この辺で開かれますことを願っております。

また、ぜひ嵐山町のウェルビーイングに嵐山溪谷の自然を活用していただければと、そのように思います。

以上で一般質問を終わります。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○狛守勝義議長 続いて、本日最後の一般質問は、議席番号9番、青柳賢治議員。

質問事項1の物価高騰時の自治体経営についてです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳賢治でございます。議長の指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目、物価高騰時の自治体経営についてでございます。第219回の臨時国会におきましては物価高騰対策が重点的に審議されておりまして、それに伴う総合経済対策の概要も発表されたところであります。物価高騰はく令和6年、7年になりましてさらに勢いを増しておりまして、一層顕著になってきております。町民、さらには事業者、また嵐山町におきましても、深刻な影響を与え続けています。事業コストの増加、公共調達価格の上昇、財政負担の増加、住民、事業者への支援策、試練のときであります。何としましてもこの難局を乗り越えることはもちろん、持続可能な自治体経営が求められるところであります。そこで、今般の国の動向も踏まえた上で、これからの自治体経営について町の見解をお聞きいたします。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1についてお答えします。

物価高騰により、自治体運営コストの増加、事業費の上昇、住民生活への支援など各方面への影響が出ております。事業の実施に当たっては、少しでも有利な補助制度や起債を活用すべく対応しているところであります。また、各事業の目的や内容を精査し、限られた財源を有効に活用するため、見

直しを行うとともに事業の効率化を図っています。直近に迫る学校建築を念頭に、限りある財源を有効活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の答弁、当然物価高騰はここで始まったわけではありません。2022年の4月頃から消費者物価指数が上がり始めました。そして、やっと昨年では約5.5%のいわゆる給料の改定なども行われております。そういった中で、この物価高騰時というものはどういう現象が起きてくるかといいますと、やはり今回の補正予算にもありましたように、まず町民税の税収です。今この12月の時点ですけれども、ほぼ去年の決算額を超えて、約3,000万からの増収というか、増益になっているわけです。そういう結果も1つあるということです。さらには、これが物価高騰、いわゆる高騰だけですと生活苦、そちらのほうにつながっていくわけですが、今やっと回り出したこの循環、手取りも少しずつ増えながら、そして物価が上がっていくという、これを日本の国は狙っているわけです。

今まで約30年、金利のない時代から今普通預金の通帳を見ますと、えっと思うぐらい通帳のところに利息がつくような時代になってきました。これは、なかなか今まで失われた30年の中でやはりできること、できないこと、いろいろあったのですが、いい循環のところに向かってきていることも1つ認識として持っておかなくてはならないと思います。歳入面においては、税収の増収ということに入っていきます。ただ、ここで大事なことは、今ここにも答弁いただきましたけれども、効率的ないわゆる業務の効率化ということなのです。その部分で1点、総務課長のほうに質問させていただきますけれども、効率的な財政運営、これは生産性を向上しなくてはならない。そして、今回の4月のいわゆる人事院の勧告によりまして職員の給料も今までよりはアップしているわけです。そういう面の人面を含めたいわゆる適正な配置というもの、これがやっぱり肝要ではないかと思いますが、その辺についてはいかがでございましょうか。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 職員の人事に関してでございます。毎年この時期から職員に人事についてのアンケート調査を行っています。その中で、私はこういう仕事をしてみたい<積極的に私はこういうところが得意なのでという方の意見もございます。やはり向いたところにそういう職員の人事をすることというのは、今まで1馬力だったものが1.5馬力、もしくは2倍の力を発揮してくれる人もいらっしゃると思いますので、できるだけ人事異動については職員の力が十分発揮できるような人事異動を中心に考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まさにその辺が物価高騰に対応していく一つのいわゆる生産性の向上、こ

これは業務をやはり改善していくという、その傾向が今まではいわゆる低成長でしたから、ある程度まかり通ってきた部分があるのですが、今これからいろんなものが値段が上がっていく時代に入りました。その意識の切替えというのがここで求められてくると私は思うのです。そういう意味で、今課長が答弁してくれたように、まず1.5馬力のところに人を配置する。そして、今はスピードが速いですから、やはりそれだけの能力も求められるし、当然自分がいただく給料に見合う仕事もしなくてはならない。そういうようなことが、町民からもそうです、求められている時代に入ってしまったのですよ。そういうことをやはり役場の職員一人一人がしっかりと認識をしてこれから進んでいく、今の高騰のところにつなげていかななくてはならないというふうに私は思ったところです。

それで、今この部分がかかなり重要なので、もう少し触れますけれども、いわゆる歳出削減の努力、これがやはり大事なのです。その辺が私がさっき申し上げましたように、町民税が約3,600万ほど今回は増えているわけです。これは当然令和6年のいわゆる初級は手取りが増えたことによるものですけれども、増加が見込まれてくる歳入の税収面、これを歳出削減と、さらにはその歳入をどういうふうに捉えるか、この辺については担当課としてはどのように捉えていますか。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 住民税が増え、税収が増え、歳出を削減すれば町としては差引きの分が多くなりますので、まず可能な限り事業の見直しというのですかね、例えば例を捉えますとラベンダー園の運営についてです。去年までがお祭りの時期、マイナスの経営でしたが、今年度についてはプラスの経営になったと、それはやり方等を工夫してプラスになったということがありますので、ラベンダー園だけでなく町の全体も考えればそういうところがかかなりあるかと思っておりますので、一つ一つの事業を見直し、削減できるものは削減して行って、今後一番大きいのは学校建築に当たりますので、その部分に対して基金が積み立てられるように少しでもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今課長が答弁していただいたように、将来の投資に向けて成長につながるようなところにやはり財源を回していくということが求められると思います。その意味では、今課長が答弁していただいたように、学校づくり、これはまさに嵐山町の魅力、将来の投資なのです。それをやっぱりしっかりと前に進められるように、今課長が答弁していただいたようないわゆる人員の適正配置、さらには見直し、効率化、これがこの物価高騰には絶対必要です。これがまずやれる自治体とやらない自治体では雲泥の差がついていきますから、ぜひ今の答弁のとおりさらに研さんを積んでいただきたいと思います。

そして、今までも過去に、令和4年からでございますが、累次にわたっていろんなことが国から入っております。去年は、いわゆる定額減税等がありました。それから低所得者の方への援助等

ありました。そして、これが嵐山町の今までの令和6年決算を含めまですとしっかりとやってきていただいているのではないかというふうに私は判断しています。そういう中では、今のこの部分、いわゆる効率的な財政運営というところが非常にこれから大事です。一つ一つのものが今までの一円ではなくて、消費者物価指数が上がった分だけ購入するものについても全てが求められていきますので、その辺のところにはやはり知恵を使って、住民生活が質が落ちないようにやっていただきたいというふうに思います。

効率的な財政についてはこれで終わりますけれども、次について、まず物価高騰が住民生活、これにかなりの影響を与えているわけです。そういう意味では、先ほど畠山議員は今回の地方支援金、これについては町もまだこれからのことです。私もそれ以上のことは触れませんが、ただ1点、今日福祉課長がおいでいただいているのですけれども、今子ども手当を児童手当に併せて、そして給付をしていこうと、これは所得制限をつけないと、これは新聞の記事でございまして。そういう中で、今までも低所得者層へはそれなりに支援がされてきております。そういう中で一つの考え方として、今の2万円の給付の話は取りあえずそういうようなことの動きがありそうだということで結構ですけれども、低所得者への支援金、今年送られた3万円と1万円でしたかね、あったかと思えます。こういったものが国がコロナになった際に定額10万円の給付が始まりました。そこからののですよ、日本の政府というのが国民に対してお金を贈与するという、そういうことが起きたのはそこからののです。そこからどんどん、どんどん支援、援助すればいいと国の流れがなってきています。

ですけれども、今低所得者と言われている人たちでも、年金生活者が主ですけれども、1点はある程度資産がある人もいるわけです。そうした人たちにも関係なく配られるのが現実です。その点について、国はそういうことだからいいよと、国から行く金だからいいですよとなるのだけれども、嵐山町の考え方の中にむしろ、一つの低所得者と言われる非課税世帯だったり、そういったところに国から来た推奨メニューだったり、いろんなのあるのでしょうけれども、そういうメニューどおりやっていくという捉え方でいらっしゃるかどうか、まずその辺からお聞きいたします。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、給付金の関係、全体的な話でいきますと、青柳議員のおっしゃるとおり令和2年の定額給付から始まってきています。低所得者層、おっしゃるとおり年金の額によって課税、非課税が左右される場所があります。ただ、一つの目安としてどこで区切るかというところが出てくるのだと思うのです。これまでも、例えば最初の頃は国のほうで支給の要綱も全て案を提示してきましたけれども、途中からは町のほうで、自治体のほうでつくりなさいというような形にはなってきています。

そんな中で、国の考える部分も加味しながら当然町のほうで支給対象を決めてきていますので、まずは原則的に臨時交付金等の交付金が出てきますので、その部分での対応というか、対象とな

る部分に充てるのが大原則だと思っております。その上で、推奨メニューの中で今回ちょっと全てを網羅できていないのですけれども、例えばコロナのときもありましたけれども、一時的に職業がなくなってしまったというようなところで、そういった方にも出しましょうというようなところについてはこれまでも実施をしてきたところであります。今コロナではなく物価高騰というところにありますので、そういった中で可能な限り交付金メニューの中で対処できるものに関しては考えていく必要もあると思っております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今回この物価高騰を受けているのは、ほとんど生活している人は皆さんそうなのです。ただし、そこの考え方がある程度、今課長が答弁していただいたように、かなり町にいろんな実態、本当に困っている人に行き届くという、そこの部分がちょっと薄れてきているのではないのかなと、私は今までの令和6年までのいろいろな補助金について思っているところなのです。それで、今回あるとした場合に嵐山町がそういったところで、例えばこれは一つの案なのですけれども、例えばあるお年寄りがいます。その手続も隣の方がやったりしてくださっていた。できればこれは寄附してあげたいのだと、町のほうにでも何でも、困っている人というように私実際に聞いています。そういう方もいらっしやった。そういったような方が生きるような手だて、要するにそのお金がそこから社協に行ったりだとか、何かできるような手だてみたいなものが町のほうからあってもいいのではないのか、それこそが本当に生きた金になるのではないのかというふうに思ったところなのです。その辺については、どこまで町ができて、それは交付金が国に戻さなくてはなりませんよというようなことについてなのですが、いかがなものでしょうか。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、令和2年の定額給付金に戻りますと、その際はいわゆる所得の制限というかはなく、一律だったと思います。町の、多分全国の自治体そうだと思うのですけれども、そのときに提供していただいた口座等は情報として持っているわけです。ですから、個人に対しての給付でいきますと、今回というか、前回の補足給付金ですとか、そういったものもプッシュ型でできるような配慮もし始めています。

ただ、一方で、全ての方が対象になっているわけではないので、それはその都度手続をしていただく必要があるのですが、DX化が進んでいく中で便利になっていく反面、その対象となり得る方のそれまでの生活、例えば確定申告をきちんとやっていたのかどうかとか、それが通常でいけば1月1日現在の住所地がどこかというところで確認をするわけなのですけれども、そもそも転入をしてきたケースなんかですと前住所地あるいは前々住所地でそういった手続をしていないということになると判断ができないというような、ちっちゃいというか、少数のあれですけれども、そういったこともあります。ですから、青柳議員がおっしゃるのは社協なんかには町からそうい

う給付金みたいなものを出して、そこから配分してみてもどうかというような感じですかね、すみません。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 申し訳ない。その部分がこのように理解していただきたいのです。例えば、さっき私冒頭で申し上げたようにある程度資産がある方がいらっしやった。そして、低年金だから、例えば申し上げますと先に旦那さん亡くなっているから、1人で生活していらっしやると、遺族年金ぐらいはもらっているのでしょう。ただ、だけれども、もう要らないのだと、うちは。そういう方もいるのですよ、実際に嵐山町の中に。そうすると、それを何らかの形で町からいただける分があるとすれば、社協にでもいいし、どこでもいいから寄附するような形が取れないのかと。そして、それは何らかの形が町からそういうような報告があつて、そういう方はこっちへ何らかの手続がありますよとか、こうしてくださいねというようなことが町としてできるのかできないのかということなのです。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 この制度の中で国が出す交付金の範疇の中でいきますと、現実的にはそれはできません。今までもそうなのですが、該当と思われる方にご案内をお送りした中で、確認書等の申請書を送るわけなのですけれども、この給付を受けませんというところの文言が入っているところがあります。過去にも何件か給付金を受けませんというチェックを入れて返送してきた方もいらっしやいます。念のため、うちのほうでは誤って記入している可能性があるの確認はしますけれども、誤りではなく、私はもらわないので結構ですということなので、その分のお金に関してはそのまま支出がされないで、交付金の実績も1,000人のところが999人で終わりましたというような実績になると思うのです。なので、その分をほかのお金というか、ほかの場所に支給してということは、これはできかねるという考えです。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その辺を何らか町が関与してそういうことが可能であれば、本当に生きたところにつながるのではないかなというふうに思ったところでございます。

住民生活というよりも、あともう一点、地域経済だとか事業者の支援ということの中に、これは今日企業支援課長いらっしやったね、お尋ねしておきたいのですけれども、これもちょっと仮定の話になってしまうと答えづらいかもしれませんが、今中小企業の支援というのが行われているのは国ですと例えばある程度納税がされて、そしてそれを法人税の中で給料がアップして、それを国のほうで税額控除してあげるよというような制度があるわけなのですが、今実際にどうなのか、中小企業のほうには町としてこれまでに行われている補助金の中にどのような中小企業への支援というのがあったのでしょうか、いわゆる臨時交付金を含めた中での。物価高騰が始まったぐらいから。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 臨時交付金ということでしょうか。すみません、ちょっと手元に資料がないので、詳しい説明ができません。申し訳ありません。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私がこれ通告、企業支援課長にちょっとしていなかった。申し訳ない。

それで、むしろこれもさっきの支援という、物価高騰、これを考えていくと、いわゆる法人税等を納められるような中小企業であれば問題がないわけなのですが、ところがありません、そういう企業、会社は。7割が日本の場合は赤字ですから。ですから、そうなってくるとそういったところにも嵐山町がどういう支援ができるのかなと、これは今回の交付金にこうなさいということではありません。少なくともその捉え方が、やはり会社が努力しているのだけれども、なかなか税金が納税できるようところまでいかない。非常に細々とやっているような中小企業、零細企業もあります。そういったようなところへのいわゆる支援ということというのは、今までの中にはその辺捉えられたことはないのでしょうか。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 お答えいたします。

今回の物価高騰につきましては、あくまで物価高騰ということで消費者側への支援というふうに考えていますので、企業支援としては以前にプレミアム付商品券等を、令和元年度のときにはやっぱり低所得者、それから子育て世代向けにプレミアム商品券を発行したという経緯がございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この辺もこれから行われるであろうところの中に、一つの考え方としていろんなことが言われています、ちまたでは。ですけれども、やはり経費率の少ない使い方が物価高騰に対応するのではないかというふうに考えているところです。これについては、企業支援課長が答えられるかな。

○狛守勝義議長 馬橋企業支援課長。

○馬橋 透企業支援課長 申し訳ありません、現段階ではお答えできることがございません。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、あとさらに、今日中村課長においていただいているので、物価高騰、これの担当課としてはいろんなところに及んではいると思います。今米の値段もかなり高止まりしている。そういうことの中で、その辺のところではどのように捉えて考えていらっしゃいますか。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

物価高騰対策、推奨メニューの中に生活支援メニューと事業者支援というのがございまして、近頃メディアで騒がれているおこめ券、商品券ということで、お米というと農政というふうに印象づけられることもございますが、おこめ券は消費者支援と農政課では考えていまして、農政課では農業者支援ということで米の買取り価格、相対取引価格です。以前青柳議員からも質問がございました。そちらのほうはかなり上がっておりまして、お米は高く売れているのですが、生産者の声を聞きますと、いろんな意味で、お米は高く売れたが、いろんなもの、特に法人なのですが、燃料代とか資材費、化学肥料の請求書が来るのが怖いということで、堆肥、化学肥料、資材、黒いマルチシートですとか、そういったものがかなり上がっていますので、そういった支援は必要かなというふうに、これは農業をなりわいにしていきます認定農業者を中心とした方々には悲鳴を聞いておりますので、そういった支援は必要かと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） さらにまちはづくり整備課長にもお尋ねしておきたいのですけれども、いろいろな資材もこのところでいろいろ上がっているわけですが、支援金という話でなくて結構です。課としてそれに対して努力しているところ、大変だと思いますけれども、今いろいろな資材価格上がっているでしょう、そういったところどうですか。

○狛守勝義議長 安在まちはづくり整備課長。

○安在知大まちはづくり整備課長 公共工事におきましては、資材の上昇というのはかなり事業費に影響を与えております。当然のことながら工事の維持管理が今主にさせていただいておりますけれども、その中で撤去した側溝ですとか、そういったものの再利用とかを含めてできる限り事業費の削減に努める形で実施しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その中で、いわゆる側溝なんかもある場所によってはどうしても平らではないようなところ、斜めになったりしているようなところは結構やっぱり傷みが、損傷が激しいようなところありますけれども、なかなかそういったところについても厳しいというか、直し方含めてそれもなかなか大変な状況なのではないでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちはづくり整備課長。

○安在知大まちはづくり整備課長 お答えいたします。

側溝の整備において、やはり施工しづらい箇所というのは当然でございます。その中でも、一応現地を確認させていただいた中で、高さだとか、そういったところにおいてできる限りの工夫をさせていただいて施工させていただいております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） それぞれの農政課長だったり、それからまちづくり整備課長からも、いろんな高騰しているということが大体分かりました。いずれにしても、これにいろいろな国からの支援もいただきながらやっていかななくてはならないわけですが、学校関係のほうはこの間の補正予算で大体分かりましたけれども、非常に水道光熱費が高騰しているということと、それからなかなか水道のところの直すべき箇所が分からないというようなところも非常にこれは困った問題です。ですから、そういったところにいち早く、いろんな支援があるのしょうけれども、つなげていっていただきたいと思いますので、今日は教育課のほうは答弁は結構ですから。

最後になります。結局今の若い人は金利が上がる時代を知らないわけなのです。恐らく2000年にバブルがはじけて、そして今2025年、そうすると25年ぐらい本当に日本はバブルの修復含めて進めてきたのが実情で、非常に給与所得の基礎控除なんか上がらないのも全く30年間ぐらいそんな状況でございました。そういう中で今日この質問をさせてもらったのは、今後物価高騰は恐らくインフレになっていくわけですから、インフレというのは物価高騰と違って貨幣の価値が下がってくるのです。そうするとどのようなことが起きてくるかという、今までいろいろと発行している町のいわゆる借りている金額、こういったものへの金利が新規に借りていくところから徐々に徐々に、恐らく今20年債、30年債が上がってきていますので、そういったところにも気を配りながらやっていただかななくてはならないと思います。そして、何よりもこれにやっぱり対応できるような一番最初の効率的な財政運営と生産性を上げるというところあたりに嵐山町の思いというか、を持っていたかかないとなかなかこの先厳しい状況が続いていくわけです。

ですけれども、この循環がこれからよくなっていけば、物価高騰が悪いことだけではないわけなのです。それによっていろんな人たちが値上げしてしまうとなかなか売行きが悪くなるとか、そういうことはあるでしょう。ですけれども、ある程度1ついい意味で循環のいいところに今の日本の社会が動き出してきているというふうにも捉えられると思うのです。そう思うと、この物価高騰を弾みにしてと言えばおかしいかもしれないけれども、生かした行財政運営というのが求められてくると思います。

そういう意味で、最後にここに今日答弁で直近に迫る学校建設を念頭に限りある財源を有効に活用するという答弁を総務課長いただきましたけれども、その辺を含めて物価高騰に対して佐久間町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。お願いいたします。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

青柳議員のほうから、自治体経営についてということで町の見解をお聞きしますということで大変大きな命題をいただきました。まず、大きな観点から最初お答えさせていただきたいと思います

けれども、これは自治体経営に限らないで、民間の法人であっても団体でも自営業の方も同じですけれども、経営というのは収入と支出のバランス、これを取りながらやっぱり事業展開をしていくということが基本中の基本、ただ自治体経営と民間と大きく異なる点は、採算が合わないから、この事業は撤退するとか、あるいは職員を大幅に解雇するとか、そういった大胆かつ迅速な対応策は法律上、条例上できないものがたくさんあるということかなというふうに思います。

また、多くの事業の対象者というのは、経済的にも、精神的にも、身体的にも困窮をされている方々ですので、この方々に対する支援こそ行政として最も大切な役割の一つであると考えていますので、これらの事業は当然のことながら優先して実行していく必要があるかと思えます。また、さらに国や県からの地方交付税、交付金、補助金等、当初の条件どおり配分されるのであれば計画どおり様々な事業展開することができますけれども、そうでないことも多々あるわけです。そのような場合には、当然のことながら事業を見直したり、進捗が遅れが出たり、時には事業自体を諦めざるを得ないということもあろうかと思えます。時代の変化とともに住民の方々からの要望も多岐にわたって、今後はさらに厳しい財政運営を強いられることは間違いないかなというふうに思います。

ですから、町のほうではどうしても実施しなければならない事業、それからもしこれができればさらによくなるなという事業、ここまでできれば理想的だよなという事業、この辺のところはしっかりと見極めながら、時代の流れや県や国の動向、財政状況、人材等の総合的な観点を踏まえて優先度の高い政策や事業から実施してまいりたいと思っております。これが大きな流れの中です。

それで、冒頭町民税が昨年比べて3,600万円ぐらい増えていますよと、ただ私の頭の中では多分このくらいの金額は、嵐山町の職員の人件費の増加、もっと多いかなと思えます。これが現実なのです。それだけでも、そこに物価高騰というのがあって、今まで例えばこの工事だったら3,000万でできるのが4,500万かい、そういうことが次から次に起こってきている。だから、非常にやっぱり厳しいことは当然であります。

ですから、様々な生産性の向上だとか効率化を図っていく、これは当然のことですし、また人員配置のことも出ましたけれども、人員の適正配置もそういった観点から毎年そういったことで行っております。今まで5人でやっていたのはどうにかこうにか4人でできませんか、今までこうだったのがここの10個の項目があった、でも時代とともにこの10個やる必要ないでしょうと、これ7つ、6つにできるのではないですかと、ここのところを使ってこっちの仕事をやってください。やっぱりその辺のところは、各課ごとにしっかりと詳細にわたって検討してくださいということは、予算のときだけではなくて、日常生活の中でも日々の事業展開の中でも常に私は職員の人たちに意識を持っていただくようお願いをしております。

また、自分自身でやりたい仕事だけやればよいというものではありませんので、役場の職員はいろんな全体のバランスの中で、どうしても彼にはこっちのほうでやってもらおうと、彼女にはこっ

ちのほうに移ってもらおうというようなこともありますけれども、ただそれは一時的にそういうことであって、その職場の経験が今度は近い将来自分自身の得意分野になったとき、これもプラスになって返ってくる可能性も十分ありますので、その本人の受け止め方、それから日々の仕事に向かう気持ち、それによってこれが生きるか殺すか、これは本人次第だと思いますので、できることならば職員一人一人は同じベクトルの方向性でみんなで力を合わせて、よし、今回は私はこの役割をしっかりとやっていこうという気持ちで進めていただきたいと思います、また現に多くの職員の人たちはそのような気持ちで取り組んでいただいていると思っております。

それから、あと必要な方になかなか手当、いろんなことが行き届かないとかというご心配もあって、逆に言うとう資産があるから、そういう手当はあまり必要ではない人にもそういうものが配られてしまっている、それをどうにか町のほうでというような話もありましたけれども、国から支給されたもの、それをこうというのは、これは多分難しいかなと思います。ただ、本当にそういうお気持ちであるならば、受け取っていただいて、例えば仮に5万円来ましたと、でも私は2万円あれば十分ですよ、3万円は町のほうに寄附しますよ、これはいつでもできます。

それから、あとは寄附金の額によって、特にコロナ禍においてはある方から1,000万円という寄附をいただいたわけです。この方は、独り親の方たちが一番苦しい生活を強いられているでしょう、ぜひそのことに使ってください。嵐山町は、多分ほかの同等の近隣の自治体よりも相当手厚い補助が出されてきているかなと思います。それも1年ではありません。2年、3年、4年だか5年だか続けていただいています。毎年1,000万円ですから、本当にありがたいなと。ですから、やっぱりそういう寄附の使い方にしても額によってもまた違いますし、それからそういうお気持ちがある方はぜひ言っていただければ、その方法は必ずあるかなと思いますので、ぜひ議員のほうからもちよっとそんなアドバイスをしていただけたらなと思います。

最後に、議員のほうから、物価高も大変だ、これいろいろあるかもしれないけれども、でもこれを乗り越えて、これを弾みにして好循環に持っていかななくてはいけないのだと、私はその考え方は全くそのとおりでと思います。私自身もそう思っています。ですから、苦しいし、大変だけれども、でもこれを乗り越えることができなければ今度は日本全体が世界から埋没していく。先ほどの円安の話もありましたけれども、まさにそういうことになりますので、そういうことがあると、こっちがいいの、こっちがいいの、こっちのほうだ、あっちのほうだといっているうちに日本という国全体が世界から見向きもされない国になる可能性は十分ありますので、私も危惧している一人として、いろいろ大変なことがあろうかと思っておりますけれども、ぜひこのところはプラスに考えていって乗り越えて、そして好循環につなげていく、そんな自治体経営を目指して頑張っていきたいと思えます。

ありがとうございました。

○9番（青柳賢治議員） 終わります。

○狹守勝義議長 ご苦勞さまでした。

◎散会の宣告

○狹守勝義議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

(午後 2時33分)

令和7年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月4日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第7番議員 吉本秀二議員

第5番議員 小林智議員

第6番議員 藤野和美議員

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	森一人	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	狩守勝義	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
安在知大	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
青木正志	生涯学習課長
中村寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第4回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○狛守勝義議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○狛守勝義議長 本日最初の一般質問は、議席番号7番、吉本秀二議員。

質問事項1の千手堂地内における太陽光発電施設及び系統用蓄電池施設事業計画についてです。それでは、どうぞ。

○7番(吉本秀二議員) おはようございます。7番議員、吉本秀二です。議長からご承認をいただきましたので、一般質問を行います。

私の一般質問は大項目3点になりますが、まず第1点目は千手堂地内における太陽光発電設備及び系統用蓄電池設備事業計画についてです。

10月11日、議会と地域住民との意見交換会において、千手堂地内に太陽光発電設備及び系統用蓄電設備による電気事業計画があると伺いました。そこで、次についてお伺いをいたします。

- (1)、町の把握状況について。
- (2)、太陽光発電設備及び系統用蓄電設備の関連性について。
- (3)、関係法令及び条例に基づいた手続は取られているのかについて。
- (4)で地域住民と協議状況、系統用蓄電池施設に対する町の考えについてと一緒にしており

ますけれども、これは通告した段階では（４）、（５）となっていたのですけれども、訂正をされて私のほうに返ってきたときにこのように一緒になっておりましたのに私ちょっと気づきませんでしたのものでしたから、指摘をしませんでした。（４）で地域住民の協議状況について、（５）、系統用蓄電池設備に対する町の考え方についてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○狛守勝義議長 （４）で２つの部分のところを、一応まとまっているわけですがけれども、これではいけないということですか。

○７番（吉本秀二議員） そうです。通告したときには（４）、（５）で分けていたのですけれども、事務局のほうで内容をちょっと若干訂正したときに赤字部分で訂正してくれたものですから、赤字だけを見ていたのですけれども、ここが一緒になってしまっているのに気がつかないのです。

○狛守勝義議長 それは、事前にそういう申入れがない限りここではこれは訂正はできません。（４）として一応答弁させて……

○７番（吉本秀二議員） 分かりました。それでは、そのようにお願ひします。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項１の（１）につきましてお答ひいたします。

太陽光発電設備については、事業計画地の確認と標識の設置を確認しております。系統用蓄電池については、事業者からの電話による相談のみであるため、事業計画地の現地確認のみ実施しております。

続きまして、（２）につきましてお答ひいたします。１１月１９日に行われた地域住民への説明会では、今回の太陽光発電設備と系統用蓄電池については別個のものであり、関連性はないとの説明でした。

続きまして、（３）につきましてお答ひいたします。太陽光発電設備については、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則第５条に規定する標識設置届と同規則第６条に規定する関係法令等確認状況報告書の提出を受けております。その後、同条例第１２条に規定する説明会等結果報告書が提出されましたが、事業者からの説明が事業計画地の隣接者のみで、周辺住民への説明がされていなかったことから、地域住民より多くの問合せをいただきました。そのため、事業者に対して改めて説明会を実施するよう指導し、１１月１９日に開催されました。系統用蓄電池については、事業者から町の環境保全条例の許可案件になるのかとの問合せのみ相談を受けております。そのため、計画図面を一度確認したい旨を事業者に依頼しております。計画の内容によって、環境保全条例の許可の有無を判断することになります。

続きまして、（４）につきましてお答ひいたします。太陽光発電設備については、１１月１９日に説明会が実施されましたが、住民から事業者に対して再度説明会を求める意見が多かったため、改めて説明会を開催し、地域住民の理解を十分得られるまで協議を継続することになります。系統用蓄

電池については、事業計画面積が300平米以上であり、現況地盤高から高低差1メートル以上の切土、盛土を伴うものであれば嵐山町環境保全条例で規制することになりますが、現時点で条例に基づく手続は行われておりません。計画地直近の住民宅1軒に事業案内チラシのみが配布されている状況です。系統用蓄電池は、脱炭素のため再生可能エネルギーの推進を国が進めているものでありますが、町としては再エネの推進と里山等の自然環境、生物多様性の保全といった地域との共生を図ることが重要であり、そのためには事業者と地域住民との協議、コミュニケーションが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） それでは、再質問させていただきますが、（1）から（4）まで関連性がありますので、一括して質問をいたします。

まず、この一般質問の趣旨についてお話をしていきたいと思いますが、太陽光発電設備設置計画の手続が条例に沿って適正に手順が踏まれていたのかどうか、町の指導状況はどうだったのかを確認させていただきたいと思います。また、現行の太陽光発電設備条例で十分なのか、さらに新たに系統用蓄電池設備施設事業が出現したことに対する今後の課題と対応ということで議論を進めさせていただきたいと思います。

再質問1といたしまして、本事業計画についての把握状況についてお伺いしました。そこでまず、太陽光発電設備設置計画の標識が設置されて3か月余りたって、11月19日に地域住民の説明会がありました。この間地域住民の不安や混乱もあったように伺っています。事業者側の手続が適正に行われているのかの認識についてお伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

まず、今回標識が設置されてから説明会が開催されるまでかなりの時間を要しております。というのは、初動の部分で最初に本来であれば太陽光パネルが設置される、太陽光パネル、通常南側に向けて設置いたします。その50メートル付近に、南側に住宅が4軒ほどございます。そこに事前説明に行っていないのです。事業計画地に隣接する地権者、地主さんのみに説明に行っている。中には町外の方が多かったのかなと思われま。町外の隣接する住民にのみ個別説明を行ったのみで、隣接、本当に太陽光のすぐ近くにある地域住民にきちんと説明していない。まず、その初動体制がうまくなかったのかなというふうには感じております。区長さんとお話の中で、区長さんにも確認をさせていただいたのですが、区長さんが業者と事前に打合せをした中で、説明会について区長さんの言われていることと事業者の言われていることがちょっと違う部分があったので、そういった部分でやはりまずは最初の初動の部分がうまく地域と業者との間でコミュニケーションが取れていなかったのかなというふうには感じております。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そのとおりに最初に説明会というものがなくて、個別に対応されていたようなのです。条例を見ますと、説明会の開催ということが原則として行いなさいと、やりなさいということになっているのです。そのやっぱり原則というのは何をもちいて原則なのか。要するに原則でない場合として考えられるのは、対象の家が1軒か2軒しかない、そういった場合は個別にというふうには考えられるのですけれども、今おっしゃったとおり、民家は何軒もあるという状況、それでいて説明会をなかなか行わずに、個別に行っていたという点があったかと思います。この原則というものは、事業者の裁量であっていいのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

一応町としては原則です、もちろん。きちんと地域の住民を集めて説明会を開催してくださいということは、常に業者に指導しております。その中で、やはり町の中でも地域性がございます。区長さんの考え方もございます。そういった中で、地域によっては区長さんと業者が、もちろん町も入りますが、お話の中で個別訪問でいいよというふうに区長さんと業者の中で協議をする場合もございます。そういった地域については、個別訪問等でも町としては認めているという状況ではあります。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そういった見解は、正しいと考えていらっしゃいますか。原則説明会を開きなさいということで条例でうたっているのですけれども、例外についての規定もないわけですから、そこはやっぱり指導としてはあくまでも原則は集会、皆さんに集まっていたということが原則にならなくてはならないと思うのです。そこは、やっぱり町の指導ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

やはり先ほども申し上げたように、町としては説明会の開催をまず第一に事業者のほうには指導しております。ただ、しかしながら先ほど申し上げたように、地域性とそのケースごとにちょっと状況が様々でございます。地区の考え方、区長さんの考え方もございますので、区長さんの考え方と地域の考え方を尊重と言ったらあれですけれども、そういった部分で認めている部分もござい

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 結果から見て、いろんな方が問合せをしてきたり、苦情があったりしているわけですから、苦情の件数等はあえて聞きませんけれども、わけですから、やはりそこは指導がどうだったのかなという気が私はしているのですけれども、これ「週刊金曜日」という雑誌ですか、で取り上げて、記者が町の環境課のほうに問合せをして、やり取りというものが「週刊金曜日」に全部出ているのです。それを読ませていただくと、確かに町としては皆さんに説明会をしてくださいよという指導はしているのは分かるのです。そういうふうにしておりますよというふうに書いてありましたから。これちょっと読ませていただくと、10月の初旬に付近住民から情報が寄せられたと。名前も書いてあるのですけれども、議会ですから、あえて名前伏せますけれども、2週間前に会社の社員が訪問して地図を渡したと。現場を確認して、事業が判明して、情報提供をしたということで、提供先が「週刊金曜日」ということなのです。それで、環境課のほうには、記者のほうから規制の有無はあるのかと。特にないが、面積300平米以上で、かつ高低差が1メートル以上の土を切り盛りする場合は環境保全条例に基づいて町の許可が必要、それと土を町の外から持ち込む場合は土砂の埋立てに関する条例で町の許可が必要、それと嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例は町全域をソーラーの抑制区域として、発電出力10キロワット以上なら住民への説明が必要というふうの説明されているのです。それで、説明会があったのかという質問を受けて、事業地に隣接している地権者には個別に訪問して説明したが、周辺住民には全然説明に行っていないと住民から苦情が来ていた、事業者には会場を借りる説明会をやったほうがいいのではないかと助言をしたというふうに書いてありますが、このとおり間違いないと、確認しますけれども、間違いないでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） それで、そもそも工事着工予定、私の資料を見ていただきたいと思うのですが、看板を立ててあったのです。工事着工予定が令和7年11月1日、工事終了予定が令和8年5月31日になっているのです。そうしますと、条例の第15条は事業者は第11条第3項の規定による通知を受けて事業を実施しようとするときは事業計画書を、その規則に定める書類を町長に提出しなければならないと。それで、11月1日に着工するには少なくともそれより前に書類が届かなくてはならないわけなのです。それで、第11条で第15条1項の規定による届出を行おうとするときは当該届出を行う60日前までに事業に関する計画書について町長と事前協議しなければならないと、このように書いてあるわけなのです。したがって、逆算していきますと11月1日に工事着工したいという看板を立てておいて、それで8月25日頃にはもう協議が必要になるわけなのです。それで、第10条には事業者は地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため事前協議を行う30日以上

前に標識を立てなさいということになっているのです。そういうことからいうと、この看板が立った時点からこの条例に沿っていないということなのです。ですから、したがってその時点でこれは計画が違っているから、早く集会なりをやりなさいというふうに、説明会をやりなさいというふうに言わなければならないのではないかなと思うのです。そういう点で、この看板の設置が条例の手順を踏まれていないということはお気づきになっていましたか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

確かにこの看板に書いてある計画では、どう見てもこんな短時間ではできないというふうに感じております。そういった経緯もあって、事業者のほうには早急に説明会を開催するようにまず指導させていただきました。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、その説明会のやり方に関してもやはりきちんと説明されていない、周辺住民にきちんと、個別訪問であっても行っていないという、そういった経緯もあって、再度きちんと説明会を開催するように指導しました。そういった経緯でどうしても期間が延びてしまった。当初から業者にはこのスケジュールどおりではできませんよと、どう見ても無理ですという話はさせていただいております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そうしますと、説明会が行われました、19日に。そこで、工事の着工を来年、令和8年の1月にしますよってまた書いているのです。それを逆算していくと、もう間に合わないのです。その計画変更というのは、環境課のほうには届いていますか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

町の条例上は、まず説明会を開いて、説明会も今回の様子だと1回で済むような状況ではございません。恐らく今後何回も協議を継続することが必要なのかなというふうに思っております。そういった中で、まだ事前協議、説明会が終わった後に事前協議書を町に提出するような流れになっております。しかしながら、まだ説明会もきちんと完了していない状況でございますので、今まだ変更という段階でもない、事前協議書も出されていないという状況でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） その辺も計画をこのように変更しますよということを説明しているわけですから、もうその段階でその計画は破綻しているわけですから、その辺もご指導なされたほうがいいのかなどは思います。それで、この会社について、事業者についてどの程度把握されておりますか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

この事業者については、2020年に創業したまだ5年ほどの新しい会社でございます。しかしながら、かなりの年商というのですか、売上部分が10億円というふうにホームページには記載されております。その辺のことについても、私も19日の説明会に参加させていただきましたが、その中で地域住民もその辺のところを多くの方が質問をされておりました。事業者の形態としては、まちの、地域の遊休地を探して、それを事業者に渡して、それを地主さん、遊休地を買い上げて、そこでこういった施設を造って、それを次の事業者に転売というのですか、そういった形を取る、要は遊休地のブローカーというふうには認識しております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そうなのです。私もこの会社をちょっとインターネットで調べてみたのですけれども、こういうふうに書いているのです。こんな土地でも大丈夫、荒れ果てた山林、境界が分からない山、農地転用できない田畑、所有者が不明な土地、建物を建てられない市街化調整区域、場所が分からない遊休地、こういうふうにかような土地があったら相談してくださいということ載っているわけなのです。そうすると、非常に、「週刊金曜日」にも書いてありますけれども、「狙われた嵐山町」というようなキャッチフレーズになっていますけれども、そういったことでちょっと土地が心配だなというのが私の感じなのです。

そこで、ちょっとお尋ねをしていきたいのですけれども、農地法3条では耕作目的での農地の所有権移転、それから賃貸権の設定には農業委員会の許可が必要とされておりますし、また農地中間管理機構を通じてということになると思うのですけれども、農地中間管理機構では荒廃農地や利用困難な土地は対象とならない場合もあるというふうに私が調べたところでは書いてあるわけなのです。それで、本年3月議会の小林議員の一般質問の答弁で、地域計画の農地面積としては764ヘクタールだが、荒廃農地も含まれている。遊休農地19.1ヘクタール、困難農地113.4ヘクタール、実際は山林化、原野化としたところも確認すると130ヘクタールあるというふうに答弁されているのです。それで、山のほうの畑とか田んぼも入れているけれども、これを入れておかないと、担い手なり新規参入者が耕作したいという希望があったときに地域計画に白でも何でも入れておかなければというふうに課長は答弁されているのですけれども、これは青だ、白だということの色分けしているのだと思うのですけれども、そういったところでも何でも白でも入れておかななくてはならないのだということなのだと思うのですけれども、嵐山町ではこれが太陽光発電施設や系統用蓄電施設の目的で荒廃農地や利用困難な土地の購入、賃貸に一定の歯止めはかかると思うのですけれども、こうした土地を所有者が売りたいといったような場合、農地転用の手続等を経て設置は容易と考えていますか、それともなかなかハードル的にはあるというふうに考えていらっしゃいますか。お伺いします。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 農地転用による農地の売買、農地以外なものに転用しての売買、そういったことなのですが、なかなか嵐山町全体的に農振農用地ということで、かなり守るべき農地が多くなっております。簡単な口約束の売買等で、お金のやり取りで表向きには売買が成立しているような形ですけれども、実際には農地法、これ農地以外のものに転用する場合は3条ではなく、5条の許可が必要になっております。非常に審査が厳しく、農地以外になるものなので、農業委員会の許可が必要です。農地性の高い1種農地とされる部分については、かなり原則不許可ということになります。許可される可能性がある農地については、白地であって、非常に農地性の低い場所となっております。当然正式な法務局での登記が完了できるのには、農業委員会の許可証を持って法務局で登記しないと完全な地目の変更できませんので、その許可をなく売買した状態では仮登記ということになります。ということで、幾ら遊休農地等であっても簡単には農地以外の目的、太陽光ですとか蓄電池、そういったものの転用は厳しいという状況でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） ありがとうございます。いずれにしましても、現条例の中で厳正に取り組んでいくということは重要なのですが、今後のことを考えると太陽光発電設備の設置及び管理条例について改正が必要だというふうに私考えているのですが、嵐山町の条例は令和3年9月17日に制定されまして、令和4年4月1日施行になっております。その後、嵐山町の条例ができた後の令和5年5月25日付で太陽光発電設備開発許可等の基準や運用の考え方について、こういうものが経済産業省と農林水産省と国土交通省、環境省の4省で申合せをしているわけなのです。それで、当町の条例と照合しますと、事業者の施工能力の確認に関する事、それから開発行為の一体性に関する事、事業終了後の措置に関する事が申合せ事項に入っていますが、当条例はこの点について不十分ではないかと思われまます。また、秩父市の条例を見てみますと、大規模な太陽光発電事業に関する事、それから廃棄と費用の確保に関する事、それから損害賠償責任保険の加入に関する事、それから同意の基準の中に事業者の資力や信用度を判断する基準を入れていること、こういった点が当町の条例には欠けているのではないかなと思っております。したがって、当町の条例にない内容が詳細に入っていますので、こうした内容について条例の改正についてのお考えをお伺いいたします。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

確かに秩父市の条例等の中でそういった部分が盛り込まれているということは、秩父市に出向いて、担当者にお話を伺った中では認識しております。しかしながら、現在ここ千手堂地区には太陽光発電施設の話が持ち上がっております。しかしながら、現在町に相談等寄せられているものの中で太陽光に関するものというのはほとんどございません。現在蓄電池の事前相談、業者からの問合

せがほとんどでございます。そういった中で、今後蓄電池に係る条例の部分、そういった部分も考えていかなければならないのかなというふうには感じております。しかしながら、蓄電池も含めて、蓄電池に関しては現在国も法整備も全くされていない状況ではございますので、今後国の動向も含めて注視はしてまいりたいというふうには考えております。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 蓄電池の関係はまたちょっとこの後に私いろいろ聞いていきたいと思うのですが、太陽光につきましてはやはり業者に対する調査といった部分が足りていないし、それから撤廃するとき撤廃の仕方はどうするとか、負債が出た場合にはそれをどういうふうに補てんするのかとか、そういった点の保険とか、そういったものに対する監視の目が届いていないというのが現在の状況だと思うのです。ぜひその辺は今後速やかに条例改正をしていただきたい。ここに蓄電池を入れるかどうかは別として、そういった面での条例の改正、私は必要だと思うのです。いかがですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

そういった部分も含めて、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） それでは、（4）の関係につきましてちょっと質問していきたいと思うのですが、まず系統用蓄電池につきまして、令和5年8月23日の全国知事会が系統用蓄電池の支援拡充、それから併設型蓄電池の支援要望を国に提言しています。また、本年2月、閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても2040年度におけるエネルギー需要の見通しを据えた対策の一つとして系統用蓄電池が位置づけられています。本年の予算でもこの事業に400億円の補助金が充てられております。今後系統用蓄電池設備の設置事業が増えてくることが予想されるところであります。そうした背景の中で、本年4月8日付で国土交通省から各都道府県に系統用蓄電池の開発許可制度の制度上の取扱いについて技術的助言が通知されております。そして、各市町村に県からも周知するようにということが書かれております。県から町にも周知されていると思いますけれども、この技術的助言というものの内容について担当課長からお伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについてということで、この技術的助言でございますが、技術的助言は系統用蓄電池の設置に際して都市計画法に基づく開発許可が必要かどうかを判断するための基準を示したものになります。中身につきましては、開発許可が必要になるケースと不要になるケースという形で、この文書、助言自体の中身はかなり難しい表現で書かれてはいますが、まず開発許可が必要となるケースとしましては電気事業法に基づく電気事業の用に供する電気工作

物に該当しないもの、また都市計画法施行例で定める危険物を含有するもの、こちらのほうが開発許可が必要となるものになります。また、開発許可が不要となるケースとしましては、先ほど言った電気事業法に要する電気工作物に該当する場合、それからあと危険物を含有しない場合になります。蓄電池の施設なのですけれども、根本的にまず開発許可というのが何なのかというところでききますと、建築物の建築、また特定工作物の建設の用に供する区画形質の変更が都市計画法の開発許可という表現になります。その中で、この系統用の蓄電池というものが蓄電池を収納するコンテナが内部に人が常時立ち入らないとか、そういった構造であれば、原則としまして建築基準法上の建築物には該当しないというものになります。ただ、このコンテナも積み重ねたりすると、これはまた建築物に該当しますというような内容で、この助言に関しましては基本的には、先ほども申し上げましたが、開発許可が必要かどうかを判断するための基準を示したものというものになります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） これ読んでも理解なかなかできない大変難しい文書になっているのですけれども、簡単に言うと電気事業で一般電気事業、要するに大手の電気事業、東電とか、そういったところがこういう蓄電池の事業をやるときには都市計画法の開発許可は要らないよと。それで、要る場合は小売電気事業、これは電気の自由化に伴って新たに小売ができるようになった事業、そういったものとか、あるいは太陽光電池とか、あるいは系統用蓄電池なんかで電池を集約して、これを小売業に売ると、こういった事業が蓄電池の事業なんかに参入するときには都市計画法の開発許可が必要なのですよと。必要なというか、どこの場所で事業をするかによってまた変わってくるのでしょうかけれども、その中で建築に値するものは開発許可が必要であると。それから、危険物に当たるものは開発許可が必要な場合が出てくると。それで、危険物に当たらないものとして考えられるのは、ソーラーパネルの場合はこれは危険物に該当しないから、そういった開発許可は必要ありませんよということになるわけなのですけれども、では蓄電池の場合は危険物なのか、危険物でないのかという判断基準というのはどこですか分かりますか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちらの系統用蓄電池の危険物かどうかの判断につきましては、当然蓄電池の設備を設置したいという相談が窓口等に来るケースが増えております。その中でも、私どものほうもこの判断をするに当たっては全国的にいろいろ情報がなくて、各自治体も困っているような状況でございます。その中でも一応危険物という扱いの中では蓄電池に含まれる危険物としまして、第2石油類の非水溶性液体が含まれているというものになります。この第2石油類の非水溶性液体とは具体的にどういったものかといいますと、灯油や軽油などの引火点が21度以上70度未満の液体で、水に溶けないような性質を持つ、こういったものが含まれている、いわゆるリチウムイオン電池等が、こういった

ものがあるということであれば危険物が含まれているという判断になっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 分かりました。リチウム電池なんかもそうだと思うのですが、鉛もそうなのかなと思うのですが、そういった基準が示されているけれども、具体的にはよく調べてみないと分からないというところがあるのかなと思います。技術的助言では、第1種特定工作物としての系統用蓄電池を市街化調整区域に設置する場合について、同法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの運用に当たっては、必要に応じて審査基準の策定を行うこと等により地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいと、こういうふうになっているのです。要するに国では地域性があるので、市街化調整区域においてはその地域、地域で審査基準を策定するなどして対応してくださいよという指示だと私は理解したのですが、その理解でよろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

都市計画法の34条というのは、開発許可の立地基準を示すものになります。嵐山町で34条の14号の審査基準というものは、都市計画法の34条の1号から13号までの立地基準に当てはまらない開発行為において、県の開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難、または著しく不相当と認められる開発行為について該当する号となっております。町が本号に該当するか否かを判断し、許可相当である場合にのみ県の開発審査会に諮問し、その議を経たものが許可を受けるものとなり、系統用蓄電池についてこの内容を特別に運用しているものでございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 分かりました。そうすると、この審査基準の策定してということではなくて、取りあえず県のほうで審査していただくということになるわけですか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちらの内容につきましては、町のほうで一応許可相当である場合のみ県の開発審査会のほうに諮りますので、許可相当である場合というところの判断は非常に難しいかなと思います。ただ、相談を今受けている中とかでは、開発許可不要のものとして取り扱われるものが今現在多い状態でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 町にも条例があるわけです。開発行為というか、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例というのがあるわけなのですけれども、この条例でちょっと見てきましたところ、蓄電池に対応したような条項があるところは見当たらないので、これは条例を改正する必要があるのかなと思ったのですけれども、その必要はないという考えでよろしいですか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

こちら系統用蓄電池につきましては、今現在全国的にも審査基準的なものがない状態です。今現在埼玉県の方でもこの審査基準について今後多分検討がされていくものだと思いますので、その辺りの動向を含めまして町の審査基準及び条例等の見直しが必要であれば、その内容で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 方針につきましてよく分かりました。県といろいろ調整していただいたり、検討していただいたりして、当町でも対応していただければと思います。

それで、先ほど当町の太陽光の関係の条例について改正が必要ではないかと言ってきたのですけれども、蓄電池についても個別に条例をつくるのか、あるいは太陽光の中の条例に蓄電池を入れ込んで改正していくのがいいのかわかりませんが、いずれにしてもこういった条例をつくらないと標識もできないという状況になりますので、この辺については早急に対応していただきたいと思うのですけれども、環境課長、いかがですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、現在蓄電池の相談がほぼ、太陽光に比べて蓄電池の相談がかなり増えてございます。そういった中ではありますけれども、これは嵐山町だけではなくて、全国的にそうであるというふうには思っております。しかしながら、国のほうの法整備もまだ何も系統用の蓄電池に関してはできていないという状況でございます。その部分に関しては、今後も調査研究していく必要があるというふうには感じております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 最後に、キノシタ林業による嵐山町における太陽光なり蓄電池の事業というのは何か所ぐらいあるのですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

まず、一番最初にキノシタ林業が初めて計画を提出、事業計画、されたのが今現在施工中の將軍

澤の山林です。そこでは、太陽光パネルの設置という形で今まさにちょうど動いているところがございます。しかしながら、先ほど地域性があるというふうにお話をさせていただきましたけれども、ここでは將軍澤地区、もちろん説明会にも私も参加させていただきましたが、その中では反対の意見はございませんでした。そういった中で今進んでおります。しかしながら、今千手堂地区の太陽光パネルの設置の反対側にまさに同じ数十メートル、50メートル以上、50メートルから100メートル以内の間ですか、道を挟んで反対側の竹林の部分にも同じキノシタ林業の系統用蓄電池の計画がございます。そのほかにも、これは事前相談、まだ具体的な話は何も聞いておりませんが、古里地区、それから鎌形地区にも同じキノシタ林業から蓄電池のお話、事前問合せは受けております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 今担当課長に系統用蓄電池についていろいろお伺いさせていただいたのですけれども、町としてもこれちょっと重点に置いて対応していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 お答えをさせていただきます。

太陽光の関係の条例、それから蓄電池関係の条例の検討ということでご質問いただいております。今回の千手堂地域の太陽光パネルの設置についても、非常に地域の皆様方から心配の声が出されたということも聞いております。そして、条例改正ということについても以前からご意見をいただき、また秩父等のところも調査をさせていただきました。その中で、こういった規制をしていくということについてはやはり法改正、そういったものの規制の中で条例がどこまで踏み込めるかということとは非常に大きな課題があるということも承知いたしております。しかしながら、こういった状況の中では、ご指摘をいただきましたとおり、町もこの検討を進めておりますし、その内容についてどこまで条例で踏み込めるのか、また踏み込めないのか、この辺のところのいわゆる見極めをして、改正等についても早々に、なるべく早く結論を出していきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） それでは、大項目2に入りたいと思ひます。

町立図書館を町の活性化につなげる中核施設にすることについて。

(1)、町立図書館の公共施設個別施設計画における具体的な計画はあるのかについて。

(2)、図書館の意義について。

(3)、利用状況の現状評価について。

(4)、町の活性化、少子化対策等につながる図書館にする考えについてお伺ひします。よろしくお願ひします。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

令和３年に作成した嵐山町公共施設個別施設計画策定に際し行われた老朽度基礎調査では、町立図書館の総合判定は最低のDランクでした。町立図書館は、計画の中で５年以内に特に優先的に検討、実施すべき取組に位置づけられている施設の一つです。

続きまして、（２）についてお答えいたします。図書館の意義とは、文化の継承、社会における知識や情報の提供の場であるとともに、地域交流の場であると捉えています。

続きまして、（３）についてお答えいたします。図書館の来館者数は、ここ数年増加しています。現状評価としては、暮らしに役立つ図書館づくりを推進しており、毎年度行う教育委員会点検、評価においてA評価が妥当との評価をいただいております。

続きまして、（４）についてお答えいたします。子育て支援として子どもが主役の活動や親子の交流の場として様々な事業に取り組んでおります。これらの事業を充実させることが重要であると考えております。町の活性につきましては、今までは図書等の貸出業務が中心でありました。しかし、今後はサービスの在り方の転換が求められていますので、少しずつでも時代の変化に対応できるよう調査研究をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分です。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本秀二議員の再質問からです。どうぞ。

○7番（吉本秀二議員） それでは、各項目が関連していますので、一括で質問させていただきます。

令和３年８月の嵐山町公共施設個別計画を見ますと、図書館が、評価が先ほど答弁になったとおりDなのです。それで、1999年、平成11年に建築されて、それが、この調査をしたときが令和２年のときだと思うのですけれども、築21年なのです、まだ。そういう状況でDの評価というのはちょっと驚きなのですけれども、Dは劣化が顕著である、早急な補修もしくは更新が必要なものと定義されております。健全性の項目を見ますと、屋根はA、それから外壁構造体がC、それから内部仕上げがD、それから電気設備がB、これが総合評価がDになっているのです。それで、健全度は42.8となっています。これは、健全度で見ますと文化財の整理室の評価がD、それからこれは健全度は19.6、それから日本赤十字社埼玉支部旧社屋、この評価がC、健全度が32.4、学童保育室てんとう虫の評価がC、健全度が40.0に次ぐものなのです。それで、これ具体的な劣化状況についてお聞きしたい

と思います。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

特に1階の床面、多目的室と学習室、こちらが地下水が湧いている関係で床の水漏れがありますので、そこがD判定となっております。また、床や壁、またアプローチにクラックも発生しております、そちらがC判定となっております。また、1階にある閉架書庫もC判定、こちらもクラック等が床や壁に発生しております。また、各部屋の至るところの天井に染みも見られまして、そこがB判定となっております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そうしますと、これの改修工事ということになりますと、どの程度の大規模な工事になるのか、金額等も予想できるもの含めてどのくらいの規模の工事になるのかお分かりになりますでしょうか。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 お答えいたします。

こちらのD判定の主な原因の一つが地下水が湧き出ていることによって起こっております。こちらは、大規模改修、長寿命化もするに当たってそこをまずどうにかしないと、改めてすることも難しいと思います。その辺もまだ検討ができていけませんので、大規模改修するに当たっても費用的な面はまだ出しておりません。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 分かりました。かなりの大規模な改修工事ということで理解させていただきます。そうしますと、それを改修するに当たってそこを改修して使うのか、いろいろ考え方も出てくるのですけれども、その辺をちょっといろいろ私も考えて、この質問をしたわけなのです。それで、なぜこの質問に思い当たったかといいますと、本年の10月14日の午後7時半からですか、NHKの番組で「クローズアップ現代」、これで図書館特集をやっておりました。見られた方も多いのではないかと思うのですけれども、本が売れない、書店が減る、そんな時代に利用者が急増する図書館が次々と生まれているということで、石川県立図書館には年間119万人が訪れる。岐阜市立の中央図書館はおしゃべりオーケー、親子連れが殺到し、来館者数が約10倍。今全国で新たな形の図書館がにぎわいを生む地域再生の切り札として注目されていると。にぎやかな図書館の可能性を探るというような内容で放映をされておりました。岐阜の奇跡、みんなの森ぎふメディアコスモスでは、一番の特徴はおしゃべりオーケー。静けさを守ることが当たり前だった図書館の常識を覆し、子どもたちが声を出して笑い、親たちが会話を楽しむ風景が日常的になっていると。それで、40歳

以下の利用者がリニューアルをした前の22倍に増えているのだと。それで、来館者は年間15万から135万人まで膨れ上がったということなのです。それで、館内には静かな読書をしたい人のための集中ゾーンも併設されているということです。そして、若い世代を支える心の居場所ということで、岐阜の図書館には中高生が自由に悩みを打ち明けられる相談掲示板があって、司書が丁寧に答えるその掲示板にはこれまで2,000通を超える相談が寄せられたといいます。勉強、友人関係、将来のこと、本を介して対話が生まれ、若者たちにとって安心できる場所となっていると。こうした心のよりどころは家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てる新しい形である、図書館が若い世代の居場所となることは町の未来を育てることにつながるというふうに紹介されておりました。また、図書館が変える未来、地域と人をつなぐハブとしての役割もあるのだということです。にぎやかな図書館の本質は人が集い、考え、行動を生み出す場にある。静けさとにぎわいが共存する空間、誰もが自然に学び、語り合える環境、そこには地域の新しい可能性が息づいている。これまでの文化教養型から課題解決型へ、図書館は情報の倉庫から社会の未来をつくる知の拠点へと進化している。AIやデジタル化が進む時代だからこそ人と人がリアルに出会える場所の価値はむしろ高まっていると、このように結んでおりました。

そこで、担当課では図書館の意義をどのように捉えられているのかということをお伺いして、答えていただいたわけなのですが、図書館の意義というのはAIに聞いてみましてもこれと同じような回答が来るわけなのです。これからの図書館というのはここに意義があるのかなということで、私これを質問させていただくわけなのですが、昨日青柳議員の質問で町の財政の運営についてお尋ねになって、町長から大変すばらしい回答がありました。100点かなとも思うほどすばらしい答弁だと思います。ただ、私としては90点ぐらいにさせていただきたいなと思います。紹介した図書館について、いきなりで申し訳ないのですが、町長、どのようにお考え、感想をお伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

図書館ということで、今担当課のほうからも最初の頃のいきさつも含めて説明をさせていただきました。基本的には、あそこは地下水が非常に豊富というか、そういうのが出やすいところ。だから、最初の設計の段階で多分そこまでの豊富な地下水があるということは予見もできなかったのかなと。だから、そういう意味において設計上少し心配なところがあるのだろう。ですから、冒頭吉本議員のほうから指摘していただいたように、築21年でありながら何でって。ただ、大きな構造自体に障害があるとかということではなくて、やっぱり表面的なところは、どうしても水が多いですから、カビが生えたり何かということは今までも何度も指摘をされておりますので、それでまた嵐山町の図書館の使い方、この中にはまだ示されていませんけれども、数年前でしょうか、県内で2つか3つの図書館が表彰されたのです。その中に嵐山町の図書館の活動も含まれていまし

た。これぐらいやっぱり県でも注目を浴びるくらいの図書館の利用の仕方、ちょっと資料は今持っていないのであれですけども、そのときには図書館のほうから様々な形で児童生徒のほうに呼びかけて、そして児童生徒が読書だとか本に親しみやすいような環境づくりをするとか、そういったことが非常に高く評価されている。また、こういったものだけでなく、電子図書としても今活動を進めておりますので、そういった機能的に関しては嵐山町の図書館というのは非常に模範的な役割、あるいはまた実践をしてくれているかな。この中にも示していただいたお話の会ですとか映画、これもただ単に子どもだけではなくて、大人の人たち向けの映画なんかもやってくれているのです。それで、非常に皆さんが関心を持つだろうなという選定の仕方私も行きたいなと思わず思うような映画を上映している。案の定そのときには大変多くの方たちがあそこのところに集まって鑑賞をし、またただ単に楽しかったねということだけではなくて、いろんな問題提起もしてくれるような活動もしてくれているのです。ですから、そういった意味においては、嵐山町の図書館の運営というのは非常にいい方向性でやっていただいているなど。ただ、構造的なことが毎年指摘されておりますので、その辺のところは少しでも皆さんが安心感を持って活用していただけるように町としても配慮していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 昨日町長の答弁の中で今やらなければならないこととこうやったらよくなるだろうなということと、それともう一つ、これからやるとさらに夢があるというふうな、そういう3つぐらいに分けてお話しいただいたのですけれども、優先順位があるということなのですから、そういった優先順位から見ると、こういった新しい形の図書館をつくるとなると難しいかなという気はするのですけれども、ちょっと資料を見ていただきたいのですが、資料の1番に図書館の利用状況を私集計してみたのです。122条の報告に基づいて作ったのですけれども、年間4万3,863人ぐらい見えています。一月平均3,600人、1日平均146人、それで資料の利用が年間2万2,319人、1か月平均1,859人、1日平均74人、館内、館外を合わせると年間6万6,182人が訪れていると。それで、一月平均にすると5,515人、1日平均にすると220人ぐらいは図書館に訪れているということが数字で分かります。それと、企画物のお話関係とか映画の関係、町長からお話しいただいたのですけれども、こういったサービスの状況を見ると、やっぱりまだ数字的にかなり少ないなというのが私の印象なのですけれども、図書館の使い方というのは従来型の知識、学習活動支援が重点的なのではないかというような気がしております。

それで、資料の2を見ていただきたいのですけれども、裏面になりますけれども、裏面ではないか。資料の2を見ていただきたいのです。これは、平成12年からずっとこの近辺まで含む人口の出生数及び合計特殊出生数の数字を示したもののなのですけれども、やはり平成12年から見るとかなり年々減ってきていると。嵐山町は、近隣に比べると滑川とか東松山市よりは低いのですけれども、

それでも近隣に比べて大分健闘しているなというのとは分かるのですが、昨年、令和6年は50人を切ってしまったという状況があります。それで、本年になりまして、9月末現在で51人かな、それで10月に2人、11月に6人かな、そういった数字できて、大分上がってきているので、もう少しということで期待をしているところなのではございますけれども、その年、その年で数字を見て一喜一憂しているわけではないのですけれども、減少してきていることは間違いないと。そういったことで、子どもが多いと町に活気は出てくるのですけれども、子どもが減少していったらやはり町の活気は失われてくると。あまり具体的な町村を挙げてはあれですけれども、やはり年間に数人というようなことになってきますと、嵐山町はそんな可能性はないのですけれども、消滅のおそれのある地域から脱却していますし、いい状況もあるのですけれども、いずれにしても前に比べるとだんだん、だんだん減少していったらという事実は変わらないと思っております。そういうことで、町を元気にするにはそうした子どもが、少子化を何とかこのまま維持する、あるいは少しでも増やしていくという活動が大事なかと私考えています。それには、やはり図書館がそういった中核を果たすというような、そういったところにすればいいのかなというふうに思ったわけです。もっと子どもさんを持っているお母さんとか子どもさん、小学生や中学生だけではなくて、お年寄りも図書館行けばコーヒーが飲めるよ、図書館に行けばマージャンができるよ、そういった交流の場と複合してできれば、これは町にとって、子どもたちも若い女性もかなり効果があるのではないのかなと、こういうふうに思ったものですから、こういう質問をしたわけなのではございますけれども、これについてどのように考えられますか。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど町長もお話をさせていただきましたが、子どもに対する支援というのは、いろいろ先ほど言っていたように、令和5年、子ども読書活動優秀図書館ということで文部科学大臣表彰を受けております。そちらの中にも、子どもに対する支援というのは町は充実しているかなというのは感じております。ただ、先ほど言った町の活性化につきましては、やはり地域の交流の地点というのがうたってあるのですが、その辺をなかなか充実させるというのが難しいところでもあります。また、先ほど議員がおっしゃったように、にぎやかな図書館とか交流の場所としての図書館というのは今の施設の機能からすると難しいと思っておりますので、先ほどその中でも言っていた地域課題を考える図書館とか、今ある図書館の機能でできるようなものはやってみようかと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 課長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思っております。

嵐山町の図書館につきましては、図書館ビジョンというものをつくってございますので、その中

でやっぱり図書館は5つの基本的な目標を今2026年までの目標でまず立てているところがございます。その中で、1つは図書館である以上、地域と情報の拠点、知の拠点であるということ、2つ目が町民ニーズに応える図書館、3点目が子どもの読書活動を推進する図書館、郷土の歴史や文化を大切にする図書館、それから町民と共に発展する図書館、この5つを目標に掲げてやっているところでございます。当然図書館ですから知の拠点で、静かなところというのもございますが、集まる場所ということも現在の中では可能な範囲で、例えば地域の子ども会の活動の場であったり、歴史研究会の学ぶ場所であったり、そういった多様な人々の集まる場としてもできる限りの対応をしていくことがこの図書館ビジョンでも求められていると思いますので、できるところから一歩ずつそういったことを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 今できるところからやっていきたいという答えいただきましたので、それが現在の段階では全てかなとは思いますが、私1つ考えがあったのは、ふれあい交流センターなんかにもし図書館が移せたら、駐車場もあるし、地理的に結構いいのではないかなというような考えもあったり、あるいは学校統合によって学校が廃校になります地点もありますので、これは現在特別委員会でやっておりますので、質問したり、言及はしませんけれども、そういったところを図書館にして、私が先ほど述べたような場にできたらいいのではないかなというような考えもありましたので、ちょっと質問をさせていただいたのですけれども、いずれにしましてもできるところからやっていただくということなのですけれども、将来に向けて、2026年ということなのですけれども、もっと、2040年とか、そういう将来に向けて考えると、少し今からでもこういった図書館を考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。先ほど佐久間町長の点数を90点にしましたけれども、その10点分は現在に対して注力していかなければならない、さらに順位は低いところであったとしても将来に向けてこういうものにしていこうというときには、やはりそういった計画を、早い段階から将来の方針を考えて、行政を進めていっていただきたいなど、このように思ったわけです。

それで、高市内閣は令和7年11月18日に子ども・子育て施策を含む人口減少対策を総合的に推進するため、内閣に人口戦略本部を設置しました。これは、他の自治体でこういった取組もしているところはないのかと思って調べてみたら、呉市が本年4月17日に呉市人口戦略対策本部設置要綱というのを定めております。要するに今私人口減少に向けた対策の一つとして図書館ということを行いましたけれども、やはり図書館ということで生涯学習課だけの対応ということ、大変難しい問題になります。したがって、人口減少問題というのは町のやはり一つの大変な課題でありますので、そういった戦略的なものを、対策室なりをつくって、そういった課題をいろんな方向から研究、検討するというようなところがあってもいいのではないかなと考えております。嵐山

町の人口ビジョン及び第2期嵐山町総合戦略、これをつくるに当たりましてもそういった総合的な力、皆さんが集まって研究して、こういったものができているのだと思いますけれども、そういった作成するときだけではなくて、日常的にそういった設置要綱の下にそういう会議ができるようなのがあっていいのではないかと思いますので、その点についていかがでしょうか。

○狛守勝義議長 答弁求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

吉本議員がおっしゃられている人口減の関係です。私は、人口減というのは町レベルではとてもではないですけれども、対応はできないというふうに考えています。今回人口戦略のほうから、去年の春でしたか、発表された中には、嵐山町は消滅可能性自治体から脱却をしました。比企郡唯一です。県内でも3か所ぐらいだったと思います。3町か、1市あったのかな。その中に嵐山町入った。では、そういうことに対して嵐山町として何か予算組みをしたり、人口を増やすということは、そういうことは一切していません。私が思っているのは、やはり人口を増やすというのは基本的にはここに移住していただく。その一番の大きなものというのは、やっぱり住宅だと思います。この住宅の中でも新築の住宅が建設をされれば、そこに入ってくるのはおのずと若い世代なのです。ですから、そういうような方向で民間が何しろやりやすいような方向性で町が協力できるものがあれば、制度上協力をしていくと。それは、だから今回に関して人口減の対策として何か予算を使ったというのは一切ありません。

それからあとは、子育て支援という意味でそういうのをやるということは、人口減とは切り離れた形で私はやっています。あとは、子育て支援の中で私が一般的な観点からちょっと違う視点を持っているのは、あんまりそういうことで踊らされないほうがいいのではないのかなと。Aのまちではこっちやっていますよ、Cではこういうことやっていますよ、こんなことを全国から今瞬間的に情報が集められますから、それを一々全部聞いてやっていたら、町なんか完全に財政的に消滅をまですしてしまいますので、ですからその辺のところは本当に今の嵐山町の子育て世代に対して必要かどうか、やっぱりこういう視点をしっかりと持って、最終的には施策に反映し、予算づけをし、実行していくということが必要かなと思っております。

あと、人口の在り方とか子育て支援とはちょっと変わりますが、先ほどマージャンという話がありましたけれども、これとってもいいかな。今嵐丸庵という高齢者の方たちが週に何回か集まっていたところがあるのですけれども、ここでマージャンを始めたら非常に喜んでます。今まで来なかった人たちがどんどん来るようになったり、それから来ている間も非常に和気あいあいとコミュニケーションが活発化されて、それで皆さんが元気になっていると。私も一回行きましたけれども、えっという人が来ていたり、そのところで楽しんでいる姿、これ教育長に聞かないと分かりませんが、図書館辺りでもマージャンができないのかな、そういうのがあれば非常

に盛り上がることは事実かなと。それで手を使い、頭を使うという。ただ、がらがらやると音の問題が出るとかということで、またこっちの人が喜ばばこっちのほうでクレームが来るというようなこともありますので、その辺のところは総合的な判断の中でできる範囲でそういった図書館をさらに多目的に類するような形で使用していくということは検討をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 私の描いていた大きな夢にはなりませんでしたが、でも目的とするところをできる範囲の中で目指していきますよという非常に貴重なありがたい答弁をいただきましたので、この件につきましてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは、大項目の3に行きたいと思えます。町の防犯対策について。令和5年の事業で特殊詐欺対策として補助金総額316万8,000円、交付限度1万円の特殊詐欺被害防止対応電話機器の購入事業を実施いたしました。町民の生命と身体及び財産の保護を責務とする行政としては評価できる事業だったと思えます。そこで、以下について伺います。

（1）、町におけるその後の特殊詐欺被害の発生状況。

（2）、個人設置の防犯ライト、防犯カメラに対する補助事業の考えについて。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問項目3の（1）につきましてお答えいたします。本町では、令和5年度に国の地方創生臨時交付金物価高騰対応支援分を活用して、特殊詐欺対策電話の購入補助事業を実施しました。その後の特殊詐欺被害の発生状況ですが、令和6年5件、オレオレ詐欺1件、架空請求詐欺3件、還付金詐欺1件です。令和7年は10月まで2件、オレオレ詐欺2件です。なお、本年の特徴として、2件とも警察官をかたる詐欺でございます。

続きまして、質問項目3の（2）につきましてお答えいたします。防犯カメラなど住宅用防犯機材の助成事業について近隣自治体でも実施されており、また本年、県内で住宅侵入窃盗が増加していることから、本事業の必要性を認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 特殊詐欺事件、減少しているということで、大変よかったなと思えます。これもその年、その年で一喜一憂しているわけではないのですけれども、やはりそういった対策が効果の一端として現れているのかなとも思っております。非常にこれ私は評価する事業であったと思っております。防犯カメラの関係ですけれども、これにつきましては昨日畠山議員からも質

間がありました。また、今年の3月、同じく畠山議員からこれについて質問がありまして、その答弁も見ておりますけれども、今日こうしてご回答いただきまして、必要性を認識していただいているということで、大変心強いと思います。昨日は臨時交付金を使ってというお話があったのですが、私は臨時交付金というよりも当町の予算で200万なり300万なりで何とか補助金事業として来年度には取り上げていただければありがたいなと思います。東京都では、東京都が各自治体のほうに下ろして、各自治体で取組をしております。私も昨日多摩市とかいろいろ電話をして、確認させていただいたのですが、やっぱり設置する場合の注意事項なんかを書いて、示して、それで東京都では皆やっつけていらっしゃいます。そういうことで、当町でもぜひ交付金ということだけではなくて、自分のところの予算を使って防犯に力を入れていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、以前から何人かの議員さんから町の単独費を使ってという形で設置について検討していただけないかという形でのご質問等いただいております。そのとき、そのとき全てにおいて、今現時点で町の単独費を使って防犯カメラの設置となりますとなかなか財政的な負担が多いということと、県内でも単独費を使って防犯カメラの設置をしている自治体は私ども調べた限りでは複数ございます。昨日畠山議員さんのご答弁でもお話をさせていただきましたが、単独費で設置しているものの多くはまず24時間録画できること、2週間程度保存できること、それと自分の自宅の敷地だけではなく、公共施設、道路面、こういったものも必ず録画をできること、そして警察からの要請があった場合には情報を提供すること、こういった条件がついてきます。ですので、1台1台の設置費も相当高額になっています。私たちもこの事業を行っているところに電話をして聞きましたら、やっぱり1台がかなり高いと。ですので、補助金額を上げないと設置が進まないで、そのジレンマがあると。ですので、なかなか難しいですよというお話もいただいております。現時点で町としましてはそのような結構高額なカメラを設置する上でのというのは考えてございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 高額なものではなくて、ソーラー、太陽光を使って使えるパネルライトとかカメラもあるようなのです。それで、設置した人がぜひ見てくれということで私行ってきたのですが、その人の敷地には6台ぐらいライトがついていて、カメラも3台か4台入ってまして、それでアマゾンで検索して買ったということなのではございますけれども、比較的安価でできるのです。そういうことで、そういう高額なカメラで公道をとというのは本当は理想です。公道が映って、犯罪の捜査に活用できるような、そういったものだったら私もそれはいいなと思うのですが、な

かなか予算的にそこまでということが難しいということになれば、やはり自分の敷地内で、それでも隣地が映るようであれば隣地に了解を取ってやってくださいというような形でもいいのではないかなと思います。それで、公道が映った場合どうなのだとということで東京の自治体のほうに聞いてみたら、公道が映った場合には公道であれば問題ない、注意事項には書いていないのですけれども、電話の対応の中で問題はないのではないのですかというようなお話でございました。そういったところの注意点もよく調べまして、それでできれば自分のところのほかにも自分の前の公道ぐらいは映るような、そういったところで設置ができないものかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

繰り返しの答弁になってしまうのですが、議員さんが今おっしゃったような機器というのは比較的臨時交付金を使って件数も増やして、あんまり精度を上げなく、かつ個数、きっかけづくりという形で使われているような形が多うございます。なので、県内の自治体見ますと使い分けているというような形で見受けられますので、そのような形でご答弁させていただければと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 分かりました。ぜひひとつ検討していただいて、防犯の対策になるように、つなげていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 智 議 員

○狛守勝義議長 本日2番目の一般質問は、議席番号5番、小林智議員。

質問事項1の生成AIの活用についてです。どうぞ。

○5番（小林 智議員） ただいま議長よりお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。議席番号5番、小林智でございます。よろしくお願ひいたします。

1番、生成AIの活用について。令和4年（2022年）11月にオープンAIがチャットGPTの一般公開を始めてから3年が経過し、生成AIは社会的にも活用が一般化されてきている。国におい

でも総務省が本年8月に地方自治体向けの生成A I利用の手引を年内に公表すると発表し、自治体での利用も活発化している。このような社会の動きも含めて、生成A Iの活用について町の考えを伺う。お願いいたします。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問項目1につきましてお答えします。近年自治体業務に生成A Iを導入する市町村が増えています。現在本町では生成A Iを導入していませんが、まずは会議録の作成、要約などに活用すべく研究しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 大変簡潔な答弁ありがとうございます。生成A Iの活用については、まだこれからというところもありますし、まずは会議録作成、要約というご答弁いただきました。

それでは、A Iの活用ということではちょっとざっばくな質問になったのですが、A Iというのは皆様ご存じのとおり、特にここで私申して……令和4年11月30日だったか、アメリカのオープンA Iというベンチャー企業がチャットGPTというのを一般公開、お金持ちだとか、そういう大企業とかではもう前からいろんな形で使われていたのかもしれませんが、恐らく戦略的なこともあって一般公開を始めた。しかも、無料公開をしたというのは世界中でインパクトがあって、その年、11月なのですけれども、実際12月ぐらいから、私も12月だったか1月だったか登録してみて、早速何なのだろうなという形でちょっとやらせていただきました。無料公開して、こういうことに使えるというのが非常に大きな社会にインパクトを与えたことで、やっぱり直感的に感じたのはこれが次のステップが、また世界が変わっていくのだろうなというような、いろいろ社会的な課題を解決する方法がこれでまた一段ステップが変わっていくだろうなと誰しもが思ったと思うのですが、そういう時代が来たということです。それから、その後も見回っていくと、オープンA Iという会社はチャットGPTというのを出しているのですが、その会社とマイクロソフトが資本の供給を受けて、大々的に始めた。グーグルもやります、アップルもやりますということで世界の昔GAF Aと言われた大IT企業がこちらのほうに注力しているというような状況で、どんどん、どんどん世界が変わっている。そんなちょっとIT業界の話とか、そういうのはあんまり、新聞で目にする程度なのですけれども、何かというと生成A Iが一般化してきているということです。特にA Iなんて考えなくても皆さんのスマホの使い方が変わったと思うのです。スマホ自体を皆さんに、確かにうちの家族も何か分からないことがあるとスマホに向かって言葉でちょっと教えてということをやると、言葉で瞬時に返ってくる。こういう時代になってしまったのだなと。要は自分たちで文字で検索して、検索した結果だけもらえるだけでも便利だったのに、今度はその先の

先まで読んだ回答をちゃんと教えてくれるような時代になってしまった。これは、別にAIがどうかとかセキュリティがどうかという前にスマホ利用者が普通に使えるような時代になってしまってきている、これが1つです。そういうことが一般化した中で、こういったことが恐らく企業の中でも使われてくるし、自治体の中でも使われているのだろうなということがありましたので、ちょうど3年たったところなので、どんなような考え方をされているのかなということでもちょっと質問させていただきました。

ちょっと数字になるのですけれども、総務省が出している自治体における生成AI導入状況というのが令和7年6月30日付で出ておりまして、これは一般論で全国の話を言っているのですけれども、生成AIを導入済みの団体は都道府県で87.2%、指定都市で90.0%、その他の市区町村で29.9%となったと今年の春言っているのです。ということは、市区町村ですから、大規模な市から嵐山町なんかも含めてなのですけれども、その3割がもう導入済みだと言っているというような状況がある。すごいなと思ったのですけれども、ここでちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、この導入状況のレポートにある、どういう質問したかという、さっきのような実証実験、導入していますかというような問いなのですけれども、1から8まであって、導入済み、実証実験中、導入検討中、導入予定はないが、首長レベルで検討している、予定はないが、幹部レベルで検討している、予定はないが、担当課レベルで検討している、または実証実験は実施したが、導入には至らなかった、あるいは導入予定もなく、検討もしていない、この8段階で質問しているのです。これは嵐山町の質問、こういうアンケートといいますか、総務省からのあれはあって、あったとしたらどういうふうに答えたのでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

具体的にこれに何を答えたかということは、私もそこまで承知をしておりませんが、仮に答えるとする導入予定はないがというのはどうか、担当レベルで検討しているのは間違いありませんが、ただ導入予定はないと言い切ってしまうのはどうかなので、導入も含めて検討している、恐らく生成AIを避けては通れないという時代の流れですから、ないというふうに言い切るのはどうかなと思います。現時点では担当レベルで検討しているというふうにご認識いただければと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。私この質問の中で別に行政のほう責めているわけではなくて、こういう新しい技術が出てきたときにどういうふうに対応すべきなのかなというところで、これ早い、遅いが優劣ではないですから、真摯に対応していただければそれはそれでよろしいのかなと思います。今の実情というのは導入予定はないかと明確な、例えば業者を呼んで、こういうふうになっているとかどういう発注している、どういうのを使うというのが方向が決まってい

るわけではなくて、そういう想定も考えて担当課レベルで検討、検証といいますか、研究をしていると、こういう段階と捉えてよろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

基本的には議員さんよろしいかと思えます。今後、この生成A Iに関しましては担当レベルで検討しております。当然これは、議員さんおっしゃるように、働き方自体が変わってくるというふうには私も思っております。ですので、ある程度担当レベルで資料を作成しまして、町長、副町長、教育長、職員育成をする総務課長等に資料、こちらプレゼンテーションなり、A Iの説明をさせていただいて、こういうことができます、こういうリスクがあります、その上で大きな方針をいただいた上で進めるものかなと。ある程度担当レベルでどんどん進めるものではないと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） それで、同じ生成A I導入状況という総務省の資料の中、いろんなアンケートされたのでしょうか。どんな活用事例があるかというところで主なものというので出ているのですけれども、今回の答弁で言われました議事録の要約ということで、導入効果として恐らく時間で半減できたというところもあると。それから、その他ですと計画案、企画書案の作成、これA Iらしいです。こういった企画書、計画書案作成業務の文書作成作業において1件当たり3割削減できた。要はよくドラフトという最初の案をつくるのにこういう機械にぼんと投げると、恐らく数秒で答えがぼんと返ってくる。それを自分たちのドラフト、要はたたき台としてやって、実際の作業のほうに、いや、ここ違うのだよなとか、もうちょっと強調したいなとか、そういうふうに直していくと、そうすると企画書、計画書案のつくりが、格段に事務効率が上がるということなのだろうと思うのです。こういうものに使われる。その次に、3つ目に議会の想定問答の文案の作成、こういうことができると。面白いです。こういうこともできると。ちょっとここで1つ、すみません、これ例えば試験的にもちょっと行政の方で例えば課長とか試されたことありますか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

とあるまちで、既に導入済みのまちの方とお話をしたときに試してみたとお話を聞いたこと、1年ぐらい前だったと思います。そこで答弁書を多分A Iに作ってもらって、それを読んで、手で直していると。やっぱりそこそこのレベルで返ってくるし、アイデア出しとしてはなかなか使えますというようなお話は聞いてございます。ただ、町では私は聞いてございませんし、私はやったことはございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） これはやったからいいとか悪いとか別に言っていないのですけれども、こんな技術があるのだなという理解はやっぱりあっていいかなとは思っています。そこで、今度議員側のほうに、私の立場から嵐山町の議会で質問したいのだけれども、どんな文面ができますかというのをちょっとやってみたのです。やってみましたら、例えばQとして、ボールを投げるやつです。そこで議会一般質問でA I活用について質問したい、提案してくださいと投げましたら、恐らくここで数秒で返ってきました。チャットGPTとか会話型ですから、承知いたしました、町の政策課題や住民サービスの観点からA I活用等一般質問の構成案をつくってみます。一般質問、A I活用に関する提案、1、行政事務の効率化、町役場の事務作業は文書作成、データ整理、問合せ対応など多岐にわたる。A Iを活用して文書作成やデータ分析を効率化し、職員の負担軽減を図る考えはあるかと、これが質問案の一つ。次、住民サービスの向上、町民からの問合せや申請手続は時間帯や窓口の制約がある。A Iチャットボットや音声認識技術を導入し、町民が24時間いつでも情報を得られる仕組みを検討しているか、こういう質問。3つ目が教育、福祉分野での活用、教育現場で個別学習支援、福祉分野では高齢者の見守りや健康相談にA Iが活用されている事例がある。町内の学校や福祉施設でA Iを活用した学習支援や見守りサービスを導入する可能性はあるか、こういう質問です。その他幾つか出てきたのですけれども、これがA Iらしいなと思ったのが最後に導入に伴う課題というのを出してくるのです。こういう質問もしてくださいというのです。A I導入には費用、情報の正確性、プライバシー保護などの課題がある。A I導入に際して費用対効果、町民の個人情報保護をどのように担保するのか、こういうふうに質問しなさいとA Iという先生が教えてくれるのです。こういうことで質問した最後にご希望ならこの質問をさらに嵐山町の具体的課題、高齢化率、防災計画、教育施策などに結びつけてカスタマイズできますが、そちらもやってみますかという会話が返ってくる。これが今どきのA Iなのでしょう。これ自体は恐らく私以外でも議員の中でも複数の方が試されているのではないかなと思います。だから、こういう時代になってきているというところでは、これちょっと長くなりましたけれども、そういう事例で話させていただきましたが、こういった中で私が例えばそういう質問をA Iにつくらせて、ここで実際にそれに沿った質問をしたとしたら、それは責められるべきものなのかどうなのかというのは、非常にこれモラルの問題だとかいろんな問題があって、どう考えるかというのは難しいところだと思うのです。これ議員だから議員の責任でやれよっておっしゃれば……。今度は翻って、行政側でそういうところやっている事例もあるというふうに情報もあるようですから、そういったものの作成の支援で使った場合に自分の言葉で書けよというような評価をするのでしょうか。その辺はちょっとどのようなお考えなのかお聞かせ願いたいのですけれども。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

既に生成A Iを導入している市町村のガイドライン等を見ますと、A Iから返ってきたものをそ

のまま使うのはやめましょうと。必ず自分で読んで、まず事実関係を確認して、さらに自分の言葉に直しましょうと。これ必ずガイドラインに書いてありますので、私的にはしっかり自分の言葉に直せたものであれば、アイデア出しとして使うのはありなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。そのとおりののだと思います。今答弁の中でガイドラインという言葉が出てきました。これは、総務省のほうから生成AI利用についてのガイドラインというのがあって、これを、よく情報セキュリティでいうとセキュリティポリシーつくっていますかみたいな話で、使うに当たってそういうガイドラインつくっていますかというのが恐らくあったのではないのでしょうか。これ総務省なり県なり、そういうところからそういう要請、使うに当たってはこういうことしなさいよとかというようなのはこっち、町にまで下りてきていて、それをつくっているのかどうかちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私の承知している限りでは、そのようなガイドラインは下りてきておりません。また、町もまだガイドラインはつくっておりません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 総務省でやっぱりこれたくさんいろいろ出ているのですけれども、自治体におけるAI活用導入ガイドブックというのがあって、そういうものの先行事例とか、そういう中つくっている。大体の市町村は当然使うに当たってはいろんなリスクもあるので、基本的にガイドラインをつくって、その上で運用しているというのがほとんどのところだというふうに調べた中では出てきています。そんな中で、どういうガイドラインに注意すべきかというのが、これも実は生成AIといえますか、調べると出てくるのですけれども、全ての自治体に共通するポイントで、こんなガイドラインをやっていますよというのが、1、ガイドラインの目的を明記する。業務効率化、行政サービスの質向上、リスク対策といった目的が必ず明示されている。何に使うかということです。どういう目的で使うか。2つ目、個人情報、機密情報の入力禁止、これ当たり前です。こういうことをちゃんと明記、要はガイドラインとしてつくりなさいと。3つ目、生成物の正確性確認、先ほど課長の答弁からあったとおり、いわゆる出来上がったものを自分の目で必ず見直して、自分のフィルターで考え直しなさいね、そのまま生で使っているようなことはしないよということ、生成物の正確性確認、必ず職員自身が内容を確認、修正することを義務づけるということです。それから、4つ目、これは著作権、商標権への配慮ということ、この4点がどこの自治体のガイドラインにも共通する点であるということが言われています。恐らくガイドラインつくるためにはこの

辺の4点は最低限入れていって、あとは自治体ごとにいろんな、どういう目的で使うのだと。あれは使っていいけれども、これは駄目とか。例えば広報を作るのにいろんな写真の構成だとか、そういうものをレイアウトをかなり自由につくれたりするので、そういうものに活用している例もあります。それで、いろんなものを、ネットから拾ってきた絵とか、そういったものを中に入れてつくこともできる。簡単につくってくれます。でも、そこは嵐山町でもあったそういったものの著作権、そういったものについてはやっぱりそこら辺のチェックをしなければいけないというところ、そういったことをいろんなガイドラインに載せてきているというようなところだということなのですけれども、では今後検討やらないわけではないけれども、今勉強中、研修中という立場だということだったので、このガイドラインに取り組む予定はありますでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんのお手元の総務省の書類のところにも書いてあると思うのですが、導入をするときに大体ガイドラインと一緒に策定するというのが形ですので、嵐山町も導入をするときには今おっしゃったような知的財産権ですとか、個人情報を入れないですとか、仕事で知り得た秘密は入れないとか、そういったものは当然入れてガイドラインを策定するものというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番(小林 智議員) 組織的に導入するとなると、恐らく嵐山町に出入りしていらっしゃるIT業者さんの助言をいただきながらとか、そういう形で進めるのだらうと思うのですが、ITの業者さんはこれもやっぱり新しい仕事だなということで、いろんな会社が行政向けのアプリケーションといいますか、そういうものをつくっていると。ネット上にも公開されています。これも課長ご存じかと思うのですが、2つほど出てきて、1個は行政AIマサルくんというのがあるのだそうです。これも私ちょっと使ってみたのです。GPT-5無料版というので公開されていて、これはよくあるのは必ずお金払いなさいねとかで、これ無料版ですので、その代わりアカウント登録だけはしなさいねとかってあるのですが、アカウント登録しなくてもこれ使えたので、やっているのです。大きなメニューが公務員業務モードとかメール文案の作成、文書構成、推敲、要約、政策レポート、検索データつき、第2世代交付金申請書作成、条例、規則作成、改正、自治体SNS運用サポートというようなところなんです。こういったサービスメニューがあって、その中で1個1個選ぶような、あって、どういう条例つくりたいのですか、どういう直しを入れたいのですか、どういう要件を入れるのですかって言うと、文案をさっとつくってくれるという、行政AIマサルくんというサイトがあるのです。こういったものも導入すると、要は職員の生産性向上に大きく役立つというようなものがあつたりと、こういうのが2つ、3つ出てきて、テストできるのですが、これ何か使われた職員の方がいらっしゃるとか使ったことがあるとかということはどうでし

ようか、町の中で。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今おっしゃった公務員専用A I マサルくん等に関しては、具体的には使った職員がいるのは承知をしておりません。生成A I に関しましての研究というのは、自治体の研究でいえば、埼玉県の研究でいえば埼玉县市町村DX推進ネットワークという、そういう県と市町村が一緒になって新しいデジタル技術を活用しましょうというような会議がございます。そこで生成A I の共同利用、そういったものも検討しております、この公務員専用A I マサルくんも候補には挙がったのですが、今の流れとしては違う生成A I を使うというような流れになっております。基本的には公務員生成A I というのが市町村間では導入をしているところが多いですので、私自身はまだこの画面は直接見たことはございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番(小林 智議員) これは一例で、私が、私ら素人でもネット上に公開されているものなので、ちょっと試しに使ってみたのですが、このほかにz e v oというのですか、こういうものもあるというふうにして、恐らく同じような仕組みなのだと思うのですが、こういうもの、このA I ツール、結局A I を導入するとなるとこういうツールを入れざるを得なくなるのだろうと思うのです、自分たちでつくるわけにはいかないから。では、そのツールがどういう場面で動くのか、特に役場の職員の皆さんの職務上使用するにはどういう環境で使うべきなのか。嵐山町役場の中のネットワークの構成からすると、これはインターネット系では業務で使うのは危険ですね。かといって住基系とか、そういうものでは違いますよね。そうすると、ほかの真ん中のところのこれL G W A Nとか、そういうところ使っているところですか、これそういうところの中で使われる多分A I ツールなのだと思うのです。L G W A N、大体業者さんも1つの町村だけに特別につくるわけではなくて、日本中で汎用的に使っていただけるようにということでL G W A Nで稼働しますよとかというような売りでつくっているのだと思うのですが、これももちろん町単位で自分たちだけで契約するとかになるとやっぱり高価なものになったり、合理化効果なんて飛ぶようなお金だけかかって、余計なものが入ったという事態にならないためにはもうちょっと効率的に使いたいよなところもおありになるのだと思うのです。これさっき県とかL G W A Nのところだったり、ネットワークのところでも結構共有で使われていますよね、嵐山町も。そういったところの動き、さっきちょっとちらっとお話ありましたけれども、動きというのは今どういう状況にあるのでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

基本的には、県と市町村のネットワークの中ではやっぱりL GWANを使った生成A Iを導入するのがいいのではないかなという流れになっております。議員さんおっしゃいました自治体A I z e v o、こちらも候補として、こちらもL GWAN対応ですから、大きな候補ではないかなという形での推奨みたいなのは私も見ております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） やはり共用で、他の市町村と共同で使うとか、そういう対応を取ればコスト的にもちょっと割安になったりするのかなということもあるので、その辺は行政の皆さんで一番合理的なのを使っていただくのが一番よろしいのかなと思いますけれども、これが生成A I ツールを使うという方法で恐らく行政の中で一般化していくのだと思います。生成A I ツールの活用については2通りあって、そういうふうに業務用に特化した中で、業務の制約の中できちんと使っていく方法と私最初冒頭に申しあげましたスマホでぱぱっとやるとすぐ答え返ってくる。昔はパソコンで言葉を入れて、これこれについて検索って、グーグル検索とかってやって、いろんな検索の中から、必要なもの選んでくるというようなパターンだったのだけれども、今パソコンのA I ツールに呼びかけても言葉で打ってもいいし、文字で打ってもいい。答えると、それに関する答え自体が戻ってくるという時代になっています。そういったところ、多分インターネット系でないと思えないのかもしれないのですけれども、そういった例えば行政の中での使い方というのは想定できるのでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

埼玉県内で導入しているところを見ますと、基本的にL GWAN系でアカウントを持って、ログインをして、誰が使用したというか、というものもしっかり分かると、やっぱりそういう保険的なものを掛けて、そういうツールを導入しているところが多いように見受けられます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。大変便利な道具がたくさん、手元のスマホできたり、そういったのもできるので、恐らくなかなか行政で使っているよというのは難しいのかもしれないですけども、いろんな事務の合理化だとか、そういったためには使える道具は使っていくという姿勢も一つあるのかなと思いますので、これはもちろん町の姿勢次第ですから、町長のお考えだとか、そういうセキュリティーをきっちり守るよ、余計なもの使わないよというのはそれもそれ用のポリシーでしようから、それはそれでいいのかなと思いますけれども、やっぱり世の中全体がこういう合理化のツールがどんどん出てきていると。我々の一般生活の中でどんどんそういうふうに合理化されているというところもありますので、そういうものに追いついていく必要もまたあ

るのかなと思います。

ちょっとしつこいような、これ今回職員の働き方の中に入っているような話なので、本来議員が質問すべきことではないかもしれませんが、AIとか、こういうキーワードで時代が変わってきている、働き方が変わってきている、そんな中で私最終的には嵐山町の行政がどういうふうに変革であるとか精緻化だとかということを経営を使ってできていくのかなというのをぜひ取り組んでもらいたいなというところから今回質問させていただきました。そんな中で、こういったものに対する今のスタンスということで最後にお聞かせいただく……課長ないし副町長なり、町長なりの方でも結構ですので、スタンスといいますか、どういうふうを考えていくかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今小林議員がおっしゃっていただいたように、デジタル化、そしてAIの活用、先進技術がどんどん入ってまいります。こういったものに対するいわゆる活用というものに対してアンテナを高くして、しっかりと研修をして、その活用について図っていくと。これは、当然この時代の流れもあって、必要なことだというふうに思っております。ですから、これについては十分担当課を通じて研究をして、導入する場合にはメリット、デメリット、これをはっきりとさせて、デメリットをまず潰してから入ることが必要だというふうに考えております。これは、職員研修ということになりますし、職員の資質の向上にもなります。一方、やはり私がこういったことに対して非常に不慣れということもございますが、つい最近職場内研修を行っております。その職場研修で私が副課長に申し上げたのは、まずは職員の資質向上、それが非常に大事だと。なぜかといいますと、こういった小さな自治体、自分のところ小さなって言うてはあれなのですが、私が役場の職員としてずっとやってまいりまして、やはり職員一人一人の意識、町民に対する、町民の皆様方も一人一人が違っております。そういった方々といかに接して、そして腹を割ってといいましょうか、胸を打ち明けながらこの町をつくり上げていくかということは非常に大事なことだというふうに思っております。そういった点では、職員がそういった意識を持ってやっていくことが必要であると。この間副課長の会議の中で一言私が最初に申し上げたのは、職員研修がとにかく大事だと、新人も含めて。その中で何を職員研修としてやるのか。それは、仕事のやり方を教えるのではなくて、その仕事はなぜやっているのか、何に基づいてやっているのか、そしてその効果は何なのか、その仕事は嵐山町にとって必要なことなのか、そういったことを考えてやるのだと。今パソコンの時代、デジタル化の時代になりました。1つの表を作るのでももとの知識がなくても、その仕事、パソコンはこうやればこの表ができるのだよということができてしまうのです。しかし、なぜその表は作らなくてはいけないのか、そしてその表は何に活用されているのか、そして例えば町がやっている事業、この事業は法律に基づいて町がやらなければならない事業なのか、それとも町がこの町の独

自性に応じていわゆる任意的にやっている事業なのか、そういったことも一つ一つの基礎が分らないければ応用もできないと。そして、それぞれの地域の中での対応と。嵐山町は広いですから、そういった意味で画一的にやれる仕事というのは効率化を図っていく必要はあろうと思います。しかしながら、それぞれの地域に応じた仕事と、要は対応ということも必要になってまいると思います。ですから、大変いろいろと申し上げてしまいましたが、デジタル化あるいは先進技術についてアンテナを高くして、それについて十分研究をしていくことは当然のことでありまして、それは進めてまいると。しかしながら、一方もう一つの根拠であるとか、職員がそれを分かって使うということも非常に大事なことだというふうに考えておりますので、これを導入していく場合には、再度申し上げますが、きちっとしたいいわゆる使い方、その意味、そういったものを確認した上で導入していくということが必要だというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 副町長のほうから所見をいただきました。おっしゃるとおりでございます。AIツールとかというのは、恐らくAIツールにできることはそれでやるけれども、本来の副町長がおっしゃる職員の皆さんとか、これ人財です。人財の財は財産の財ですから、そういった人財は本来業務で活躍してもらいたい。我々議員のほうもうちの職員には事務作業で忙殺されるのではなくて、本来副町長がおっしゃったような業務で町民と向き合うとか、そういったことで活躍できる時間をより多くつくれるのがこういう道具だと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。

最後に、教育現場でも相当こういった使い方というのが進んでいるようですので、教育長の所見をちょっといただけたらと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

今の子どもたちは、当然のように生成AIがある社会を生きていかなければいけません。平成29年から告示されました現行の学習指導要領においても、もうAIが前提となったつくりになってございます。今後生成AIになっても同じものだと思ってございます。そういった中でもどうやって使っていくかということは、やはり2点あるかと思っております。1点は、教職員に対してはやはり生成AIというもので業務の効率化ということは非常に大きなメリットだと思ってございます。子どもたちにおいては大きなメリットではあるのですが、生成AIというものの光と影というか、ファクトチェックの必要性であったり、そういったことをしっかり教える。ですから、過日国のほうから今後の生成AIの使い方ということで文科省の説明を受けたのですが、教職員の働き方改革には積極的に、子どもたちの授業へは慎重にという判断でございました。現在初等中等教育段階における生成AI利活用に関するガイドラインというのが文科省から出ておりまして、こちらのほう学校のほうに周知は図っております。現在においては、このことに従って使っていくこ

とが必要だと思っています。学校現場においては、まだ専用のツールということ入れてはございませんし、入れるという考えは今のところはございませんが、既に学習用の現在のツールの中にも子どもたちはドリルの中で、今のGIGAパソコンでは問題を解いて間違えれば、誤答の傾向に従ってAIのほうで判断をして、自動でその子に合った最適な問題を次提供するというものは既に活用してございます。それから、子どもたちが使っているGIGA端末、また教職員が使っている教務用の端末につきましても検索エンジンが入ってございますので、検索エンジンには当然汎用的な生成AIが含まれてございますので、これは当然通常に使われてしまうというところあると思います。そんなところがありますので、使い方においては、この中にも、生成AIのガイドラインの中にもありますように、教職員についても例えばこれで原案出しというものであったり、それから授業の準備のために自分が勉強するために使うということは十分に考えられる。でも、最終的にアウトプットとしてこれを、生成AIのものが最終アウトプットという考えというのは、現在はやはりよくないと捉えてございます。子どもたちにおいても同じでございます。作品も全て今汎用的なものでできてしまいます。そういったものが著作権であったり、それから本当にそれで学習でいいのか、それから調べたものが本当に正しいのか、そういったことをしっかり疑っていくようなこともしっかり教えていくというのが必要になってくると思います。いずれにいたしましても、これから避けて通れないものでございますので、教職員の働き方改革と子どものほうには慎重にという中、慎重の中でも使わざるを得なくなってくると思いますので、そういった意味で学校教育のほうは進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 最後と言いながら、すみません、1つ質問を忘れていまして、これ総務課長にお聞きしたいのですけれども、町でも広く一般に、例えば周年行事で町の応援歌をひとつ募集しましょうという中で、そういった募集をしたりしていますよね。そういう中で、今生成AIで非常に簡単に詩も作れてしまったり、歌もできてしまうという時代になっているのです。今回の応募も全国規模で、どこからでも応募者は出せるというところを取られたと思う。応募もあったのだと思うのですけれども、これ例えばの話なのですけれども、例えば生成AIで短時間でつくった嵐山町の応援歌で、こんな曲調でって言うをつくってくれるのです。そういったものが応募されて、もちろん生成AIで作りましたとは言わないで、普通に応募されて、それがとてもいい歌だねというふうになる場合もあるかもしれない。そういうものが例えば生成AIでも作成できたというものが応募されたときの町の、課長としての対応はどうでしょうか。お考えを聞かせていただきたいのですけれども。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 現在60周年記念町歌の作成を行っております。作詞に関しては、もう委員会の

ほうで決定をしております。生成A Iを使って申込みされたかどうかというのは、調べようがありません。今回選ばれた作品ですが、その人の名前を検索しますと、いろんな市町村の町歌であったり、歌をつくっている方で、もう何年も前から何曲もつくっている方です。つい最近その方がつくったというのではなくて、生成A Iができる前からその方はそういう作詞をして、将来に自分の名前を残すような、多分半分仕事で、半分趣味みたいな方々と思うのですけれども、そういうことをしている方ですので、今回の選ばれた作品については私はA Iを使ってつくっているとは考えておりません。町のほうは、全ての作品についてA Iを使ってつくったかどうかというのは判断していませんが、ご本人さんの気持ち、嵐山町の状況とかのイメージを持って、つくってもらっているというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 1点申し上げておきますと、現在実際応募されている方の応募状況であるとか、どの方の歌が決まったかというのも私も知らない話だったので、そういう方を中傷したり、そういう意図は全くございませんので、そういうものを活用してそういう応募があったというのが事後に知れても、それは何らといたしますか、それはそれで問題ないというようなお考えでいらっしゃるのかどうかちょっとお聞かせいただきたい。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 問題ないと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 1番の質問につきましては、以上で終わりにしたいと思います。

2番に入ります。2番、戦没者慰霊事業について。本年は戦後80年の節目となる年で、国、自治体で多くの記念事業が行われている。一方、戦没者の慰霊にあっては遺族関係者の高齢化も進み、遺族会等の団体の縮小も進んでいると聞く。戦争で亡くなった方々を追悼し、その犠牲を記憶にとどめ、平和の尊さを次世代へ継承するための取組であり、町としても風化に任せることなく、未来に向けて継承していく必要があると考えるが、本事業への取組の現状と今後について伺います。お願いします。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

質問項目2につきましてお答えいたします。さきの大戦から80年が経過した今日、日本国は平和と繁栄を築き上げてまいりました。これは、ひとえに祖国を案じ、家族の幸せを願い、戦場に倒れた戦没者の皆様の尊い命があつてのことです。小林議員のご質問のとおり、戦没された方々

への追悼とその犠牲を記憶にとどめ、平和の尊さを次世代へ継承することは大変重要なことであると認識しております。町といたしましても、引き続き社会福祉協議会が行う戦没者慰霊事業を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 答弁いただきました。先ほどのA Iと大分趣の違う質問になりましたけれども、今回、今年が戦後80年ということでいろんな確かに記念事業を行うと。ちょっと事務的な質問と、あと具体的な質問幾つかさせてもらって、最終的に見解をお伺いしたいと思うのですが、まず嵐山町で80周年の記念事業というのがどのようなものが行われたのかちょっと教えていただきたいのですが。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町の平和記念事業でございます。今年の10月4日に埼玉県原爆被害者協議会の会長、三松保則さんを講師に迎えまして、町民ホールのほうで講演のほうを行っていただきました。あわせて、ロビーのほうでパネル展のほうを実施させていただきました。広島を知ろうということで、広島平和記念館からパネルをお借りして、展示のほうさせていただいたところでございます。その際には多くの議員さん、参加のほう大変ありがとうございました。

以上です。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） それで、事務的な質問になりますけれども、何点か教えていただきたいと思います。

戦没者慰霊事業、これにつきまして嵐山町での対応なのですが、どこが主体となって、どういう事業に対して町が支援しているのか教えていただきたいと思います。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 戦没者の慰霊事業につきましては、社会福祉協議会が主体に実施しておりまして、町といたしましては社会福祉協議会事業費補助金としまして戦没者慰霊事業ということで補助金を支出してございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） それでは、社会福祉協議会主催で本年度も戦没者追悼式を挙行されたわけなのですが、そういったものに町も支援をしていただいているということなのですが、実際予算上では、予算というか、実際の支出としてどのような支援をしていただいたか、金額を教えてください。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 戦没者慰霊事業の補助金の金額でございますが、35万円を支出してございます。社協のほうからの予算上の関係でございますが、その多くは慰霊に対する花代です。祭壇、献花用のお花、そういったものがほとんどを占めていまして、あとはご参加された方への引き物ですとかお茶代ですとか、そういったもので賄われているものでございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 実際には補助金という形で支出いただいているのだと思うのですが、今この算定の基礎、ちょっと課長のほうからもお話はありましたけれども、今年は戦没者追悼式がありましたので、追悼式のお花の費用等支援いただいているということでございます。社協でやっている慰霊事業も年ごとに今年はこの事業、今年はこの事業という形で振り分けていると思うのです。その事業の内容に応じて予算の算定といいますか、支出の算定というのは検討されているのでしょうか。

それと、それに対して補助金を支出した先には報告書も頂いているのではないかと思います。

そういったことの内容については、検証されているのでしょうか。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、当初予算を算定するに当たって、社会福祉協議会のほうから新年度の事業についての見積りというか、事業内容については確認をさせていただいています。また、数年前からはもともと補助金を支出した年度末以降に全体の事業報告という形で実績を上げていただいていたのですが、数年前から各事業、戦没者の慰霊事業のほかにも高齢者の関係の事業もやっていますので、そういった事業ごとの実績の報告は都度いただいております。それらを見まして、必要に応じてその事業が補助金の額を下回るような内容であれば返還を求めたりとかということはしております。したがって、確認は必ずさせていただいているものでございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。実は私も遺族会のこれ会員というのですか、それになっておまして、私は直接の親族というか、それで先々代が戦没しておりますので、その関係で遺族会には母親も入っていて、そのまんま引き継いで私が遺族会の会員となっているというところでございます。主たる、社会福祉協議会でやっていただいておりますけれども、主な事業の主体というか、遺族会が中心になっているのではないかなと思いますけれども、遺族会そのものの、質問書にも、質問にも書きましたとおり、会員数が非常に減ってきているというような状況があります。そんな中で、遺族会自身の活動も恐らくかなりこの後考えていかなければいけないのかなというふうには思うのですが、先日遺族会の会長さんにちょっとお話聞く機会もありましたので、そんな中でこれからそういった遺族会そのものの在り方についても去年あたりからいろいろ考えているのだよというようなお話がありました。そんな戦没者慰霊の中心となる遺族会そのものが大変高齢化もあるし、会員の減少とか、そういうことにも直面しているという中、今後の戦没者慰

霊事業というのは今後どうあるべきかというのは非常に問われるのかなというふうに思っております。これは主体が社協なのですけれども、社協も恐らくももとは町との協議の中で委託を受けてやっている事業なのだろうと思うのです。そんな中で、今後の在り方というものは町の姿勢としても大分関わっていただく必要があるのではないかなと思いますが、その辺についてご所見がありましたら、ちょっとお願いしたいと思うのですけれども。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 ちょっと社協のほうの過去の歩みというのですか、そういった冊子がございます、その中で戦没者の追悼の行事という項目がありましたので、確認をしてみました。まず、当時は、当時はというのが嵐山町としてというよりも当時は菅谷村として初めて戦没慰霊事業ということで実施されたのが昭和27年の4月ということでございます。このときの新聞でございますが、社会福祉協議会主催のということで、当時から社会福祉協議会が主体的にこういった戦没者の追悼事業を実施していたということがうかがい知れたものでございます。また、近隣の状況でいきますと、例えば今小林議員がご心配されている遺族会の今後の活動というところでございますが、確かに隣接する小川町さんでは構成する団体が4つあったらしいのですけれども、1つの団体は解散をしてしまったというような状況も聞いております。この件に関しまして、ちょっと埼玉県の方でも戦没者の慰霊事業をやっていますので、県の方にも見解を確認したのですけれども、埼玉県の方では県で遺族連合会というものが組織されていますので、こちらが7年度の当初の会員数は1万2,000人強ということでございました。確かに戦没者のご遺族の数は減るものと考えておりますが、お孫さん等参加がありますので、連合会のほうでは今後も活発に活動していくというような考えを持っているということも聞いております。ただ、自治体単独、それぞれの自治体の状況は全県下で集まった人数とは違いますので、それぞれ違うと思いますが、これまでも社会福祉協議会のほうで団体のほうの支援をしておりますので、そういった中で町が戦没者の慰霊事業の部分に関しては引き続き支援をしていく考えでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番(小林 智議員) ありがとうございます。私のほうでは遺族会について今言及したわけなのですけれども、遺族会は遺族会で大変、さっき申し上げたとおり、会員数も減ってきて、今後の事業どうしようかと。遺族会自身が考えていただくことなので、そちらにお話しすればよろしいかなと思うのですけれども、戦没者慰霊という事業ということに関わって、これは国がやっているものも、皆さんご承知のとおり8月15日にやっています。それから、県もやっています。それから、町もやっています。これでは誰が対象なのかというのが、例えば全国戦没者追悼式、国でやっているやつです。これって追悼の対象は第2次世界大戦で戦死した旧日本軍軍人、軍属約230万人と空襲や原子爆弾投下等で死亡した一般市民約80万人の日本人戦没者、計約310万人を追悼の対象として慰

霊するというふうになっています。ですから、遺族会が中心になって当然動いているのだけでも、そうではなくて、戦争に関連して民間人で亡くなっている方もたくさんいらっしゃる。この近辺でいえば、終戦の前日、熊谷空襲というのがあって、その熊谷空襲で大変民間人が亡くなっている、こんな状況がある。そんな中で、全国戦没者追悼式、戦没者追悼というのは軍人だけではなくて、そういった民間人の犠牲も併せて追悼するのだと、こういう式に変わってきているのです。今全国のを言いましたけれども、埼玉県では今年の令和7年度埼玉県戦没者追悼式についてという文書が出ているのですけれども、これ、では追悼式、参加の対象としてどういう書き方しているかという、どなたでもって書いてあるのです。対象者は、どなたでもということなのです。要は戦没者であれ戦死者であれ、あるいはそういったおじいさん、おばあさん、さらにその前の時代になってきていますから、不幸な戦争があって、そういうところに関連して亡くなった方たち全体を慰霊するお気持ちのある方はどうぞ参加してくださいというのが県の対応なのかなというふうに感じています。どなたでもという言い方は面白いなと思ったのですけれども、対象はどなたでも実際に書いてあります。そういったことでやっているというところでございます。ということも考え合わせて、全国も埼玉県でも直接の遺族会とか、そういった団体も少なくなる中で戦没者慰霊の考え方というのを本論に立ち返って、やはり亡くなった方を追悼して、犠牲を記憶にとどめ、戦争を記憶にとどめ、平和の尊さを次世代へ継承する、これ本当に大事だと思うのです。この事業を町としても積極的に関与していただいて、継承していただくというのが私は非常に大事なのかなと思います。こんな中で、今年の、これ社会福祉協議会の会長は町長でございますので、町長の主催で、町長の社会福祉協議会主催で今年の7月5日に戦没者追悼式が行われました。私も参加させていただきました。そんな中で町長の立派なご挨拶をいただいて、本当に先人のご苦勞、それに報いて、未来に向けてそういったことのないように努力していきたいというようなご挨拶をいただいて、本当にそのとおりでないというふうに感じました。これをやっぱり継続して、未来につなげていくための一つの方策として社会福祉協議会さんでも、戦没者追悼式でなかなかこれいいなと思ったのが小学生を招いていらっしゃるのです。さっき遺族会の人たちがみんな高齢化して行って、だんだん亡くなってくるといふ人たちも当然出席していただいているのですけれども、そこに今年は七郷小学校だったですか、小学校の希望する生徒さんというのでしょうか、そういった方が慰霊祭に、追悼式に参加していただいて、お花の献花のお手伝いをしていただく。これ誰が考えている、大変いいことだなというふうに思ったわけです。それが未来へ向けて継承していくという一つの形と申しますか、答えの一つもあるのかな。そうやって小学生あるいは中学生、高校生にもこういったこと何でやっているのと、何やっているの、北部交流センターで今日何やっているのという中でこういうことに参加すれば、ああ、こういうこともあるのだなというのを記憶にとどめる、そういったことの一つなのではないかなと。これとてもいいことだなということで、ぜひ続けていきたいと思うのですけれども、これは学校の行事としてやられているのでしょうか。だとしたら、教育長のほう

で結構なのですけれども、これについてのお考えをちょっと聞かせていただけたらと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

私もその場において、小学生が献花のお手伝いをするのを見て、本当に心打たれました。それと同時に、ちゃんとできるかどうかときどきもしていました。終わった後に子どもたちのところに行って、改めてちゃんとお礼を言ってまいりました。これ教育委員会で主催でやったものではございません。学校のほうにお願いされて、恐らく協力をしてくれるご家庭、そういった方がやってくれたものと捉えてございます。ですから、私も当日会場に行って初めて知ったというのが正直なところでございます。行った感想としては、とても私もよかったなと思っているところでございますので、形はどういう形かというのはまた検討するとしても、子どもたちが関わっているということに関しては意義があるものだったと思っています。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。冒頭私が今回質問したのが、未来へどうやってこの追悼式をつないでいくのだという懸念から今回の質問させていただきました。一つの形としてそういった形も検討されていると。社協さんも一生懸命やっただけいなのだなというのをつくづく感じました。ただ、こういったことをやっぱり嵐山町としてもどういうふうに捉えて、どういうふうにつなげていくのかというのは大変重要な問題だと思いますので、町としてのそういったものへの関わり、それから子どもたちの関わり、あるいはほかの者たちの、今まで戦争に関連するとか、そういったことに関係なく、こういったことに、こういう問題のことを知り、そして平和の大事さを教育していくと、分かっただけという事業は大変大事なことだと思いますので、最後に社協の会長でもありますし、町としての立場の代表であります町長にこの辺の所見についてお伺いできればと思います。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今小林議員のほうから慰霊祭のことに関してお話をいただきました。また、子どもたちなんかの献花はとてもよかったなというお褒めの言葉もいただきました。それで、今議論を聞いていて混乱しているかなとか、がちゃがちゃになっているのは、戦没者の遺族会の話と、それからあと慰霊祭の話がクロスしているようなところがあるので、それはちょっとまた別として、戦没者の会の方々は戦没者のこの会を今後どういうふうに運営していったらいいのかということについて内部でも今ご協議をいただいているということを私のほうに聞いておりますので、そちらのほうの会の運営に関してはそちらのほうの結論を待って、またその結論を見ながら、それでは町としては、あるいは社協としてはこういうような対応していこうということで最終的には決めていきたいと思っています。町

のスタンスとしては、基本的には今までどおり社会福祉協議会のほうでこの事業を推進していくと。そしてまた、推進していくに当たっては、内容に関しては、今ご指摘があったように、お子さんたちに少しもうちょっと幅広くお声がけをさせていただくとか、あるいは県のようにどなたでもというところまで踏み込めるかどうか分かりませんが、町民の方々にももう少し広く呼びかけて、こういった事業がありますよということで広報させていただく、そういったようなことは可能かなというふうに思っております。そんなことです。

以上です。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 大変ありがとうございました。社協の会長としての佐久間会長のほうからも未来に向けてのお話聞けましたので、ご努力いただきたいと思います。

最後ですけれども、こちらのほうから、私のほうからも、回答は要りませんので、実は今度の土日だったですか、遺族会のほうで記念事業といますか、ふれあい交流センターでまたやるというふうに……その次の週でしたっけ。その次の週の土曜、日曜でやるというふうに聞いています。私にもご案内がありましたので、参加させていただきたいと思います。町民ホールでもたしか夏にやっていたかと思うのですけれども、同じものかどうかはちょっと分かりませんが、そういった形で記念事業をしていただいているということですので、別に宣伝ではないのですけれども、多くの方にそういった場にもぜひ行っていただければ質問した私としてもありがたいなと思ひまして、その言葉を最後に私の質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は2時50分といたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時50分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○狛守勝義議長 本日最後の一般質問は、議席番号6番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の児童生徒の不登校についてです。それでは、どうぞ。

○6番（藤野和美議員） それでは、議長のご指名がございましたので、藤野和美、議席番号6番、質問いたします。

まず、1番目、児童生徒の不登校について。2024年度に全国の小中学校で不登校だった児童生徒は35万3,970人で、過去最多を更新したことが文科省の調査で明らかになった。そこで、以下の点について質問します。

- (1)、町の現状は。
- (2)、子どもは安心して休む権利があると思うが、それについての考えは。
- (3)、保護者への支援体制は。
- (4)、子どもの居場所、学びの場の整備は。
- (5)、少人数で子どものペースに合わせて学べる不登校特例校、分校方式を含めて、を開設する考えは。

以上です。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。

町の不登校児童生徒の現状につきましては、令和6年度末において49名となっております。今年度については、7月31日現在において25名となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。令和元年10月25日の文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてで通知されているとおり、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指せるように考えております。また、児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがあるということも理解しております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。保護者への支援体制につきましては、現在嵐山町ではスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者等のカウンセリングを受けております。また、嵐山町教育相談室では2か月に1度不登校児童生徒の保護者を対象にした保護者の集いを実施しております。こちらは、同じ悩みを抱える保護者同士の交流ができるようにするとともに、教育相談室長、スクールソーシャルワーカーとの相談も行えます。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。子どもの居場所や学びの場の整備については、現在小川町にある広域適応指導教室への通室が可能となっております。こちらは、家からは出られるが、学校に通うことが難しい児童生徒が学校へ通えるように学習等の支援を行う場となっております。また、七郷小学校を除く4つの小中学校では、スペシャルサポートルームと称し、学校には通えるけれども、教室に入ることが難しい児童生徒の学びの場を保障する教室があります。また、福祉課の所管ですが、B&G子ども家庭支援センターとも連携をしております。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。不登校特例校につきましては、現在(4)でお答えした対応等により不登校児童生徒への対応をしており、新たに特例校を開設する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。若干順序が前後する可能性もありますけれども、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、この現状ですけれども、これは10年前と比べて、10年前でなくてもいいのですが、5年とか10年とか、時間経過の中でこの数は増加傾向なのか、減少傾向なのか、それ含めてちょっと教えていただけますでしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

10年前のデータではございませんが、5年前の令和3年度におきましては34人、その次の令和4年度が40人、令和5年度が52人、そしてお答えさせていただきました令和6年度が49人ということで、増加傾向にあると捉えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） これ児童生徒、小中一緒の数字ですけれども、これは小学校、中学校で分けた数字は出せますか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

令和3年度につきましては小学校10名、中学校24名の合計34名、令和4年度につきましては小学校15名、中学校25名の40名、令和5年度につきましては小学校16名、中学校36名で合計52名、令和6年度につきましては小学校21名、中学校28名で合計49名、令和7年度は年度途中でございますが、7月31日現在におきまして小学校9名、中学校16名の25名となっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） この数字を見ますと、急激な増加というか、漸増的な傾向なのかなとちょっと今数字を見ますと思ったところです。これもう一つ、微妙なところではありますけれども、今小学校、中学校、5校です。七小入れて5校あるわけですけれども、学校別のいわゆる特徴というか、何か顕著なものはこの中で感じることはできませんでしょうか。学校ごとの運営が影響をしている可能性は当然ありますので、その辺ちょっと傾向あるの。その辺ちょっと把握はしておりますか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

先ほど私が増加傾向と申しましたが、令和5年から令和6年に関しましては若干減っております。そういったことも含めまして、嵐山町の中で全体的には増加する傾向ではございますが、学校の特色としてここが特別多いですとか、そういうようなことはなく、全体的に同じような傾向であると捉えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 学校に行けない不登校の児童生徒、いろんな事情はあるにしてもやはり心が、いろいろ言われていますけれども、折れている状態。いわゆる学校に行けないということで非常に悩みを抱えながら、しかし登校できない。これ大変なジレンマの中で、児童生徒はそういう形で、状況でいるかなと思うのです。ここで私が質問した、権利という言葉使ったのですけれども、いわゆるこういうふうになった状態というのは子どものせい、子どもにとっては自分のせいだというふうにもどうしても思いがちなわけです。保護者の方から見ても、これはちょっと育て方の問題なのかということで、そこでのやっぱり悩みは非常に深いものだと思うのです。自分を責める、自分の要するに育て方を責めるというふうな、どうしてもその悩みが非常に深くなっていくかなと思うのです。ただ、私はこのときに、文科省の通知でも学校に登校すること、結果のみを目標とするのではないという、こういう通知が当然あるわけですが、もう一つ私はここではっきりと考え方として位置づけておく必要があると思うのは、子どもの権利条約、先日も議員の勉強会等々、その中で強調されたわけですが、子どもの権利条約31条で休息と余暇、要するにレジャーの権利という、これが明記されているわけです。見ますと、こういう強調のされ方されていました。この権利は、子どもが勉強や習い事を詰め込まれるだけではなく、自由に遊んだり、リラックスしたりする時間がいかに大切かを要するに示していると。心身の発達、要するに遊びや休息はストレスを解消し、心と体の健康な発達に不可欠ですと。創造性と社会性については、遊びを通じて子どもたちは創造力を働かせ、ルールを学び、他者と協力する方法を身につけますと、こういうふうな表現がありました。やはり不登校になった状態は子ども自身のせいではなくて、また親のしつけでは、要するに親のせいではない、休む権利もこれ持っているのだということをしかりと位置づけることによって休むこと自体が悪いことではないと。例えば骨折したら入院します。骨折したら入院すること自体が当然悪いことではないわけです。それ治すために入院はするわけですから。ですから、不登校も同じように考えれば、やはり自宅にいるということが決して悪いことではなくて、治す時間なのだというふうに位置づけてあげますと、自分を責めるということから少し解放される、このことに対しての位置づけは非常に大きいと思うのです。それについていかがでしょうか、お考えについて。教育長、もしあったら。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

子どもの権利条約の31条については、私も承知しているところでございます。子どもに休む権利があること、自由に遊びやレジャーをすることができるということだと思っております。今子どもたちの欠席の状況でございますが、議員がおっしゃられるように、必ずしも子どもたちも何が原因かというのが明確に言えないというのが非常に本人たちも苦しいところだと言われております。

家族もそうだと思っております。そういった中で、子どもたちに休む権利があるということでございますが、権利という言葉が私は適切かどうかということにはちょっと議論があるかなと思っておりますので、ただ子どもたちにこういった状態になったときには選べる選択肢として学校を、休息の期間であったり、自分を見詰め直す時間であったりということで、子どもたちには休む選択肢が与えられているのだということは子どもにも、それから学校にも理解してもらって、進めていくべきだと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 権利という言葉がきついというふうに思われるかもしれないのですが、これは非常に大事なところで、例えば無理して学校に行かなければならない、行けない、しかし明日はどうしても行く、この葛藤というのはどうしてもそれあると思うのです。ですから、そこから解放していくという。だから、本人も原因は特定なかなかできないケース、当然あります。原因特定できれば、それを当然解除すればすっきりするわけですが、いろんなことが積み重なってくると、我々もそうです。疲れがたまってきたときには何にしても寝るという、休息、要するに睡眠を取ることによってという。やっぱりそういう、無理して睡眠を取らないで仕事して、それで倒れる。しかし、その事前に休息を取るという意識があれば、それ権利というか、ちょっといろんな考え方あるにしても、積極的にそういうときに休息を取るという、積極的に休息を取るという意識、これが非常に大事だということを思っていることによって逆に不登校になった意味が出てくるというか、そこに自己肯定感も当然生まれてきて、休息を取ることによって治って、では今度これやってみようというまた新しい意欲が当然湧いてくる。ですから、当然やっつけようと思っておりますが、ですから非常に基本のところを関係者の方、それから親、保護者自身もそういう考え方持っていただくと、ではなぜ行かないのという、みんなが行っているのにとかいうことが非常にプレッシャーかかるということが無意識に言ってしまう。しかし、それがすごくプレッシャーになっているという。ですから、そういうこともありますので、ぜひともこれを嵐山町の教育の中でひとつ貫いていただきたい、考え方を。それについてはどうですか。再度教育長にお聞きしますけれども。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 積極的な意味で子どもが休みを取るという形での不登校というのは、当然あり得ることだと思っておりますので、それについては保護者も、それから学校も子どもたちも十分に理解をしていく必要があると思っております。当初の段階でまずは休養させることが大事なのですが、ただ休みが長くなっていったときには、これは文科省のほうの通知等でも出ていますが、ただ休みが長くなってしまったときには当然、最初からそんなプレッシャーをかけるつもりはございませんが、やっぱり一定のリスクというのがあるということは、例えば学業の遅れであった

り、その時期の仲間関係と本来であれば培えるものが培うことができなくなることや、そういったことがあると思っております。あるところで不登校中にこうすればよかったというのを不登校になった子どもたちを対象にした調査がございますが、やはり勉強をしておけばよかったというのは多くの子どもたちが言っていたというふうに調査研究が出てございます。ですから、まずは休息という意味で休むということについては、理由を、何が理由なのだ、何が原因なのだということを非常に強く追求して、それを見つけるということではなくて、子どもの心の健康の回復を支援するという形はしっかり持ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 私は、そのリスクというのは本人に伝えることではなくて、それは保護者であったり、やっぱりそれが逆に学校のほうがそれを感じるべきであってというふうには思うのです。ですから、逆にリスクを本人に伝えることによって、さらにやらなくてはというストレスがたまってくるという。ですから、私はそのジレンマというのはあると思うのです。客観的には当然教育長のおっしゃるとおりです。ただ、不登校になっている状態というのは、心理的なそういういろんな中の状態にいますから、それは非常にやっぱり難しいことだと思うのです。だから、客観的に見てのリスク回避については、ちょっとこの後も質問いたしますけれども、ですから非常にその辺のところ、どうしても学習、学習となってきましたと結局同じことになってしまうのです。だから、学習をしようという意欲が出るまでのプロセスを踏まないと、そのところにはいかないわけです。結果として勉強しなくては。でも、勉強しなくてはいけないけれども、学校に行けない。行けないから、また要するに勉強できない、このジレンマというのが、そこどう解放していくかというのが非常に研究のしどころだと思いますけれども、それは一つテーマとしてお持ちだとは思いますが、ちょっとその次に行きたいと思うのですが、今保護者の支援体制ということで相談体制、それから交流会、交流等もやっていらっしゃるというふうになりました。非常に重要なことだと思います。やっぱり保護者の方が子どもさんがそうなりますと仕事を休んだり、仕事を辞めてしまったりというケースもあるように聞いております。それから、フリースクール等通いますと、経済的な負担も当然かかってくる等々、非常に負担がかかってくる。特に母親にどうしても過重負担がかかってくるということで、非常に大変な状況というのが当然あるかと思うのです。これ経済的な支援という言い方になりますけれども、例えばフリースクールへ通うときの、通う際のいわゆる費用の支援とか、それから学校に行けませんから、給食は出ません。しかし、昼食は当然用意しなくてはならないです。今半額支援とかやっています。給食費の半額やっています。しかし、実際には家庭にいる場合というのは当然用意しますから、そのコストは家庭が負担するということになります。ですから、このところも昼食費の支援とか、そういうことができないだろうか。ですから、保護者の方も大変な思いをしながらサポートしている。少しでもその支援をできれば、やっぱり応援してい

ますよという意味での精神的な意味でもサポートに、物理的な、経済的サポートにもなりますけれども、そういう心強い支援にもなるかなと思うのですけれども、その辺のちょっとお考えというのはいかがでしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

フリースクールへ通う際には一定の費用がかかったり、学校へ行っていない間取る昼食の費用につきましても一定額かかるということは承知しておりますが、現在のところ近隣でもそうした補助金を出しているところはございませんので、なかなか補助金の支給ということまでは現在のところは考えておらないところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 今現実に昨年が49名、現在が25名という形で存在しているわけです、不登校の児童生徒が。これは、ほかの分野でもそうですけれども、一つのセーフティーネットがやっぱり働く必要は私はあると思うのです。今の状態ですと、個人責任というか、家庭の責任でやらざるを得ないと。やはりこういう、その中からどう癒して、休息を取りながら再度学校生活に当然戻るための応援体制というか、これは家庭の責任、不登校になった児童生徒の責任ではなくて、自己責任といえども当然自己責任、その論理があるでしょう。しかし、特に義務教育の体制、この義務教育というのは子どもの義務ではなくて、国や当然市町村、教育委員会だったり、町の側の、要するに教育を保障する義務はそちらにあるわけですから、そこのところで心折れた児童生徒に対して、それから家庭に対してやっぱりセーフティーネットをどう働かせていくかということだと思っております。ですから、そういうときに今の私が申し上げたような経済支援もその中の、当然あってしかるべきだと思うのです。ですから、それももう少し検討する余地があるのかどうかちょっとお聞かせいただけますか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

フリースクール等の補助や給食、食費の補助の関係でございますが、まず義務教育でありますので、学校を休んでいる子どもたちへの学習や、それから学校の様子との連絡であったり、つながりであったりというのは無償のうちでまずやるもの、できるもの、広域適応指導教室であったり、学校とのオンラインでのつながりであったり、それから多くの場合担任の教員がプリントを持っていたり、いろんなことをしていると。教育相談室もあります。福祉との連携をしたB&G等もございます。学校の中には昨年度から校内教育支援センターを4校に設置して、そこで子どもたちがそこに来るようになったという例もあります。まずは、公教育でできることとしては、そういったところをまず充実していくことは大事なかなと思ってございます。フリースクールしか選択肢がないとい

うわけではなく、こういったところあってもあえてフリースクールを選ぶということなのであれば、現在の段階ではある程度負担というのをお願いするしかないと思っているところでございます。現在のところでは、改めてなのですけれども、補助の制度、それから食費の補助の制度ということについても検討している段階ではございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） ちょっと今4番のほうに入ってまいりました。新規に教育支援センター、各校に場所をつくったということなのですが、これ実際に利用されている方何名ぐらい……出ますか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

具体的に各校でそれぞれ何名ということはここでは控えさせていただきたいと思いますが、各校とも数名のお子さんが利用されている状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、学校の中の別の場所ということですね。ただ、数名となってくるということは、半分以上は来ていないということですか、ざっとは。ということですよ。いろいろな状態があるので、そういうこともあるかなと思うのです。ただ、それが各校数名であってもそういう実績があるというのは非常に大きな前進です。意味が深いと思うのです。私もう一つはこういう場所が、先ほどちょっとリスクの話が出ましたけれども、いわゆる学習というか、勉強って言われること自体に拒否反応を起こしてしまっているケースも当然あると思うのです、精神的に。そうしますと、もう少し学習だけではないリラックスした形のものが私は必要なのではないかなと思うのです。要するに取っかかりの部分が、やっぱりそれがもう一回社会に復帰していくときにいろんな取っかかりが当然あってしかるべきだと思うのです。もちろん学校に復帰して、通常勉強の中に入ればこれは当然いいわけですけれども、そこには当然ステップアップしないと、なかなかそこまで急には入れないと思うのです。そうすると、その際にはやはり学習だけではなくて、ほかの、要するに、これいろんなことがありますから、何ともあれなのですけれども、ちょっと勉強ではない違う部分、遊びの分野でもそうでしょう。ちょっと違う、それはいろいろあるでしょうが、出ませんけれども、そういうちょっとあれの考え方はどうでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

校内教育支援センターについては、本町においては教員免許を持つ者を配置してございます。多くの場合には、これを設置している学校も教員が兼務をしたり、または教員の免許を持たない者が

支援員という形で入っているところも多うございます。本町では、勉強をそこでしっかりやるということよりも、そこに行って例えばリラックスをすることもできますが、教員免許を持っている者がいれば学習をもすることができるというふうな、そういう折衷的なことができるためにこんな配置をしているところがございます。ですから、校内支援センターが入ったら、そこはがっちり勉強しているというだけではございません。また、広域で行っている広域適応指導教室、嵐山町は小川町と連携してございますが、そこでも学習が中心ですけれども、学習の合間にゲームをやったり、人間関係づくりのために卓球をやったり、そういったものを含めながら少しずつ学校や社会とつながりを持って、復帰できるようなという段階を踏んでございますので、そういった子どもたちの一人一人のニーズに応じて対応をしているところでございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そういう意味では、一つ考え方として、今教育長おっしゃるとおり、学習だけではなくて、ほかの形でもやっぱり対応できる、そういう形で進めていただければと思います、その方向で。

もう一つ、今度は学業との関係でありますけれども、自宅の中でいわゆるインターネットを通じて勉強しているケースの場合、自宅学習、ネットを通じて勉強しているケースがあるということで、ネット出席というのが可能だというのが文科省のほうでも、ただ利用しているケースが非常に少ないというのが先日報道されました。嵐山町では、インターネットを通じて勉強している生徒が出席扱いになるという、それは実践していますでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

インターネットを通じて子どもが学習している場合に、基本的には文科省からも出ている規定がございますし、町でも出席扱いにする要綱のほうは整えているところでございます。インターネットで学習した場合には、基本的には双方向でつながっているものに関しては指導要領上出席扱いという形になっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 新聞報道によりますと、不登校の小中学生がオンライン教材で自宅学習すると、一定の要件を満たせば学校長の判断で出席扱いにできると。ネット出席制度と呼ばれ、2005年から運用が始まったと。しかし、文科省の調査では、昨年度に出席扱いになったのは全体の4%足らず。教材会社の調査でも保護者の9割が学校からネット出席について説明や提案を受けておらず、20年を経ても制度が周知されていない実態があった等々報道がされました。全体の4%足らずだということなのです。こうも記載されています。ちょっとまた読み上げますが、この制度について文科省が19年に出した通知では、不登校児童生徒がオンライン教材を活用して自宅学習を行った場合、

校長の判断で出席扱いにできるとしている。理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムである、学校が学習状況を把握できるなど要件も具体的に示している。こうしますと、双方向というのがこの文章だけでちょっと私は読めないのですけれども、自宅でやって、それがどこかで確認することは、当然やっているということ確認することは必要でしょうけれども、必ずしも、その辺はちょっとどうなのですか。ちょっとお願いします。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

先ほどの私の説明のほう若干不足していたかなと思ってございます。ICTを用いて出席扱いにして、今双方向という話をいたしました、それは学校の授業を配信をして、見ていて、それを出席扱いにするということで、それはオンライン上で双方向にしてある場合に出席扱いにするという要綱になってございます。今議員さんがおっしゃられたのは、一般の通信検索会社等が行っている家庭教育、オンラインを使った通信検索の会社が行っているものと理解しております。当町でもそういった申出が学校に過去にあったということは承知してございます。その際にも学校長のほうにまず子どもたちの学習のログがきちっと取れること、それから学習の結果等が例えば会社等から提供されること等々の要件を満たせば、また子どもともある一定の期間で面談ですとか連絡が取れる等の要件を満たせば、指導要領上の出席にすることが可能であるという議論をしたことがございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 今GIGAスクールで全員が当然器具を持ってやるという環境ができていくわけです。そうしますと、今の考え方を広げてみますと、例えば学校に来れなくても要するに同じ教材で自宅で学習できるという環境は整ってきました、現在は。あるいは、GIGAスクールのメリットとしてそういうケースがあるということは、当初触れられたと思うのです、GIGAスクールの本格運用の中で。ですから、一つのやり方としてこれをちょっと交通整理というか、当然当人もそうですけれども、保護者の方にこれが出席扱いになるよううまく交通整理ができれば、それが現実に学校に来るというきっかけにもなる可能性も当然ありますから、ただ学業から遅れてしまうというリスク、プレッシャーからそこ勉強していることによって解放はされます。少し精神的には楽になるというか、その辺は少し教育委員会としてちょっと整理して、できるような形のあれはぜひともお願いしたいところなのですけれども、どうでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ICTを使った学習の保障であったり、それから学校とのつながりというのは非常に大事なものだと思ってございますので、できる限り多様な形で対応していきたいと思っております。出席扱いの関係でございますが、やはりGIGAスクールの端末を家に持って帰って勉強

することは基本的には前提となっております。ですから、どのお子さんも持って帰って、家庭に帰ってドリルの勉強だとか、そういったことができるようになってございます。今ICTとか、その場合例えばご自宅でパソコンを使って勉強しているというだけでは、やはり出席ということになるとまた少し難しいのかなと。今の段階では例えば授業を配信することは十分できますので、授業を配信をする。その授業を受けて、例えばその時間に双方向つながっていれば、双方向につながっている場合出席扱いとするという話をいたしましたので、少なくともつながって、双方向になっていけば受けているということが分かるわけです。流しているだけでは相手が受けているかどうか分かりませんし、それをもって出席とするのはなかなか難しいかと思います。GIGAスクール端末で勉強したというのは、ほかの子も持って帰ると勉強しています。ですから、いろんな多様な使い方を検討していかなければいけないのですが、今現在ではやはり学校の授業配信であったら、例えば双方向につながった状態で1日に何時間か、それは授業時間に参加をしているわけですので、それが担保できる。また、通信添削会社等が行っているものでやっていくのであれば、それは会社等でこの時間に、1日何時間ぐらい受けていましたよ、こういう教材やりましたよ、学習内容は何年生で、こういう内容ですよということがきちんとログが取れて、きちんとそういうのを出せば、これというのは出席扱いにできますよねという話をさせていただきますので、やはり担保は必要なのですけれども、どのところから出席扱いにするかというのはある程度の線を引いていく必要があるかなと思ってございます。ただ、出席扱いって出席の数を増やすことだけというのがもしかすると目的ではないかとも思ってございます。ですから、あまりそこにこういったところだけが出席になりますよということではなく、これから埼玉県の方も高校入試の調査書のほうに出席日数を書かないことにする。全国でもほとんどのところが不利益を講じるから、欠席数を書かないというふうになっている。そう考えると、出席日数扱いということは出席にする、しないは究極的な目標ではなくて、何らかの形で学習の提供であったり、つながりの提供をすることが大事になるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） ある意味教育長のおっしゃるとおりで、出席は目的ではなくて、要するに学校とのコンタクトのきっかけ、そこからまた通常のというか、復帰できるという道の一つです。ただ、ちょっと今そこでお聞きしておきたかったのは、オンライン双方向等で、今の学校の中で、今の教育体制の中で現実にそれは可能な状態なのですか、双方向、オンラインの授業というのは。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 今の状況で可能でございます。教員や黒板のほうに端末1台向けておけばそのままつながりますし、相手が接続すれば接続したのがきちっと双方向になっているのが分かるので、十分可能です。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、保護者の方に、いろんなケース、ケースがありますから、こういうことができますよというの、やっぱりそれは情報は提供してありますですか、不登校になったら保護者の方に、今教育長がおっしゃったような情報というのは。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 広く全員にそういったことを流しているということではなくて、やはり休みに入って、休みがちの子であったり、お休みが続いている子に関しては当然面談とか、そういった中で様々な講じ得る手段というのは提供しているところでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 今支援センターにほぼ半数ですか、児童生徒が通ってきているとか、それは前進の方向だと思うのです。ただ、もう一つは半分の方は通ってきていないと。非常にこれは悩ましいところだと思うのです。私は一つ、5番に入りますけれども、不登校特例校という、これ分校方式も含めてというふうに書きました。あるケースの場合だと、学校そのものの敷地に入ることでもプレッシャーになってしまう。そこまできているケースも当然あります。学校という名前を聞いただけで拒否反応起こしてしまうというようなケース、当然あると思うのです。ここで別の場所を設定をして、既存の学校ではないところで、それフリースクール型みたいに思うかもしれませんが、そこはある意味公教育の中でそういう特例校というか、場所をつくって、そこである意味入院です、考えてみれば。それはリラックスして、だんだん、だんだん整えていくというか、治癒していく、こういう場所が私はあってもしかるべきではないかと思うのです。今後新しい学校できる等々になってきますと、当然学校が1つになります。なっていく。余計そういうケースが当然あり得ると思うのです。そこから切り離して、例えば自然の中でちょっとリラックスするとか、場所を変えた形でそういうリラックスするという、これ非常に意味が私はあると思うのです。ですから、そういう意味での展望として、来年から再来年というよりも中長期であってもこういう考え方というか、別の場所というふうな考えというのはいかがでしょうか。再度ちょっと、中長期であってもそういう構想がないのか。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

中長期というよりは、今現在としては不登校特例校、いわゆる学びの多様化学校についての開校というのは考えていないところでございます。現在行っている支援の中で昨年、令和6年度は不登校の数が若干でも減って、小学校は少し増えているところもありますけれども、減ってきた状況があります。校内支援センターについてもまだ始めてそんな月もたっていないところでございますので、まずこういったところをしっかりとやっていくことが大事かと思っております。長期的とい

うことですが、すみません、ちょっと順番が変わってしまいますが、例えば学びの多様化学校の場合には場所を変えるということについては一定の効果もあるのではないかと考えているところですが、学びの多様化学校は一つの学校ですので、学校教育法に定める1条項に当たりますので、一時的な入院ではなくて、教育課程も違いますので、完全に転校してしまいます。ですから、入れる子どもたちというのもある一定の基準を設けて、そういった審査の中で入る。自由に出たり、入ったりを、転校と同じになりますし、教育課程は違いますので、通常学校に戻ったときにどうなるのかということも多少懸念するところもございます。そういったところで、進めていることはよく知っているところですが、県内でもまだ一校もない状況で、来年度から新校が1校立ち上がると承知してございますが、そういったところもよく見ていく必要があると思ってございます。ただ、中長期というか、長期で見たときにもし不登校の状況というのがこれ以上非常に厳しい状況だとか、そういうことも考えなければいけないのだというような状況になったときには、学校というよりも、または分校というよりも、学校と分校ですと基本的には設置条例に関わりますので、学校設置、議会マターになるかなと思ってございます。ただ、分室という、今一番小さい形は分教室型という形というの取組が始まったところでございます。ですから、これから今の町の不登校対策をしっかりやっていき、または工夫できることを工夫していく中で、それでも遠い将来非常にこれでは解決できないということになったときには、改めてそういった、学びの多様化学校の知見もその頃には非常に効果があるものなのか、それともつくっても学校という名前があるので、その名前前で既に行かないという子もあるかもしれません。教育課程が違うので、出たり入ったりが非常に難しいところもあるかもしれません。そういった中でそういった様々な成果等も踏まえながら、長期にわたっては全く研究しないということではなくて、状況によっては研究をせざるを得ないということも出てくるかと思ってございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） いずれにしましても、この児童生徒の不登校というのは非常に大きな問題だと思うのです。学校が当然不登校の子どもたちも含めて思いを受け止める、楽しい学校、行きたいなという学校にやっばりなっていくというのは、これ教育委員会の理想、町全体の当然理想だと思うのです。ですから、その中で先ほど申し上げたセーフティーネットもしっかり働いて、心が折れた子どもたちも全部同じですから、一緒にやはり学んで、卒業していけると。そういう不登校の子どもたちにやはり寄り添った思いを受け止める学校としてもぜひとも運営をやっていただくことを要望して、ではその辺について、今後の方向についていかがですか。思いを受け止める学校づくりということで、教育長の所見をちょっと。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるように、私も行きたくなる学校が理想だと思ってございます。昨年度、本年

度と校長会には各学校にこんなふうをお願いをしています。不登校の子どもたちは一人一人事情が違うので、そこは丁寧に個別に応じて接するように。しかし、もう一つ忘れてはいけないのは、普通に通っている子どもたちに新たな不登校をつくらないということを最大の目的にしてください。ウェルビーイングというのが今議会でも出てございますが、私は学校の子どもたちのウェルビーイング、これを実現するために子どもたちが楽しい、子どもたちが楽しいには何が楽しいのかということで、やっぱり第一番には先生がいいところを認めてくれる、それから授業を分かりやすく教えてくれる、困ったときに相談に乗ってくれる、実は全国学テの分析等でこの3つが子どもたちの幸せにつながっていると出てございます。こういったことから、授業が分かりやすく、子どもたちを認めて、そういったぜひ学校経営をしてください、そして新たな不登校をつくらない、それに全力で注力をしてください、この両方で進めてくださいということをお願いしてございます。なかなか実現には難しいところもございますが、ぜひこの目標はぶれずに進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） それでは、2番のほうに入ります。

公契約条例について。町では、今後学校建設や下水道事業など多額の公共事業が予定されている。そこで、公契約の際に労働者の賃金水準や労働条件を定め、適正な労働環境や地域経済の活性化を図るため公契約条例を制定する考えは。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2についてお答えします。

公契約により労働者の賃金水準や適正な労働条件を確保しようとする公契約条例の趣旨に関しましては、意義があるものと考えます。町におきましては、毎年お示ししている入札契約制度の基本的な考え方及び契約約款において各労働関係法規等の遵守を求めるとともに、適切な労働条件の確保に向けた取組を行っています。公契約条例の実効性を担保する観点からは、労働条件の適正化等は最低賃金法や労働基準法等により対応すべきものであり、法令遵守の徹底や法改正により国が主体となって取り組むべき課題であると認識しています。町における条例制定に関しましては、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 町が発注する公共事業は、非常に多岐にわたっているわけなのです。ただ、ここに例を書きました。やっぱり今後学校建設や下水道事業等々、多額の公共事業が予定されています。そういった意味で、町内の経済の中でいわゆる公共事業の占める割合というのは非常に大きいものに、現在も当然なっていると思うのですが、さらにこれなってくると思うのです。ですから、

まず公共事業が町内経済の中で占める役割というか、大きさというか、その認識についてはいかがでしょうか。基本的な認識。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町の公共事業、町内の業者に対するウエートは大きいというふうに考えております。町の考え方として、町内業者でできるものは町内に発注する、これが原則でございます。できるだけ町内の業者に町の仕事を取ってもらうという考えでおります。

以上です。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そういった中で働く人たちの賃金水準、労働条件というのは非常に大きい意味を持っていると思うのです。答弁の中にありました最低賃金法や労働基準法、当然それがベースになっています。ただ、それをなかなか守らないというか、そういうケースも当然ほかではあるようなのです。ですから、公契約条例の持っている意味、これいろいろ議論のあるところでもありますけれども、元請から下請が入った場合、その金額の中で仕事をするとなってくると、どうしても労働条件のところやっぱり犠牲になってくるというのは当然これまでもあったでしょう。これも想定できるわけです。今県のほうは、先日の県議会の中でこのような答弁として県議会だよりの中にありました。条例制定には、国の制度や県の取組なども組み合わせ、実効性の確保が重要と考えると。副知事トップの庁内検討会議を年内を目途に新たに立ち上げ、今後労働者団体、事業者団体、さらには有識者からもご意見をしっかりと聞きながら公契約条例の制定に向けて検討を進めると、こういう答弁があったということです。やはりこれは一つの方向として動いてきていると私思うのです。ほかの動向を注視という答弁になったのですが、やはり県がこういう形で動いてきています。町も検討会議等々開始する用意はありますでしょうか。いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今現在町は公契約条例を制定する方向性は今のところないですが、先ほど言ったように、今県が検討していくという段階でございます。県内でも草加市、越谷市がこちらの条例のほうを制定している状況でございます。そちらの条例を見ますと、どういう内容になっているかといいますと、まずこちらの該当する工事の、全部の全ての工事に該当するのではなく、1,000万以上の業務委託であったり、5,000万以上の工事ということで、金額によってこの条例の該当する部分がございます。あと、指定管理制度等もあるのですが、そしてその中で一番もっとも大事なのが労働報酬の下限額ということで、1時間当たり最低でもこの金額を払ってくださいというのが条例にうたってあります。こちらの金額については、毎年市町村の労働報酬等審議会の意見をいただいて、幾らという金額を設定している状況でございます。嵐山町においてこれと同じような条例をつくった場合、毎年この金額を設定するのができるかどうかというのが多分一番の負担となるかと思っております。今県でも、先ほど議員さんがおっしゃるように、県議会のほうで県では検討していくとい

うふうになっていますので、県がこの条例をつくれればもちろん県の基準単価が出ますので、そういうものを参考に町も考えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） これどのぐらい実効性を要するに担保できるかというのは、これいろいろ議論の当然あるところなのですが、一つ今課長が紹介していただきました越谷の例ですけれども、これは下限の設定なのです。上限ではありません。これ以上という下限を設定しておくということです。あるいは、それが例えばある意味推進条例であってもそれが最低賃金だったり、それが下限として考えれば、要するに最低賃金以下のはいかによということ、それが実効性をどれくらい要するに担保できるかというのはありますけれども、審議会等。ただ、私的には、私としては最低賃金というのは出ますから、出ていますので、そこを取りあえずは下限にしておけば、十分それは実効性、いろいろ議論あるにしても一つの町の姿勢としては示すことできるのではないかなという思いはあるのですけれども、それについてどうですか。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 毎年11月に埼玉県なら埼玉県の最低賃金が発表されます。先ほどの答弁の中では、毎年年度初めに嵐山町の入札制度の基本的な考え方というのを業者に示しております。その中に働く従業者の方が労働環境について疑義が生じた場合、その従業員等から聞き込み調査を行うことなどができるというふうにしております。最低賃金が例えば埼玉県だと今1,141円とかってなっていますけれども、働いている方にそれまでもらっていないよという意見をいただいたら、町のほうはその業者に対して町はこういうふうに示しているのでぜひ賃金を上げてくださいというようなことを調査したり、町のほうから言うこともできますし、約款等で法令を遵守してくださいってなっていますので、それは町のほうから指導することができると考えていますので、今の考え方では町がすぐに条例を制定することは考えていないということで、近隣、県等の状況を注視していきますというふうに回答させていただいたところでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） いわゆる今の例で実際に通告というか、相談があった例はありますか。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 私が総務課に来てからはございません。その前は聞いておりません。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 実際に働いている人がその内容を知らされているかどうか。結局知らなければ、当然それは言うことはとてもできませんよね、そういう内容がというのが。それは、事業者側はそういう形ですけれども、実際働いている人は労働者のほうですから。事業者はそういう

契約、その中でやりますけれども、その内容が労働者に伝わっていなければ、それはそれをでは町のほうに通告するということは現実にはしませんよね。だから、そういう意味も当然私は条例の持っている意味だと思うのです。それが条例として明らかになっていると。これは一つのダンピングを防ぐという面も当然あるのですけれども、やっぱり下請、孫請、どんどんいきますと、犠牲になるのがどうしても賃金のほうにいかざるを得ないわけです。ですから、そこを防ぐ意味でも大きな意味は持っているかなというふうに思うのです。

もう一つの効果として、公共事業ですから、公共事業が労働者の環境も、労働環境含めてしっかりと整備されていることによってやっぱりいい仕事ができる。いい仕事ができるというのは、公共サービスの質の向上にも当然つながります。それから、賃金アップが、適正な賃金が保証されることによって税収アップにも当然つながってきます。ウェルビーイングという言葉が出ましたけれども、いわゆる、先ほどもそうですけれども、セーフティーネットというか、やはり底支えがしっかりしていることによって全体の要するに働く環境、当然保全されるわけです。その意味は社会の中で、特に町の中で非常に大きな意味を持っているということがあるのです。ですから、そういう意味も含めて、県もこういう形で動いてきましたので、ぜひとも、それがいつになるかは別にして、しっかりとそれ方向として持っていくというのは、非常に大きな意味を持っているかと思うのです。再度お聞きしますけれども、それについてはいかがですか。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、この公契約条例につきましては、この意義については、今ご質問の中にもございましたが、この条例を制定することによって公共工事の質の安定といたしまししょうか、上質な公共工事を行っていただくということにおいては基本的に、今藤野議員おっしゃっていただいたように、まず最低限のルールは守っていただく、それと同時にそこに働く労働者の皆さんの環境の改善を図って、はっきり言えば労働者の皆さんが公共工事を請けて、そして意欲を持ってその公共工事に取り組んでいただく、そのためには当然のことながら賃金的なものも含めたいわゆる働く場所での待遇、これが確保されていなければ良質な工事は実施できないということでございますので、労働者の環境の改善を図り、最低限の質の向上を図るということで、公共工事の質が図れると同時に、やはり町と、自治体という立場に置けば、いわゆる全ての町内の労働者も含めて全ての労働者の皆さんの最低的な労働条件というのは確保するという、これ模範を示していくということにおいてもこの公契約条例というのは意義があるということは十分承知いたしております。先ほど最低賃金というお話がございました。最低賃金につきましては、最低賃金法に基づいて、当然これは法でこれは守らなければならないということになっておりますので、改めて条例で定める必要はないというふうに考えております。では、なぜ嵐山町がこの公契約条例を制定するというのに踏み切れないかというのは、今埼玉県条例のお話がございました。嵐山町の公共工事の設計というもの、その基準は県の公共

工事の設計単価、これに準じて設計をしているわけでございます。この公契約条例における賃金条項というのは最低賃金ではなくて、最低賃金よりも上のいわゆる設計額の人件費の例えば85%とか、そういうふうに設定するわけなのです。では、嵐山町が、先ほど総務課長から申しあげましたように、その設計額の幾らという基準を設けて、その何%というものを設けて、それを町が独自でやれるかということになると、非常にこれは難しい。しかも、毎年改定されるわけでございます。そういつたことで、一つの目安として埼玉県条例ができることによって一つの嵐山町が例えば基準とするようなものが、いわゆる準じてというものができるということで、県条例が制定されていく中で嵐山町も必要であれば、いわゆる埼玉県条例ができるということは県内の公共事業についてはそれが適用されるわけございまして、それができるとによって相当な公共工事についての歯止めがかかる。さらに、それに乗じて嵐山町も必要であれば、それを参考にしてつくらせていただくというのが一番実効性を図るということにおいては確保できるのかなというふうに考えております。同時に、埼玉県がその意義を意識しながらなぜ今まだ条例ができていないかということは、様々な課題があるという中で労働組合、あるいはいわゆる事業者、そういったところでのやっぱり考え方の調整があるということがあるので、今検討しているということございまして、県でそういった様々な検討した結果県が条例を制定してくるということになれば、嵐山町もそれに準じた形で整備をしていくということについては当然あり得るというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○狛守勝義議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 4時05分)

令和7年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

12月5日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第11番議員 川口浩史 議員

第12番議員 渋谷登美子 議員

第1番議員 佐藤弘美 議員

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	森一人	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	狩守勝義	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
柳澤純子	町民課長
太田直人	福祉課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
安在知大	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
青木正志	生涯学習課長
中村寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第4回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○狛守勝義議長 次に、藤野議員の質問に対しまして下村教育長の答弁の修正があります。これを許します。どうぞ。

○下村 治教育長 議長の許可をいただきましたので、藤野議員の答弁に対する修正をお願いいたします。

昨日の再質の私の答弁の中で、来年4月から不登校特例校（学びの多様化学校）を1校開校すると承知していると答弁申し上げましたが、2校開校予定となっております。訂正して、おわび申し上げます。

◎一般質問

○狛守勝義議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○狛守勝義議長 本日最初の一般質問は、議席番号11番、川口浩史議員。

質問事項1の太陽光発電についてです。どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 川口浩史です。それでは、一般質問を始めていきたいと思えます。

1点目は、太陽光発電についてです。

(1)、現在の申請数と進捗状況について伺いたいと思います。

(2)、地元の理解は。

(3)、千手堂の場合、戸別訪問で地元説明会に代えたという話を聞きました。これは認められるのか、伺いたいと思います。

(4)につきましては、昨日吉本議員さんをご質問し、答弁がありましたので、再質問からにさせていただきますと思います。

(5)、条例改正に向けた作業はどこまで進んだのか。また、蓄電池についても太陽光発電と同様の規制が必要ではないか、考えを伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。事業届出件数としては杉山地区1件、將軍沢地区1件で、現在工事着工中であります。事前相談等については、鎌形地区2件、吉田地区2件、古里地区3件です。その後、新たに平沢地区で1件、千手堂地区で1件の太陽光発電の標識設置届が提出され、両地区ともに1回目の住民説明報告書の提出がされております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。平沢地区に関しては、特に反対意見、要望等のお話はございませんでした。千手堂地区においては、事業者からの説明が事業計画地の隣接者のみで、周辺住民への説明がされていなかったことから、近隣住民より多くの問合せをいただきました。そのため、事業者に対して改めて説明会を実施するよう指導し、11月19日に開催されました。説明会には町も参加させていただきましたが、出席者のほとんどが反対の意見でした。

続きまして、(3)についてお答えいたします。太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第12条の規定により、説明会の開催が原則となっております。また、実施方法については、地元区長と事業者との協議の上で回覧による事業説明、意見聴取、事業者の戸別訪問による事業説明等でも説明会として認める場合もあり、実際に区長了承の下、回覧により説明会とした案件もございます。

続きまして、(4)につきまして……

○狛守勝義議長 (5)をお願いいたします。

○根岸隆行環境課長 続きまして、(5)につきましてお答えいたします。

条例については、太陽光条例を改正する方向で検討しておりました。しかしながら、現在太陽光発電設備に関する相談等がほとんどないこと及び系統用蓄電池に関する事業者からの問合せが増加していることから、蓄電池の規制も含め、条例改正が必要かどうか調査研究をする必要があると考えております。特に系統用蓄電池施設の規制については国の法整備もできていない段階でありますので、国の動向も含め、注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 昨日の吉本議員さんの質問でちょっと気になったのは、千手堂の場合、町長との協議は終了しているのか。いないのではないかなってちょっと思ったのですけれども、それがなのでしょうか。

○狹守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

千手堂の案件につきましては、事業説明会を19日に開いたという段階ですので、まだその後に事前協議という流れになっております。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 町長との協議はこれからだということなのですね、了解しました。

それで、(1)、(2)は分かりました。

(3)なのですから、戸別訪問が許されるというのはどの条文を解釈してそう見ているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

条例の中にはその旨はうたっておりません。しかしながら、地域性がやはりございます。町としては業者にも地元区長さんにももちろん説明会を開催して、まずはお互いにコミュニケーションを取っていただきたいという指導、お話はさせていただいております。しかしながら、地域によっては回覧でいいよというところもあれば、区長さんと協議をした中で戸別訪問でやらせてくれという地域もございますので、そういった区長さん及び地域の考えを尊重しての判断でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 地域の要望でできるという判断が、私はこの条例を読み返してみても捉えることができないのです。地域の要望でできるというのはそういう条例改正しないとやっちはいけないのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

先ほど申し上げさせていただきましたが、やはり町としては原則条例にあるように説明会の開催をお願いしますという話は当初よりさせていただいております。しかしながら、どうしても戸別訪問でお願いしたいという地域もございますので、その部分については区長及び地域の考えを尊重したいというふうには考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） お気持ちは分かりますけれども、やはり地方自治体の法律、嵐山町の法律ですから、法律にのっとったやり方をしていけないと私はいけないと思うのです。そういうふうにするのであれば、今条例改正をしていく段階ですから、そういうものを明記した上で私はやっていただきたいというふうに思います。分かりました。

次に移りたいと思いますが、戸別訪問がよくないのは、真面目な業者ばかりではないと思うのです。中には悪質な業者がいて、ちょっと態度の悪いような人が戸別訪問で来られたら、これは反対したくても、腕まくりなんかされたら、反対したくてもできない状況をつくられると思うのです。そこをやっぱり私は一番心配するのですけれども、ちょっと戸別訪問の続きになってしまってごめんなさい。やっぱりそういうこともあるのではないかと思うのです。再度伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今川口議員さんがおっしゃられた態度の悪いというか、あまりよろしくない業者が来る場合もあるのではないかとのご指摘でありましたが、私が戸別訪問で回られた地域の区長さん及び住民の方に伺ったところによると、ほとんどの業者が逆でありまして、まるで営業のように丁寧な業者がほとんどであるというふうには聞いております。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ほとんどはそうだと思います。でも、中にはそういう態度の悪い人が、戸別訪問でここは了解してもらったよということになってしまうのではないかと、ちょっとそこを危惧しますので、そのことを考えて戸別訪問が今後よいのかどうか、ちょっとご検討いただきたいと思うのです。

地元説明会を11月19日にやったわけです。私も参加させてもらいました。反対者多かったということで答弁あったわけですが、1回やったわけですから、条例上は説明会開いたので、次に届出の申請をすることもできるわけです。どうなのでしょう、千手堂の場合、届出が出た場合、書類の受理をするのかどうか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

通常の流れとしては説明会を開催します。ただし、その説明会の中で住民がその事業について理解が十分できるまで協議を継続するということになっております。地域住民が十分に理解したと認められた場合に次の事前協議という段階に入りますので、今回千手堂の件につきましては、私も出席させていただきましたが、住民の理解を得られているという状況ではないというふうに考えておりますので、今後も協議を継続する形になると思います。

以上です。

○11番（川口浩史議員） 現段階では受理はできないという……

○狛守勝義議長 挙手してください。

○11番（川口浩史議員） 失礼しました。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 現段階では受理はできないということなのですね。これ町長、同じお考えでよろしいのかどうか。課長とそごがあってはいけないので、町長の見解を伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど課長のほうから説明があったように、最初の段階の区長さんに同意を得てそういう形をしたと、この話のところから区長さんとその業者さんの間の話合いの内容がちょっと食い違っていたというところも聞いております。その後多くの問合せが町のほうにあって、そういうのを受けて町のほうとしてはこの業者にちゃんと指導をして、説明会をきちんとやってくださいということで開かれた。開いた11月19日の説明会において出席者のほとんどの方が反対という、反対ということか、不安を覚えているということでもありますので、昨日唐突に町長とのというのぼんと出てきて、私も聞きながらどきとしたのですけれども、その前には当然担当課のレベルでしっかりと一つ一つのことを確認をするという作業がございますので、とても今の段階で次のステップに行くということは考えられないだろうなという認識であります。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ありがとうございます。了解しました。

続きまして、(4)なのですけれども、蓄電池の条例をつくることはできないのか、(4)と(5)が一緒になってしまうのですけれども、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

蓄電池の規制条例につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、国のほうの法整備もまだまだ全くできていない段階でございます。県内でも蓄電池の規制条例を制定しているところはゼロでございます。全国でも、ほぼ数える片手に足りるぐらいの自治体しか今現在制定をしておりません。そういった中でございますので、この蓄電池についても国の動向を含めて注視、研究してまいりたいというふうには考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 蓄電池について、昨日まちづくり整備課長がお答えしましたが、今は環境課長だったのですけれども、どういう具合になっているのか、蓄電池の見方が。ここまでがまちづくりの範囲で、ここからは環境課なのだよというものがあるのかどうか、まちづくり課長に伺いた

いと思いますけれども。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

系統用蓄電池に関しましては、ここ数年、2年ほど前から出てきた案件のものになります。それで、開発許可上でもなかなかその辺の判断が難しいということで、昨日吉本議員さんのほうにご答弁させていただきましたが、国交省のほうから、系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて、技術的助言という形で出されているものがござります。これは、昨日と同様になりますけれども、この技術的助言は系統用蓄電池が都市計画法に基づく開発許可が必要かどうかを判断するための基準を示したものです。

まちづくり整備課は、こちらの系統用蓄電池が開発許可に相当するものかどうか、そういったものを判断して、もし該当する場合であればその手続を行う。環境課で行っているほうに関しましては、基本的には太陽光と同じようにどういった形であればそういったものが設置できるのかというような内容等を含めて条例を設定しているかと思っておりますので、まちづくり整備課のほうの開発許可というものはあくまでも出された系統用蓄電池の施設が開発許可に該当した場合においては開発許可という事務をさせていただいて、都市計画法の手続をさせていただくというところがまちづくり整備課の所管になっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。それで、条例制定をしているところが幾つかあると、全国には。条例制定は、そうしますとできるということで理解してよろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

まだよその自治体の部分を詳細には調べてはおりませんが、例えば太陽光条例の中に同じような、ほぼ太陽光条例と同じ規制を蓄電池のほうにもかけるといった条例はあるというふうに認識しております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それであれば、条例制定、今新しいのをお考え中なわけですから、入れる方向で調査研究していただきたいと思うのですが、間に合いますかね、それも含めて伺いたいと思いますけれども。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

いつまでにというところは現段階では申し上げられませんが、先ほど申し上げたとおり、国の法整備等の動向も含めながら調査研究はしてまいりたいというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 蓄電池の申請というのは、何件くらい今あるのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

申請という、今現在嵐山町には、条例では規制されておりませんので、太陽光のパネルの申請のような形はございません。しかしながら、電話連絡等で昨日吉本議員の答弁でもお答えさせていただきましたとおり、ああいったブローカーのような業者がこの地域は蓄電池の計画をしたいのだけれども、どういった例えば町の条例等の規制があるのかという問合せはかなりの数を受けております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） もう一つ、太陽光の条例改正、いつ頃改正したいというふうに見ているのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、いつまでというふうには現段階ではお答えできません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、条例改正ができたとしてもちょっと先に延びそうですね。

その間に蓄電池のほうの、かなり来ているようなお話ですから、一定の指針は持つておかないといけないのではないかなと思うのですけれども、そういう点で太陽光発電は当初要綱でやったわけですよ、これご存知ですかね。蓄電池も要綱で当面对応すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

要望でということですか。

〔「要綱」と言う人あり〕

○根岸隆行環境課長 これは、条例です。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義議長 条例がない場合は要綱でという例があるかということ。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

条例の改正については、今環境課長から申し上げましたとおり検討を続けているということでお答えをさせていただいております。

今要綱というお話がございました。今回の太陽光のパネルに関してどのような形で始まったかと

というのは私もちょっと記憶に定かではないのですが、仮に要綱という形で定めて行うということになりますと、これは行政指導という形になります。条例ということになれば、当然のことながらその中に規制的なものが入られればそれは法的な意味での規制がかかるということになります、指導要綱というようなものを定めて行うということになるとこれは行政指導ということになりますので、行政指導というのは相手方の同意があって初めて有効になるもの、要するに町としてはこのような形でお願いをしたいということを定めてその指導を行うと、相手方がその指導に同意をさせていただいてやっていただくということになれば有効であろうと。ただし、あくまでも行政指導でございますので、相手方の同意が得られなければそれは法的な措置は取れないと、このような内容になるというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 太陽光の場合も法律がなかったですから、その間は要綱で、12、3年前につくったのかな、嵐山では。条例ができるまでそれで対応していたのです。こういうことで住民の説明会やってくださいとか、そういうのたしか入ってたように思うのですけれども、そういったものをつくっていく必要があると思うのです。課長では厳しいかな、つくっていく方向でどうでしょうか、ご検討いただきたいと思うのですが、どちらがいいかな、副町長のほうがいい。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 今議員からご提案いただきました指導要綱、そういったものが蓄電池に関してどのようなものが有効かということも、課長が先ほど答弁させていただいたように蓄電池に関する条例というものをつくっているというところもあるようでございます。それを含めて少し検討させていただきたいというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 農政課長が来ておりますので、昨日の吉本議員さんの質問で農地には造りにくいというように私捉えたのですけれども、そういう理解でよろしいのかどうか伺いたと思います。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えします。

嵐山町は生産性の高い守るべき農地が多くございますので、かなり造るとなると厳しい条件がございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 農地ではない、山林がそうすると狙われるということなのですかね、今回の件のように。そういうことでよろしいですか。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 やはり川口議員おっしゃるとおり農地法はかなり厳しいので、山林の太陽光であつたり蓄電池であつたりの相談は、環境課長が答弁したとおり農政課にもやはりスライドして多くお問合せがあります。

ただ、森林については、嵐山町のほぼ大多数が森林法の第5条森林ということで、何かやる場合は伐採をする場合は要綱に基づいて伐採届を出すわけで、貴重な森林でございますので、そういった届出が出た場合は要綱の中で指導なり、そういったことでしっかりと届出どおりやっていただくということで関わりを持ってございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 伐採届は、今回999平米ですから、本当に届出だけで、許可ではないですから、許可は必要ではないわけですので、これ切りますよって出したら、もうそれで通ってしまう話ですので、そういうことだからその後のものが大事だなと思うのですね、要綱がその後。それで、農地に太陽光発電を設置が徐々に進んでいるように見えるのですが、あれは今回の件とはちよつと違うわけなのですか。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 ちょっと確認なのですが、農地に太陽光が設置されているというのは農地に野立てなのか、営農型太陽光なのか、ちよつとそちらのほうのご確認をしたいと思うのですけれども。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） よく畑などに、唐子にもありますけれども、農地の上に太陽光つけて、下では野菜などを作っているというものがありますけれども、あれは認められ、簡単に許可されるものなのでしょうか。

○狛守勝義議長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

営農型太陽光につきましては、嵐山町吉田地内で1件ございまして、実際に太陽光の施設の下でお茶を栽培しております。許可的には、農地の部分については健全に農地として使われておりますので、太陽光の施設が建つ支柱のみを一時転用の許可を取って運営しているということで、やはりそちらもかなり規制が厳しく、許可を出すときに、果たして健全に下で営農ができるか、そういったことを審査しますので、やはり今見られるところは本当に健全に生産性の高い農業を行っているということで、まだまだちよつとハードルが高い状況でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。分かりました。今回の千手堂との関係ではちよつと違うよというふうに理解いたしました。

それでは、次に進みたいと思います。2番、ごみの分別について。プラスチック類の分別が来年4月から変わるということであります。そこで、伺いたいと思います。

(1)、どのように変わるのでしょうか。

(2)、周知はどのように行うのでしょうか。

(3)、外国人への周知は、より丁寧に行う必要があるのではないかと考えます。出向いて説明する考えがあるのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)から(3)について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項2の(1)につきましてお答えいたします。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、来年度より小川地区衛生組合管内で法に基づいたプラスチック処理を行うものであります。現区分である資源プラスチックは、研磨つきのスポンジ、ストッキング等一部製品を除き、今までと変更はございません。廃プラスチックのうち、硬質プラスチック単一素材でできているものが廃プラスチックから資源プラスチックの分別区分に変更となります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。周知説明については、9月の環境美化推進委員会及び10月の区長会で説明させていただいたほか、広報嵐山11月及びホームページにて周知させていただきました。今後は、公式ライン等のほか、来年1月に開催予定の民生委員協議会での説明及び3月号広報にも管内町村統一で掲載予定です。また、来年度のごみ・資源分別収集カレンダーにも掲載し、周知を図ってまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。外国人については、今回特別な周知は考えておりませんが、今までと同様に区長さんやアパートの大家さん、管理会社等から連絡いただいた際には翻訳した資料の配付やごみステーションへの掲示、直接出向いての周知も実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) 私の今回の質問の一番の趣旨は、外国人に対しての件なのです。排外主義というのがちょっと進んでいるように思いますので、そこはちょっとまずいのではないかなというふうに思います。我が国の人口は急速に減少し、高齢化が進む中で、外国人は日本の経済を支える重要な役割を果たしているというふうに言われているわけなのです。その外国人が地域で暮らす住民、地域社会を支える一員であり、多文化共生の推進は自治体に求められているというふうに思います。そうした中で排外主義があって、外国人というだけであの外国人は悪いことではないかという見方をしてしまいますので、それは自治体として改めていけるようにすべきだというふうに思います。

そこで、伺いたいのですけれども、嵐山の場合、出向いて説明もいたしますよということである

わけですけれども、区長さんやアパートの大家さん、管理会社から現段階までに来てご説明くださいというのはあったでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今回のプラスチックの分別方法の変更に関しては、現在のところは来ておりません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、今までと同様に外国人の方が分別して出してしまう可能性があると思うのです。どのようにして外国人に周知をしていこうと思っているのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。カレンダーだとか、そういうのは分かりましたけれども、これだけでは分からないと思いますので。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、広報紙、SNS、それからホームページも含めて、それから分別カレンダーももちろんそうです。そのほかに、やはり今後区長さんとか、もちろん環境美化推進委員さん、アパートの管理人さん、管理会社等から、来年4月以降、この分別が始まった以降、外国人に係るちょっと分別が徹底されていないという相談があることも想定されております。そういった中では、やはり直接出向いてお話をさせていただく。今翻訳アプリ等もありますので、そういったものを使って実際に現場でやり取りをしたこともございます。今までの分別でもそういった区長さん等からも相談はありますので、そういったものと同じように対応してまいりたいというふうには考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ごみ分別のチラシ等の作成、外国人に向けた作成はお考えになっているのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 今までも、先ほど申し上げたとおり、相談があったときにはそういった翻訳したものをステーションに掲示したりとかチラシとして配布したりとか、そういったこともしておりますので、同様に考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 説明に行くとなったら、そういうチラシを持っていかなくてはならないと思うのですよね、皆に配らないと。そういうのはもう作成は考えているということなのですか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 そのとおりでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それで、そのチラシはどのくらいの言語で書かれているのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 今現在作成はまだしておりません。しかしながら、こういったごみ分別カレンダーを御覧いただくと分かると思うのですが、こちらもしか4か国語で記載しておりますので、そういった形で対応してまいりたいというふうには考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 昨日ちょっと見ていたのですが、どこの市だったかな、多言語でかなりの多くの言語で、ごみはどこでも問題になっているところが多いので、多言語としか書いていなかったのですけれども、かなり多くの言語を使って理解を求めているというふうにありました、ホームページに。どうなのでしょう、4か国語ぐらいで分かるわけなのでしょう、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

現段階では、このごみ分別収集カレンダーの中の4言語で特に分かりづらいかというお話はいただいてはいないのですが、例えばこの4言語以外を使われている外国人もごみをももちろん出されるとお思いますので、そういった場合にはその都度対応してまいりたいというふうには考えております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ごみの出し方が悪いと、それは外国人のせいというか、やはり外国人が多いと思うのですよね。それはごみの出し方の文化の違いがありますので、日本ではきめ細かい分別をしていますので、なかなかそれが理解し切れないのだと思うのです。それだけに丁寧な説明が必要だというふうに思いますので、担当課としては大変だと思いますが、今後も努力していただきたいと思います。

了解しました。次、行きます。次は、3番、ヤオコーバス停への椅子設置についてです。ヤオコーのバス停に椅子を設置してほしいという声を聞きました。そこで、伺いたいと思います。

(1)、設置する場合、歩道か水路の上に板をまたがせて設置するしかないと思いますが、この場合支障があるのか伺いたいと思います。

(2)、設置には基準があるのでしょうか。

(3)、公的機関の許可は必要なのでしょうか。

(4)、椅子の設置は、どこの責任になるのでしょうか。

以上です。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（1）から（4）について答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項3の（1）につきましてお答えいたします。ヤオコー前のバス停への椅子の設置について、歩道か水路をまたぐ形というのがどういった設置を想定しているのか不明ですが、ベンチの設置については利用者が安全な状況で使用できる形での設置及び歩行者の妨げにならないように設置する必要があります。

続きまして、質問事項3の（2）につきましてお答えいたします。設置の基準については、歩行者等の安全、円滑な通行の確保が最優先され、国の通達によりバス停や歩道へのベンチ占用許可の基本方針が示されています。その中で設置場所、構造、主体管理などが示されています。

続きまして、質問事項3の（3）につきましてお答えいたします。設置には、原則として道路管理者、国、県、市区町村などへの道路占用許可申請と警察への道路使用許可申請が必要です。

続きまして、質問事項3の（4）につきましてお答えいたします。一般的にバス停のベンチなどの設備の整備は、バス会社、事業者が行うことが多いです。設置後の管理、清掃や修繕などは、占用主体の事業者が責任を持って行う必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） （1）なのですけれども、ここにも書いてあるように歩道がありますから、歩道のところに、あそこはそんなに広くないので、設置する場合にはせせらぎ水路の上に板などをまたがせて設置するしかないのかなって思いましたので、こういう提案をさせてもらったのですが、状況的にはご理解いただけましたでしょうか、よろしいわけですね。

それで、設置には基準があるかということで、構造や設置場所主体管理などが示されているということですが、水路の上にまたがせて使うことも可能だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

やはりベンチという構造物でございますので、水路をまたがせてというのが危険性があるのではないかという判断ですので、まず歩行者の安全かつ円滑な通行の確保とかも含めまして利用者が安全に使用できる施設であることが重要だと思っています。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 当然安全な、板をまたがせるなんていうと不安定なものを想像すると思うのですが、当然そこは不安のないようなものをまたがせて設置ということになると思うのです。その場合は大丈夫なわけなのですか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

現状が議員さんおっしゃるとおりせせらぎ水路につきましては水が流れていないような水路でございますけれども、一応現状の用途としましては水路でございます。その上に板をまたがせて、その上に人が座るなど、そういったことが果たして安全かというところについては判断しかねますので、設置については許容できないものかと担当としては考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、今回ヤオコーなどで買物して重いと、バスが来るまでどこにも座る場所がないということで要望を受けたのですけれども、そうしたバスを待っている方の対応というのは何もできないということなのですか、ちょっと考えを伺いたしたいと思います。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

ベンチの設置につきましては、先ほども申し上げましたが、構造とか、あと設置について、設置した後でも例えば有効幅員が最低でも2メートル必要ですとか、あとはベンチの構造については固定式、容易に移動することができないもの、あと十分な安全性、耐久性を具備し、倒壊や汚損などの交通に支障を及ぼさない堅固な材質、構造である必要がありますということになっています。こういったものが全て認められるようなものであればベンチの設置は可能かとは考えております。ただ、現状では歩道の幅員等も含めましてベンチの設置は難しい状況ですので、今現状の話でいきますとこの基準を満たさないという形になりますので、今おっしゃられたようなご不便があったとしてもベンチの設置は難しいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。今後せせらぎ水路は、先ほど課長がおっしゃったように水が流れていません。私は、あそこを埋めて、町のほうでは前質問したときに歩道にしたいと、自転車道か、歩道かな。課長のほうですよ、自転車道か歩道か何かにしたいということで答弁あったわけです。その一部分を椅子の設置に造るということはできるのでしょうか。その場合の埋めるときにどうか。分かりますか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

せせらぎ水路をなくして歩道にできないかという形の話が令和7年度の第1回定例会のほうで、議員さんおっしゃるとおり質疑いただいているところだと思います。その中で当時は、この水路につきましては上下水道課が現在所管になっております。その中で歩道を管理するまちづくり整備課と水路を管理する上下水道課を中心に協議を行って、最善な方法で今後のせせらぎ水路の土地利用を考えていきたいということで、今現在まちづくりでは、その当時歩道拡幅に使うのがいいので

はないかと考えておりますので、その辺り現時点ではまちづくり整備課の一つの案ということで考えているところでございますので、今おっしゃられたとおり、一部分をとということではなくてせせらぎ水路全体の計画の中でどういった利用ができるか考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） その計画の中で椅子の設置は検討することはできるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

せせらぎ水路の部分を歩道に拡幅できれば、先ほど言った設置基準の幅員等、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保ということで、ベンチを設置しても有効な幅員が確保できるということでは基準を満たすことはできるかと思えます。ただ、町のほうで設置するかというと、現在のところではベンチの設置については考えておりません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 椅子の設置の責任はバス会社が行うことが多いですということで、多いということですから、町も設置できるという、これは理解でよろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 そのとおりでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） バス会社へのこういう話があるのですけれどもというのは、話はしてあるのでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

以前このような話のご相談いただいた件がございましたので、バス会社のほうに状況を確認したりということもございました。基本的には当然バス会社が設置するものなので、それが望ましいということで、判断はまだ、ここにつけるつけないは別として、いろいろほかの市町村でもやっぱりそのようなお話はいただいているというような形で答えていました。あとはその場所、場所で判断をするようなのですが、なかなか設置は厳しいというようなお話をいただきました。

それと、隣の小川町等に確認したところ、例えばみどりが丘の団地等に関しましては、団地の造成の段階から、ここはバスにたくさん乗るときにはそのようにもう造ってあるようなのです。そういうところには置けるけれども、そうではなくて後になって置いてくださいというものに関し

ては基本的には置けないと、やっぱり残りの幅員との関係があるので、現実には置けないというような話をしていましたので、安在課長答えたとおり、現状では置けないけれども、それは今後というような形になろうかなと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今後の問題ですけれども、そうするとバス会社が設置する考えは持っているということによろしいのですか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

そのようなご要望があったときにその案件、その案件ごとに検討すると。ただし、基本的には今設置をしているものはないというふうな形でお答えをいただきました。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 現状では私も幅員が十分ではないから、それなので水路の上というふうに考えていたのですけれども、なかなか難しいような感じも受けました。ただ、今後あそこを埋め立てて歩道にというのが一つの案として、これが実現すればその段階で設置が可能になってくるわけですね、先ほどの答弁で。そうした方向も見据えて、ぜひ町からバス会社のほうには話ししていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まだ少し時間がかかるかなと思うので、またそのときというような形で現時点ではお答えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。次、行きます。4番、児童生徒の行動、不登校について、いじめ、不登校についてです。これも吉本さんと同じようなあれだ。私はこう書かなかった。それはいい。

文部科学省が10月29日に公表した2024年度の行動・不登校調査で、全国の小中学校で不登校の児童生徒は35万3,970人となり（前年度から7,488人増）、過去最多を記録したということでした。不登校の増加は12年連続で、10年前と比較すると小学生は5.5倍、中学生は2.2倍、「ぞう」が「憎悪」の「憎」になっていまして、つちへんですので、ちょっとこれ改めさせていただきたいと思います。増であった。また、重大事態は1,045とありますが、1,405件の誤りでしたので、これも訂正させていただきたいと思います。1,405件で、これも最多であったという。そこで、町の状況について伺い

たいと思います。

(1)、いじめ、不登校の5年間の推移について。

(2)、重大事態は何件あったでしょうか。

(3)、どのようなことが要因で、どんな対応をしているのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)から(3)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項4の(1)につきましてお答えいたします。令和3年度から令和7年度の5年間のいじめ認知件数の推移につきましては、令和3年度、小学校3件、中学校7件、令和4年度、小学校5件、中学校3件、令和5年度、小学校23件、中学校12件、令和6年度、小学校11件、中学校10件、令和7年度においては、7月31日現在におきまして小学校4件、中学校1件となっております。

令和3年度から令和7年度の5年間の不登校児童生徒数の推移につきましては、令和3年度、小学校10名、中学校24名、令和4年度、小学校15名、中学校25名、令和5年度、小学校16名、中学校36名、令和6年度、小学校21名、中学校28名、令和7年度につきましては7月31日現在におきまして小学校9名、中学校16名となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。現在重大事態の発生件数はございません。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。現在嵐山町で重大事態は発生しておりませんが、万一発生した場合は嵐山町いじめ防止基本方針にのっとり、重大事態への対応を行ってまいります。具体的には、発生の報告を受けましたら町長へ報告し、教育委員会、学校で調査を実施いたします。また、嵐山町として教育委員会、学校による調査結果について必要があると認めるときには附属機関を設けて再調査を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分です。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の質問事項4の再質問からです。どうぞ。

○11番(川口浩史議員) これまでの5年間のいじめ、不登校について伺いました。いじめは、令和5年度が小学、中学とも最高に多くて小学校で23件、中学校で12件と、続いて令和6年度が小学校で11件、中学校で10件ということで、何か令和5年度から急に上がっているわけなのですね。

不登校は、令和6年度が小学校では一番多くて21名、中学生では令和5年度が36名ということで、小学生では年度ごとに増えていると、中学校になりますと令和5年度が多くて、令和6年度は28名

で少し落ちた、少なくなったということで分かりました。最初に聞きたいのですけれども、この不登校の中でいじめが原因ではないかと思われる人数をちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

令和6年度の発表になったデータでございますが、この中で嵐山町が報告したものでございます。その中で不登校のいじめが理由の部分でございますが、把握した事実の中でいじめの被害や情報が明らかになったものというのはゼロ件でございます。

○狛守勝義議長 第11番議員、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それは、小学、中学ともゼロ件ということなのですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員お見込みのとおり、小学校も中学校もそれぞれゼロ件でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この5年間の中では、いじめが原因で不登校になったというものはあるのでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 同じように不登校の理由についてでございますが、調査の方法が途中で変わっているということがあるのですけれども、把握した事実の中で、小学校も令和2年から令和6年まで、いじめが理由と把握された不登校はゼロ件でございます。中学校もいじめが理由の不登校はゼロ件でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか、本当なのかなってちょっと感じましたけれども、分かりました。私は重大事態というのをちょっと知らなくて、今回の新聞で私自身も初めて知ったのですけれども、重大事態というのはどういうものが言えるわけなのでしょう。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

重大事態は、いじめ防止対策推進法の第28条に定めてございます。その中で、いじめにより当該学校に在籍する児童、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた場合。もう一つは、いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒がこのいじめを理由に相当期間学校を欠席することを余儀なくされた場合。この2点が重大事案とされてございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これが嵐山ではないと。現在ないということで、過去にはどうだったので

しょう、この5年間くらいではどうだったのでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 過去5年間に重大事案は起こってございません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 起こっていないというのは、記録を取っていないということなのですか。

調べたけれども、そういう事態はなかったということなののでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 過去5年間に起こっておりません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。文部科学省が今回発表した中で、重大事態が1,405件あったということで憂慮すべき事態だというふうに言っていますので、嵐山ではこういうことがなくて幸いなのですけれども、やはり気をつけて見ていていただきたいなというふうに思います。

それで、昨日藤野議員さんの質問にリスクという言葉が使われて、リスクというのが文部科学省ではこういうふうに言っているわけです。子どもによっては、ちょっと飛びますけれども、休養などの積極的意味を持つことがある一方で学習の遅れ、進路指導上の不利益や社会的自立のリスクがあることに留意する。多分このことを言っているのだと思うのですが、これでよろしいですかね。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおりでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それで、私も確かに進学や就職などのリスクとなるというのは理解できるわけなのです。ただ、なぜ不登校になったかという中には、全員ではないでしょうけれども、不登校になったかという中には、やっぱり心がもう折れてしまっているという児童生徒がいるということです。そういう児童生徒に、勉強が遅れて将来リスクだよと言われても、なかなかそれは学習に向き合えないと思うのですけれども、そのことはどうでしょうかね、どうお考えになりますか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

不登校に入る背景であったり、きっかけであったり、理由であったりということは、本当に子どもたち一人一人様々だと思います。休んでいるときの心の状況も様々だと思います。ですから、リスクがあることは当然学校側は把握をしながら、また保護者の皆さんは把握をしておきながら、お子さんの様子等を見ながら、初めからこのリスクを前面に出して子どもにそういった判断や行動を起こすことを求めるようなことはございません。子どもたちのまず心の回復を十分に見た中で頃合いを見ながら、きちっとこういったところを補てんしていく必要があると思っております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。強要はしないと、リスクの強要はしないとということでお聞きできましたので、よかったというふうに思います。

七郷小学校は、令和6年度の9月に出された教育委員会点検・評価報告書で、SSR、SSRというのはスペシャルサポートルーム、この略ですよ。SSRは、不登校のいない七郷小を除きというふうに書いてあります。除き、町内4か所に設置してあります。この七郷小はなぜ不登校がいないというふうにお考えになっているのかをちょっと伺いたと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

この校内教育支援センターを設置する際に、七郷小学校が不登校がなかったというふうにそこに書いてございますが、これは設置する前の年の結果を受けて、なかったので七郷小学校には設置をしなかったということで、これが未来永劫、例えば七郷小学校には校内教育支援センターをつくらないという判断をしたわけではございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 私の聞いたのは、七郷小学校に不登校がいないということはどのようにお考えになられているのかをちょっと聞いたのですけれども、分からないですか、質問の意味が。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 七郷小学校に不登校がいなかった、設置に際しては不登校がいなかったということであって、なぜ七郷小学校に不登校がそのとき出なかったかということに関しては、逆にほかの学校になぜ不登校が出るのかと同じように、これは七郷だから出ないという、どの学校だから出ない、どの学校が出るのではないと思っております。不登校という問題は、どの学校でも起こり得ることだと思っております。ただ、絶対数が少ないために、ある一定の確率で起こったとして、絶対数が少なくなる傾向はあると思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 七郷小に不登校がいなかったというのは、やっぱりもう少し私は分析をしていく必要が、教育長に大変失礼ですけれども、私はあるのではないかなって思うのです。やはり人数が少ないから先生の目が行き届く、いじめも多分あると思いますよ、いじめなんかも。でも、それも大きくしないで済むような環境が七郷小はできている。それは、人数が少ないから先生の目が行き届くから、それができているのだと思うのです。ほかの学校はどうしても人数多くなってしまいますので、いじめないということなのですからけれども、ほかの要因でもやっぱり先生の目が行き届くのと行き届かないのとでは雲泥の差があるのではないかというふうに思うのですけれども、そ

の点はいかがでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

子どもたちに多くの教員の目が行き届くようにすることというのは、とても大事なことだと思っております。ただ、そのことは、少人数であるから目が必ず行き届いて、ではいじめや不登校が起きないかという、そういうことではないと思っております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 少人数であるから不登校がないというわけではないのだと、もう少し、これどういうことで今ご答弁されたのか伺いたいと思いますけれども。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 少人数であればいじめや不登校は起きないというような、そういった考えやそういったエビデンスもないと思っておりますし、そういったことはないと思っております。ですから、七郷小学校は人数が少ないので、不登校が起きない、いじめが起きづらいということではないと思っております。いじめや不登校は、人数が多かろうと少なかろうと、子どもたち個人の問題でございまして、これは起こる可能性はどこでもあると思っております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 少人数でありますから、先生の目が行き届くというのは大変大きな利点ではないかなと思うのですが、そこは違うのだよということを教育長はおっしゃっているわけですね。どのように違うのか、難しいですか。まとまってはいないとは思いますが、ちょっとお考えの端緒を伺えればと思うのですが、

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 まず、目が行き届かないかどうかということ、単純に子どもたちの数と1学級の人数が少なくて担任の先生1人であれば、これは単純に算数で割り算をすれば行き届く確率というのは高くなると思います。それから、クラスの数が20人なり30人いれば行き届くかというのは、それは割り算をすれば少なくなるという考えあるかもしれませんが、しかし、教員というのは、人数が少なくてもある程度の人数がいても、子どもたちをしっかりと見ていかなければいけません。それから、人数が多い学校、例えばクラスが複数あるところであれば教員の数も増えます。そうすると、多くの教員と子どもが関わることもできますし、多くの教員がその子どもを見ることもできます。ですから、学校の規模やクラスの絶対数が少ないからといって、単純に割り算をすれば確かに目が行き届きやすいというのかもしれませんが、でも目が行き届くようにきちんと見ていくというのが学校の仕事でございまして、人数が少ないということだけをもっていじめや不登校が起きづらいという結論には至れないということでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ちょっと私まだ理解し切れないので、ぜひともこれどうしてないのかというの分析していただければと思います。

学校統合後のことになってしまうのですけれども、学校統合後、さわやか相談員は1校になってしまうから1人になるという答弁でしたよね、前議会で。さわやか相談員は不登校対策には重要ではないというお考えがあるのかなって思ったのですが、課長のほうで。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

さわやか相談員は、現在は中学校が2校ですので、それぞれの学校にいる。そして、統合後は中学校が1校になるので、その学校に1人という想定をしておりますが、さわやか相談員そのものの配置につきまして今後どうなるかというのは決定事項ではございませんので、さわやか相談員に限らず、いろいろな相談事項を受けられるスクールソーシャルワーカーですとか、たくさん相談を受けられる先生もいますので、そういった相談事業のほうは引き続き充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 不登校対策にさわやか相談員も大変重要な部門を担ってもらっているということなのですか、そうではないということなのですかね。ちょっとその考えを伺いたと思います。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

不登校対策にさわやか相談員が重要な役割をなしているという認識はございます。しかし、その不登校対策に対しましてさわやか相談員だけが重要ではございませんので、様々な相談分野がございまして、いろいろなところで複層的に相談事業は受けていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 重要な部門を担ってもらっているということで理解いたしました。その上で、今後確定ではないということなのですが、ちょっと心配だなと。いじめ、不登校の人数、この状況を見ますと、若干不登校が減ったとはいえ、どういう経過になるかは分かりませんが、やはり私は最低でも現状の人数は必要ではないかなというふうに思うのです。これは要望だけにしておきたいと思います。

不登校に子どもがなってしまうと、保護者の方がどうしても会社休むようなことになることもあるわけですよね。介護休暇制度、これが不登校においても利用できるというふうに、これ国会で質問者に、厚労省の事務次官だか、その下の人だか、官僚の人がお答えしていました、これが利

用できますよということは。嵐山町ではこれを利用している実績というか、ありますか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

親御さんが、お子さんがお休みをされている間どのような制度でお休みを取ったり、または働いているかということは、全てについて教育委員会で承知はしておりません。議員さんが今おっしゃっている介護休業につきましては、育児介護休業法にのっとりた制度のことをおっしゃっていると思いますが、親御さんがどのようなところにお勤めされていて、その会社ではどのような休暇制度が該当するのかというのはこちらではちょっと承知しかねますので、どのように対応しているのかということを教育委員会として把握しているものは現在はございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それで、多分保護者は知らないのが現状ではないかなって思うのです。こういう制度がその会社が利用できるかどうかは別にして、利用できる会社であれば利用したほうがいいと思いますので、賃金も保障されるわけですから、本当に大きな悩みだと思いますよ、保護者にとっては。自分の子どもが不登校になって、ただでさえ大きな悩みであるわけですがけれども、その上、休んだら普通賃金は減りますので、そこは周知をしていくことが私は必要ではないかなと思うのですけれども、どうでしょうかね、そのお考えについて伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

こちら恐らく令和7年6月9日、参議院決算委員会での答弁だったかなと承知しているところでございます。この中で介護休業についての答弁が国でもございましたが、やはりそこでも介護休業、または介護休暇を与えるかどうかはその職場、職場の、そこでも基準に合えばもらえることもあるかもしれませんということであったと思います。ですから、もし保護者の皆さんと面談をする際にそんなお話が出れば、当然会社に聞いてみてくださいということとは言えるかもしれませんが、そういう制度がほとんどあると思うので、会社休んでくださいということはなかなか、教育委員会から保護者にまだそれを言うことはできないと思ってございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） やはり保護者に寄り添うというのが私は大事ではないかなって、自分の子どもが不登校になって、親としては責任感も通常あるわけですから、その子どもが不登校、ああ大変だな、子どもの将来のことも考えますからね、リスクということで文科省が言っているように。そういう中で会社を休んで子どもと向き合うということをしていくことになるのだと思うのです。そういう中で、やっぱり保護者に寄り添う教育委員会というものを私はつくっていくべきだというふうに思うのです。こういう制度があるので、おたくの会社で利用できるかどうかは分かりません

が、ちょっとお聞きになってくださいぐらいのことは私はやっていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 もちろん保護者に寄り添うことというのは本当に大事なことだと思ってございます。また、それ以上に子どもに寄り添うことのほうが大事だと思ってございます。ただ、保護者に寄り添うこと、子どもに寄り添うことと介護休暇が使えるか、介護休暇が取れるかということは、私は少し別のことなのかなと思ってございます。もちろん相談の中で、お休みが取れないのですけれども、そんな相談があれば、もしかしたら使えるかもしれませんから聞いてくださいということはあるかもしれません。逆に親御さんがそれを聞いて、会社にそういう制度があるのですってね、学校で言われました、教育委員会であるって言われましたと言われても、こちらとしては権限がないわけです。ですから、ご相談に応じることはできると思うのですけれども、助言としてそういうものを使ってくださいとか、相談してくださいというのはなかなかこちらから言うのは難しいと思ってございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 情報提供は、私はしていくべきだというふうに思うのです。教育長、この考えでしていくことは難しいという考えで今固まってしまっていますので、ぜひ保護者に寄り添う、子どもさんに寄り添う、そういうことをしていく中では情報提供というのは私はあってしかるべきだというふうに思うのですけれども、ぜひご検討いただきたいと思います。

昨日の藤野議員さんの質問で、小川の適応指導教室など、フリースクールのことなど質問にありました。小川の適応指導教室には今何人行っているのか、人数は聞いても大丈夫ですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 現在3人だったと記憶してございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） フリースクールは、今何人行っているか分かりますか。いいですよ、後で訂正だか、間違っているでもいいですよ。行っているか行っていないか、ちょっと聞きたいので。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 今手元に正確なデータはないのですけれども、現在フリースクールに定期的いきちっと通っているお子さんというのはいないと把握しております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 小川の指導教室、これはお金がかかるのですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 答弁申し上げます。

小川の広域適応指導教室につきましては、料金等は一切かかりません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） フリースクールは、かかるということで理解してよろしいですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 フリースクールの場合には一般的にはかかるかと認識しております。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 私が聞きたいというか、質問なのですが、義務教育の範囲でこういう教室に行く、フリースクールに行くということになった子どもさんは、やはり人格の完成途中、形成期でありますから、大変こういうところに行くのは大事だなというふうに思うのです。そうしましたら、少なくともフリースクールへの助成を、あるいは交通費の助成というものも含めて考えていくことが大事ではないかなと思うのですが、昨日お考えないということだったので、せめて非課税の世帯へは私は補助をしていくことをお考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。これこっちでないかな。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

フリースクールへの補助につきまして現在検討しておりませんので、課税、非課税にかかわらず現在のところは補助をしていくことを検討はしておりません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） やはり義務教育の範囲でこういう教室に行かざるを得ない、フリースクールのほうに行かなければならないということになったら、親御さんにとったらやはり出費が増えるわけですね。非課税世帯というのは、やはり収入低いわけですから非課税になっているわけで、そういう子どもさんに対して、保護者に対して一定の負担を教育委員会は考えていくべきだと思うのです。そういう気持ちもないのですかね、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

非課税世帯についての就学援助については、これは本当に大事なことだと思ってございます。現在フリースクールのことについてでございますが、昨日もご答弁申し上げましたとおり、今町では広域適応指導教室であったり、それから福祉連携ではございますが、B&Gの子ども家庭センターであったり、それから校内におけるSSR、校内教育支援センター等、義務教育の範囲で無償の範囲でできることというのも講じているところでございます。まずそういったところをしっかりと利用していただいて、その上でフリースクールということになりますので、フリースクールはある意味選択になってございます。フリースクールしか受皿を用意していないというわけではございませんので、まずは町のほうでも講じているそういった支援策のほうを紹介をして使っていただいて、そ

ういったところで保護者の負担というのをかけないようにしてまいりたいと思います。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 昨日の藤野議員さんの質問に対して、特例校について2校開校するという訂正があったわけですね。これの内容をちょっとご説明いただきたいと思います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 さいたま市と川口市に令和8年4月開校予定というふうに広報等が出ているところでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ここはどういう子どもたちが通えるわけなのですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 こちらのほうも詳細な説明等を受けているわけではございません。あくまで広報されている開校予定ということでの広報通知でしか承知はしてございませんが、さいたま市のほうは小中一貫型の学びの多様化学校、それから川口市のほうは中学生を対象とした学びの多様化学校を開校予定というふうな広報のほうを承知しているところでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 町ではそうしますと、ちょっと遠いですがけれども、嵐山から見ますと。それでもこういうのがありますよというのは紹介していくことになるのですか、それともこれは伏せておくのでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 こちらの学校について、中身を詳細に私は承知をしているわけではないのですが、学びの多様化学校は学校教育法に定められる一条項でございます。ですから、通える子どもというのは当該市町村に在住、在籍をしている子どもだけでございます。ですから、このさいたま市と川口市の学びの多様化学校について、こちらのほうが今現在で市町村を超えて対象になっているとは承知しておりませんので、広報していくつもりはございません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。質問を終わりたいと思います。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○狛守勝義議長 続いて、本日2番目の一般質問は、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項1の独立行政法人男女共同機構の不用施設に関するサウンディング調査の結果と今後の方針についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 来年の4月1日から国立女性教育会館がなくなって、そして独立行政法

人男女共同参画機構となります。その施設は、本館のみが事務所として残って、あとの施設というのは体育館、テニスコート、宿泊棟、研修棟はなくなって不用施設となっています。それをどうやって民間活用していくかという調査が始まるわけですが、その後の方針について伺います。

(1)として、国土交通省の行った7月28日の公民連携の民間の事業者の調査に町は参加していると思いますが、どのような事業者が関心を示して、どのような提案を行ったか、そして実際に事業化につながるような提案があったのかどうか伺います。調査の概要について国と県からの正式な説明や報告があったのかどうかの確認をいたします。

次、(2)ですけれども、公民連携に掲げる提案調査の結果は通常公表されるものなのですが、今回探してみても非公表と見受けられますし、また埼玉県にも行きましたし、国にも行って見たのですが、そのことについては説明がありませんでした。そのため非公表というふうに私は感じているのですが、国からの非公表の理由と報告について、それについて伺って、そして町は非公表であること理由分析をなさっているかどうかを伺います。

(3)として、今後の、今はまだ国の持ち物になっていますけれども、27年4月1日から国立女性教育会館がなくなって男女共同参画機構になって、それまでの間の方針とスケジュールについて町として情報提供を求めて、そして積極的に国と県と連携する必要があると思います。これは、情報公開請求しましたら、国は嵐山町に丁寧に協議をして報告するというふうに出ているのです。ですので、それについて国と県からの町への説明について伺います。

そして、(4)番目として、公有地、国有施設の利活用として透明性、公平性が保たれているかどうかについての見解を伺います。

(5)として、サウンディング調査ですけれども、企画の意向調査に関しての段階で町や利用者の意見はどのように聴取されたか。事業者が見つからない場合であれば地元の事業者と連携し、不用施設を地域に開かれた形で活用すべき可能性を探るべきであると考えています。提案や意見を国や県に届ける仕組みを検討する考え方があるかどうかを伺います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 はい、お答えいたします。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。7月28日の国土交通省サウンディングには民間事業者が7者参加し、利活用の提案5者、アドバイス2者という内訳だったと認識しています。オンラインで開催され、本町は傍聴しました。先月県からサウンディングの報告があり、一つの提案は本町の方向性と相入れないが、その他の提案について特に異論はないと伝えました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。国土交通省のサウンディングを傍聴できたのは地方公共団体とあり、民間事業者、報道関係者等の傍聴は受け入れていませんでした。その理由等は特に把握しておりません。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。今後について県と情報を共有し、事業者の選定に向けて進んでいくものと考えますが、国との調整は県が担っています。今後のスケジュールは、まだ流動的との認識です。施設の所有者である国との調整等によって定まってくると考えます。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。不要となる施設の利活用について、国土交通省サウンディングに応募し、民間から幅広くアイデアを募集、市場調査していることから、透明性、公平性は保たれていると考えます。

続きまして、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。9月議会でもお答えしましたとおり、県から本年3月末に国土交通省サウンディングに応募する旨が示されました。その後、改めて県と調整し、新法人が不要とする施設についてサウンディングの前提条件に、当該地が歴史的に嵐山町の文化、教育の中心であり、また自然環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましいと付していただきました。なお、県が利用者の意向を聴取したのかについて本町は把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は13時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の質問事項1の再質問からです。どうぞ。

○12番(渋谷登美子議員) サウンディングに関して、民間事業者の2者がアドバイスだということで、これ金融機関ですね、そしてあと5者は具体的な提案者だったと思うのですけれども、県からサウンディングの報告があって、一つの提案は本町の方向性と相入れないが、その他の提案については特に異論はないという提案だったわけですね。その提案の内容というのは具体的にはどのようなものであったのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、本町の方向性と相入れないというものに関しましては、サウンディングの前提条件に付していただきました当該地が歴史的に嵐山町の文化、教育の中心であり、また自然環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましいと、こういうふうに書かせていただきました。これにそぐわないというふうな形でご理解いただければと思います。残りに関しまして、詳細に関しましては、交渉事ですので、控えさせていただきますと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これサウンディングに関しては、交渉中ということであっても一応報告することになっているので、公表が前提なのですね、読んでいくと、国土交通省のなんかも。その中でそれを非公開にしなくてはいけない理由というのは何なのか、これは続けて、特に把握していませんでしたというふうな形になっていますけれども、次の質問の再質問も一緒にここに関しては伺います。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、サウンディングの主体者は埼玉県ですので、埼玉県がまだ細かいところを公表していない以上、嵐山町が公表するものはどうかというふうに考えております。また、サウンディングの、あまり非公表というふうな私は捉え方はしていないのですが、なぜ地方公共団体しか傍聴ができないのか、それと民間企業はできないのですかという形で何かQ&Aのようなことが書いてありました。考え方としては、このサウンディングに関しましては、基本的には今困っている地方自治体のために行うものですと、その地方自治体がいろいろある程度本音も引き出して話をできるようにするためにはあまり広過ぎるとよくないという考えを持っていますということと、民間事業者につきましては、サウンディングのときはそうだったのですが、この7者に関しましてはズームで行うような形で7者ちゃんと名前が出ていました。1者1者ではなくて全部出ていまして、会社の名前も出ておりますので、当然一定のノウハウ的なもの、会社の名前も出てしまうので、そういったことで会社にも配慮がしたいと、以上の2点から公表に関しましては地方公共団体にさせていただきますと、民間事業者に関しましては傍聴を理由とするサウンディングの申込みに関しましては控えていただくようお願い、そのような形で書いてありますので、主催者の考え方というのはそのようなことかなというふうに私は理解しました。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは国土交通省のサウンディングであって、埼玉県のサウンディングではないですね。私埼玉県の別のものはちゃんと入って傍聴させていただいて、多分そちらも入っているなというのは分かったのですけれども、それは国土交通省であるからそうなのか、実際主体は埼玉県ということなのか、その点について伺います。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

サウンディングの場を提供したのが国土交通省という形で、サウンディングを直接行ったのは民間の委託事業者が委託を受けて開催をしているというような形になります。サウンディングに参加

したのは埼玉県が参加をしたというふうな形になりまして、嵐山町は傍聴したと。傍聴できるのは地方公共団体とありますので、議員さん一般質問の中では参加というふうにございますが、嵐山町はその傍聴できる権利、できるということになりましたので、傍聴をさせていただいたと、そのような形でご理解いただきたいと存じます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これはいいです。1、2はいいです。

そして、今後のことについてなのですが、今後は施設の所有者と県ですか、スケジュールについては定まってくると考えているというふうには書いてあるのですが、情報公開で見ているところによりますと、あそこは市街化調整区域なので、何かが入ってくると場合によっては都市計画決定をしなくてはいけないのです。その部分というのは、そういうふうな話になってきているのか、なっていないのかということは私とても重要だと思うのです。あそこでは市街化調整区域なので、合併浄化槽で行っているわけです。それが今度下水道に入ってくるという形になりますから、そういったことも含めて、これに関しては調整を取って定まってくるというふうになっていますから、実際には嵐山町も入ってこないスケジュール調整はできないではないかと思うのですが、その点はいかがなのですか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今回のサウンディングにつきましては市場調査型ということで、開発に関しましては一回置いておいて、この跡地に関しまして施設も含めてどのような活用のアイデアがあるか、アイデアを募集するというものがとにかく大きな一つでございます。

開発に関しては一回置くという前提で募集を取ってございますので、ここの開発決定とかというところまではまだ当然お話は進んでいないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） アイデア募集でしたら、別にそのアイデアを公表したって構わないわけだけでも、実際に公表されていないわけです、いろんなアイデアがあるのに。その点について私は公表すべきだと思うのですが、それは順を追って埼玉県に公表するようにスケジュールを求めていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

交渉事ですので、埼玉県は埼玉県の考えがございますので、私どもが踏み入ることではないと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 非常に密接だと思うのですね、埼玉県の在り方と、それから嵐山町というのは。今の都市開発のことにしても、それから見ているとサウンディングに関してはすごく広いですから、1つや2つの事業ではないなというふうに考えているのです。一遍に3つあって、それぞれの事業者がそれぞれ組んで、そして銀行も入ってそれをやっていかないとできないだろうと思うのですが、それについてまでも公表できないということは、そうすると逆に言えば今までの嵐山町の意見というのはそこには反映されるかもしれないけれども、利用者の意見というのは全く反映されないというふうな形に考えていいのでしょうか、これは次の5にも通じますけれども。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず跡地の事業者というのは埼玉県になりますので、基本的には埼玉県が考えるべきものと考えております。町は町としての希望のほうは付していただきましたので、そのように考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この利用者というのは埼玉県が半数以上だったということは、情報公開請求の中で分かっています。そうすると、埼玉県が土地を持っていたとしても、利用者は半数以上は埼玉県民であるわけですから、埼玉県民の意向とか利用者の状況というのは埼玉県がもっと公募したり、いろいろなパブリックコメントとか、取っていくべきだと思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

答弁繰り返しになりますが、埼玉県が考えるべきものと考えております。こちらは交渉事ですので、それなりのデリケートな形で進める必要はあると考えています。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ここの本館が残ったのは、恐らく安岡さんの地だということを町長が一生懸命、町長と嵐山町が言ったことがあって、そして本館が何とか残ったという形になっていて、それもさらに自然的な部分も残していただきたいというふうな形でそれがあつたわけですね。そうすると、私はどうしても腑に落ちないのですけれども、利用者とか、そういった者が実際にあそこで600万人以上の方が活動していたわけですよ。それが、その部分を無視してできないということ、私はこれを持っている自治体としてはやはり一言言うべきであると思うのですが、埼玉県についてそれを一切言うことはしないということでもいいのでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今回も埼玉県から報告がありまして、町の考えは伝えさせていただきました。今後も必要に応じてお話をしながらというふうに私どもは考えております。その都度、その都度お話をしていければと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これも情報公開請求で分かったことなのですけれども、小八木審議官というのと町長と話していますよね。そのときに話している中で私面白いなと思ったのですけれども、男女共同参画審議会の委員さんとか、それからワーキンググループってありますよね、男女共同参画を進めていくワーキンググループ、それは一切関係なく、官僚が全部進めてきたことだというふうに一言書いてあるのですよ。そういうふうに言われていて、それというのはそうすると全く女性とは、男女共同参画とか女性教育とか市民とかは関係なくてこういったことが進んできたのだというふうに思われるのです。

そうしますと、実際には国立女性教育会館、女性婦人会館って1977年までにいろんなことがあって、あれをつくってきた歴史があるのだけれども、それを一切詐称するというか、ことになっていて、それに対して公的な機関として唯一意見ができるのは嵐山町しかないのです、今のを見ていると。男女共同参画審議会もこれに関しては意見出していない。実際には意見出している方はいらっしゃるのですけれども、それ全部詐称されている。

その中でこの土地の在り方が決まっていって、付帯施設が決まっていってというのまずいかなと思っ、嵐山町しか公的な機関としては言う場所がないということもあって、女性の問題、女性や利用者の意見を何とかして入れてほしいということは言えないのかどうか。特に、私はこれちょっと短くしようと思っていたのですけれども、今宿泊型研修というのはとても重要視されていて、これは新たに公募というか、募集されているようなところがあると。あと、スポーツ少年団なんかも宿泊の研修というのがとても重要なだけれども、実際にはするところがない。今のここでいくとヌエックというのは体育館もあるし、今プールは使っていないですけれども、プールもあるし、宿泊施設もある。そうすると、それはとても有効だと思うのです。そういったことに関して、私はこういうふうな形ができますよというふうな形で嵐山町から一緒に提言していくという形はできないのかどうか、これがとても重要で、そうすると民間の人たちもそういうことが提案できるといいと思うのですけれども、そういったシステムをつくることできないのかどうか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

民間企業ですので、ある程度は、民間企業ということは一定の営利は得なくては事業ができませんので、そのような形で今ある程度こちらで絞っていくということは、当然経営を考えないでち

らで言うというのも失礼なことになってしまうと思います。民間企業は当然そういうのも全て考えてこの土地の活用に関して検討をしているものだと思いますので、町で示していくという考えは持っていません。そもそも土地の所有者でもありませんので、その辺の考えはございません。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） しつこくなるのですけれども、営利型になってくると都市計画の変更が必要になってくるのです。営利型ではなくて、今の公共施設の形で何とかやっけていこうとして営利が少ない場合、公共のものではない場合、公共的なもので運営していく場合には都市計画の変更がないのですけれども、ここを私ちょっと調べてみたのです。そうすると、こここのところでは嵐山町がかなり関わってくることになります。

今ですけれども、埼玉県は県民活動センターを廃止しようとしていますよね、ご存じですよね、当然。そして、ここもなくなってくるとなると、実際には埼玉県民が宿泊をして研修して、県民活動センターが体育施設を持っているかどうかというのを知らないのですけれども、100人規模の宿泊施設なのです。そういったことも併せると、私はもう少しこのところで県に対して嵐山町は言っていく権利はあると思うのです。44年間か、そここのところでやっけていて、ボランティアの人もやっけて、これだけのことをやっけて、それでPFI事業になっても何とかしてなくさないように稼働率が低いところを何とかしようとしていろいろ手伝ってきた部分もあるではないですか。そここのところでの発言するものは一定なものはあると思うので、そこに関しては私は発言すべきだと思うのですけれども、いかがでしょう。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今議員さんのおっしゃることにしましては、前提条件に、繰り返しになりますが、当該地が歴史的に嵐山町の文化、教育の中心であり、また自然環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましいというふうな前提条件を、これはかなりの厳しい前提条件だと思います。先ほど民間企業ですから営利、営利とお答えしましたが、この文言があることで選択肢というものもそれなりに狭まってくるのかなというふうな考えてございます。また、埼玉県からの報告に、町の方角性にそぐわない、この前提条件にはそぐいませんという形でお答えもさせていただきました。町としては、これで十分なのではないかというふうな考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 自治体としてはそうかもしれないのですけれども、ですけれども実際にいる人たちって、使っている人たちは自治体ではないです。みんな個人とか市民団体、そうした人たちの意見がどこにも出せないのです。そこを変えることができるのは嵐山町しかないのです。な

ので、ここのところで強く言っているのですが、その点については町長、いかがでしょう。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

様々な観点から今またご指摘ありましたけれども、まず官僚主体で云々というのがあったけれども、それはどの時点のことを言っているのか。例えば今から2年前ですよ、11月の30日、翌日には議会が控えていた。そのときにばかんと内閣府、文科省、それから国立女性教育会館、県、この4者がいきなり私のところに来て、それで今のような話を始めた。もうあそこのところは事務所も移転しますよ、あるいはあそこのところは譲渡しますよと、そこまでいきなりですから。えっ、何ですか。もちろん底地は全部県のもの、建物は全部国のもの、しかしそういうことを考えても、あまりにもひど過ぎるのではないのでしょうかということ、私はすぐに大野知事のところに行って、そして大野知事に全面的にこういうことなのだと。大野知事も、分かりました、全面的に嵐山町の意向は酌んで、県としても応援しましょうということ。その後、県議会でも全会一致で国のほうに残すべきだというような趣旨の要望書も上げていただいた。嵐山町議会だって、私はすぐにその議会のときに報告をして、そしたら議会の皆さんもあつという間に国のほうに要望書を上げていただいた。そういう中で、今度は残るということになったわけです。これ1つ取ったって、これは大きな進展でありますので、私は言うべきときに言うべきことはしっかりとっているつもりです。

それから、あとは、先ほど600万人の利用者がいるのですか、600万人、年間で。

[何事か言う人あり]

○佐久間孝光町長 だから、そういうところもちょっとあれかな。利用者は嵐山町は全く把握していませんので、これはやっぱり国のほうが当然そういう運営をしていたわけですから、そのほうでやる。あるいは、県のほうでそういう心配があるならば県のほうでしっかりとそういう調査をして、そしてなくなったとしても県民にそういうような損害がないかな、影響がないかな、それは嵐山町ではできませんよ。少なくとも県の単位でやらなければいけないということ。

だから、そういったことに関しては、もう一度言いますけれども、嵐山町としては言うべきときに言うべきことはしっかりとお伝えをしている。そして、県も、それから国も、そういった意向をしっかりと考えていただいて、そして今までも進めてきていただいているということ。これは私はしっかりと見てきていますので、感謝という言葉を使うとまた渋谷議員に怒られるかもしれませんが、でもなかなかそういうことはあり得ないだろうな。最初のスタート段階から考えれば全く国も県のスタンスも全然違いますから、そういった思いで今います。ですから、今渋谷議員が言われるように、この時点で「こうせい、ああせい」、そんなことは言うつもりはありません。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 時間がもったいないのであれなのですけれども、宿泊棟や、それから研修棟、体育館、プール、テニスコートというのは何とかして、市民の方が、住民の方が今までも使

っていて、そしてそれを利用し続けるためにどういうふうな展開をしたらいいかということを考える上で嵐山町というのはとても発言権があるのだけれども、その発言権はもう利用しないよというふうな形で、そこのところは切ってしまうよというのが今の町長のお答えだと思いますので、次行きます。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 全くそういうことではありません。言うべきことを言うべきときにしっかりとやっているのが嵐山町です。

以上。

○狛守勝義議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） これは全部言ってしまったのだよね、通告書の。

そして、2の困難を抱える女性の実態把握と支援体制の整備について伺います。困っている女性というのはどの地域にもいますが、小規模自治体では対応できる施策がありません。そのための実態把握から考えていきたいと思います。

(1) として、町では困難を抱える女性の実態をどのように把握しているか。独り親、DV、性暴力、経済孤立等の複合的な課題を持つ女性についての相談件数や支援状況の整理について伺います。

(2) として、各課で情報共有の仕組みはありますか。

(3) として、女性が安心して相談できる場や居場所の整備予定について伺います。

(4) として、女性支援法の趣旨を踏まえた独自の実態調査、ネットワークづくり、近隣自治体と連携していく考えを伺います。

(5) として、今後の課題と町の取組方針について伺います。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(3)、(5)について。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

福祉課では令和7年度において23件の相談を受けています。主な相談内容といたしましては、面前DV等になります。支援の状況でございますが、児童相談所、西部福祉事務所等の関係機関と連携を取り、個々の相談内容に応じ、福祉サービスの利用等の支援を実施しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。情報共有につきましては、特に法律の規定がない限り、相談者本人の了承を得なければ個人に関する情報を共有することはできないものと考えております。各課で実施している行政サービス等の情報はその都度情報共有しており、関係各課と連携を取れる体制を取っております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。現状で女性が安心して相談できる場や居場所

を新たに整備する予定はございませんが、これまでも相談内容に応じ、相談室等での相談を受けるよう配慮をしております。庁舎までの来庁が難しい場合等は、ふれあい交流センターの1室を利用して相談を受けることもございます。今後も相談者の状況に配慮して相談を受けてまいります。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。町の取組方針につきましては、国の女性支援のための施策に関する基本的な方針において女性支援基本計画は男女共同参画計画と一体的に策定できるとあることから、町の次期男女共同参画計画において一体的に策定するものと考えております。また、困難を抱える女性に対する支援は、令和6年第1回定例会において答弁いたしましたとおり、個々の事情や相談内容により福祉課、長寿生きがい課、健康いきいき課、地域支援課にて対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目(4)について。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。

令和8年4月に新法人、独立行政法人男女共同参画機構が発足します。昨年7月に示された国の方針に基づき、ヌエックから本町に対して職員派遣の要請があり、新法人の所在自治体として前向きに検討しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 全部関連しているのですが、昨年の7月30日の岡田恵子男女共同参画局長の話では、男女共同参画センターのセンターオブセンターとしてヌエックが、男女共同参画機構が位置づけられ、そしてその地元として協力するとか、そういうふうな形でしたよね。ところで、男女共同参画センターというのは、日本の全国に実際1,700幾つかあるのですけれども、そのうちの365で、実は16.2%しか男女共同参画センターがないのです。そして、嵐山町も男女共同参画センターがないのですけれども、これは5番のお答えはある程度重要なことになると思うのですが、そういう前提になってくるのか、そしてこれはとても前向きに検討していただいてありがたいと思うのです。逆に言えば、男女共同参画局とかヌエックとか、非常に職員が少ない場所だなというのを私見でいて分かったのです。だから、逆に言えばそこのところに入ってきて、ヌエックの職員になってしまうのかとか、そんなことも考えられるし、その点についてどのような形で職員を派遣していくのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

仮に職員が派遣をされた場合という形になりますが、議員さんがおっしゃるように今度はセンタ

ーオブセンターという形になって、全国の男女共同参画センターと結ぶ業務というのが今度の新しい機構の核となる仕事の一つになるというふうな形でいろいろなところに書かれております。そういった仕事をお手伝いをしながら、場合によっては、それほど大きく人数がないということですから、ある程度主となる担当者となって行っていくような形と考えております。仮にその職員が嵐山町に帰庁した場合には、恐らく男女共同参画全般に関する知見ですとか、人脈ですとか、ノウハウとか、そういったものを町の施策に落とししていただけるのではないかと考えております。

男女共同参画センターを設ける、設けないという形に関しましては、まだ考えておりませんというか、検討までしておりませんので、今の段階はそのような形でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 男女共同参画局の問題点として、女性支援に係るものが全部ないのです。実際に女性支援計画というのは町村ではつくらなくてはならないものではないから、嵐山町でもその部分が進んでいないのです。まだできたばかりの法律ですので、そのところも進んでいないのですけれども、具体的に女性支援計画というのをこれからつくって、男女共同参画のセンターオブセンター、ナショナルセンターになってその地元として仕事をする場合にはどうしても女性支援の問題というのはやらざるを得ないだろうなというふうに思っていますが、その点について今の状況ではなくて、これ職員が派遣されて、戻ってきたらそういうふうな形が発展されるというふうに思っているのか、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおりかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、これはこのままで、これで結構です。

次行きます。子どもの貧困についてです。これは今ここに資料として出したものなのですが、この9月の決算議会でとても驚いたのです。貧困の子どもがすごく多いというのが分かって、これ資料にして作ってみました。5人に1人がほとんどこのところ、令和3年ぐらいから20%近くになって、これはとても大きいのです。それは、国の比率があまり出ていないのですけれども、国が14.2%のときに嵐山町は18.9%でとても高い。そして、さらに嵐山町の子どもの問題として言えば、少子化が進んでいて、そして子どもの貧困、学習支援というのですか、それを受けている子どもが減らないのです。人数的に減らない。比率としてはだんだん上がってきているということがかなり大きな問題だなと思って今回ここで取り上げていますので、それでお話しします。

町内小中学生のうち、就学援助を受けている子どもが5人に1人であることが明らかになりました。

た。少子化の加速、出生数の減、就学前の子ども数の急激な減少とともに、これからの子どもの政策にとっても大きな課題であると考えています。家庭の経済状況が子どもの学びや体験格差につながっていきますし、子どもの貧困というのは人間関係の貧困にも関わっていきます。ですから、子どもの貧困対策は、経済支援のほかにも学習機会の保障や地域の支え合いという形で子どもが参加していくのが不可欠だと思っています。

そこで、(1)として、岩澤町政時代に行っていた英検検定の補助、図書館で行っていた学習支援について再度行う考えについて伺います。英検とか数検、漢検などは、学校の授業とは直接つながらないのですけれども、小中学生が目標を持って学習できることへの応援というのはとても大切だと思っています。授業とは異なる角度で有効であると思います。そして、学校教員以外の大人との関わりというのはとても楽しいもので、それは将来にわたって大きな思い出になっていくと思うし、有効なものであると考えますので、その点について伺います。

(2)として、町では地域の子どもの活動として放課後子ども教室やふれあい教室が開催されています。今現在子ども食堂も開催されたと聞いています。地域での子どもの活動は、子どもの豊かな経験を伝えていきます。地域での子ども活動としてスポーツ少年団に少し補助していますけれども、子どもが個人で習得したい文化活動も指導者が登録すると地域の子どもの教室として子どもへの支援があり、地域の大人との関係づくりによって子どもの文化、スポーツの経験が多くなります。古里獅子舞保全会など、子どもと大人の活動が豊かなものになっていくと思うのです。太鼓もそうです。太鼓「嵐」もそうですけれども、子どもと大人の活動が豊かなものになっていくからこそ伝承が生きていくというふうに考えます。学校給食費は無償化になる方向ですけれども、この無償化によって今までの町の一般経費をこのような子ども経費に振り替えていく方向性について伺います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)(2)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項3の(1)につきましてお答えいたします。以前に実施しておりました英語の検定補助及び小中学生の学習支援事業は、貧困家庭を対象とした事業ではなく、全体の児童生徒の学習意欲の向上を図る趣旨で実施しておりました。コロナ禍を経験して学習環境や学習方法にも様々に変化が生じているため、再度実施することは考えておりません。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。学校給食無償化につきましては、国において正式に法案が成立している状況ではないため、具体的な制度設計が示されておりません。そのため、現在振替業等を検討できる段階ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) この質問書の書き方が悪かったのかもしれないのですけれども、子どもの貧困というのが大きな問題になっていて、そして子どもの貧困に対してどうするかということで

は、就学支援に関しては経済的なものというは取りあえず出ていますよね。そのところでは、経済的なものというもの、それか独り親家庭への給付金なんかもあったので、経済的なものというものは私は今嵐山町の行政の中で考えていくというはあまり、本当は必要なのですけれども、その部分まで考えることは今はやらなくてもいいのかな、今の状況の中でやらなくてもいいかなと思っているのですけれども、子どもがどうしても貧困というか貧しいと学習意欲というのがなくなっていくますよね、なくならない場合もありますけれども、前回おっしゃっていましたが、教育長がお話ししていたのは、子どもの貧困を調査する一つのものとして家庭にどのくらい本があるかというものがあるとおっしゃってまして、その結果については残念ながら聞いていないのですけれども、そういったことを考えますとやはり環境的にそういったものをつくってあげていくというのがとても重要だと思っているのです。

そのために、たまたま英検とか漢検とか数検というふうな形を出しています。そして、それに代わって、英検とか漢検とか数検をやるには、ただ単純に補助をするのではなくて、試験料の補助もありますけれども、そのほかに短期間であってもそれに向けての学習支援というのはできないかなというふうに考えているのです。それがとても重要で、そこで大人と交わっていきますよね、そういった部分を考えていくこと。私は、学校の授業とは違って、また違う学習の目標というのがあることが子どもにとってとても豊かだなというふうに思うのです。それは、学習だけで考えていくわけですけれども、今行政でやれることというのは学校教育と生涯学習ぐらいなので、その部分で学校教育のところではそういった試験の補助、そしてそれに関わって少しシルバー人材センターか何かをお願いして、そういった学習の補助ができるような方たちをお願いして、そこで学校の中で勉強していく、そういったシステムがつかれないかなというふうに思っています。

ですから、これは学習面のことと、それから子どもの生涯学習の部分とちょっと分けなくてはいけないと思っているのですけれども、でもどうしても一緒になってしまうのですけれども、その点についての考え方というのか、子どもの貧困についてどのようにして対応していくかということが実際にできていなくて、この質問が悪かったなと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えになるか伺います。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

本当に嵐山町の子どもたちの準要保護授業保護の率を見ると高いというのは十分承知しているところでございます。その中で、今学習との絡みということでございましたが、今議員のお話の中にありました学校の授業以外のところに目標を持って学んでいくということは非常に大事であろうというお話がありました。私もまさにそうだと思っております。ただ、それが英検や漢検だけでなくもいいのではないかなと思うところもございます。例えば今学力日本一と言われる秋田県の東成瀬村等では、自主学習ノートという形で、学校の授業とは離れてもいいから、自分の好きなこと

をノートにまとめて勉強していくということを進めて、学力日本一になっています。

嵐山町の小学校でも、まず低学年を除いてみんな自主学習ということを取組をしています。こういった支援の中で、学校の授業と離れても関心のあるものに進めていくということは、非常に議員さんのおっしゃるように子どもの学ぶ意欲、それからやる気につながると思っていますし、漢検、英検はやっぱり全ての人が均等に受けるわけではございませんので、受けに行こう、受けたいと思った人だけの支援になると思うのですが、学校公教育の中でできる自主学習は全員の子どもに均等に支援することができますので、そういったことがまず学習保障等で大事かと思っ取り組ませているところでございます。

それから、学習、学校外での学ぶということにつきましては、現在も例えばアスポート等、そういった学習教室というのも案内をしているところでございます。これは全ての方に均等にではなくて、やはり経済的な支援が必要な人に対してそういう手だても講じてございますので、そういったところで保障をしていくことも重要なことかなと思っております。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私はそういったものがあるのは知っていて、これでなおかつやっている。それで、思っていますのは、例えば古里獅子舞、これはとてもいいなと思っています。それから、太鼓「嵐」というのですかね、それも金額的にどのぐらいなものか分からないのですけれども、例えばいろんなお子さんがやっているような、本当はやらせてあげたいのだけれども、やれないなというふうなお習字とか、音楽でもいろいろあるのですけれども、そういったものを本当はやってみたいと思っても経済的にできないというふうな方たち結構いらっしゃると思うのです。そういった人たちに対して短期的に教室を開くとか、それから登録した人が教えてあげるところに何か支援していくという形は生涯学習としてはできると思うのです。だから、そういった点を充実して行って、子どもと学校以外の別の大人との関わりというのは私はとても重要であると考えているので、その点について部活動ではなくていろんな形で子どもたちが学びたいと思うのです。その部分を保障してあげる方法としてはどんなのがあるのかなと思って、例えば英語は今授業でやっていますよね、だからそうではない形のものでできないかなというふうな形でお話ししていて、私は古里獅子舞とか、そういったものはいいし、そういった形が、獅子舞は継続的なものですが、短期的にやっていくというふうなものでできないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

今議員のほうからも提案がありました例えば音楽とか書道、短期的にできないかというのですが、例えば音楽、書道、それだけを集中的にやっているというのはなかなかないのですが、現在スイミーという放課後活動の事業がありまして、その中で今大妻嵐山の中学高校生を講師として、今月は

音楽を楽しもうということや会をやりまし、また今月末は書道、書き初めをやるということや単発ではやっておりますので、そういう授業を充実、継続していければと考えております。また、ほかの事業も、スイミーですといろんな活動を通じて交流もできますので、そういう事業を充実していければと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） スイミーもとてもいいなと思うのです。それを拡充していった形で子どもさんが入っていけるというふうな方向性をつくることはできるでしょうか。予算がないのだよね。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 子どもと地域の大人が関わることは本当に大事だと思っています。今回獅子舞につきましても、実は最初のハードルといたしましてはその団体が子どもたちを例えば地元だけではなくもっと広く受け入れますよですか、そういった理解をいただくことがまず一番大事なことになっております。今回獅子舞ではそういったことをご理解をいただいて、地元の子だけではなくて、どこの子どもでも嵐山町内でいいですよという合意を得られたので、こちらでも協力をして全部の学校に投げかけて、やりたい子はぜひ参加してくださいという形で今のようなものにつながっているものでございます。

今議員さんから部活動はなしにしてというお話ありましたけれども、少しそこに係ってしまうのですが、現在文化団体連合会がございまして、その幾つかの中で絵画を描いている団体の方や、それから書道をやっている方に、もしこれから地域でクラブ活動等で中学生、または小学生でもいいのです、そういう子たちがやりたいと言ったら受け入れることができますかというのを個別にいろいろお願いをしています。いいですよとってくれるところがほとんどなのですが、制度はできていません。ただ、まずは受け入れてくれるという気持ちがあればいけないのですが、現実的なところといたしましては、ほとんどの活動の団体の方が平日やっていますとか、そういったことが多かったのも事実なのです。ただ、少しずつ受け入れてくれますというところをつくっていったら、中学生のクラブ活動の地域展開ももちろん見据えてございまして、もちろん小学生がそういうところに行ってもいけないわけではないわけですので、そういった形で子どもたちと大人が関わる場所というのは何とかつながりはつくっていきたくて今取り組んでいるところでございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、それをスイミーを発展させるという形で、部活動と一緒にするというので予算の関係がありますよね、予算なしでそれを進めていくというのは難しいと思うのですが、その辺はどういうふうな形で新たな生涯学習の部門としてつくっていくのか、学校教育としてつくっていくのか、はたまた子どもの貧困という形で福祉関係の学童保育みたいなところでやっていくのか、それはどのように考えられますか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まだ明確な答えが出ていないというのが正直なところでございます。今回古里獅子舞等につきましては、本当にこれはやりたいという方のご家庭の例えば送迎等も含めてご支援、ご負担でやっていただいております。今中学生等のクラブ活動の展開も含めてなのですけれども、費用の負担をどうするかというのは今本当に問題になっていて、もちろん各教育委員会、連合で県にはお願いしていますし、県のほうは今国にお願いをしているというところでございます。その財政支援というものはまだ方向が要望しているだけで出ておりませんので、本当に何か補助が出せるのか、場合によっては少し参加者の負担ということも考えなければいけないのか。そうなってくると就学支援のような形も考えなければいけないのかという、まだ本当に研究することが多い段階でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それはまた次に回すとして、次の質問に行きます。4番ですけれども、女性の貧困と共同親権の対応についてです。子どもの貧困の背景には女性の貧困、独り親家庭の経済的困難が深く関わっています。令和8年4月から共同親権制度が施行されます。共同親権では共同で親権を持つことが可能になるということなのですが、一方でとても困ったことがあるということで、離別家庭では子どもと同居している親の判断だけではなく、共同親権になってしまうと別居している親にも子どものことについての決定権があるために、学校、保育園、幼稚園、学童保育等において保護者間の意思確認や子どもの安全の確保のための新たな課題が生じるということが今問題になっているのです。それで、伺います。

女性の貧困、とりわけ独り親家庭への支援についての課題認識と今後の方針について伺います。

それから、(2)として、離婚後共同親権導入後の行政について、全庁的な対応として多岐にわたる課題についてどのように取り組んでいくか伺います。

(3)として、学校現場や保育園、学童保育にはどのように周知していくか伺います。これ特に問題だと思ったのは、私これを出さなくてはいけないなと思ったのは、学校にDVのどちらの方がいて、校長先生がそれを対応して、その校長が損害賠償請求を受けているという事例が3件あるということを知ったので、これは大変なことだと思ってこのところで一般質問しています。お願いいたします。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目4の(1)につきましてお答えいたします。現状の独り親家庭支援において、共同親権制度の施行による影響はないものと考えております。今後共同親権制度の施行に伴い事業内容に改正がある場合は、改正内容に応じた対応をまいります。

続きまして、質問項目4の(3)につきましてお答えいたします。町内の保育所、学童保育室については、国が作成しているリーフレットの配布や定例会議等で周知を図りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目(2)について。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 質問項目4の(2)についてお答えいたします。

共同親権につきましては、令和6年5月に成立いたしました父母の離婚後の子の養育の在り方等に係る民法等改正法が令和8年4月1日から施行されることに伴い、親の責務に関するルールが明確化されました。現時点においては、国の関係府省庁等が作成した具体的な場面につきましてのQ&A形式の解説資料が法務省のホームページにて掲示されているところであります。しかしながら、離婚届出の際の具体的な留意事項の通知等に関しましてはまだ届いておりません。通知等が届き次第、十分体制を整えまして関係各課と連携を図り、必要な諸手続について漏れがないよう対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 最後に、小項目(3)について。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項4の(3)につきましてお答えいたします。

共同親権制度に関する民法改正につきましては、親子関係に直結する極めて重要な制度変更であると捉えております。教育委員会といたしましては、町内校長等研究協議会等を通じて各学校に周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) この資料のほうなのですが、独り親家庭というのは独り親医療の親人数というのが148からだんだん少なくなっていますけれども、このぐらいいは大体いると、130人から150人ぐらいいはいると考えていいと思うのです。そして、そのうち死別の方というのはどのぐらいいか分からないのですけれども、離別の方というのは大体90%ぐらいいになるというふうな全国的なもので調べるとあるというのです。90%といいますとやっぱり100世帯ぐらいいがあると思うのですが、これは独り親家庭だから18歳未満の形になるので、18歳になったら子どもの自己決定権がありますけれども、それより下の方はいろいろなことに関して親が判断する形になってくるのです。

今見ていると、面前DVがあったというお話でしたよね。面前DVというのは、子どもの前で虐待するということです。ドメスティックバイオレンスがあるということで、そういうふうなことが実際に嵐山町で起こっていて、そしてこの回答はとても不十分かなと思うのですけれども、こういったことで、今度離婚するとします。そうすると離婚した別居する側の親が同居している親のと

ころに駆け込んでくるという事態があって、それがDVの場合なかなか居場所を知らせないのですけれども、調べていって、そして学校に来たり、保育園に来たり、学童保育に来たりする場合があります。そのところで問題になってくるので、ですので私今回これをどうしても行政のほうでしっかり見ておかないといけないなと思って質問に上げたのですけれども、学童保育とか、それから保育園とかにはっきり別居親と、それから同居親、同居親の許可が初めから連絡がない場合に別居親に子どもを会わせるとかいうふうな形が出てきたり、そうすると大ごとになってくるのです。

あと、学校で別居親と同居親が子どもと一緒に交流する場をつくるとかいうのが、おかしなことを今何かやろうとしていて、そうすると学校がめちゃくちゃになってくるなというふうな、そういうふうな形で動いているのです。そのために学校側も保育園側も学童保育側もすごくそのところにしつかりした知識を持っていないと、子どもも傷つくし、親同士も大変な状況になってくるなど。せっかく離婚しても離婚した価値がないというか、ますますDVでコントロールされるというふうな形が事実上起きてしまうようなことがあって、それで特に女性支援のところでは問題になっています。その点についてどうでしょうか。保育園とか学童保育について、それから庁内全体でこれがある程度共有しておかないと、どういうふうなことがあってというのを知識として持っていないと難しいかなと思うのですが、その点についての研修会的なものを、特に子どもに関わる部門ですね、やっていかななくてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、共同親権の合同の研修会等につきましては、今法務省のほうで共同親権に関するパンフレットが福祉課ではなくて町民課のほうの戸籍のほうに届いておりまして、多分渋谷さんも御覧になっているのではないかなと思うのですけれども、こういうような形で法務省が作成しているものがございます。まずは、共同親権どういうものなのというところの、先ほども答弁いたしました、まず周知をしていかなければいけないということだと思っております。また、先ほどの質問の中でDVですとか、そういった周知というところがありましたけれども、共同親権を取られているのか単独親権を取られているかというのは福祉課でも把握をすることはできません、それは個人の問題ですから。もともと保育所、学童保育、こちらに関しましては入室、退室する際に誰がお迎えに来るか、そういった情報はこの共同親権の制度ができる前からもう既に実施をしているものですから、そのリストに載っていない方が来れば当然保育所、学童保育側は引渡しをすることはございませんので、そういった意味では共同親権ができたことによってというよりは、もう従前からそういった対応をしているという認識でおります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私がわざわざここに一般質問に出してきているのは、校長先生が埼玉県内で3件損害賠償請求を受けているということが理由なのです。そういったことが嵐山町で起きな

いように、やっぱりある程度の研修をしていかないと、これは民法の改正ですごく大きな改正になるらしいのです。そのところを職員の人たちがわきまえておかないと、これ町民課なんか特にそうですけれども、子どもにとっても親にとっても行政にとっても、それが関わる人にとってもとても重要なことだと思うので、こういうふうな形で来ていますよというパンフ1枚では済まされないようなことではないかと思うのですが、その点について皆さんにある程度周知する方法はあるのかどうか、周知する意思があるのかどうか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、町民の方への周知の方法についてでよろしいでしょうか、お答えいたします。

来年の令和8年の4月から法が改正になるということですが、もし未成年のお子さんがいて離婚を考えているという方に、共同親権の関係ですが、そういう選択肢もあるということも4月より前もって早い段階でホームページ等、窓口とかでお知らせする必要はあるかなと考えております。こちらのそのような共同親権の、町民課でするので離婚届を受ける際の注意事項なのですが、東松山の法務局のほうからいろいろそういった通達のほうは届く予定になっておりまして、近いうちにまた詳しい具体的な町民課での対応方法とか届く予定になっておりますので、そういうのが詳しい情報が来ましたら、共同親権のことを知らないで届けを出してしまって不利になってしまうということがないように、町民課のほうでは窓口対応は気をつけて十分に体制を整えて行っていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから補足で説明をさせていただきます。

議員からお尋ねの件につきましては、共同親権が施行され、実際に始まると、こういった中で庁内の職員間の連携、これをどう確保していくか、これはDVの届出も全く同じような考え方だと思います。この共同親権の在り方については、民法が改正されまして、共有の共同親権を持つ場合と、それから例えば学校に通わせるのはどちらが親権的に持つのかとか、要は共有的に持つものというのは私がちょっと見た中では、例えば子どもたちが転校するとか、あるいは大学等に進学するとか、そういったものは共同の親権を持って両方の確認が必要だとか。ただ、通常の日常生活の中では、例えば離婚をされた場合というふうに考えると、日常的な学校への通学は例えば父親が持つのだ、あるいは母親が持つのだ、その辺は離婚の際の共同親権の在り方についてはそこで明確に分けるといっているように思います。それがお互いの意思が合意ができなければ裁判所の判断でそういった判断を下して、こちらの権利については母親ですよ、こちらについては父親ですよというものを定めるというふうになっているというふうを考えております。ですから、全てのものに関して共同で行うというような内容ではないというふうを考えております。

しかしながら、先ほど町民課長申し上げましたように、離婚届等が仮に出されてきたと、そういった中でどういうふうな形でどちらがどういう親権を持って子どもに関しては学校に通わせるのかとか、あるいは医療行為についてはどちらが行うのか、そういったものがまだ具体的なものが出てきておりませんので、町民課としてはそういった離婚届が出された場合にはこういったことを確認してください、この関係についてはこういったところに周知してくださいというようなものが出てくると思いますので、その辺は十分注意深く、そして必要に応じて議員おっしゃるように庁内の関係各課でそれを共有するものはしっかりと共有をして遺漏のないようにしていきたいと、職員の研修というものは十分行った上で遺漏のないようにしてまいりたいと、そのように考えております。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これはまた続けての議論にしたいと思しますので、次に行きます。

○狛守勝義議長 会議の途中でございますが、ここで休憩とさせていただきます。再開は14時50分いたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時50分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の質問事項5からです。それでは、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 重度身体障害者施設における外出支援についてです。重度身体障害者施設において、入所者の外出支援の扱いが自治体によって異なっています。嵐山町の場合は外出支援は施設が行うものとする一方、他のまちでは本人の外出支援を個人依頼することができるということです。そうすると、同じ制度でありながら居住自治体によって利用の可否が異なるため、制度上の不公平があります。

（1）として、町で個人による外出支援依頼を認めていない理由と背景を伺います。

（2）として、施設入所者であっても外出の目的が通院、買物、文化活動等多様であり、施設職員では対応できない場合もあります。自立支援の観点から外出支援を個人依頼として活用できるような制度改善や柔軟な運用の展開が必要ですが、考え方を伺います。

（3）として、重度障害者施設における外出支援を地域福祉計画でどのように位置づけるか伺います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（1）から（3）について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目5の（1）につきましてお答えいたします。障害をお持ちの方が外出する際の制度は各種ございますが、在宅生活の方に対する制度となっております。一般的には自宅以外の施設で生活している場合は施設入所となりますが、共同生活援助事業所、いわゆる

るグループホームを利用している方は在宅生活としており、外出する際の各種制度を利用することができます。

続きまして、(2)につまましてお答えいたします。(1)でもお答えいたしましたが、グループホームを利用されている方は生活サポート事業等により、ご自身の希望により外出することは可能であります。

続きまして、(3)につまましてお答えいたします。地域福祉計画の中に重度障害者施設における外出支援の記載はございませんが、在宅の障害をお持ちの方に対する移動手段の確保という項目では福祉タクシー等の事業内容を掲載しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 外出支援に関して制度が設けてあったとしても実際には利用できないというか、単価がそれぞれの支援する事業所によって違ってくるとやはり難しいのかなと思うのですが、自治体によってそれは違うのですが、外出支援に関しては同じ居住している人たちの中で自治体によって差があるというのはまずいなと思うのです。そここのところで統一な形にできないかどうか伺います。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 先ほどご答弁いたしました、グループホームの入居というケースでございますれば、先ほど申し上げた生活サポート、これは1時間当たり500円という単価がおおむね近隣市町村では統一となっております。ただし、障害福祉サービスの特に入所系の性質上、住民票を実際の嵐山町のグループホームに持ってこない方もいらっしゃいますので、そういった場合は町のほうの要綱上は住所を有するという記載になってございますので、嵐山町としてのサービスではなく、従前市町村のサービスという形になっていきます。ただし、ですから受けられませんよというよりは、一旦手帳の住所を含めて嵐山町に持ってきていただくことで利用可能となりますということは状況に応じてお伝えをしているところでございます。したがって、比企郡市の地区と例えば県南のほうでその辺の単価の扱いが変わるということはあるかもしれませんが、近隣の自治体の中ではおおむね同一の金額で生活サポートに関しては運用しています。

また、先ほど少し触れましたが、障害者タクシー、いわゆる重度心身障害者のタクシーでございますが、こちらにつきましては県を通じて県内全域の旅客協会等と契約を締結していただいておりますので、この辺りですと初乗り500円、ワンコインという形で利用できますので、この部分のサービスについてはどちらで利用いただいてもワンコインで、今2キロではなくなつたのですけれども、1.何キロという区間は500円で利用ができるということにはなっておりますので、そういったものは同一の料金形態で使えるものとなっております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 移動の具体的な交通機関使うというのは、それぞれの自治体によって、また企業者によって違うと思うのですけれども、生活支援の場合は移動に支援する人というのがついてくると思うのですけれども、それに関してはやはり嵐山町が使えたり使えなかったり、そういうふうな方があるようではございますけれども、その点についてはいかがですか。

○狹守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 移動の支援の関係でいきますと、タクシー会社のタクシー券を使った場合であっても、タクシー会社さんのほうで車椅子対応の車両を持って、その車両を予約することで乗降の手助けをしていただけるものと思われまして。また、生活サポート事業につきましても、ドライバーさんが介護関係の資格を持っている方であれば乗降の介助等も行っておりますし、場合によってはもう一人同席をして移動するというようなこともございます。したがって、その方の状況によってはお一人で動ける方は単独で乗っていただいてドライバーが目的地まで移送する場合もありますし、介助を要するというのであれば、その分は介助していくということであると思っております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これはこのまま、次に行きたいと思っております。またフォローします。

次、学校給食についてです。学校給食の無償化は来年度当初始まると言われていたのですが、今の最新の状況では学校給食の無償化はどうもなくなりそうだというふうな形が出ておりました。そして、無償化の私はその次のステップとしてというふうな形を出していたのですけれども、まず嵐山町の学校給食の米の価格、農産物生産物の価格、調味料等の3年間の変化を伺います。

（2）として、給食の公会計化の進捗、給食会計の収支について伺います。

（3）として、国はみどりの食料システム戦略で2050年までに化学農薬の使用量を半減させる目的を掲げています。町では学校給食の米、野菜生産者の方にみどりの食料システムに沿うように化学農薬の使用量を現行の半分にするなど環境負荷の少ない栽培方法へ転換する農家をどのように支援し、連携していくか、考えを伺います。

（4）として、学校給食の無償化とオーガニックを進めることは町の魅力発信となりますが、町長のビジョンを伺います。

○狹守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項6の（1）につきましてお答えいたします。米飯給食では、埼玉県学校給食会を通して米ではなく炊いたご飯を購入しております。米飯1キログラム当たりの価格は、令和4年度前期は721.1円、令和7年度後期は1,309.6円であり、比較すると約1.8倍

となっております。農産物等の価格につきましては、J A埼玉中央からの野菜の購入価格が令和4年度に比べ約21.4%上昇しています。また、精肉については14.1%の上昇です。調味料の価格につきましては、令和3年度から令和6年度の間に約16%の上昇となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。先に、学校給食費の収支につきましてお答えいたします。令和6年度決算において、収入は給食費5,781万4,230円、負担軽減事業補助金215万9,000円、前年度繰越金246万8,721円、その他利子等6万1,467円で、合計6,250万3,418円でした。支出は、食材費として合計6,144万4,685円です。収入支出差引き残高105万8,733円を令和7年度へ繰越しいたしました。令和7年度予算において、収入は給食費7,049万5,350円、前年度繰越金105万8,733円、その他利子等917円で、合計7,155万5,000円、支出は食材費として合計7,155万5,000円です。令和6年度決算に比べ、令和7年度予算は給食費の額が約1,200万円増額になっており、要因といたしましては小学校の給食費を4,300円から5,400円に、中学校の給食費を5,000円から6,300円に改定したためです。

次に、学校給食費の公会計化につきましては、現在のところ公会計化の検討は進めておりませんが、給食費無償化の動向を見ながら公会計化の諸課題について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目(3)、(4)について。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、大項目6の(3)、(4)の学校給食のオーガニック化につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。

みどりの食料システム戦略の目標となっております化学農薬の使用量を50%低減する取組といたしましては、以前から推進しており、ここ数年取組作目が増加傾向にあります埼玉県特別栽培認証農産物の取組農家について申請手続等を支援して、さらなる増加に努めてまいりたいと考えます。また、有機農業者の2団体に対しましても、環境保全型農業直接払交付金により支援をしてまいります。しかしながら、ご質問に沿える内容での学校給食の素材として活用できる農産物は極めて少ない状況でございます。ここ数年で町内有機農業者のネットワークが広がり、町内初となるグループが誕生するなど少しずつ有機に取り組む農業者の経営が拡大しておりますので、今後はこうしたグループを中心とした有機農業者等の経営基盤の整備、拡大を根気強く支援してまいりたいと考えます。

こうした現状により、現時点での生産体制では学校給食のオーガニック化は現実的でないと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今現在学校給食の無償化というのがなかなか進まないようなのですけれども、これからまだ単価が高騰すると思うのですよね、素材費など。そうすると、やはり町が支援していくのか、父母に負担を求めるのか、それはどちらの方向に行くのでしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、全国の学校で展開しております給食費が一律ではないと考えております。国の想定している一月の給食費が幾らなのかというところで4,700円程度ということが今示されておるところと承知しておりますが、現在嵐山町の小学校の学校給食費は5,400円です。すると700円の差が生じるわけですけれども、その差額について、無償化ということは保護者に負担を求めないことと考えておりますけれども、700円の部分をどのように対応していくかということにつきましては、国の制度としてどのように対応していくかがまだ示されておられませんので、どのように町の経費を使っていくかということについては、今はお答えできないと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、この問題はこの程度にして次に行きます。申し訳ないです。

自然環境、農業保全と再生可能エネルギー施設についてなのですけれども、これは再質問から入っていきます。（1）の再質問として、今私も事業者の説明会に参加してきたのですけれども、その説明会の中でこれはどうなのかなというふうに思ったのは、1つは電気事業者は全く違う団体であって、そして設計者もいるのですけれども、設計者と電気事業者が説明会に参加していないのです。その説明会に参加していないということは、住民にとって説明会にそういった問題が、そういったことはどのような人が設計して、どのような問題があるかということも実際には質疑に対して答えられない。そして、電気事業者はどんな人なのかということのもちゃんと答えられない状況があったと思うのですが、その点についてどのようにお考えになるか伺います。

それと、次の（2）のほうは、今までの答弁……

○狛守勝義議長 一問一答で。

○12番（渋谷登美子議員） 一問一答、再質問もそうになってしまうのだ。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

確かに今回の説明会の中、町の条例の中では説明会においては設計者が説明してくださいよということにはなっております。しかしながら、今回の業者は施工業者であるキノシタ林業の担当者が2名で住民に対して説明に当たりました。そして、さらにキノシタ林業が施工した太陽光施設を次の電気事業者が運営するという形になるというような計画でございました。そういった意味では、やはり最初の住民に対してもそうですし、初動態勢がうまくいっていなかったのではないかなとい

うふうには感じております。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） このまま（2）のほうに行きますけれども、私蓄電池の条例制定が必要だというふうな形で、太陽光発電設置の条例を改正して手続面を含めてのだったらいけるかなというふうを考えていたのですけれども、今回杉山の太陽光発電の設置場を見てきたのです。そうすると驚いたことに、本当にびっくりしたのですけれども、竹林を切って、そして斜面地に太陽光発電を設置している状況のところを見てしまったのです。ですから、これは設計とは違うものを事業者が行っていたということで、それでたまたま地元の方がいらして、これまずいのではないですかというのと、あと環境課にも言って、そして勧告か何か指導していただいたのですよね。それで、今止まっているのかどうか分かりませんが、これで太陽光発電設置条例の改正というのは絶対にすぐさましなくてはいけないなというふうに思っていて、これは地元協議もそうです。地元協議に関しては、設計者、それから次の発電事業者は必ず説明会の中に入っていくこと、それは入れないといけないというふうなことで、それともう一つ、施工が実際の設計図と違っていたら過料を取るという、少なくとも過料は取れるわけですから、条例で。そのところを入れていかないと、今後キノシタ林業みたいな形で蓄電をやっという事業者はこれから増えていくと思うのです。ですから、国の様子を見てからというのではなくて、手続的に国の様子を見てからというのは蓄電池がどのくらいの分量でとかいうふうな形のものがあると思うのですけれども、その設計の部分があると思うのですが、そのところを抜きにして、手続的な部分で同じところですぐさま改正できるところはやって、そして過料を取るところは過料を取るという形で第1回の改正はしていくべきだと思っていて、それができないと、国のところを待っていたらと、国は経済産業省は進めているわけですから、蓄電池に関しては。そうすると、そのところの制限をしていくというのは地元が手続的な部分で法令に反しないところでやっていくということが一番必要だなと思うのです。そうでないと地元の環境とか……

○狛守勝義議長 渋谷議員に申し上げます。残り時間が5分切りました。

○12番（渋谷登美子議員） それが守れないので、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

役場の裏というのですか、隣の杉山地区の部分の太陽光発電、現在施工中でございますが、やはりこの件に関しましては本来であれば本来の計画と違うような形状で施工しておりました。その部分については、変更届を出さないと、今の条例の中では変更届が必要になってまいります。そういったことで情報を得まして、我々も現地を確認させていただきまして、現場監督がおりましたので、しかもその設置看板、当初に取り付けた計画の看板も勝手に差し替えてしまっておりました。その部分も含めて、これはまずいということで直ちに業者に連絡を入れまして、現場監督へもちろん

お話をさせていただきまして、変更届を出すようにと、それから一筆、理由書も出していただくようにというふうな指導をさせていただきました。

それから、今回の千手堂の案件、こういった案件、確かに条例上は設計者がきちんと来て説明をするようにということで当初から業者にもそういった指導はしております。しかしながら、今回設計者ではなくて施工業者であるキノシタ林業の担当者だけの説明になってしまいました。そういった意味で条例の改正はどうかというご提案でございますが、そういった部分も含めて過料等の部分も含めて研究、調査してまいりたいというふうには考えております。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 研究、調査ということなのですが、具体的にどのくらいの間隔で研究、調査するか。条例改正は、私最初の部分だけは蓄電池のいろいろな定義とかあると思うのです。でも、その部分は蓄電池というのはこういうものというのを入れておいて、そしてその手続に関しては住民説明会をする。そして、その中には設計者と、それから電気事業者を入れていくというのが入っていないと、これからはもうブローカーみたいな形の人たちがどんどん入ってくるのだろうと思うので、その部分と違反した場合の過料というのをつけた改正というのは早急にやるべきだと思うのですが、どのくらいでできるものでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

現時点でいついつまでというふうにはお答えできませんが、引き続き調査はしてまいりたいというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 調査というのはどのようなことを調査していくのか、電気事業者と、それから施工業者が違っているわけですよね。そういったものがこれから蓄電池に関しては増えていくかなと思うのですけれども、その実態を調査するということでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

その説明会に関して電気事業者、それから設計者、それから例えば違反した場合の過料等も含めた条例を制定している自治体もあろうかと思えます。そういった自治体の条例の中を研究してまいりたいと思っております。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

◇ 佐藤弘美議員

○狛守勝義議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、議席番号1番、佐藤弘美議員。

質問事項1の義務教育副教材の費用についてです。どうぞ。

○1番（佐藤弘美議員） 議長からのお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。
議席番号1番、佐藤弘美です。

まず、1つ目が、義務教育副教材の費用についてです。

（1）、昨年度の町内の小中学校の学年ごとの副教材の金額と修学旅行の費用はどのくらいですか。

（2）、いろいろな理由で副教材の費用の補助を受けているご家庭はありますか。

（3）、義務教育の無償化とは授業料においてのみとの憲法第26条第2項の解釈がありますが、衆議院、平成29年5月19日の内閣総理大臣答弁内に、一般論として義務教育諸学校の管理運営に係る経費の保護者等への転嫁については、学校教育法第5条及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の4の規定を踏まえ、また、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁することは適当でないことに留意して各学校の設置者により判断されるべきものであるとありますが、町ではどのように考えますか。

（4）、町内の学校教育の補助等、町としてこれから計画がありますか。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（1）から（4）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。令和6年度における学年ごとの副教材の金額は、小学校では1年生1万859円、2年生8,883円、3年生1万158円、4年生1万1,468円、5年生1万3,071円、6年生1万3,860円であり、中学校では1年生1万7,513円、2年生1万3,357円、3年生1万256円です。修学旅行の費用は、小学校2万5,660円、中学校6万2,703円です。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、就学援助費として学用品費を支給しております。

続きまして、（3）につきましてお答えいたします。学校における副教材につきましては、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意するとともに、購入した教材は必ず有効に活用できるよう、教育委員会として指導しております。

続きまして、（4）につきましてお答えいたします。現下の物価高騰により、影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっております。教育委員会といたしましては、保護者等の経済的負担を軽減させるために各校において工夫するよう指導しておるところでございます。補助金等の計画は、現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 1から4、全部まとめて質問させていただきます。

まず、2番の答えの中で副教材費なのですが、学用品費というのは副教材のことを指しているとは

いうことでよろしいのでしょうか。それとはまた別なことを言っているのですか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

ただいまお答えさせていただきました金額の中には、各学年で副教材として使っております例えばドリルですとか、漢字のノートですとか、計算の力試しの計算ドリル、そういったものを購入する経費を学校のほうに出していただいてお答えさせていただきました。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） すみません、私が理解力がなくて申し訳ないですけども、副教材費の中に学用品費として出しているということでもいいのですよね。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

そのとおりです。副教材費として学用品費を計上しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 義務教育で使うものなので、私の中というか、多分ほかの保護者さんも思っていると思うのです。以前岩澤町長さんの時代に、要は英検とか漢検だけではなくて副教材費の補助も出ていたと思うのですけれども、それ事業停止した理由って何、理由を教えてください。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

当時その学用品費を補助していた経緯といたしましては、子どもの医療費でございますが、嵐山町では償還払いをしておりました。そういったことによって国保団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等にお支払いする医療費の現物支給に係る経費というものがかからないために、そうした経費を学用品費の補助として使っていたと承知しております。その後嵐山町でもこども医療費現物給付を取り入れましたので、その時点でこの事業の見直しを図り、学用品費の補助はなくなったと承知しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 多分この答弁書を見るとやられる予定はないですよ、今のところ。率直に聞いてしまうと、来年からもしかしたら給食の無償化はなくなるかもしれないし、あるかもしれないし、今分からないところだとは思いますが、これだけ要は物価高で困っている人がいる状態の中で子育て支援に手厚くしてあげてもいいなと私の中では思っているのです。でも、全額とは言わないのですよ、全額とは言わなくてもちょっとだけでも出してあげれば親御さんたちも保

護者の人たちも助かるし、大体の人が習い事も、それは町には関係ないと言われてしまえばそれまでなのですけれども、習い事もしていて費用もかかっています。私も以前質問させていただいた習い事の補助があればいいなどは思っているのですけれども、それはあれですものね、さっきの答弁も同じだったとおり、乗り気では、あまり町はそうはお考えではないということなので、分かっているのですけれども……

○狛守勝義議長 佐藤議員、それは録音では。

○1番（佐藤弘美議員） ごめんなさい、そうです。

○狛守勝義議長 駄目ですよ、録音は。

○1番（佐藤弘美議員） それで……

〔何事か言う人あり〕

○1番（佐藤弘美議員） 何ですか。

○狛守勝義議長 録音は駄目なのですよ。

○1番（佐藤弘美議員） そうなのですか。

○狛守勝義議長 一番最初に注意したはずですよ。

○1番（佐藤弘美議員） 知らなかった、すみません。これは、普通の聞いている人が駄目だと思っていました。

○狛守勝義議長 全てです、これは。

○1番（佐藤弘美議員） すみません、失礼しました、やってしまいました。では、電気外します。

○狛守勝義議長 では、質問続けてください。

○1番（佐藤弘美議員） 無償化があると思うのですけれども、その費用も回せるのではないのか。仮定の話だからできないとは思っているのですけれども、その辺についてのお考えはもしなった場合は考えていただくことは可能でしょうか。

○狛守勝義議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

給食費の無償化に係る経費で町の一般財政のほう負担が軽減されるということは、今どの程度あるのかということが全く分かりません。想定されているのは、現在給食費の補助を出しておりますので、その補助をする経費が軽減されるのではないかというふうには想定されますが、先ほど渋谷議員さんのご質問にもあったとおり、無償化につきましては国の制度がまだ決定をしておきませんので、それについてどのように町の経費が動くのかということは全く町のほうでもまだ分かっておりませんので、その経費がどうなるかによってこの事業をやったらかとというようなことについてはまだ現在では検討できないと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 仮定のことには答えられないのは分かっているのですけれども、少し、もしこういう機会というか、無償化になる機会があれば一緒に考えていただければなど、このことを考えていただければと思います。

次に行きます。町内小学校の設備について。七郷小学校の教室前廊下の汚れが気になりますが、何か対策はお考えですか。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項2につきましてお答えいたします。

七郷小学校校舎の廊下につきましては、現状を確認したところ、床材の経年劣化による汚れの付着等により、通常の清掃を実施しても汚れが落ちにくい状況にあると思われまます。小学生は活発に行動するため、校内の汚れが事故の原因になることも考えられます。例えば教室や廊下の床に砂やほこりがたまると滑りやすくなり、転倒事故の発生につながるおそれがあります。また、清掃が行き届かない場所にはほこりやカビが発生し、アレルギー症状を引き起こす可能性もあります。このようリスクを防ぐためにも日常の清掃が欠かせません。こうした観点から見ても、七郷小学校の校舎は安全な学習環境が保たれるよう清潔に管理されていると認識しております。ご指摘の廊下の汚れは、児童の安心、安全に直接影響を及ぼすものではないと捉えており、対策といたしましては学校での日々の清掃活動等で対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 答弁にもありました児童の安心、安全に直接影響を及ぼすものではないという答弁と、あと答弁書を頂いているのですけれども、これって心の面とかでは特には考えてはもらっていいですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 答弁申し上げます。

私も以前にこの質問をご提起されたときに、すぐに学校を見てまいりました。今回もまた改めて学校の廊下を見てまいっております。確かに、上履きと廊下の材質の関係もあるのだと思いますが、汚れて経年変化で黒ずんでいるところがあることは承知はしております。心の健康という面で、もちろん学校はきれいであることにこしたことはありません。ですから、今課長のほうの答弁からもございましたように日々の清掃活動でしっかりやっていきたいという話がありましたが、さらに併せて今学校では学校だけで全てを賄うのではなくて、地域の人やいろいろな方の力を借りてやっていきたいと思います、特に今清掃指導というのも学校だけの業務とは言えなくて、保護者や地域の方の力も借りましょうというふうなことが文科省でも働き方で出ています。今学校運営協議会等でも学校の支援体制だとか、どう地域が助けられるかということをいろいろ話し合っていており

ます。ぜひそういった力もお借りをしながら、保護者や地域の力も借りて、従前から環境整備で草刈りをお願いしたり除草作業もやっていただいているところがたくさんございます。こういった力も活用しながら、例えば子どもだけで廊下の掃除があまりきれいにならないのだったら保護者の力も借りるのですとか、そういった多様な対策を講じながら、少しでも学校がきれいになり、子どもたちが気持ちよく過ごせるように取り組んでまいりたいと思います。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 各学校の教室があつて、実はこの質問したきっかけというのが、前もお話しさせていただいたと思うのですが、菅谷小学校の草刈りに行ったときに休憩時間に廊下を見たときにすごく白くてびっくりしてしまって、えっと思ってしまったのです。それは、私一部分だったから、違うかもしれません。でも、菅谷小学校のあれは廊下なのです。そもそも七郷小の人数って少ないではないですか、多分一番。七郷小学校とか菅谷小学校も大きくて、志賀小学校も七郷小から比べれば大きいと思うのですが、掃除する面積の割合というのは違うのですか。同じだと思うのですが、どうですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 これは、七郷小にかかわらずいろいろな学校で子どもたちが減ってきているので、従前に比べて、掃除を子どもたちが万遍なくやれるかという、そうではなくなってくる問題というのは生じてございます。ですから、七郷小学校と菅谷小学校では子どもの掃除をする面積は変わってくると思います。しかし、教育課程上、大きな時間の差というのは特段設けてございません。例えば人数の差が10倍あるから、面積が10倍あるので掃除の時間を10倍取るわけではありません。ですから、掃除をする場所を少しずつ変えていくとか、そういった工夫はしているところでございます。そういった中で、やはり子どもたちの数が少ないので、それだけでは行き渡らないとなると、学校運営協議会等で話した中で地域や保護者の協力というのはやはりどうしても力を借りるしかないのではないかなと私は思っております。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） さっき答弁にもあるのですが、そういうところに来年新しいランドセル背負った新生児が2人来るわけではないですか。全部答弁一緒です。関連するから言っています。来るわけではないですか。最低でも学校を新しく建てるまで3年間は通うと思うのです。今いる在校生も一番長い子で3年間は七郷小に通うと思うのです。そんな中で、経年劣化のことは多分御覧になられたから、上履きの黒いところとか、そういうのはあるのはご存じだとは思いますが、見ていただいたので分かるとは思いますが、要は最低でもあと3年は使うわけなのです。そんな中で、通っている子どもたちに対しても、その年、次の年に入学してくる新生児に対しても、少しはメンテナンスを入れたほうがいいのではないのかなって思うのですが、その辺についてはやっぱりないということですよ。考えていないということですよ。私の中では

絶対、自分の勉強するところが古くても先輩たちがちゃんと使っていった伝統ある学校の部分なので、1回でもいいからお掃除のメンテナンス入れたほうが今の在校生にも新しく入ってくる新生にも、卒業生の人たちも学びのよい環境として場所と限られた時間の中を提供できるかと思うのですけれども、それについてはどう思いますか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

本当にきれいな環境で迎えてあげたいという気持ちは、どこの学校のどの教員も同じだと思います。私も七郷小学校の子どももきれいに迎えてあげたい、志賀小学校の子どもも迎えてあげたい、菅谷小学校も玉ノ岡中学校も菅谷中学校もです。どの学校も、申し訳ないのですけれども、全て老朽化が進んでいるのが現状でございます。今菅谷小学校に比べて何で七郷小学校のほうが床が汚いのだというご指摘だと思うのですけれども、ほかを見れば、申し訳ないのですけれども、壁はどの学校か汚れているところもあるかもしれません。そういったところを教育委員会ではしっかり見ながら、例えば雨漏りをしてしまって困るですとか、それからここはどう見ても子どもたちが危険であろうとか、そういったところをまずは最優先でお金をかけて修繕をして迎えたいと思います。

それから、学校をきれいに迎えるというのはもちろん学校のほうも十分頑張っていて、毎年1年生を迎えるときには掃除をして、花の手入れをして、いろんな飾りをして迎えてございます。そういうところに子どもたちの教育の場としても生かしながら、ぜひ子どものほうに少しでも気持ちよく迎えられようようにしたいと思います。もちろんだとしてもこれは本当にこの状況では安全な学校、それから子どもが病んでしまう、それぐらいになったときというのは、やっぱりそれはメンテナンスを入れなければと思ってございますが、現在七郷小学校の床につきましては私も自分の目で確認をさせていただきますが、教員も含めて一緒に見て回りましたけれども、そこまでやらなければいけないほど、子どもが病んでしまうほど床の老朽化が進んでいるという判断はできませんので、あくまで学校の掃除であつたり周囲の協力の下できれいな環境をつくっていただけたらと思ってございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 私の中では違うというか、やっぱり人それぞれあるので何とも言えないのですけれども、教育長がそう思うのであればそうなのかもしれません。要はあれって、聞いたのですよ、掃除している子に、ではどうやってあそこ掃除するのって、あの黒いやつはどうやって掃除するのって言ったら、通常の掃除が終わった後にメラミンスポンジあるではないですか、白いスポンジ、あれを使って時間があつたときに消すのだという話をしていたのです。では、時間がなかつたらどうするのって言ったら、やらないという話だったのです。だから、もう廃校になるというお考えもあるし、安全という面では教育総務課の皆さんの考えには合わないかもしれないのですけれ

ども、ちょっと考えていただきたいなと思います。

次の質問に行きます。町内喫煙設備について。武蔵嵐山駅前に喫煙所がないのはなぜですか。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項3につきましてお答えいたします。

駅東口の喫煙所につきましては、煙による苦情及び歩道上の設置であったため、J Tと協議の上、昨年6月に撤去いたしました。西口については、ロータリー工事完成後に東武鉄道変電所付近の町有地に移設しました。しかしながら、駅利用者からの度重なる苦情投書を受け、再度J Tとも協議させていただいた上で今年1月末に撤去いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） まず、この質問をさせていただいたのが、私はまずたばこを吸いません。

でも、吸う人にも吸う権利はあると思うのです。でも、吸うからには吸わない人のことを配慮すべきであって、煙とかも出さないべきであって、副流煙とかも出さないべきだと思うのです。答えにもいただきました。要はこれ煙による苦情があったというのですけれども、逆に吸えなくなった苦情というのはありましたか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

喫煙所を設けてくださいというあれですね、要望はございません。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） なしということによろしいのですよね。ここってポスターとかも貼ってあったり、要は吸っては駄目ですよというポスターとかも貼ってあったり、垂れ幕とかもあったり、いろいろあるかと思うのですけれども、防止活動について教えていただきたいのですけれども、何かそういう、吸うかもしれない時間帯というか、要は駅を利用する人が増える時間帯とかに防止活動とかみたいのはされたりはしていますか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今現在週に2回、シルバーさんの職員1名、それから環境課の職員1名、2名体制でポイ捨て及び路上喫煙等の指導に回っております。月曜日、金曜日に回っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 巡回する時間と、それとその巡回することによって指導した人とかはどんな人がいらっしゃるのかとかを教えてください。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

通常ですと、常連さんと言ったらおかしいのですが、中には指導員さんのほうでもう顔も分かっている、それでも吸われる方、注意してもやめない方も中にはいらっしゃるというふうには認識しております。

以上です。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） その場合ってやっぱり嫌みとかの一つも多分言われるかもしれないのですが、その辺はどうなのでしょう。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

その方については、ほとんどの聞いてくれない方については、逆に言われるというよりは全く無視をして、注意されればそのときは一旦消しますが、ほぼ受け答えはなしですというような状態でございます。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） でも、よかったです。何か暴力振るわれるとか、そういうのではなかったのです。言われる、注意されている人はすごく嫌な思いだと思うのですが、でも暴力なかっただけよかったです。近くにらんまるパークがあるかと思うのですが、あの辺りはちびっ子が特に、ちびっ子というか、お子さんが遊ぶ場所なので、要はポイ捨てとか、あの公園内とかであったりはしないのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

らんまるパークの中等で吸っているというふうな報告は受けておりません。

以上です。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） でも、よかったです。この質問したのは、東京消防庁のホームページのほうで子どもの誤飲のほうでたばこの誤飲だというのが、1位が誤飲だというのがあったので、それはよかったです。

あと、火事、昨日も吉田地区で火事があったのですが、やっぱり今の時期って特に乾燥していて燃えやすいと思うのですが、ポイ捨てってやっぱり駅の近くとかでもあるのです。あそこは条例で吸ってはいけないってもう決まっている場所なのですが、やっぱり吸う人は吸うし、捨てる人は指導員の方がいらっしゃらなくなった時間帯に捨てたりもすると思うのですが、その辺はどうでしょうか、ごみの問題とかは。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

特に吸い殻に関しては、元の喫煙所があった場所、東西、特に東口は歯科医院さんの前なのですが、ちょうど見えにくい角の場所にあるのです。東口については、やはり撤去した後は吸い殻をそのままにあった場所に捨てていかれる方が多いというふうな報告は受けております。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 多分いっぱい指導員の方とか環境課の方とかがいろいろ指導して、吸わない人は多分おうちまで頑張ったり、コンビニのところへ行って吸ったりとか、決められた場所で吸っていると思うのですが、昨日夜行ったら吸い殻がロータリーのところとエレベーターの前のところに1個ずつあったので、やっぱり我慢できないのか。分からないですよ、ロータリーのところの場合は特に車で待っているときに窓開けてぼいって捨ててしまう人もいるかもしれないから、見ていないから何とも言えないのですが、大変だと思います。

期間を決めて設置する。多分たばこをそこで吸う人は、電車を利用する人だと思うのです。だから、場所の問題も何も私厳しいとは思いますが、始発から終電までブースを設けるとか、そういうのはいかがですか、お考えはないでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

今議員さん言われたのは、ある時間を切って、その時間帯だけ喫煙所の設置をとということかと思うのですが、通常のJTさんから頂いた大型の灰皿があるのですが、あれを時間を決めて設置を出し入れをするというのは相当な労力が要すると思われま。まさに設置するに当たっては、やはり景観上に考慮して植え込みを前に持ってきたりとか、そういった配慮というか、なるべく景観上も目立たないような形で設置をしておいたのですが、その植栽もあれを動かすのにかなりの労力が必要でございます。そういった部分も併せて、なかなかその時間帯で出し入れするというのは難しいのかなというふうには感じております。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 上の喫煙ブースには囲って周りだけ見えなくて上が空いているタイプのもので箱型タイプのお部屋みたくなっているタイプがあるかと思うのですが、お部屋タイプとか、そういうのはお考えではないですね、特には。国の補助金も2分の1ぐらいは出るのですよね、その補助金についても教えてください。

○狛守勝義議長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えさせていただきます。

喫煙所の設置につきましては、オープン型のもの、それからきちんと囲って煙を全く出さないようなもの、中にはエアコンも設置してあるタイプもございます。今は、どちらかというと屋外に設

置するタイプより屋内にそういった完全に煙を出さないようなものを設置するタイプが主流になっているというふうにも聞いております。

補助金に関しても、実際そういった補助金もございます。しかしながら、今外に駅周辺でこういった場所に設置できるのかなというふうに西口も東口も担当のほうで見て回りました。なかなかやはりあれを設置できる場所がなくて、人の動線上はもちろん設置しにくいものでございます。ましてや副流煙の苦情投書がかなり相次ぎました。担当課だけではなくて町長宅にも直接投書が届きました。健康いきいき課のほうにも届きました。それも何度も届きました。それは、やっぱり副流煙の部分大きいものでございました。そういった意味では、今現在では優先順位としてはなかなか高くはないというふうには感じております。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 分かります。私も副流煙、話ずれないです。買物とか行って、駐車場でご主人が待っている場合、窓を開けて大体の人がたばこを吸っていて、買物帰ってきて、うわあ、隣に止めてしまったよ、副流煙が車の近く通っているそばから臭くて、それ分かります。だから、それも否定は確かにできないです。

町内におけるたばこ税についてなのですけども、結構な金額ありますよね。あれって基本は、たばこ税だからたばこで使わなくてもいいって決まっているではないですか。今まで喫煙ブース造るとか、そういうたばこに関したものに税金ってそういうのは使ったことはあるのでしょうか。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 たばこ税に関しての質問でございますが、たばこ税というのは嗜好品に対する税の一つというふうに考えておまして、これに対応してそのたばこ税を喫煙者に対して使いなさいと、こういうような認識はございません。ですから、町としてたばこ消費税について喫煙者のために何か使うということは今までも考えたことはございませんし、これからも考えることはないというふうに考えております。

議員のご質問につきましては2つあるかなと思うのですが、1つはポイ捨てに対する不安感、そういったものがちゃんと守られているかということでのご質問と、それから喫煙者に対してそういったスペースが必要ではないかというような喫煙者寄りの一つのそういうご提案ということもあるのかなと、両方の面がおありかなというふうにお聞きしておりました。今回この嵐山町の条例上においてなぜいわゆる禁煙ゾーンを設けたか、これについては健康増進法の施行以来、当然のことですが、たばこの害というものは喫煙者にとっても害であると。当然のことながら副流煙を吸わされる側にとっての嫌煙権、これもある。そういった形の両方の面でのそういったたばこの害を防ぐという中で、嵐山町としてはこういった禁煙ゾーンを設けて、そういったものの意識を徹底していきましようというのが一つの狙いだったというふうに考えております。これについては、当然議会の皆様方のご了承を得ながらこういったものを設置しているわけございまして、いわゆるポイ捨て

等の意識の徹底というのは、これは交通安全ルールの徹底と私は全く同じようなことだと思っております。要するに交通安全のルールを守るといことは誰しもがみんな持っていることをごさいます。ここは何十キロ道路だよ、ここは一時停止だよ、ここは何だよというものはみんな意識しているわけでごさいます。ただ、それを守るといことはそれぞれ一人一人の意識、これをいかに醸成していくか、また一人一人がそれを持つかということに尽きるのだと思います。ですから、今いろいろと指導のために巡回もさせていただいているというお話をさせていただきましたが、これが続いていって、このゾーンに関しては煙草は吸えないゾーンなのだと、そういったことを町民一人一人が意識をして、それをルールは守る。そして自分自身、それから周りの皆さん方の健康を守るといことを徹底していくと、これに尽きるのではないかというふうに考えております。

議員のそういったポイ捨てによる火事が云々ということも含めて、こういったことをそれぞれ町民の一人一人、私も実は喫煙をいたしますので、改めてしっかりとそれを認識してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○狹守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） すみません、副町長がせっかく締めていただいたところ申し訳ないのですけれども、たばこって依存性がすごく高いもので、たばこもそうですし、お酒もカフェインも何でも依存性が高いもので、そうだと思うのですけれども、電車に乗ってきた人、依存性が、そういう人はやっぱりどうしても吸って、結局吸ってしまう。吸いたくなる気持ちも分かるのですけれども、私の中で、私も吸わないから副流煙が嫌なのです。だからこそ、お互い共存ではないのですけれども、するためにブースのほうも考えていただければと思います。町長も反対なのは分かっているのですけれども、ちょっと一言教えていただいてもよろしいでしょうか。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、答える前にちょっと反問権よろしいでしょうか。この喫煙の、あるいはポイ捨て条例、これは嵐山町議会が主体となって様々な調査をして、地域の方々のご理解をいただく中で制定をされたということをご存じですか。

○狹守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 知っております。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは申し上げることはほとんどなくなりますけれども、喫煙というのは今言ったように例えば依存性が高いという、そういうことも。たばこを吸うことでその方の健康が増進されるのであれば、これは大いにそういった方向性で予算を組む配慮をしていくということはあるかもしれません。しかし、たばこを吸って害にならない人もいるでしょう、でも医学的には圧倒的に悪いものだと、体には悪いものということももう証明をされているわけでありますので、あえて

公金を使って、そしてそういった吸いやすい環境を整えていくということはいかがなものかなというふうに思っております。ですから、逆にそういった町が方向を切った、かじを切ったことをもってその方も、ではこの機会にやめてみるかなというふうになっていただけたらなというふうに私は逆に願っております。

以上です。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） すみません、長々と。締めていただいて申し訳ないです、本当に。分かるのですよ、私も吸わないし。逆にその吸わない人を、やっぱりどうしても吸う人も出てくるわけなのですよ、ないから。では、吸わない人を、ルールを守らない人はそんなの税金でやっていられないというお考えもあるかもしれないのですけれども、吸わない人を守るという意味でいう考えではブースを造るとか、そういうのはないでしょうか。

もう一つ、私の母もがんで亡くなっているのです、だからこそなおさら分煙のブースを造っていただければすごくいいなと思っております。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

ブースを造って、そして吸う方の吸いやすい環境を整えるということは、少なくともその方の健康増進には一つもつながらないということ、これはもうはっきりする。害はないかもしれませんが、健康増進につながるということはまずないと思います。

それから、補助金があるとかこうだとかという前に、やはりお金の問題だけではなくて、町としても健康寿命を延伸していく、これは大きな柱、ましてや人生100年という大きな目標もあるわけですから、ですからそういった観点からいくと佐藤議員が望んでいるような方向にかじを切るということはありません。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） そしたら、たばこをやめた人には何かプラスになるような、そういうことを考えている、計画するかもしれないという町長のお考えでよろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

全く考えておりません。その方がやめることによって健康増進されるということがその方にとっては最高のメリットですから、それで十分だと思います。

○狛守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） あそこは多分通学路にもなっていて、通学路の時間帯には吸う人は少ないかもしれませんが、指導員の人も月曜日と金曜日いらっしゃっているというので。でも、結局吸う人は依存性が本当に高いものですから、吸ってしまうのです。吸ってしまうと思うのです。駄目だよ

って頭の中では分かっている。町長というか、駄目だというのも条例で決まっているし、駄目なものも分かっているのですけれども、副流煙という立場からも造っていただければありがたいなと思って、終わりにしたいと思います。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○狛守勝義議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 4時04分)

令和7年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

12月8日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第49号 嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第50号 児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第51号 嵐山町議会議員及び嵐山町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第52号 嵐山町小・中学校体育施設条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第54号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 6 議案第55号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 7 議案第56号 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 8 請願第 5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書
- 日程第 9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第11 発議第 9号 系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第10号 買春禁止法の制定を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第11号 人工芝・ゴムチップ舗装に関する規制の強化を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第12号 高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第13号 労働時間の規制緩和に反対する意見書の提出について

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	小林智	議員	6番	藤野和美	議員
7番	吉本秀二	議員	8番	森一人	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	狩守勝義	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
柳澤純子	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
馬橋透	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
伊藤恵一郎	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長

久	保	哲	也	学校統合推進課長
青	木	正	志	生涯学習課長
中	村		寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第4回嵐山町議会定例会第11日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎発言の訂正

○狛守勝義議長 これより議事に入りたいと思いますが、まず初めに根岸環境課長より金曜日の佐藤議員の一般質問に対しまして答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

根岸環境課長、どうぞ。

○根岸隆行環境課長 それでは、先日の佐藤議員の一般質問の中で1か所、私のほうから訂正をさせていただきます。

町民から駅の喫煙所の設置の要望があったかというご質問でございましたが、その中で私なかったというふうに答弁させていただきましたが、今年の1月に駅の喫煙所を撤去した後、町民の声ボックスに3件、匿名の町民の声としてご要望、ご意見がございましたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書につきまして審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。

発議第9号 系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書の提出について、発議第10号 買春禁止法の制定を求める意見書の提出について、発議第11号 人工芝・ゴムチップ舗装に関する規制の強化を求める意見書の提出について、発議第12号 高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書の提出について、発議第13号 労働時間の規制緩和に反対する意見書の提出についての5件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

なお、予定されておりました追加議案については、本定例会での審議は行わないこととなりました。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第1、議案第49号 嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第49号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件でございます。

児童福祉法において乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、当該事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから議案第49号 嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することにつきましてご説明申し上げます。

こちらの条例ですが、令和8年4月から施行される乳児等通園支援事業につきまして設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出するものでございます。

制定の内容でございます。まず、お手元の議案を1ページおめくりください。本条例は、令和8年4月から施行される乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度につきまして設備及び運営に関する基準を定めたものであり、条令は3つの章で構成しております。

第1章は、総則としまして、第1条から第19条まででございます。

第1条では、この条例の趣旨を規定しております。

第2条では、最低基準の目的として、当該事業を利用する乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを規定し、第3条では、最低基準の向上として、当該事業を行う事業者に対し、最低基準の向上に努める旨を規定しております。

第4条では、最低基準と乳児等通園支援事業として、事業者に対し、設備及び運営を最低基準を

超えて向上させることを規定し、第5条では、事業者における最低基準及び一般原則として、利用乳幼児の人権への配慮、人格を尊重しての運営について、保護者や地域社会に対する運営内容の適切な説明、事業の質の評価、改善、外部の者による定期的な評価と結果の公表、事業所の構造設備が利用乳幼児に対し、危害防止に十分な考慮を払って設ける旨を規定しております。

第6条では、事業者と非常災害として、消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備、非常災害に関する具体的計画として不断の注意と訓練のほか、月1回の避難及び消火訓練を規定しております。

第7条では、安全計画の策定等として、事業所の設備の安全点検、事業所での日常生活における安全指導、職員の研修、訓練、その他の安全に関する事項につきまして計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講ずることを規定しております。

次ページをおめくりください。第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認として、利用乳幼児の事業所外活動での自動車利用、利用乳幼児の所在確認及び送迎における安全対策を規定しております。

第9条から第14条では、事業者の職員に対する一般的条件、職員の知識及び技能の向上として、研修の機会の確保、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、利用乳幼児の平等な取扱い、職員による虐待等の防止、設備や感染症等の予防、必要な医療品等の配備に関する衛生管理等を規定しております。

第15条では、食事の提供を行う場合の加熱調理や保存等の調理機能を有する設備について規定しております。

第16条から第18条、次ページになります。こちらでは、事業所における当該事業の運営に関する重要事項に関する規定の制定、事業に関する帳簿の整備、秘密の保持について規定しております。

第19条では、苦情対応といたしまして、苦情受付の窓口等の設置や町からの指導、助言に対する改善について規定しております。

続きまして、第2章、こちらでは乳児等通園支援事業について規定しております。

第1節、通則として、第20条では、当該事業の区分について一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しております。

次ページの第21条から第24条までは、第2節としまして、一般型乳児等通園支援事業における設備の基準、職員の基準、支援内容、保護者との連絡について規定しております。

とりわけ第21条では、乳幼児1人当たりの保育面積のほか、次ページを御覧いただけますでしょうか、こちらでは保育を行う建物について建築基準法にのっとり設備の詳細を記載してまいります。

次ページをご覧ください。続いて、第3節といたしまして、余裕活用型乳児等通園支援事業の規定であります。第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準

を規定しております。第25条では4つの号立てをしており、実施する施設または事業所の区分に応じた内容を定めております。

第26条では、第23条、第24条の規定の準用について規定をしております。

続きまして、第3章、雑則でございます。第27条では、電磁的記録として、事業者及びその職員に対し、記録等について書面のほか電磁的記録により行うことができるように規定をしております。

最後のページを御覧ください。附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） この制度が実際に開始できる環境にこの嵐山町があるのかどうかということと、もう一つ、一般型と余裕型、これの該当する例を町内の保育所等でその辺をおっしゃってください。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 お答えいたします。

当町では、乳児等通園支援事業につきましては現在一時預かりを実施しておりますレピのほうで実施をする予定で事業の実施につきまして進めておるところでございます。

一般型と余裕活用型、名前のとおりでして、通常でいけば保育園にて実施をしていただくというのが一番望ましいのですが、余裕活用型につきましては園の定員の部分が例えば3人ほど定員を満たしていないとかいった場合に余裕を活用するという意味合いでそういった名称になってございます。一般型は、保育園に限らず、その規定に基づいて実施できる事業所でこの事業を実施するものというものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 ほかにありますか。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この第2条、適切な訓練を受けた職員ということであるわけです。この適切な訓練を受けた職員というのは、どういう訓練を受けてなれるのか伺いたいと思います。

それから、第3条で最低基準が設けられているわけですが、これを勧告することができるということで、町の関わりなのですが、勧告して、そのとおりやってないといった場合の何か適切な措置、対応というのはできるのかどうか伺いたいと思います。

それから、8条で自動車を運行する場合のことがあります。ブザーの件がここにも書いてありますが、これ前町で補助を出しておりましたね。補助の対象にこれはなっているのか伺いたいと思

ます。

次のページの食事の件で、アレルギーへの対応というのはここにこのくらいのことしか書いていないから分からないのですけれども、きちんとできるのかを伺いたと思います。

それと、先ほどレピということでお話があったわけですが、嵐山町ではレピを対象にして子どもさんを預かるということとやるということですよ。いつでも預けることができる、週2回でしたっけ、ちょっとその辺も確認なのですが、預けることができるのか。人数オーバーでちょっと今日は駄目ですよというようになるのか、伺いたと思います。そして、その人数というのは何人がいっぱいなのかを伺いたと思います。

そして、最後に、条例の公布が来年4月1日ではなくて公布の日から施行するというので、なぜ公布の日からにしているのかを伺いたと思います。

それと、保育費は幾らになるのか、この利用料というのは幾らになるのかを伺いたと思います。以上です。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 一番最初、すみません、2条の訓練でしたね、失礼しました。

まず、この事業なのですけれども、適切な訓練という表現がございますが、これは保育士ですので、そもそも保育に関する内容をきちんと訓練というか、受けた者が対象となりますので、国のほうの省令のほうがそのまま引用していますので、そういう前提でございます。また、この後の条例のほうでもお話ししますが、地域限定保育士という者が新たに取り扱う形になりますので、いわゆる保育に関する専門的な知識を持っている者ということであります。

それから、第3条の監督の部分でございますが、こちらにつきましても、もともと地域型の保育所なんかは年に1回必ず監査をしているので、職員の体制ですとか、そういったもろもろのものにつきまして当然こちらで確認をすることがありますので、そういった部分で適切な運営をしているかどうかという部分を見ながら監督をするということを想定しているものでございます。

それから、第8条の部分でございますが、基本的には保育園の実施なので、自動車での送迎は町としては想定はしていないのですが、ただこれは一応児童福祉法の中で国の省令を参酌した部分で市町村で条例を制定するという形になっておりますので、そういった意味で自動車の利用もそこに盛り込ませていただいたということでございます。

ブザーの補助は、ちょっと私が認識をしていなくて、幼稚園のバスの関係だったのですかね、そこは申し訳ございません、こちら福祉課の所管でないものですから、補助の関係は分かりかねるのですけれども。

それから、レピでの実施ということでございますが、乳児等通園支援事業につきましては現在実施している一時預かり事業とは異なりまして、現在実施している一時預かり事業につきましては保

護者の事情で預けることが自由になってございます。レスパイトですとか、保護者の通院、それと冠婚葬祭でお子さんを見れない場合といった場合には一時預かりということで、そちらについては保護者の都合というのは問題ないのですけれども、乳児等通園事業につきましては保護者の事情で預ける制度ではないものですから、社会的な子どもの成長を促すための預けるための事業ということなので、ちょっと分かりづらい部分があるのですけれども、来週月曜日病院に行くので預けたいのですという、そういった理由で預けるということではできないというものでございます。

町のほうでは一応レピのほうで1人預かる予定で考えております。

あと、保育料につきましては、これは決まっております、一応本人負担が1時間当たり300円ということで決まっています。

それから、公布日です。公布日につきましては、この後4月1日からの施行になるのですけれども、手続の関係で嵐山町どこでやりますよといったところの県のほうに報告をする等がありますので、これ3月議会ですとその手続が間に合いませんので、この運営基準につきましても公布日で施行させていただいて、年明けに嵐山町についてはどこどこで実施をしますといった手続を進める関係上、公布日からということで施行させていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 狛守勝義議長 答弁漏れがあります。最低基準で町の関わりはという質問をいただいていると思うのが1点と、もう一つは食事で……
- 太田直人福祉課長 アレルギーですね。
- 狛守勝義議長 アレルギーの対応。
- 太田直人福祉課長 失礼いたしました。

最低基準、先ほどの町の関わりという部分でございますが、監督の部分だと思いますが、そちらにつきましても、先ほどお話ししましたとお想定しているのが町の中のレピでありますので、町の実際に事業を実施している中で福祉課が所管しておりますので、その都度状況を把握をして改善をするべきところはしていくことができますので、そういった部分での関わりはあります。ただ、今後例えば町内の4つの民間保育所のほうでこちらの事業を実施したいということになれば、それにつきましてはこちらの設備と運営の基準を照らし合わせながら、まずスタートする時点で職員体制等が整っているのか、そういった部分も含めて確認をしていき、あとは定期的に状況を把握して指導、監督ができると思っております。

アレルギー対応につきましては、そこまで詳しく書いてございませんが、これまでも一時預かりの関係でいきますと食事は提供してございませんので、ご自宅から持ってきていただくということになります。仮に今後町内の保育所で実施する場合であっても、それは必ずその子のアレルギーに関して確認を取りますので、保護者と園のほうで必ずその確認を取って、お子さんのアレルギーに対応するように指導もしていく予定でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 2条でお聞きしたら、これ保育士になるということなのですか。一般の学童なんかでも指導員がなれますよね、一時的なというか、県の研修を受けて指導員ということで。これは保育士になるということが条件なのですか、この適切な訓練というのは。こういうふうに22条で満1歳以上3歳未満の幼児はおおむね6人につき1人以上とし、その半数以上は保育士とするということで、6人ですから3人は保育士だけれども、その3人が適切な訓練を受けた者が当たれるのかなって思ったのですが、そうではないということなのですか。ちょっとその辺私が理解が不十分なのでしょうけれど、もう一度伺いたいと思います。

それから、町の勧告がどこまでできるのかというのが、その体制が不十分だったりした場合に今とは違うのだと思うのですよ、これは。レピだから、多分課の関係上いい関係にあると思うのですが、今後どういう事業所が入ってくるか分からないわけで、その場合に町がどこまで勧告できるのか、指導できるのかというのが、ちょっとこれだと分からないので、勧告受けたけれどもやらなかったということもあり得るのではないかなと。そうした場合に重大な事故につながりかねない。子どもさんは、預け始めが一番事故多いということらしいのです。事前審査というか、事前相談なしで預けてしまうことができるということなので、そういうことがほかの市町村でちょっとやったのを私はそれ学んだのですけれども、そうらしいので、勧告がどこまでできるのかをちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、ブザーの件は補助ができないということで、今はできないということなのですか。あれは幼稚園だけなのですか、幼稚園に限ってバスのブザーの対処をしたということだけなのですか。教育長、お分かりですか、分かれば伺いたいと思います。それをもし必要な場合には、こちらにこういう自動車が必要だといった場合には補助を出すのかどうかをもう一度伺いたいと思います。

アレルギーへの対応は、何かきちんと書面で事業所に出していくのか、保育園は問題ないと思うのですよ、ある程度ずっとやってきているわけですから。でも、新しい事業所に対しての指導というのはきちんと書面でやらないと私はいけないのではないかなと思うのですけれども、口頭だけではなくて書面がきちんとできているのかを伺いたいと思います。

それで、レピの人数は今までと違うということで、社会的な子どもさんの成長を促す、そういう面で今度は取り組むのだということでおっしゃったわけです。そうすると、ある程度の人数が入ってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、人数キャパオーバーになる可能性があるのではないかなと思ったので人数をちょっと伺ったのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 職員のほうから先にいきます。22条のところで保育士ということであらうござい

ざいます。また、先ほども申し上げましたとおり保育士、国家資格ですので、国家資格というところなのですけれども、新たに埼玉県だけの中で保育資格を許可するというような、都道府県ごとに、あるいは政令市での基準で許可するという制度ができますので、そういった方を想定しています。

もともと、川口議員のほうで新たな事業所とおっしゃっていますけれども、新たな事業所でもちろんやるところもあるでしょうけれども、想定しているのは既存の事業所の中で保育園等が実施するというのでございますので、こちらの利用については国のほうで登録のシステムをいわゆるウェブ上でするようになります。利用する保護者さんは、あらかじめ登録をしていただいて、利用したい乳児等通園事業の事業所に対して空いていればこの日に使いたいという申込みをするのですが、初めてその事業所を使う場合にはまず使う前に保護者と事業所でマンツーマンで面談をします。利用する前に面談をした上でこの事業を利用していただくというルールになってございますので、議員がご心配の初めて来ましたということはまず想定できないです。そこで、まずこのお子さんどういうお子さんかというのを含めて保護者とお話をします。

また、利用の申請のアレルギーの関係でいけば、利用の申請のところでお子さんが持っているアレルギー、食品アレルギーがあるのか、そのほかのアレルギーがあるのかというのを聞き取り含めましてその書類に記載をします。その上で事業所が確認をするという形になってまいります。当然保護者の方ですとお子さんのアレルギーはよく存じているはずですので、ただ例えばその内容が、学童保育もそうなのですけれども、少し分かりづらい部分であれば当然事業者としてその部分をもう少し深掘りをして、どういった食品なのかという部分でお話することは想定しております。

それから、指導、勧告監督の関係ですけれども、この事業自体が町のほうで許可、認可をする形になりますので、当然事業開始前にこの基準に照らし合わせて先ほどもお話ししたとおり整っているのかどうかという部分は確認をしなければいけませんので、そういった部分でもし基準を満たしていなければ、これは認可できないですよという話になってくると思います。

動き出した後の職員の体制がちゃんとできているのかどうかというのは、ちょっと言葉悪いですが、抜き打ち的にその事業を実施している日に伺って状況を把握することは当然できますので、その中で職員が足りていないということになれば、直ちにそこは保育を中止していただくとか、それなりの、例えば同じ住所の中でのもう一人の保育士さんにその日は取りあえずサポートしていただいて、翌日以降の利用については控えていただくとか、何らかの、状況に応じてですけれども、指導、勧告はできるものと考えております。

○狛守勝義議長 アレルギー。

○太田直人福祉課長 アレルギーは、先ほど申し上げた申請の中で……

〔何事か言う人あり〕

○太田直人福祉課長 今レピで想定しているのは、保育士が3名おりますので、基本的には1対3、ゼロ歳児でいくと1対3ですので、マックスで9人という形は想定しますが、3人のうちの1人は

通園事業の申出があったときには通園事業のほうについてもらうと、一時預かり事業と並行してやるイメージです。嵐山町のほうでは同じ場所で。ただし、通園事業で預かっているお子さんに関しては1人の保育士が専属でつくという形です。同じ敷地の同じ保育室の中に一時預かりの保育士が2人残っておりますので、何か想定外のことが起きる場合にはその保育士が併せて協力をするというような形で体制を整えるようにしておりますので、そういう想定でおります。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

私も本職に就いたときに、初めに幼稚園バスの安全確認ということでブザーがついていることと動作確認については確認をしたところでございます。ただ、補助制度の有無及びありの場合の対象範囲につきましては、現在資料を持ち合わせでございませぬのでお答えすることができませんので、また後ほど議員さんに個別にお答えできたらと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 人数が3人の保育士だから、9人ということなのですか。保育園に通っていないほかの子どもが対象ですよ、もっと多いのではないかなって思うのですけれども、どうなのでしょう。9人程度でよいのか。9人だったらキャパオーバーにならないと思います。ちょっとお願いします。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 レピにいる保育士は3人ですので、ゼロ歳児換算、ゼロ、1、2換算で今申し上げた1対3で9人という計算上はなりますが、実際に先ほども申し上げた滑り出しがどうなるかというのもあるのですけれども、一時預かりとは明らかに違うので、その部分で乳児等通園事業で使う方というのはあまりいらっしやらないのかなというイメージがあります。つまり先ほど申し上げた母親、ご両親がその日どうしても見れないよということで預けるのであれば一時預かりで十分対応できるので、そういった意味合いで預ける制度ではないですというのは最初の段階でお話をさせていただきますし、あと先ほど申し上げた事業所のほうの面談というところでもそういう理由では預けられないのですよということは周知をしていくものですので、そういった意味では想定、人数足りませんかというよりは、むしろなかなか難しいのではないかって考えております。

ただ、制度上これは、今実はもう6年度からモデル事業をやっている自治体があつて、7年度も一部始まっているところがありますが、令和8年度は全国の自治体がマストで実施しなければいけない事業でございませぬので、冒頭申し上げたとおり本来保育園のほうがこの分の人数を確保できれば一番望ましいのですけれども、嵐山町については民間保育所全てがほぼ定員の枠で埋まっていますので、そういった意味では保育園での実施は難しいので、6年度から実施している一時預かりの場所を共有で使わせていただいて実施をしていきたいという考えでございませぬ。

○狹守勝義議長 ほかに。

12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） イメージがよく分からないのですけれども、預かり保育のほかに週に1、2回の通園があるということですよ。そして、今の子ども的人数ってゼロから3歳までで200人いかなないと考えるのですけれども、そのうちにそれを利用される方というのは、不定期ではなくて定期的に利用される方が非常に少ないのではないかというふうな予測ですよ、今の話だと。実際どの程度というふうな形で、ゼロ歳、1、2だから、かなり難しいかなと思うのですけれども、その課題というのは何になると思われるか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、この乳児等通園支援事業ですけれども、先ほど申し上げた国のほうで利用に当たっての登録等はウェブ上のシステムのできるのですけれども、嵐山の方が例えば東松山の通園事業を使いたい、その通園事業の場所が空いてるっていえば、それも使えるのです。逆もあるので、滑川の方が嵐山の通園事業を使いたいということもあるのですけれども、一時預かりは基本的に町内の方に限定をしておりますが、この乳児等通園支援事業は近隣の同じように実施をしている事業所も使える形にはなりますので、そういった意味では嵐山町に限らずの事業所を使えるということも想定をしております。

また、メリット、デメリットということでございますが、先ほど申し上げたメリットとしては町外が利用可能ですよということですよ。また、嵐山町のほうでは例えば一時預かりは1日か半日という形で想定しておりますが、これは時間単位で使えますので、1時間当たり300円の利用率という形でお支払いをいただくという形になります。ただ、一方でデメリットとしては、先ほど少しお話をしました事前面談を必ず実施しなければいけないということで、あるいはこの事業に当たっては保育計画をその子に対して一般の保育所と同じように保育の計画を立てて実施をしていくので、やっぱり自己都合で使うというよりは、その子の社会性といいますか、集団生活、そういったものを想定した事業になりますので、今日、明日すぐ使いたいですとかということではできかねる事業のかなということではデメリットかと思えます。

また、これは既に実施している事業所からの話で聞きますけれども、委託料がかなり通常より安いわけなのです。そういった意味では、事業所のほうがあまりメリットを感じていないというところもあるみたいで、モデル事業としてやっているところは余裕活用型でやっているようなイメージがありますけれども、大体ゼロ歳児ですと受入れで1人当たり1,300円が委託料という形で払われるということなのですけれども、国の想定しているものが、そういった部分でなかなか手がかからないのかなというところは見え隠れします。我が町でいきますと、こちらは新たな制度であります。保護者の利便性を考えますと必然的に、一時預かりのほうの利用が今も多いのですけれども、そういうふうな移行になってくるのではないかなということは想定しております。

○狹守勝義議長 ほかに。

[発言する人なし]

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 嵐山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第2、議案第50号 児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件でございます。

児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、議案第50号 児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することにつきましてご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、お手元の条例案、1ページめくっていただけますでしょうか。児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴いまして、関連する嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正をするため、一括条例として本案を提出するものでございます。

まず、第1条でございます。こちらは、嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について記載しております。

新旧対照表を御覧ください。第12条では、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、第33条の10第1項各号に改正するものです。

第17条では、利用乳幼児及び職員の健康診断として、従前は文言にしてありましたものを表に整理して改正するものでございます。

第23条第2項では、児童福祉法第3款、保育士の不足に対応するための措置として、新たに第18条の29に地域限定保育士が規定されたことに伴い、当該内容を組み入れたものでございます。

いずれも児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府令の改正に合わせたものでございます。

以上が家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正となります。

続きまして、次ページ中段を御覧ください。第2条といたしまして、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を記載してございます。

下の新旧対照表をご覧ください。第25条では、児童福祉法第33条の10に新たに第2項、第3項が設けられたため、第33条の10第1項各号に改正し、条文については児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う内閣府令の改正に合わせたものでございます。

続きまして、同じページ、一番下段です。第3条でございます。第3条といたしましては、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について記載してございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。こちら、第10条第3項では、児童福祉法第3款、保育士の不足に対応するための措置として、新たに第18条の29に地域限定保育士が規定されたことに伴いまして地方自治法の第252条の22第1項の中核都市が追記され、同項第1号について当該地域限定保育士に関する内容を組み入れたものでございます。

第12条では、児童福祉法第33条の10に新たに第2項、第3項が設けられたことに伴いまして第33条の10第1項各号に改正するものでございます。こちらにつきましても児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、内閣府令の改正に合わせたものでございます。

続きまして、附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 地域限定保育士って先ほどもありましたけれども、これどういうものなのかをちょっとご説明いただけないでしょうか。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 地域限定保育士でございます。こちらにつきましては、児童福祉法の第18条の29ということで規定がございまして、もともと先ほども申し上げております第3款としまして保育士の不足に対応するための措置ということで、この第18条の26からお示しがあるのですけれども、国家資格ということで保育士資格を取られるわけですけれども、なかなか国家資格に結びつかない方もいらっしゃるしまして、法律上でいきますと都道府県内あるいは政令市の中でのみその資格が有するという形で、不足と今言われている地域で活躍いただけるように範囲を絞った形で制定しているものになります。

ただ、埼玉県では実施していないようでして、県が地域限定の保育士を実施することになれば規定は適用していくという形になりますが、先ほどのお話のとおり、国の省令のほうが改正したことによって該当する部分を市町村のほうで改正する、参酌することになっておりますので、今回児童福祉法等の改正というのが幾つかの法律が改正になっているのですけれども、児童福祉法ですとか、学校教育法ですとか、その他含めた児童福祉法等の一部を改正するという法律になっておりますので、その中で福祉課のほうで所管する部分は児童福祉法が係ってきますので、その改正に伴った文言につきまして改正をさせていただいたという形になります。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか、埼玉県はこれはやらないということなのですか、もう一度確認ですけれども。そうすると、どのくらいの研修をするのかというのもちよっと分からない状況なのですかね、いないのですからね。もう一度というか、伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 現状埼玉県のほうでまだ実施しないということでございますが、今後実施していく可能性は十分でございます。地域限定保育士といえども、ほぼ国のそういった基準にのっとった形の試験は実施するものと捉えております。

○狛守勝義議長 ほかに。

6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） まだ現実に県では実施していないということで、ちょっとその辺が不確かかもしれませんけれども、待遇です。国家資格による保育士とこの限定保育士の待遇の差が出るかどうか、その辺だけちょっと確認をお願いいたします。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 現時点で処遇に関しての違いという部分についてはこちらでも確認が取れてございませんが、基本的には保育士不足に関して取組をしていく内容でございますので、大幅な違いがあるとは思えません。むしろ介護職等の賃金改定は去年、今年含めて実施しているものですので、あとは事業所の給与基準のところでもしかするとそういった多少の差が出る可能性はあるかもしれ

ませんが、国としてその差別化を図るということはないのではないかと当課では考えております。

○狛守勝義議長 ほかに。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第3、議案第51号 嵐山町議会議員及び嵐山町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町議会議員及び嵐山町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第51号の細部について説明させていただきます。

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって3年に1度、その基準の見直しを行っております。今回の改正も最近における物価変動等に鑑み、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担及び支払い手続の規定です。選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に変更するものでございます。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続の規定です。選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を算定する単価を541円31銭から586円88銭に変更するものでございます。

最後に、附則ですが、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 妥当な金額だとは思いますが、現段階では現状を見ますと。ただ、物価高騰が続いていますから、通常の議員選挙は2年後ですので、2年後に近い段階で物価水準を見た金額にしたほうが私はいいのではないかなって、もっと上がる可能性もあるのではないかなと思って、その辺検討されたのかどうかを伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

前段でお話ししましたが、公職選挙法施行令の改正に伴って、それに基づいて嵐山町の条例を改正するものです。国のほうも3年に1度見直しを行っておりまして、本年7月6日付で施行令のほうが変わりましたので、それに基づいて今回変更したものですので、町独自でこの金額というのではなく、公職選挙法の施行令の改正に伴って3年に1度見直したものでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町議会議員及び嵐山町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分です。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第4、議案第52号 嵐山町小・中学校体育施設条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町小・中学校体育施設条例の一部を改正することについての件でございます。

菅谷中学校体育館に空調設備を設置することに伴い、施設の使用料を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、議案第52号 嵐山町小・中学校体育施設条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

菅谷中学校体育館に空調設備、エアコンを設置したことに伴い、施設の使用料を見直すものです。

裏面の新旧対照表を御覧ください。条例の6条は、使用料を定めており、その別表です。現在菅谷小学校体育館、志賀小学校体育館、菅谷中学校体育館、玉ノ岡中学校体育館を使用する場合、片面1時間につき200円、全面1時間につき400円だったものを、エアコンを設置した菅谷中学校体育館のみ空調設備使用料と別に1時間につき1,000円追加するものです。あわせて、改正前の鎌形小学校運動場ですが、鎌形小学校は2007年、平成19年3月末に閉校し、菅谷小学校と統合されました。そのときに条例改正すべきところ漏れていましたので、今回削除するものです。

附則ですが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今体育館をどのぐらい皆さん利用、生涯学習の団体でどのぐらい利用さ

れているかということ、菅谷中学校だけに関しては半面ずつ利用するというのも可能であるということであるから、これから一緒に2つの団体とか3つの団体がなされることもあるというふうに考えてだと思いののですが、その点についての考え方を伺います。

それと、1時間につき1,000円の空調利用料ですけれども、それはどのような算出をなさったのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

まず、菅谷中学校体育館の利用団体ですが、令和6年は12団体でした。

また、この1,000円の単価ですが、ガスと電気を使用しまして、その試算をしました。そして、県内の近隣の小中学校の体育施設の使用料を取っているところを参考にして1,000円とさせていただきます。

また、半面ですが、エアコンの設置上、半面だけ冷やすということができませんので、使用する場合半面であっても全面であっても料金はいただくことになっております。また、両方を半面ずつ使う場合もそれぞれの団体に1,000円ずつ使用料としていただく予定ですが、その場合例えば団体ごとに相談し合っ、片方で払うとか、半分ずつにするとかというのはその団体ごとの運用というのですかね、お話し合いになってくると思います。

以上です。

○狛守勝義議長 12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この中で全部で菅谷小、志賀小、玉ノ岡中、菅谷中で12団体の団体が使っているというふうなことでよろしいのでしょうか。

七郷小は、体育館のエアコンはないかもしれない。七郷小がここに入ってこないのはどういう理由なのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、お答えします。

12団体は、菅谷中学校の体育施設を使っている団体のみでございます。その他の学校の体育館を使っているところは、全部は数えていないのですが、登録上はスポーツのほうで全部で341団体、スポーツ関係で登録しております。

また、七小は狭い関係で半面というものがなくて、全面で利用料200円取っております。

以上です。

○狛守勝義議長 12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） エアコンが入ってくると、空調が入ってくるとそれぞれの団体が菅谷中の体育館を利用される方も増えてくるのではないかなと思うのです。そのために私は半面というふうな形にしているのかなと考えたのですが、具体的にはそういうふうな考え方がなくて半面という

ふうになってきた。341団体という、かなり不定期であったとしても利用料が多いと思うのですが、夏と、それから冬と、どのような形で利用されているのか。そして、それで1時間1,000円だと大体2時間ぐらい使われるとして2,000円で、とんとんみたいな使用料としては考えているのか。七小の体育館はここには入っていないですよ、改正前も。だから、もともと改正しないから、でもどういふことなのだろうと思って今見ているのですが、七小は生涯学習の団体に関して貸しているですよ。貸していないのだったら、ここに入らないのだったらいいのだけれども、どういふことなのでしょう。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 お答えいたします。

七小のほうは、この別表ですと下の略のところに、七郷小学校の体育館で半面、全面というのはなくて、全面のみでなっていますので、この表には入っておりません。

また、エアコンがついたことによって使用したいというところがあると思うのですが、体育館の予約は特にこの団体が重点的に使っていていいとかと、そういうのはありませんので、抽せんです。あくまでも今のところは申込順になっておりますので、それは変わらないと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 私は、この1,000円の妥当性なのですけれども、近隣調べたということなのですが、電気とガスで1時間1,000円かかってしまうということなのですか。近隣はもっと安いところがあるのだけれども、嵐山はこのぐらい取ってしまおうということなのでしょう。

それから、1,000円取るというのはどうなのでしょう。スポーツ団体からしたら出費が増えるわけですから、ちょっと影響、スポーツの振興に。町としては振興していく方向ですよ、そこへの影響というのが出てくるのではないかなって思うのですけれども、その辺は検討されたのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

試算上は、電気とガスの計算しますと、あくまでも試算なのですが、1,000円は超えております。県内を調べてみますと、一番安いところだと1時間150円というところから1時間2,000円というところがございます。最近の体育館にエアコン等を設置して条例改正しているところはやはり金額等が上がっておりますので、今後の電気料、ガス料を考えて1,000円は妥当ではないかということで検討しております。

また、影響なのですが、全部の体育館に設置しているわけではなくて、またあくまでも使用料です。なので毎回、でも季節ごとに気候がいいときで使わない場合もあると思っておりますので、一年中使って

いるということはないと思いますので、その辺はその団体に応じて、あと競技に応じてエアコンを使うとちょっとやりづらいとかという競技もあると思いますので、その辺は検討していただきながら使っていただければと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 季節のいいときはそれは使わないと思うのですが、これ冬も使える暖房になるのでしょうか、夏、冬が中心だと思いますけれども。やはりスポーツの振興にはできるだけ低価格のほうがいいと思うのです。その辺のスポーツ振興にその辺のことを検討されたのか、このぐらいかかるのだから、負担求めようということだけでやったのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それと、スポーツ団体にはこれはもう事前には話ししてあるのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 お答えいたします。

1,000円という金額は決して安くはないと思うのですが、教育委員会はもとより町のほうとも検討しまして、その額にさせていただきました。

また、この額についてのお話ですが、この議会を通して、改めて説明会等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 空調設備がついたのはとてもいいことだと思うのですが、ここで半面ずつの利用があるということなので、理屈の上で例えば卓球とかバドミントンとか、空調を嫌うスポーツというものもありますよね、その辺との兼ね合いというのは、これはお金の問題ではなくて、使い方として考慮されているのでしょうか。

○狛守勝義議長 青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長 お答えいたします。

バドミントン等、風が来ると競技に影響するというものがあると思うのですが、このエアコンが輻射式といってあまり風が強くないようなこともできますので、その辺は検討してございます。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町小・中学校体育施設条例の一部を改正することについての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第5、議案第54号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を19億2,533万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、議案第54号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書54、55ページをお願いいたします。2、歳出でございます。5款保健事業費、1項1目疾病予防費は、トレーニングルーム運営指導委託料20万8,000円を減額し、補正後の額を1,866万3,000円とするものです。

5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費は、国保ヘルスアップ事業委託料220万円を減額し、補正後の額を1,717万6,000円とするものです。

次に、9款予備費、1項1目予備費は、先ほど減額しました額の合計240万8,000円を増額し、補正後の額を333万8,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第6、議案第55号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を17億2,456万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 それでは、議案第55号の細部につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の60ページをお願いいたします。補正（第2号）につきましては、歳出のみを補正するものです。地域支援事業費を減額し、超過する額を予備費へ充当するものとなります。

なお、歳入歳出予算の総額は、それぞれ17億2,456万8,000円に変更ありません。

66、67ページをお願いいたします。2の歳出でございますが、3款1項3目一般介護予防事業費、事業名、(2)、やすらぎトレーニング事業につきまして契約額の確定に伴い、委託料を37万7,000円

減額するものです。

その下の（４）、脳健康教室事業と３款２項１目、（１）、総合相談事業費の会計年度任用職員報酬をそれぞれ16万9,000円、114万2,000円を減額するものです。昨年度相談件数の増加により、補正予算をお願いして会計年度任用職員を雇用いたしました。令和７年度当初予算は同じ職員体制で予算計上しましたが、地域包括支援センターの機能を強化するため、４月から正規職員を１名増員いたしました。本来であれば６月の議会で会計年度任用職員報酬を減額すべきであったのですが、９月の議会でも漏れてしまい、今回減額するものです。誠に申し訳ございません。

一番下、６款予備費につきましては、減額により超過する額を充当するため、168万8,000円減額するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 脳健康教室事業とやすらぎトレーニング事業委託料、それぞれ減になっているのですが、その減の理由は何でしょうか。

○狛守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

先ほどご説明申し上げたのですが、相談件数が増えていますので、例えば脳健康教室の事業ですが、この事業は９月から３月までの半年間、毎週金曜日、午後半日丸々職員が張りつく形で事業を行っております。そこで、昨年度は会計年度職員をそこに事業をお願いいたしまして、正規職員は増えた相談事業に充てているという形を取らせていただきました。

それと、総合相談事業ですが、昨年度やはり相談件数が大分増えましたので、社会福祉士を７月から１名雇用いたしまして週２回相談業務に当たっていただきました。そういったことを昨年補正予算でお願いしたのですが、４月から正規職員を１名増やしていただきましたので、その職員を各事業に充てているために会計年度職員の雇用を今年度はこの事業に関してはしていないという形になります。

○狛守勝義議長 ほかに。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和７年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第7、議案第56号 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について支出事業費用を1,603万5,000円減額し、総額を5億156万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 議案第56号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の79ページをお願いいたします。3条、収益的支出、1款事業費用の補正であります。1目の原水及び浄水費、10節修繕費は、水道水源、浄水場施設等に係る落雷や漏水による緊急対応修繕費を180万円追加し、補正後の額を380万円、目の計を1億1,911万7,000円とするものであります。

2目の配水及び給水費、7節委託料、漏水調査業務委託は衛星画像分析調査を500万円減額し、補正後の額を290万円に、8節修繕費は給水管及び配水管の漏水修繕費を実績により500万円追加し、補正後の額を2,000万円とするものでございます。

3目の総係費、12節委託料、電算機器保守料は、9月議会におきまして2か年の債務負担行為を設定させていただきました嵐山町上下水道事業システム導入更新事業の7年度執行分以外の1,796万7,000円を減額し、補正後の額を548万5,000円といたします。14節賃借料は、新たに全国自治体の入札状況及び結果が閲覧することが行える調達インフォ、ジチタイワークス使用料を13万2,000円見込み、目の計を1億1,746万円とするものでございます。

合わせまして1款事業費用の計を5億1,760万円から1,603万5,000円減額し、補正後の額を5億

156万5,000円といたすものでございます。

以上、議案第56号の説明でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 配水及び給水費で漏水調査業務委託、これが500万円減で、その下の修繕費ですけれども、これは漏水調査業務委託のお金が余ったというか、お金が出てきたので、給水、排水管の修繕のほうに回せることになったということなのか伺いたいと思います。

それから、賃借料ですけれども、入札状況が分かるということなのですか、どういう利点がここではあるのかを伺いたいと思います。

それから、13万2,000円というのは、これは来年3月までの金額だということなのですか。月当たり、1年だとかなり高くなるのか。今回の場合は何月から何月までの分なのかを伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず、漏水調査業務委託につきましては、嵐山町におきましては令和5年と6年度に衛星による調査業務を行っております。本年度につきましてもその委託費を当初予算化しておりましたけれども、令和5年度、6年度の調査の結果において漏水の疑わしき場所、これが53か所ございました。こちらにつきましてさらに音調調査を加えまして、今年度につきましてはその音調調査を基に漏水の発見に努めているところでございます。したがって、当初予算の500万円は減額とさせていただきます。

一方、修繕費の給排水管修繕費、こちら当初予算で1,500万円を計上させていただいているところでございますけれども、今現在その給排水管に係る修繕の実績が合わせまして49件ございます。それに伴いまして支出が900万円でございます。したがって、この給排水管の修繕につきましては残額が今現在600万円でございます。まだ4か月ございますため、何が起こるか分かりかねますため、今回その漏水調査で落としました500万円につきましては給排水管の修繕費に充てているものでございます。給排水管の修繕費につきましては、この補正により残額が1,100万円というものになるものでございます。

次に、調達インフォ、ジチタイワークスの使用料でございますけれども、こちらにつきましては全国1,800弱の自治体からこのジチタイワークスのほうに寄せられている入札、落札、そういった全ての工事委託の入札状況が約9万件登録されております。利点といたしましては、入札とか、そういった選定する場合につきましてパターンがその事業によって異なってまいりますため、近隣だけではなく全国的な状況、その仕様書等も掲載されておりますため、そういったものを参考に嵐山町

の入札について向上させる意味合いで今回導入するものでございます。こちらにつきましては、嵐山町として1アカウント購入することとなっております。この1アカウントで全ての課が閲覧することが可能となりますため、町全体として大きな利点があると考えております。

その使用料でございますが、こちら月額が3万円となっております。税込みで3万3,000円の4か月で13万2,000円でございます。1年を通しますと3万3,000円掛ける12か月で39万6,000円となっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 漏水調査と給排水管の修繕ですけれども、漏水調査で予算が余ったので、こっちに給排水の修繕費に回したということではないということなのですか。私何かこれ回したのかって思いまして、本当は給排水の修繕というのはいっぱいあるのではないかなと思って、だけれども予算が取れないからこの程度に収めたのかなと思ったのですけれども、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それと、あと入札状況の件なのですが、これが分かると入札もう少し安くできるということになるのですかね、そこにつながるのでしょうか。そうすると嵐山の利点というのは、全国でやるのですからあれですけれども、利点が確かにあるなと思うのですけれども、そこに影響するのかわか。入札が90%が80%ぐらいになるとか、金額がもっと安くなるとか、そういうことになるのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今回漏水調査業務委託の500万円の減、こちらと給排水の修繕の額が500万円減と500万円増ということで、たまたま漏水調査で減じた額を給排水に回すという問いであるかと思っておりますけれども、漏水調査につきましては当初予算でこの衛星A Iの予算を500万円、それが不用になりましたため、純粋にその分を減額しております。

一方、給排水の修繕につきましては、先ほど申し上げたとおり当初1,500万円で、今現在900万円の支出がございます。残額が600万円でございますけれども、これから4か月間どのようなことが起きるか、不測の事態に備えて、たまたまでございますけれども、500万円で補正をさせていただいて1,100万円で残りの4か月に対応していきたいと考えているところでございます。

それと、調達インフォの点につきましては、これはあくまでも情報収集のためのものでございまして、これによって入札の額が少なくなるとか、そういったものではございません。あくまでもいろいろな市町村の入札の仕方を収集して、その中で嵐山町でどれが適しているのかということで、ストックされている精度の高い情報から嵐山町に適した情報をいただくための使用料でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ジチタイワークスの使用料なのですが、これは水道事業の入札だけということではなくて、全体の入札状況が分かるというふうに今伺ったような気がするのですけれども、そうするとなぜ水道会計でこれの予算を出すのがよく分からない。全体ですと一般会計で出すべきものなのかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

先ほど町全体どこでも閲覧ができるとご説明申し上げましたが、そのとおりでございまして、なぜ水道事業会計ということでございますけれども、こちらがアカウントの取得でございます。水道事業会計につきましては、漏水工事あるいは布設替え工事、それと新浄配水場の建設事業等にいろいろな自治体の状況を知り得る必要があるため、こちらにつきましても水道事業会計で1アカウントを取得するというものでございます。そのアカウントで全体が使えるということも考えられますため、町全体でというお話もさせていただきました。本来でありましたら、それぞれの事業、それぞれの課でアカウントを取っていただいて、それぞれで閲覧することになっておりますけれども、水道事業会計で1アカウント取れば町全体で見ることでも問題ではないということをお伺いしていますので、水道事業会計の1アカウントを取れば十分ではないかということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○清水延昭上下水道課長 使用権です。使用権をいただいているということです。買っているということ。

○狛守勝義議長 12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） アカウントを取るのが水道事業会計って、なぜ企業会計でこれをやって、一般会計がそちらを使うのかということが分からなくて、全然いいのですけれども、これちょっと趣旨が違うのかなという感じがしまして、それに関して皆さんで各課で見るとするのは全然いいと思うのですけれども、本来ならば一般会計でやるべきことではないかと。アカウント自体を取ることが何で企業会計で行うのだろうというふうな不思議な点があるのですけれども、副町長、いかがでしょう。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからもお答えをさせていただきます。

今、渋谷議員ご指摘いただきました。全体で使えるということは非常に町としてはありがたいということございまして、業者の選定の委員会がございまして。その中でも、やはり水道、それから下水道、こういった工事に関しましては非常に先進的な技術も必要になってまいりますし、特殊な工法ですとか、そういったことを挙げると、選定する業者、これをどこにしたらいいかというのは

非常に迷うところもございます。そういった中で、こういった情報をいち早く取り入れて、そして業者選定に生かせるというのはやはり水道、下水道、こういったところが一番多いかなと。業者の選定委員会に当然かける場合には真っさらな状態でかけるわけではなくて、それぞれの担当課がそれぞれの工事内容等についていろいろと一般競争入札でも条件を付す。例えば1,000万円以上の工事に関して誰でもどうぞということではなくて、特定の技術を持った業者であるとか、あるいは実績を持った業者であるとか、そういった形の条件を付して一般競争に付すという形になります。そういった面では、やはりこういったシステムを一番使うのは水道、下水道、こういったところの特殊工事が必要になってくるところというふうに考えておりました、このシステムをまず一番見たい、あるいは活用したいというのは上下水道課という形になろうかと思っておりますので、そちらの会計でまず入れていただくと、それを一般的な形で他の工事にも汎用的に使わせていただくと、こんな形で考えるのが自然かなということで今回上げさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 入札を行うのに、今の件数は私全然分からないのですけれども、水道、下水道が一番多いのかなというふうな感じで水道課という形、あとこれから行ってくるのは学校関係のことで入札になるかどうか分からないけれども、そういった形でいくとやっぱり水道課関係の入札が一番多いというふうに、どの程度の割合であるのか伺えればと思いますが、これは難しいかなと思いますけれども、難しいよね。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

ちょっと割合までは正確なことはこの場では申し上げることができかねますけれども、先ほど副町長がご説明したとおり、水道、下水道につきましてはかなり特殊な技術を要する工事、例えば新浄配水場の建設につきましては給水タンクの建設等がございます。こちらにつきましてはかなり特殊な建築物でございますために、そういったことが正確にできる業者を選定するためにやはり水道事業会計でどうしてもこの調達インフォを利用させていただきたくお願いしているところでございます。割合と申し上げますと、工事の件数に応じてでございます。工事は水道、下水がかなり多くを占めておりますため、かなりの割合で上下水道の工事の発注をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 ほかに。

10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 区分が10の修繕費のところ、先ほど落雷がということで修繕したと、緊急対応したということをお聞きしたのですが、落雷はどちらに落ちて、断水はなかったのかお伺い

したいと思います。

それと、先ほど令和5年、6年で衛星A Iを使って漏水箇所が分かって53か所という、衛星A Iを使うことによって何か光って分かるようになってきているのか、どこかの予算だったか何かのときに課長が説明したかなと思うのですが、今年49か所を先ほど修理したということによろしいのか確認したいと思います。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、落雷についてでございます。こちらは、この原水及び浄水費の修繕費につきましては水道が所有しております浄配水場と水源に係る水道施設の故障に伴います緊急対応の修繕費でございます。先ほど落雷についての問いがございましたが、こちらにつきましては今年度につきましては雷が落ちるたびに必ずどこかしら施設がダウンするようになっております。水道管の落雷に対するものにつきましては、上からの落雷についてはアレスタ、防御するシステムがございます。しかしながら、水道管を伝って下から上ってくる電流につきましては、これはいまだに全く進歩していないといえますか、私が水道に配属された当初から全く変わっていない状況でございます。したがって、落雷の箇所に、その施設に直接落ちるわけではなく、町の至るところに落ちた落雷の電流が水道管を伝って施設を攻撃するというようなことになっております。その施設が停止されますと即座に発電機に切り替わるようになっておりますため、断水等の現象は起こっておりません。

続きまして、衛星A Iの漏水調査でございますけれども、こちらにつきましては令和5年と6年に衛星A Iを活用したシステムで漏水調査を行っております。こちら水道の今現在国が進めておりますDX事業の一つでございます、そういった先進的なものを活用して漏水調査を行うというものでございますけれども、こちらは衛星から照射したレーダーといえますか、照射したものを画像によって捉えるものでございまして、その画像をさらにA Iにかけて、どの部分が漏水している可能性が高いのかということで、そのエリアが丸い点で現れております。それが53か所ございました。それと、それを基にその丸いエリアを耳で聞く従来の音調調査をエリアごとにかけて漏水を発見していくというものでございます。49件というのは、突発的に起こったものとこの調査結果に基づいて音調調査で発見したものを合わせて49件、今現在修理をしたという結果となっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 ほかに。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより、議案第56号 令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分です。

休 憩 午後 零時06分

再 開 午後 1時30分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

まず、報告ですが、竹内議員は午後都合で早退ということで欠席になっておりますので、よろしくお願いたします。

◎請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 それでは、日程第8、請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書の件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

畠山総務経済常任委員長、登壇お願いたします。

[畠山美幸総務経済常任委員長登壇]

○畠山美幸総務経済常任委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、総務経済常任委員会に付託されました請願審査のご報告を朗読にてご報告いたします。

令和7年12月8日

嵐山町議会議長 狛 守 勝 義 様

総務経済常任委員長 畠 山 美 幸

請願審査報告書

本委員会に令和7年11月28日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

受理番号、請願第5号、件名、ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書。

審査の結果、不採択すべきものでございます。

それでは、総務経済常任委員会付託議案審査報告をいたします。

本議会において総務経済常任委員会へ付託を受けました請願第5号「ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書の請願審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、令和7年12月1日午後1時30分から会議を開会いたしました。当日は、請願者代表として野原様、江口様、紹介議員として藤野議員が出席されました。

まず、請願の趣旨等について、紹介議員の藤野議員、請願代表者の野原様、江口様より説明を受け、質疑応答、委員会の意見交換、採決という日程で審査を進めました。

○主な質疑・応答

(問) ゲノム編集食品が体へ与える影響について、どのようなものが考えられるか。

(答) 現時点ではアレルギーが最も懸念されている。ゲノム編集の過程で意図しない部分を切断してしまう「オフターゲット」が生じる可能性があり、それによりアレルギーが発現する可能性が指摘されている。ただし、明確な実験データがそろっていないため、健康被害について断定できる状況ではない。

(問) 輸入食品についても表示義務を課すという趣旨か。

(答) 生産者側には検査義務、販売者には表示義務を課すべきという考えであり、輸入品も含め消費者が分かる仕組みが望ましい。

(問) ゲノム編集技術は環境問題や医療分野にも重要であり、研究の妨げとなる懸念はないか。

(答) 請願の願意としては、ゲノム編集技術そのものに反対したり、技術の停止を求めるものではない。

(問) 法制化すれば罰則も伴うが、現状ではゲノム編集食品を科学的に判別する手段が十分ではない。表示しない事例も起こり得るのではないか。最大の問題は、ゲノム編集かどうか判別できない点だと考えるが。

(答) 生産者が表示することによって、ゲノム編集かどうか分かることが重要。何らかの規制や仕組みが整備されればよいと考える。

○委員からの主な意見

- ・表示義務を設けることで、アレルギーを含む健康被害への備えになる。「食べたくない人が食べなくて済む仕組み」をつくるためにも、表示制度は必要である。
- ・ゲノム編集が従来育種かを科学的に判別できないことが大きな課題であり、アレルギーとの因果関係も明確ではない。消費者庁もガイドライン整備を検討している段階であり、現時点で表示義務化を求めることは慎重に判断すべきだと考える。
- ・現状、ゲノム編集技術の課題を解決するために研究が進められている段階である。地方議会として、意見書を提出することは慎重に判断すべきである。
- ・国は情報収集を行い、必要に応じて制度の見直しを行う方針であるため、国の方針を支持する。
- ・ゲノム編集の検査基準が存在しないのであれば、基準づくりを促すことこそ地方議会の役割で

ある。生産者が「ゲノム編集食品である」と表示するだけで済む話であり、表示の整備は当然行われるべきである。

意見交換後、直ちに採決に移りました。

採決の結果、請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書についての件は、採択すべきものに賛成の委員が2人となり、不採択すべきものと決定しました。

以上で、請願第5号の審査に関して、総務経済常任委員会からの報告を終わらせていただきます。

○狛守勝義議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 ないようですので、お引取りを願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成討論はありますか。

それでは、12番、渋谷登美子議員、これは登壇してください。登壇でお願いいたします。登壇してお願いします。

では、反対討論ということですね。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） 私は、総務経済委員会の委員として議論に入っていたわけですがけれども、請願者の求めるものというのは、ゲノム編集されているものであればゲノム編集食品ということを表示してもらいたいという請願です。それに関して表示されなかったら、消費者に対してどのような食品であるのか全く情報提供されない、情報公開されないという状況になって非常に難しい、特に食べ物ですから消費者としてとても難しい状況になっていて、これは裏を返しますよね、普通食品見るとき。ゲノム編集というふうに書いてあったら、それを選ぶか選ばないかは消費者の問題だけれども、書いていなければゲノム編集されているものかどうか分からないので、これを選ぶことができないというふうな状況になっていきます。

ですので、ゲノム編集に関して表示を求めるというのは、当然消費者としてどういうふうなものであるかというだけのものを求めるわけですから、その請願に対して、これを国がやっているから国を待とうとか、そういうふうな問題ではないというふうに感じます。消費者として当然の権利で、情報提供を求めるのは当然で、それを国がやっているからではなく、地方議会は消費者としてゲノム食品が安全かどうか、不安全なものかどうかは分からないけれども、それを選ぶ、選ばないの権利を保障してほしいという請願ですので、地方議会としてそれを意見書として出すのは当然なことであり、今回の総務経済委員会の不採択に反対いたします。

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより請願第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○狛守勝義議長 挙手多数。

よって、請願第1号は不採択とすべきものと決まりました。

◎議員派遣について

○狛守勝義議長 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○狛守勝義議長 日程第10、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

なお、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の特定事件について、その内容から委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を超えて調査することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、所管を超えて調査することに決しました。

◎日程の追加

○狛守勝義議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発議第9号 系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書の提出について、発議第10号 買春禁止法の制定を求める意見書の提出について、発議第11号 人工芝・ゴムチップ補装に関する規制の強化を求める意見書の提出について、発議第12号 高校教育に

おける障害者の合理的配慮を求める意見書の提出について、発議第13号 労働時間の規制緩和に反対する意見書の提出について、以上の5件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上5件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第11、発議第9号 系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いいたします。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書について提案理由をお話しします。

近年、再生可能エネルギー普及に伴い、全国で大規模な系統用蓄電池設備の建設が進んでいます。しかし、施設では火災や爆発事故などが発生しており、令和6年3月には鹿児島県伊佐市で爆発を伴う火災で消防隊員が負傷する重大事故が起きました。また、冷却装置や電力変換装置からの騒音、低周波音による睡眠障害等の生活環境への影響も報告されています。これらの事例は、現行制度における安全基準、立地規制、住民説明が不十分であることを示しています。

よって、国に対して全国的な安全基準、設置基準の策定、住宅地等近隣への建設を避けるための法的立地規制、事前住民説明や緊急時対応計画の義務化、そして騒音、低周波音の基準整備と防音対策の義務化等を強く要望するため、意見書を提出するものです。

では、裏面に行きます。裏面読み上げます。

系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書

近年、再生可能エネルギーの普及に伴い、全国各地で大規模な系統用蓄電池設備の建設が進められている。

しかしながら、これらの施設では火災や爆発事故が発生しており、また冷却装置やパワーコンディショナーからの騒音・低周波音による生活環境への影響も報告されている。令和6年3月には鹿児島県伊佐市の系統用蓄電池設備で爆発を伴う火災が発生し、消防隊員が負傷する重大な事故となった。また、令和5年12月には横浜市立小学校の変電室内において発火し、児童が避難する事態が起きている。これらの事例は、現行制度において、安全基準・立地規制・住民説明が十分でないことを示している。

さらに、系統用蓄電池設備では常時稼働する冷却ファンや電力変換装置（PCS）等からの低周波音が発生し、周辺住民から「夜間でも低音が響く」「不快感による睡眠障害が生じている」との苦情が寄せられている。騒音や低周波音は測定値が基準値以下でも生活環境に深刻な影響を及ぼすことがあり、立地の在り方を含めた国に対しての対応が求められる。

国において、緊急に検討し、制度整備を図られるよう要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する

提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣です。

○狛守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

渋谷登美子議員、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 系統用蓄電池設備に関する全国的な安全基準及び設置基準の策定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第12、発議第10号 買春禁止法の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いいたします。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、買春禁止法の制定を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

現行の「売春防止法」は、性を買う側（買春者）への処罰を明確に定めておらず、政策史の構造的根絶に至っていません。性を売買の対象とする行為を社会的に容認しない立場から、買春行為を禁止し、買う側に法的責任を課す「買春禁止法」の制定が不可欠です。これは、全ての人の尊厳が守られる社会を実現し、女性の人権を守る新たな時代を切り開くための国に求められる責務です。

よって、アジア地域を中心に深刻化する女性や少女を対象とした人身売買・性的搾取を根絶するため、本意見書を提出するものです。

裏面を読み上げます。

買春禁止法の制定を求める意見書

近年、アジア地域を中心に、女性や少女を対象とした人身売買・性的搾取が深刻な問題となっている。特に、タイなどから日本や周辺国へと送り込まれ、性的搾取の被害を受ける少女たちの事例は、貧困や教育格差を背景にした現代の人身取引とも言うべき事態であり、社会の良心が問われている。我が国では、昭和31年に制定された「売春防止法」により、売春の防止と、売春を行うおそれのある女性の保護・更生を目的としてきた。しかしこの法律は、「買う側（買春者）」への処罰を明確に定めておらず、被害の行動的根絶には至っていない。性を売る女性を取り締まりや保護の対象としながら、性を買う男性側の責任を問わない現行法制の下では、性搾取の再生産が続き、女性の尊厳が守られない。性を売買の対象とする行為そのものを社会的に容認しないという立場に立ち、買春行為を禁止し、買う側に法的責任を課す新たな法制度の整備が必要である。

嵐山町議会は、女性や少女の人身売買および性的搾取を根絶し、すべての人の尊厳が守られる社会の実現をめざす立場から、国に対し、以下を強く求める。

記

- 1 買春行為を明確に禁止し、買春者に刑事罰を科す「買春禁止法」を制定すること。
- 2 性的搾取の被害者を処罰の対象とせず、支援・自立・尊厳回復を中心とする支援法制に転換すること。
- 3 現行の「売春防止法」を抜本的に見直し、時代に即した包括的な性搾取防止・支援体制を構築すること。
- 4 国際的な人身取引防止条約および北欧モデルを参考に、性を買う側への抑止と啓発を徹底すること。
- 5 地方自治体においても、女性支援センター・相談体制・教育・啓発の強化を進めるため、国が財政的・法的支援を行うこと。

性の売買や買春は、単なる個人の行為ではなく、社会に根強く残る男女不平等・貧困・暴力の構造に根ざした問題である。被害に苦しむ女性や少女が再び搾取されることのないよう、国が責任を持って法制度を整備することが求められている。「買春禁止法」の制定を通じて、女性の人権と尊厳を守る新たな時代を切り拓くべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、男女共同参画担当大臣です。

○狩守勝義議長 提案説明が終わりましたので質疑を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

渋谷登美子議員、お引取り願います。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第10号 買春禁止法の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○狛守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第13、発議第11号 人工芝・ゴムチップ舗装に関する規制の強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いします。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） それでは、人工芝・ゴムチップ舗装に関する規制の強化を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

提案理由

人工芝・ゴムチップ舗装は広く利用されていますが、近年、微小プラスチックの流出による環境汚染や、充填材に含まれる化学物質の健康影響、真夏日の表面温度上昇による熱中症、火傷リスクが国内外で深刻な課題として認識されています。特に日本国内では、これらの素材に関する統一的な安全基準や流出防止基準が十分に整備されておらず、脆弱な利用者が多い教育機関などでの安全指針が不足しています。国際的な動向として、欧州連合（EU）では、ゴムチップ（マイクロプラスチック）の規制強化が進められています。

よって、子どもや高齢者を含む住民の健康と安全、そして環境保全のため、国に対し、全国共通の安全・環境基準の早急な整備や、健康影響の化学的評価に基づく基準づくり、さらに代替素材への移行支援制度の創設を強く求めるため、本意見書を提出するものです。

では、裏面行きます。

人工芝・ゴムチップ舗装に関する規制の強化を求める意見書

人工芝およびゴムチップ舗装は、管理費の削減や維持の容易さから、学校・公共施設・運動施設

などで広く利用されている。しかし近年、これらの素材が環境および人間の健康に及ぼす影響が国内外で問題視されている。

(1) 環境への影響

- ・人工芝やゴムチップが摩耗し、微小プラスチックやゴム粒子が雨水や風で周囲へ流出し、河川・海洋の汚染源となる。
- ・廃棄時の処理が難しく、埋立処分による長期的な環境負荷が大きい。

(2) 人間の健康への影響

- ・ゴムチップに含まれる化学物質（P F A s、金属類など）が微細粒子化して飛散し、長期吸入による健康影響が懸念されている。
- ・人工芝の表面温度は真夏では天然芝より20～30℃以上高温になる例があり、特に学校や幼児施設で熱中症のリスクを高める。
- ・高温化した人工芝上での転倒・接触による軽度の火傷などの危険性も指摘されている。

(3) 国際動向

欧州連合（EU）では、2030年以降、人工芝の充填材として使用されてきたゴムチップ（マイクロプラスチック）を段階的に規制し、環境負荷の低い代替素材への転換が進められている。オランダをはじめ複数の国では、2030年までに使用禁止または大幅な制限を行い、天然芝や再生素材への移行を政策として位置付けている。

(4) 我が国における課題

日本では、人工芝やゴムチップに関する明確な安全基準や流出防止基準が十分に整備されておらず、自治体ごとに判断が分かれている。特に教育機関や高齢者施設など、脆弱な利用者が多い場所における安全指針は不足しており、国による統一的な基準づくりが求められている。以上のことから下記の事項に対し、早急に取り組むことを国に強く求める。

記

1 全国共通の安全基準・環境基準の早急な整備

人工芝およびゴムチップの設置・使用に関する評価基準、流出防止基準などを国として整備すること。

2 流出防止および廃棄・リサイクル基準の法的整備

摩耗粒子の流出防止策（集水構造義務化、飛散防止柵、点検義務など）や廃棄・リサイクルの適正処理基準を法的に整備すること。

3 健康影響の科学的評価と基準づくり

化学物質暴露、微小粒子吸入、温度上昇による熱中症など、人工芝・ゴムチップが人間の健康に与える影響について国として科学的評価を行い、結果に基づく安全基準を策定すること。

4 学校・保育施設・高齢者施設における特別な安全指針の策定

子どもや高齢者など健康リスクの高い利用者が多い施設において、より厳格な安全基準と代替素材導入の促進を図る指針を整備すること。

5 代替素材への移行支援制度の創設

天然芝・再生可能素材など環境負荷の低い素材への転換を進める自治体に対し、補助制度の創設や段階的な移行計画の支援を行うこと。

人工芝・ゴムチップ舗装に関する環境・健康リスクは、子どもを含む多くの住民が日常的に接する公共空間において早急に取り組むべき課題である。

以上、国に科学的知見に基づく規制と支援体制を整備することを強く求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣です。

○ 狩野勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番、橋本将議員。

○ 3番（橋本 将議員） それでは、お尋ねします。

発議における内容、渋谷議員が科学的知見に基づくということですが、人工芝、ゴムチップなどのいわゆる高分子ポリマーと言われるものは、私が調べると、吸収されない、口に入れても便として排出されるものだというのを調べてまいりました。それで、渋谷議員が言うPFASというのはフッ素化合物、過去に健康被害があったことは私も承知して調べておりますが、過去にどの成分がどのように人体に影響を及ぼしたというふうに認識されておりますか。

○ 12番（渋谷登美子議員） 成分がPFASに関して、今ちょっと手元に資料がないのですけれども、すみません、橋本議員の持っていらっしゃる資料というか、それがどういうふうなものか分かりませんが、私が言っているのは、この意見書は科学的評価を国がして、そしてそれは国がやってくださいということであって、ここに関して私や橋本さんがやっていくということではないです。それを求めて、それに関して科学的評価に基づいてこれの規制をしてくださいというものです。

○ 狩野勝義議長 3番、橋本将議員。

○ 3番（橋本 将議員） 資料をお持ちでないということは、いわゆるPFASイコール体に悪いという、それだけの思い込みだなということが、私にはそう聞こえました。私も調べました。いわゆるPFAS、フッ素化物、その中で過去に人体に健康に影響を及ぼしたものは低分子のものであるということ。例えば低分子という、PFASの中でPFOA、またPFOSというものだそうです。これに関しましては、撥水スプレーだとか、そういったものに使われたもの、またPFOSに関しますとクロームメッキ等に過去に使用されているということです。

こういった低分子のフッ素化物は、確かに体に影響を及ぼします。低分子というのは、アルコールだったり、塩だったり、そういったものも低分子、これはフッ素化合物でないです。例えばそういうものも低分子の物質があるということです。そういった低分子のフッ素化合物は、血液に流れ

たり体に蓄積する、そういったものがホルモンのバランスを崩すという結果は確かにあります。でも、そういったものは既に日本ではもちろん、世界中でも禁止されております。要は人工芝、ゴムチップ、マイクロチップなどですが、これは高分子になりまして、たとえ口に入れても血液にも吸収されずに便として排出されるということになっています。なので、この場合健康被害があるというのがなかなか科学的根拠に基づかないというふうに私は解釈しております。何が言いたいかというと、そういう知見をもって科学的知見が足りないのではないかということをもう一度お尋ねいたします。

○12番（渋谷登美子議員） 私が科学的知見がないかということですか。私は科学者ではないの、ごめんなさい、いい、言って。

○狛守勝義議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 私は科学者でないので、科学的知見は持っていません。悪いですけども、科学的知見は持っていません。ですけども、人間の体に対してしきい値というのがあって、それはどこまでいくかということなのですけども、それが今橋本さんが言われているようにそのしきい値がどこにあるか分かりません。橋本さんが言われているしきい値というのですかね、それは橋本さんの関係する人たちが調べたのであって、私が今言っているのは科学的にしっかり国で基準を評価して、それに基づいて規制をしてくださいというふうに言っているのであって、これに関してどうなのでしょう。それがPFASがというふうに、実際にPFASは、今でもそうですけれども、EUや、それからアメリカ、EUでは水道水に入っているから危険であるというふうに言われています。それが危険でないというふうに橋本さんがおっしゃるのであるならば、そのEUの根拠を覆さなくてはならないのですけれども、そのEUの根拠を覆すためのものがあるのかどうかということが問題で、今言っているのは、ここに関して科学的根拠に基づいて、そしてその結果の意見書、その結果いろいろな規制をしてほしいとか、そういうふうなことを言っているのであって、科学的根拠は国は求めてやっていないのですよね、今。ですから、そのところを言ってくださいというふうに言っているわけで、橋本さんのおっしゃることと、それからこの意見書とはちょっと趣旨がずれているのかなと思います。

○狛守勝義議長 3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 意見書を提出するに当たって議会に取り上げることで、科学的根拠とか実証性がない。ただ健康リスク、どんな健康リスクがあったかどうかというのを精査しないままで公的ところで議論し、発議し、提案していくこと自体がどうなのかなということを思っています。今の質問で渋谷議員が何となく雰囲気PFASイコール危険だというような認識が分かりました。以上になってしまいます。見ている教科書が違う。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義議長 指名してから。

〔何事か言う人あり〕

○3番（橋本 将議員） まず、この意見書に対して環境リスクと健康リスクというのをどのように分類しているのでしょうか。

○狛守勝義議長 渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 環境リスクは海洋に微小プラスチックが流れていくこと、それから健康リスクに関してはPFASのように化学物質が体の中に入って行って、やがて健康被害を起こすというふうなことです。

○狛守勝義議長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

渋谷登美子議員、お引取り願います。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義議長 討論を行います。

橋本議員、反対討論ですか。

○3番（橋本 将議員） 反対です。

○狛守勝義議長 そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 では、橋本議員、登壇願います。

〔3番 橋本 将議員登壇〕

○3番（橋本 将議員） 議長の許可を得ましたので、ただいまの意見書に対する反対討論をいたします。

まず申し上げたいのは、今回の意見書が前提としてPFASイコール危険という古い概念で作成されていることです。健康被害があると断定し、自治体としての使用を控えるべきという内容になっております。PFASといっても数千種類あり、健康リスクが問題になっているのはごく一部で、しかも日本では既に製造、使用が中止されています。一部の低分子PFASは、先ほども説明しましたが、撥水のスプレーとか、さっき言ったメッキの工業に使われておりました。もう今現在は使用されておりません。健康被害の一例として不安をあおっているのはテフロンフライパン加工も気になるころだと思いますが、こういうのは高分子ポリマーでできているようです。なので、これは例えば焦げたものが口に入ったりとか、何なら破片が口に入ってもそれは便として排出されるということが確認されております。日本、アメリカ、EU、欧州化学機関、これはECHAというのですかね、ECHAでも通常使用なら健康被害なしというふうにもう明言されているところがあります。つまりPFASという言葉だけで危険と決めつけるのは正確ではないということです。

それで、近年PFASが入っているからPFASフリーを買いましょうという動きがあります。

これは科学的根拠ではなく、不安や恐怖をあおれば売れるという市場構造もある現象だというふうに私のほうは考えております。フッ素加工品もマイクロチップも安全性が確立されているということは、認めざるを得ないのではないのでしょうか。私たちが守るべきは、国民の健康であると同様に正しい情報に基づく安心です。必要以上の不安をあおれば学校や公園などの整備が遅れ、本来必要な更新安全対策までも止まってしまいます。ただ、一方で、私は環境への課題、特にマイクロプラスチックの川や海へ流出する可能性についてはしっかり議論するべきだというふうに考えています。これは、実際に確認される環境リスクであり、これに対しては行政が対策すべき現実的な課題であるというふうには認識しております。

しかし、本意見書は、その現実的な環境問題ではなく、PFASイコール危険という古いイメージだけを強調し、科学的根拠は乏しいまま住民の不安をあおる内容となっています。私たちが行うべきは、正確な科学知見に基づき、安全性の確認される素材を使い、環境負荷の対策を進めることであって、根拠の薄い不安をあおることはありません。

以上の理由から、私は本意見書には賛成できません。

以上です。

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより、発議第11号 人工芝・ゴムチップ舗装に関する規制の強化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○狛守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第14、発議第12号 高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いします。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） 高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書について提案理由をお話しします。

提案理由

令和6年4月1日の障害者差別解消法改正により、合理的配慮の提供は行政、事業者ともに義務化されました。しかし、高校教育では、老朽化や整備状況のばらつきにより、進学希望者が個人の

障害状況に応じた学習環境について不安を感じる状況があります。特に、私立高校では教育委員会の所管が異なるためバリアフリー情報が集約されておらず、生徒の学習機会の公平性が損なわれています。高校教育においても合理的配慮の提供は義務であり、公私を問わず施設のバリアフリー化は、障害のある人等の学習権を保障し、インクルーシブ教育を実現するために不可欠です。

よって、公立高校の新設、改築時のバリアフリー化の義務付け、私立高校の整備状況の情報公開体制の整備、そして国による整備支援制度の拡充を求め、平等な学習機会の確保と安全な移動環境の整備を目指すため、本意見書を提出するものです。

裏面です。

高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書

令和6年4月1日より障害者差別解消法の改正によって、行政・事業者ともに合理的配慮の提供が義務付けられ、学校施設のバリアフリー化は国の重要施策として位置づけられている。

しかし、義務教育とは異なる高校教育では、通学する生徒の状況に合わせたバリアフリーの施設を自治体が先行して準備することは難しい。また、校舎の老朽化やバリアフリー整備状況にばらつきがあるため、進学希望者は個人の障害状況に応じた学習環境について不安を感じる人が多い。

私立高校では教育委員会の所管が異なることから、バリアフリー設備（エレベーター、スロープ、トイレ、視覚・聴覚支援設備、避難配慮等）に関する情報が集約されておらず、通学希望者、保護者や支援者が比較検討することが難しい。進学先を選ぶ際、バリアフリー情報が得られないことは、生徒の学習機会の公平性を損なうため、都道府県として積極的な情報公開体制の整備が必要である。

高校教育においても、公私ともに障害者差別解消法の合理的配慮は義務化されており、提供されるべきものである。

公立・私立を問わず、高校施設のバリアフリー化は、障害のある人等の学習権を保障し、インクルーシブ教育の実現に不可欠である。現状では、障害のある人にとっては、平等な選択肢がない。高校施設のエレベーター設置・バリアフリー化は障害のある生徒だけではなく、高齢者や妊婦、怪我をした生徒、重い荷物を運ぶ生徒にも必要である。とりわけ新設高校については、公共施設として、バリアフリー仕様を確実に確保すべきである。

よって嵐山町議会は、高校教育における障害者の合理的配慮を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、埼玉県知事、埼玉県議会です。

○ 狩守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番、青柳賢治議員。

○ 9番（青柳賢治議員） これ埼玉県知事まで出ますので、一応確認を含めて渋谷議員にお尋ねいたしますが、どうなのでしょうかね、高校教育ですから、今埼玉県の実態と申しますと、かなりある

高校をいわゆる少子化の中と言いつつ廃校にさせていくというようなことをございます。それと、今実態的に埼玉県がある程度、公立高校になりますけれども、その整備という感じではどのようなところに埼玉県が重点を置いているというように今の時点でお考えでいらっしゃいますか。

○狛守勝義議長 渋谷登美子議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 埼玉県の公立高校は136か何かなのですけれども、そのうちエレベーターを設置している高校は36です。そして、今統廃合が進んでいて、統廃合の中でどのくらいの高校になるのか分かりませんが、統廃合が進むと新設校になります。その新設校が今どの程度あるのかというのは分からないのですけれども、すごく面白いことなのですが、高校の男女共学というのが進められて、今盛んに言われていますけれども、実は高校の男女共学というのは、男子校のみエレベーターが最初設置してあったということなのです。そして、女子校にもとにかく一緒にしなくては、男女共学にならないと統合ができないですね。統合してから初めてエレベーターというふうな形になるのだと思うのですけれども、そこから男女共学の問題が始まっているというおかしな状況になっていて、確かに見てみると浦高、川高、熊高、松高もそうだったらしいのです。ほとんど男子校なのです。男子校が最初で、それから新設校というのは、滑高があったのですけれども、滑高は新設校ではないのですけれども、滑高は1人、今高校3年生の子が車椅子の子が卒業しようとするのですけれども、その子が入ることによって全部エレベーターとかバリアフリー化が進んでいくという形で、一つ一つの施設はやはり今子どもたちが入っていく中で状況に応じてやっていくというふうな形ですけれども、具体的にどういうふうなことを質問として求められているか分からないので、高校の状況というそういうふうな形で、義務教育ですとどうしても市町村が設置しますから、先行してやっていけるのです。次の小学校にここにいるから、この子のためにというふうな形ですけれども、高校は学力があるので、その学力テストに入ってからでないと高校の施設整備ができないという問題がありますけれども、こんな形の質問の答えでいいのでしょうか。

○狛守勝義議長 9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員がこの意見書を出される上では、埼玉県の実態というようなものをどの程度把握していらっしゃったかなということを聞いたかったのです。それで、いろいろと私もこれで情報を集めてみると、やはり公立においてはまだ、いわゆる水洗トイレだとか、そういったところがまだ手いっぱいだというような形で私聞いております。そういう中でこの意見書をあえて出されていくということについて確認しておきたいのですが、いかがですか。

○狛守勝義議長 渋谷登美子議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 具体的には1人、本当に困っている人がいます。学校に入りたくても入れない。地域で、この近隣で入れるところが車で30分圏内のところにはないということなのです。男子校だったら川高、熊高ですか。熊高は30分くらいで、でもその子は残念なことに女の子なのです。そんな形でいて、やっぱり学力があるので、学力の範囲内に入っていかなくてははいけないとい

う状況があつて、今の現状ではなかなか難しい状況が、子ども、子どもによって違うので、あると
いうことですが、それでいいですか。

○狛守勝義議長 ほかにありますか。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

渋谷登美子議員、お引取り願います。

討論を行います。

[発言する人なし]

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第12号 高校教育における障害者の合理的配慮を求める意見書の提出についての件
を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第15、発議第13号 労働時間の規制緩和に反対する意見書の提出についての件
を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇をお願いします。

[11番 川口浩史議員登壇]

○11番（川口浩史議員） 労働時間の規制緩和に反対する意見書の提出について提案理由を述べさせ
ていただきたいと思います。

ここに書きましたけれども、これは後ほどご覧ください。もし質問がないと言っておきたいこ
とが言えなくなってしまうので。今回の労働規制の緩和はどこから出てきているかという
と、人手不足にあえぐ経済界から出てきているということでありました。日本の場合は、月45時間、年
360時間ありますが、これが過労死ラインになっているということでありました。この過労死とい
うのは、英語でも過労死ということと言われておりまして、このような言葉はかなり特異な環境に置
かれているということでありました。その日本の労働時間が長いという一つの理由といたしまして、
割増賃金率、これが低いということにあります。日本の時間外割増賃金率は25%であるということ
です。アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスなどは50%、ノルウェーは40%以上ということであ
りました。そのため、時給が2,000円だと仮定すると日本は2,500円の時給で残業させることができ

るわけですが、日本以外のところ、先ほど申し上げたところでは3,000円以上に跳ね上がるということでありました。こうしたことが抑制につながっているということでもあります。日本の場合は、そうしたことで時間外は日本以外は1.5倍払わなくてはならないということが規制されている大きな要因であるということでありました。

日本でもっと働きたいという人たちがいます。6.4%という数字であります。これは、年収の壁を超えて働きたいという方がほとんどであるということでありました。今までの103万円の壁、106万円の壁のこういう人たちの意見を取り上げて、日本では必要なのだということを国会でも言っているわけであります。そうしたことで、もっと働ける環境をつくるということが今回必要だということと出されたものであります。

それでは、意見書を朗読したいと思います。

労働時間の規制緩和に反対する意見書

高市早苗首相が厚生労働大臣に指示した労働時間の規制緩和は、長時間労働是正への最悪の逆行である。

日本のフルタイム労働者の労働時間は、欧州諸国に比べ年間300時間程度も長く、「過労死」が後を絶たない。2024年度の業務の負荷による過労死は、脳・心臓疾患による死亡67件、精神障害による自殺88件にのぼっている。

高市首相は労働者が長時間労働の「選択」を求めているかのように述べているが、厚労省のまとめでは「就業時間を増やしたい」人は全体の6.4%、月80時間を超えて働きたい人は0.1%であった。圧倒的多数の労働者が望んでいないにも関わらず、労働時間の規制緩和を推し進めようとしている。これは財界の要請に応えるためである。

政府は2019年に施行した労働基準法の法定労働時間を「1日8時間・週40時間」と規制した。しかし、残業時間の上限は特別な事情がある場合、労使協定によって「月100時間未満」「2～6か月平均で月80時間」まで容認されたのである。これは過労死になる水準であり、過労死水準の上限規制を厳しくすることこそが求められている。

連続労働を防ぐ勤務間インターバルは、「過労死を防ぐのに有効」ということだ。フランスやノルウェー、ドイツ、イギリスなどEU諸国では勤務間インターバルを最低11時間義務付けている。また、時間外労働の割増賃金率が日本の場合、異常に低いことも長時間労働になっており、改善が求められる。

よって嵐山町議会は、労働者の命と健康を守るため労働時間の規制緩和には強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上です。

○狹守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 川口議員、この意見書冒頭に経済界からの要請であるというようなことをおっしゃっています。ただ、実際に現在の状況、2019年に施行したいいわゆる基準法が2024年問題となっているわけなのです。2024年問題というのはご存じでしょうか。

○狹守勝義議長 川口浩史議員、どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 労働者の時間規制をしていることというふうに理解しておりますけれども。

○狹守勝義議長 9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そのとおりなのですが、結局現在どういうことが起きているかといいますと、2024年にはバスの運転手、それから物流に関わる、配送に関わるトラックの運転手、それからさらに医師とか、そういったところに及ぶのですけれども、そういった人たち、医者とは別ですよ、人たちがバスの運転手さんもそこから離職して離れる。それから、配送に携わっている運転手さんも離れるということで、実際に起きていることはどういうことかということ、北海道ではバスの減便になっているのです。バスが動かない。さらには、いろいろな貨物の配送が滞って今までどおりには届いていないという、これが2024年問題らしいのです。ということは、今の人手不足というのは、よくよく考えると、もちろん働く人たちが、生産労働人口が減っているということもあるのでしょうか、それだけではなくて、今そこを打開するためにはどうするかということを高市さんは提案したのだと思うのです。そういう意味では、今の働きたいという人が幾らか、年収の壁とは言いつつも、そういう方がいらっしゃる。仕事をしたいという人もいます。その人たちに制約をかけることはいかがなものですか。どういうふうに思います、その辺については。

○狹守勝義議長 川口浩史議員、どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 働きたいという人がいるというのは、いるかもしれませんが、それは中には。ただ、バスなんかを考えてみますと、大きな事故が何件も発生していたわけです。やはりこれはまずいと。これ規制緩和で働けるようになっていったわけなのですけれども、その規制緩和を続けていった結果、大きな事故が発生してきてと、何件も発生したと。これ物流の世界だってそうですよね。トラックによる事故というのはまさに後を絶たないという状況がつけられているわけですから、適切な勤務間インターバル、そして休日、労働時間の規制というのは私は大変必要だというふうに思います。

経済への影響というのは、当然それは発生するわけですが、まずは国民の命というのがここでは考えていかないといけないと。働きたい人がいるから、働ける環境をつくりましょうなんていうのは非常に拙速で軽率な考えだと、こう私は強く批判したいというふうに思います。

○狹守勝義議長 9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） とすれば、今の日本が悩んでいる人手不足、それはなかなか解消のしよう

がないですよ。ですから、本人がその中で、例えば車の運転手もそうですよ。若い人たちがでかい荷物を持って1階、2階、3階まで上がってくる。ああいう姿を見ていると、そういう人たちがいるから今成り立っているのです。ですから、そういったような、やはりある程度自分も収入欲しいというのはあるかもしれないけれども、そういった面でも自分の体を使って今この流通をやらなくてはいけないのだと思っている人たちがいっぱいいるわけですよ。そういう人たちはどう思われますか。そういう人たちに対しても休めと、そういうことですか。

○狛守勝義議長 川口浩史議員、どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 当然それは休んでもらうことが第一だというふうには思います。私も知らなかったのですが、最近ゆっくり配送、余裕配送、何か翌日配送ではなくて、1週間後でもいいし、何かそういうものがあるということで、やはり我々利用者も少し変わってきているのではないかな。少して、大きく変わってきているのではないかなと思うのです。早く届けなくてはならないものもあるでしょうけれども、後でもいいと。別に腐るものでなければ後でもゆっくりでもいいですよというものがあるということは、我々もそういう考えを持って配送者に接しなければいけないのだというふうに思います。そういうふうにして経済を考えて、人手不足を考えていけないといけないというふうに思います。とにかく労働者の安全というか、健康というものを第一に考えたことが必要だと、それが2019年に議論されて一定の規制をつくってきたわけですから、これをまた元に戻しましょうというのは私はおかしな議論ではないかなというふうに思いますけれども。

○狛守勝義議長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

川口浩史議員、お引取り願います。

討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 労働時間の規制緩和に反対する意見書に賛成します。

私は、今の青柳議員の質疑を聞いてすごく気になったことがあるのですが、人手不足を規制緩和によって解消する。それはできないことです。なぜなら、人手不足はどういうふうな状況になって今起きているかという、男性と女性といて、女性賃金は男性賃金の正規の人で78%、そして非正規の人で28%というふうになっています。ですから、このような状況の中で人手不足は解消できないです。女性は78%、どんなに働いていても、やっと78%まで来たのですけれども、男の人と

同じように賃金をもらいたいと思うと、規制緩和をされて、そしてそういうふうな形でたくさん働かなくてはならない。そうすると、健康を害し、家庭にも問題が出てくる。なぜ28%ぐらいしか非正規の人たちは得られないかという、男性が全く女性のことに関係なく仕事だけをしていく、そういうふうな状況があって、そして今の人手不足が起きています。そのために、こういった労働時間の規制緩和をしていくと女性と男性の働く割合、ワーク・ライフ・バランスが全く崩れていきます。そのために、労働の規制緩和はしてはいけないことだと思います。そして、女性と男性と同じように働く体制をつくっていく、そのようにして人手不足を解消していく。それに、さらに高齢者の人も仕事がしっかり、1週間に3日とか4日とか、少ない日数でも働いていく、そういうふうな形で人手不足を解消していくという方法が必要であって、現在この規制緩和で人手不足を解消するということはむしろ経済を悪化させる形になると思いますので、この労働時間の規制緩和に反対する意見書には賛成いたします。

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第13号 労働時間の規制緩和に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○狛守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

ここで執行部入場のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時36分

再 開 午後 2時38分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○狛守勝義議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

佐久間町長、登壇をお願いします。

[佐久間孝光町長登壇]

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今期定例会は11月28日に開会され、本日まで11日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和7年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を

賜り、誠にありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、国においては物価高、経済対策に取り組む18兆円を超える補正予算が閣議決定され、現在開会中の臨時国会において審議されることとなっております。今回の国の補正予算には物価高騰対策重点支援のための地方への臨時交付金や子育て世代への給付金などが盛り込まれており、町としても補正予算が可決成立後、補正予算の検討を進め、スピード感を持って物価高対策に取り組んでまいります。

また、嵐山町議会始まって以来初となる中学生の議会傍聴が実施されました。今後とも若い世代が町政に関心を持ってくれますことを祈っております。

本年も残すところ3週間余りとなりました。季節性インフルエンザも例年以上に流行しております。議員各位にはどうかご自愛をいただき、ご健勝にて越年され、引き続きご活躍されますことを心よりご期待申し上げる次第でございます。

新たな年が嵐山町と嵐山町民にとりまして明るく希望に満ちた年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶をいたします。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○狛守勝義議長 次に、閉会に当たり、本職からも一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月28日に開会し、本日12月8日までの会期中、議員各位におかれましては町政の重要課題について熱心かつ真摯にご審議賜りました。おかげさまをもちまして本定例会に提出されていた全ての議案について滞りなく議論することができましたことを心より感謝申し上げます。

一方で、追加議案として予定されておりました補正予算等につきましては、国の審議日程の都合により、今定例会では審議することができませんでした。つきましては、後日町長の招集の下、臨時会を開会し、改めてご審議いただくこととなります。議員各位におかれましては、誠に多忙の折とは存じますが、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本定例会の運営にご尽力いただきました議員各位並びに執行部の皆様に重ねて感謝申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○狛守勝義議長 これをもちまして、令和7年第4回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員